

令和 7 年度

障害者総合福祉推進事業

「地域生活支援事業における

日中一時支援事業等の利用状況等に関する調査研究」

事業報告書

令和 8 年 3 月

PwC コンサルティング合同会社

概要

【事業目的】

地域生活支援事業は、地方公共団体が地域の実情や障害児・者等のニーズに応じ、柔軟に実施する事業として平成 18 年に創設された。近年、障害児・者の地域移行や社会生活が推進される中で、事業に対するニーズは定量的に増大するだけでなく、内容的にも多様な支援が求められているところである。

障害児・者等が地域で安心した暮らしを送るためには、日中の活動の充実が重要であり、この観点は令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定においても重視されている。障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業では、日中一時支援事業や地域活動支援センター事業等を通じて、地方公共団体が地域の実情に応じた多様な形態で日中活動の充実に取り組んでいる。

日中一時支援事業及び地域活動支援センター事業はいずれも、障害児・者等の日常生活を支えるうえで不可欠なサービスである。しかし、これらの事業は地域の実情や利用者の状況に応じて多様な形で実施されているため、提供体制や利用状況が十分に把握されていないのが現状である。そこで本事業では、両事業の提供体制や利用状況を明らかにするとともに、障害児・者等の利用実態、障害児が成人に達した後の利用継続状況や利用先の動向について、詳細に把握することを目的として実施する。

【調査方法】

本事業では、上記の目的を達成するため、下記 2 つの実態調査を実施した。なお、調査設計や分析に当たっては、有識者による検討委員会から助言を得ながら検討を進めた。

- ① アンケート調査（対象は全国の市区町村、日中一時支援事業所、地域活動支援センター）
- ② ヒアリング調査（対象は全国の市区町村、日中一時支援事業所、地域活動支援センター）

【調査結果及び考察】

日中一時支援事業と地域活動支援センター事業の提供体制及び利用実態について調査結果及び考察をとりまとめた。なお、日中一時支援事業や地域活動支援センター事業を活用し個別給付サービス利用後の夕方の時間帯に対応している事例について取りまとめた。

目次

1. 事業概要	1
(1) 背景と目的	1
(2) 事業の全体像	3
(3) 検討委員会	6
2. アンケート調査（自治体）	8
(1) 調査概要	8
(2) 調査結果	11
3. アンケート調査（日中一時支援事業所）	56
(1) 調査概要	56
(2) 調査結果	58
4. アンケート調査（地域活動支援センター）	81
(1) 調査概要	81
(2) 調査結果	83
5. ヒアリング調査	112
(1) 調査概要	112
(2) 調査結果	114
6. まとめ	132
(1) 日中一時支援事業	132
(2) 地域活動支援センター事業	136
付録	140
付録1 事例のまとめ	140
付録2 自治体アンケート調査票	154
付録3 日中一時支援事業所アンケート調査票	189
付録4 地域活動支援センターアンケート調査票	208

1. 事業概要

本章では、本事業の背景及び目的、並びに事業の全体像等について掲載する。

(1) 背景と目的

① 調査対象事業の概要

I. 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、市町村地域生活支援事業の任意事業に位置づけられ、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業であり、事業内容は次のとおりと示されている。

1. 日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他実施主体が認めた支援を行う。
2. 送迎サービスその他適切な支援を実施主体の判断により行う。
3. 事業は、地域のニーズに応じて行う。

なお、本事業を利用している時間は、ホームヘルプサービス等その他の障害福祉サービス等を利用できないこととされている。

II. 地域活動支援センター

地域活動支援センターは、地方交付税措置されている基礎的事業（創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業）に加え、障害者総合支援法の市町村地域生活支援事業の必須事業に位置づけられる地域活動支援センター機能強化事業を財源として実施されている。

障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する障害者総合支援法上の施設（法第5条第1項第27号）であり、地域の実情に応じ、市町村がその創意工夫により柔軟な運営、事業の実施が可能とする特徴がある。

設置要件として、10人以上の人員が利用できる規模（※創作的活動の機会の提供等ができる場所や必要な備品等を整備）、施設長1名、指導員2名以上の職員配置が求められる。

地域活動支援センター機能強化事業には、次の3つの事業形態の例がある。

【地域活動支援センターⅠ型】

- ・事業内容：精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施
- ・利用者数：1日あたり概ね20名以上

【地域活動支援センターⅡ型】

- ・事業内容：雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施
- ・利用者数：1日あたり概ね15名以上

【地域活動支援センターⅢ型】

- ・事業内容：地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、引き続き援護事業を実施
- ・利用者数：1日あたり概ね10名以上

② 背景

地域生活支援事業は、地方公共団体が地域の実情や障害児・者等のニーズに応じ、柔軟に実施する事業として平成18年に創設された。近年、障害児・者の地域移行や社会参加が推進される中で、事業に対するニーズは定量的に増大するだけでなく、内容的にも多様な支援が求められているところである。

障害児・者等が地域で安心した暮らしを送るためには、日中の活動の充実が重要であり、この観点は令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においても重視されている。障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業では、日中一時支援事業や地域活動支援センター事業等を通じて、地方公共団体が地域の実情に応じた多様な形態で日中活動の充実に取り組んでいる。

日中一時支援事業及び地域活動支援センター事業はいずれも、障害児・者等の日常生活を支えるうえで不可欠なサービスである。しかし、これらの事業は地域の実情や利用者の状況に応じて多様な形で実施されているため、提供体制や利用状況が十分に把握されていないのが現状である。

③ 目的

上記の背景を踏まえ、本事業では、日中一時支援事業及び地域活動支援センター事業について、次の目的のもと実態把握調査を実施した。

- (1) 日中一時支援事業や地域活動支援センター事業の提供体制及び利用状況等の実態を明らかにすること
- (2) 特に成人期に移行した障害者へのサービス提供体制や利用状況等について詳細な情報を把握すること

(2) 事業の全体像

① アンケート調査

本事業で実施したアンケート調査は、図表 1 のとおり。

図表 1 アンケート調査の実施概要

調査の種類	目的	概要
調査 1 自治体調査	自治体における日中一時支援事業、地域活動支援センター事業の実態を把握する	【調査対象】 - 全国の市区町村 【調査方法】 - 厚生労働省よりメール及び一斉通知・調査システムにて調査票（Excel）を展開 - 専用のウェブページ及びメールにて回答済みの調査票を受領 【調査期間】 - 令和 7 年 12 月 17 日～令和 8 年 1 月 23 日 （なお、集計対象に含めた回答は 1 月 23 日までに回答のあったものである）
調査 2 日中一時支援事業所調査	日中一時支援事業所の実態を把握する	【調査対象】 - 全国の日中一時支援事業所 （自治体メールアドレス等を把握している事業所を対象とする） 【調査方法】 - 厚生労働省よりメール及び一斉通知・調査システムにて調査票（Excel）を展開し、自治体に登録事業所への調査票（Excel）展開を依頼 - 専用のウェブページ及びメールにて回答済みの調査票を受領 【調査期間】 - 令和 7 年 12 月 17 日～令和 8 年 1 月 16 日 （なお、集計対象に含めた回答は 1 月 23 日までに回答のあったものである）
調査 3 地域活動支援センター調査	地域活動支援センターの実態を把握する	【調査対象】 - 全国の地域活動支援センター （自治体メールアドレス等を把握している事業所を対象とする） 【調査方法】 - 厚生労働省よりメール及び一斉通知・調査システムにて調査票（Excel）を展開し、自治体に登録事業所への調査票（Excel）展開を依頼 【調査期間】 - 令和 7 年 12 月 17 日～令和 8 年 1 月 16 日 （なお、集計対象に含めた回答は 1 月 23 日までに回答のあったものである）

② ヒアリング調査

本事業で実施したヒアリング調査は、図表 2 のとおり。

図表 2 ヒアリング調査の実施概要

調査の種類	目的	概要
調査 1 自治体調査	自治体の実態を深掘りし、事例を収集する	【調査対象】 - 厚生労働省、委員による紹介、またはアンケート調査で把握できた事例を踏まえて選定された自治体 【調査方法】 - 事前にヒアリング項目を共有し、オンラインで 1 時間のヒアリングを実施 【調査期間】 - 令和 7 年 11 月 10 日～令和 8 年 2 月 27 日
調査 2 事業所調査	事業所の実態を深掘りし、事例を収集する	【調査対象】 - 厚生労働省、委員による紹介、またはアンケート調査で把握できた事例を踏まえて選定された日中一時支援事業所または地域活動支援センター 【調査方法】 - 事前にヒアリング項目を共有し、現地訪問し、1 時間～1 時間 30 分のヒアリングを実施 【調査期間】 - 令和 8 年 1 月 20 日～令和 8 年 2 月 27 日

③ 事業経過

本事業は令和7年9月10日に内示を受け、令和8年3月31日まで、次の経過で事業を実施した。

図表 3 事業経過

	事業実施状況			
令和7年 9月	↑ 委員調整 ↓	↑ アンケート 調査設計 検討 ↓	↑ ヒアリング 調査設計 検討 ↓	
10月				
11月	★第1回検討 委員会	↑ アンケート 調査実施 ↓	↑ ヒアリング 調査実施 ↓	
12月				
令和8年 1月		↑ アンケート 調査 集計・分析 ↓	↑ ヒアリング 調査分析 ↓	↑ 報告書作成 ↓
2月	★第2回検討 委員会			
3月	★第3回検討 委員会			

(3) 検討委員会

日中一時支援事業及び地域活動支援センター事業について知見のある有識者による検討委員会を組織して議論を進めた。検討委員会は全3回実施した。

① 検討委員

検討委員は図表4のとおりである。なお、座長には曾根氏が就任した。

図表4 検討委員

氏名	所属・肩書
石田 公祐	社会福祉法人 天竜厚生会 障害者支援施設 赤石寮 施設長
榎本 義和	新潟市 福祉部 障がい福祉課 課長
斉藤 誠	浦安市 福祉部 副参事 障がい事業課 課長
志村 敬親	福島学院大学 福祉学部 福祉心理学科 講師
曾根 直樹	日本社会事業大学 社会事業研究所 客員教授

(五十音順、敬称略)

検討委員会のオブザーバーとして参画した者は図表5のとおりである。

図表5 検討委員会オブザーバー

氏名	所属・肩書
増田 岳史	厚生労働省 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 室長補佐
岩本 まどか	厚生労働省 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 予算係・地域生活支援係 係長
渡辺 亮太	厚生労働省 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 予算係・地域生活支援係 厚生労働事務官

(敬称略)

本事業を実施した事務局は図表6のとおりである。

図表6 事務局

氏名	所属・肩書
東海林 崇	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 ディレクター
青木 佑夏	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアアソシエイト
藤井 瞭	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアアソシエイト
リ ヒゼ	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 アソシエイト

② 検討委員会開催状況

検討委員会は全3回開催し、オンライン開催とした。

図表 7 検討委員会の開催日及び議題

開催日	主な議題案
第1回 令和7年11月4日	・ 事業概要 ・ 各種アンケート調査方針・調査票の検討 ・ ヒアリング調査設計・調査項目の検討
第2回 令和8年2月5日	・ アンケート調査速報値の共有及び分析結果の検討 ・ ヒアリング調査速報値の共有及び追加ヒアリング調査の実施方針の検討
第3回 令和8年3月5日	・ アンケート調査のクロス集計結果の共有及び分析結果の検討 ・ 追加ヒアリング調査の結果報告 ・ とりまとめ方針の検討

2. アンケート調査（自治体）

本章では、全国の市区町村を対象としたアンケート調査の内容とその結果について詳細を記載する。

（1）調査概要

本調査の調査概要、調査項目及び調査の回収状況は次のとおりである。

① 調査概要

本調査は図表 8 のとおり実施した。

図表 8 自治体アンケート調査の概要

項目	概要
目的	・自治体における日中一時支援事業、地域活動支援センター事業の実態を把握する
調査対象	・全国の 1,741 市区町村
調査方法	・厚生労働省よりメール及び一斉通知・調査システムにて調査票（Excel）を展開 ・専用のウェブページ及びメールにて回答済みの調査票を受領
調査期間	・令和 7 年 12 月 17 日～令和 8 年 1 月 23 日 ¹

② 調査項目

検討委員会等での検討を踏まえ、次の項目についてアンケート調査を実施した。

図表 9 自治体アンケート調査項目

大項目	調査項目
基本情報	・自治体名 ・人口規模 ・障害者手帳保有者数 ・担当者の連絡先等
日中一時支援事業の実施概要	・事業の実施状況 ・事業所の事前登録の実施有無、実施方法 ・実施事業所数 ・利用者数（利用決定を受けている障害児・者数） ・累積利用時間（利用決定を受けている障害児・者の利用時間の総計） ・総事業費（事業者へ委託費等として支出した金額の総計） ・自己負担の設定状況、規定、上限金額の設定、方法 ・利用対象要件（障害種別や程度、年齢、居住地など） ・医療的ケアを必要とする者及び強度行動障害の状態にある者の利用ニーズ把握有無 ・利用を可と定めている利用目的

¹ 開始日は厚労省より自治体に調査票を送付した日であり、終了日は自治体からの回答期限（督促による延長期間を含む）に基づき、集計対象とした最終回答日としている。

大項目	調査項目
地域活動支援センター事業の実施概要	・事業の実施状況 ・事業所の単独実施・共同実施状況及び所在状況 ・自市区町村内に所在する事業所の設置数（合計、類型・運営主体別、開所年数別） ・実施事業所数 ・登録者数、実利用者数 ・想定している利用対象 ・医療的ケアを必要とする者及び強度行動障害の状態にある者の利用ニーズ把握有無 ・累積利用時間（利用決定を受けている障害児・者の利用時間の総計） ・総事業費（事業者に委託費等として支出した金額の総計）
個別給付サービスとの優先関係	・個別給付サービスとの優先関係または供給の可否を定めたルールの有無 ・他のサービスと重複利用している日中一時支援事業の利用者数 ・個別給付サービスを優先するなかで日中一時支援事業を利用する理由
事業所確保の取組	・個別給付サービス事業所を確保するための取組有無 ・取組の具体的な内容・効果・事業所の確保が進まない理由
障害福祉サービス利用時間終了後の利用	・特別支援学校等の卒業後の状況²についての課題感 ・日中一時支援事業所や地域活動支援センター以外の夕方以降の時間帯に利用できる独自のサービスや自治体単独事業等の有無 ・特別支援学校等の卒業後の状況についての障害児・者及び家族からのニーズ把握有無、ニーズを踏まえた事業所への打診有無 ・特別支援学校等の卒業後の状況について検討している対応策 ・夕方の時間帯の受け皿としての日中一時支援事業の位置づけ状況 ・夕方の時間帯の受け皿としての地域活動支援センターの位置づけ状況 ・日中一時支援事業所における夕方の時間帯の利用に係る課題 ・地域活動支援センターにおける夕方の時間帯の利用に係る課題 ・日中活動系サービスの利用時間帯前後の日中一時支援事業の利用可否、利用可能条件 ・日中活動系サービスの利用時間帯前後の地域活動支援センターの利用可否、利用可能条件 ・日中一時支援事業または地域活動支援センター利用者のうち、特別支援学校等の卒業後の若者の割合の増減傾向 ・特別支援学校等の卒業後の状況に対し日中一時支援事業または地域活動支援センター事業を活用した事例 ・夕方の時間帯の利用に係る課題に対する工夫事例

² 本事業における「特別支援学校等の卒業後の状況」とは、特別支援学校等を卒業した後の日常生活において、日々利用する障害福祉サービス上の「生活介護」等が午後３時台などに終了する場合、余暇活動の機会や居場所が確保できず、夕方以降の時間を有意義に過ごすことが難しい（親御様にとっては、ご自身が勤務している間の預け先の確保が難しい）状況のことを指す。

③ 回収状況

自治体に対するアンケート調査の回収状況は、図表 10 のとおりである。

図表 10 自治体アンケート調査の回収状況

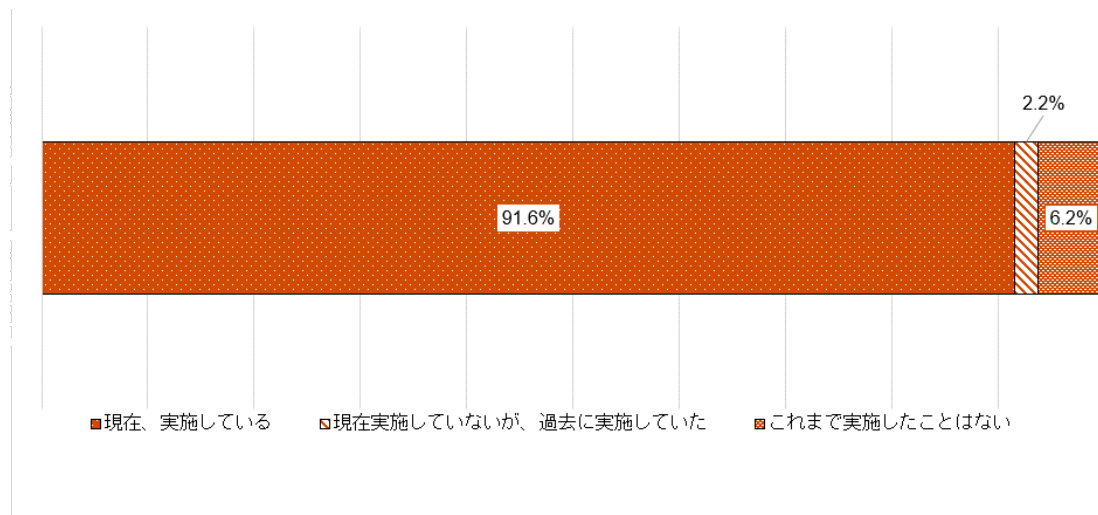
	有効回答数	有効回答率	母数
全体	741	約 42.6%	1,741
政令指定都市	15	約 75.0%	20
中核市	46	約 74.2%	62
特別区	20	約 87.0%	23
一般市	332	約 43.0%	772
その他	328	約 38.0%	864

(2) 調査結果³

① 日中一時支援事業の実施状況（問5）

日中一時支援事業の実施状況については、「現在、実施している」が最多の約 91.6%、「これまで実施したことはない」が次点の約 6.2%であった。

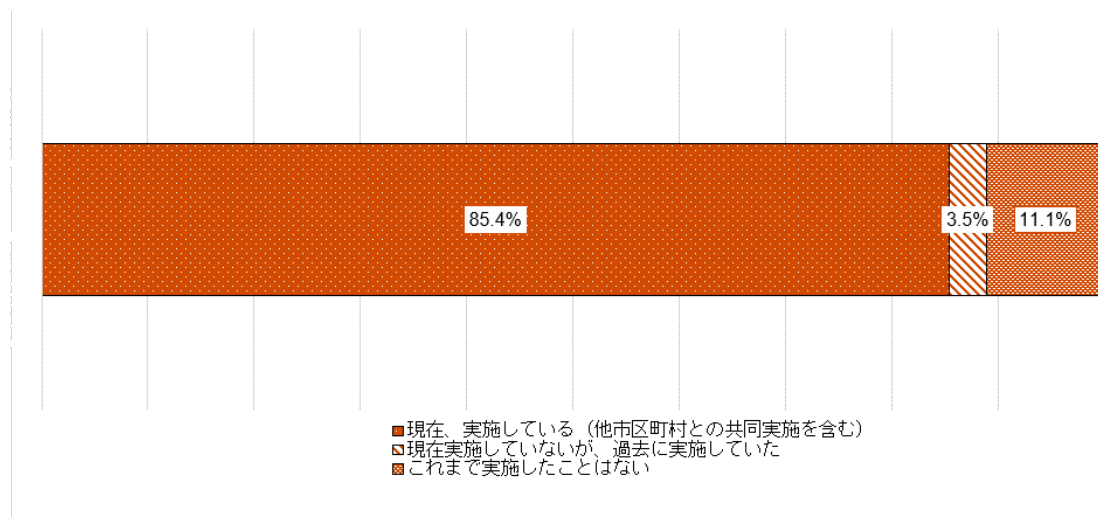
図表 11 日中一時支援事業の実施状況（n=737、単一回答）



② 地域活動支援センター事業の実施状況（問6）

地域活動支援センター事業の実施状況については、「現在、実施している（他市区町村との共同実施を含む）」が最多の約 85.4%、「これまで実施したことはない」が次点の約 11.1%であった。

図表 12 地域活動支援センター事業の実施状況（n=733、単一回答）

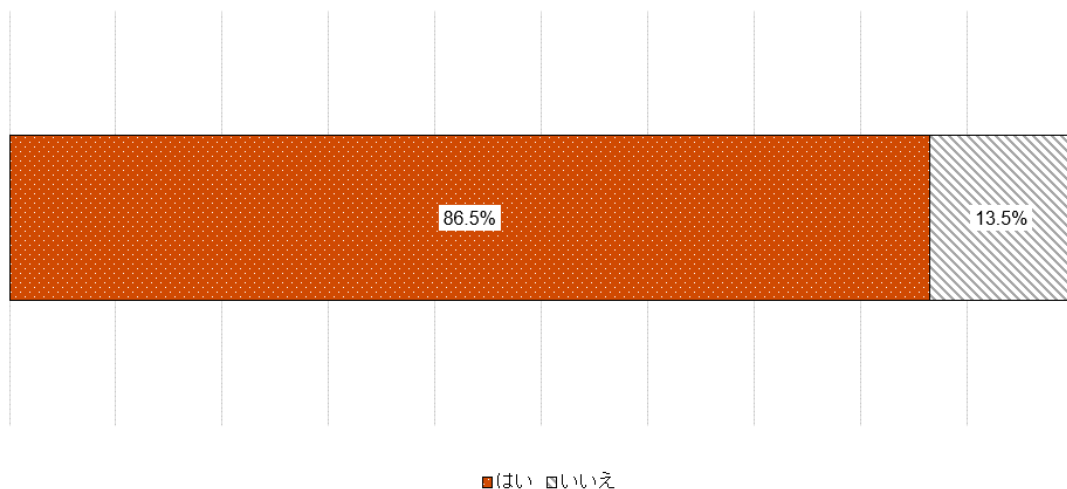


³ 本調査結果における各設問の集計値（n 数）は、本調査の結果をより実態に即して分析するため、明らかな無回答及び判別不能な回答を除外した設問ごとの有効回答のみで構成比を算出している。そのため、設間によって n 数が異なる場合がある。なお、本調査では割合（%）については、各項目において小数点第 1 位までの値となるように小数点第 2 位について四捨五入をしているため、合計が 100.0%にならない場合がある。また、合計値については小数部分を含まない値となるように小数点第 1 位について四捨五入をし、平均値については小数点第 2 位までの値となるように小数点第 3 位について四捨五入をしている。

③ 日中一時支援事業所の事前登録の有無（問 7-1）

日中一時支援事業の実施事業所の事前登録を行っているかについては、「はい」が最多の約 86.5%、「いいえ」が次点の約 13.5%であった。

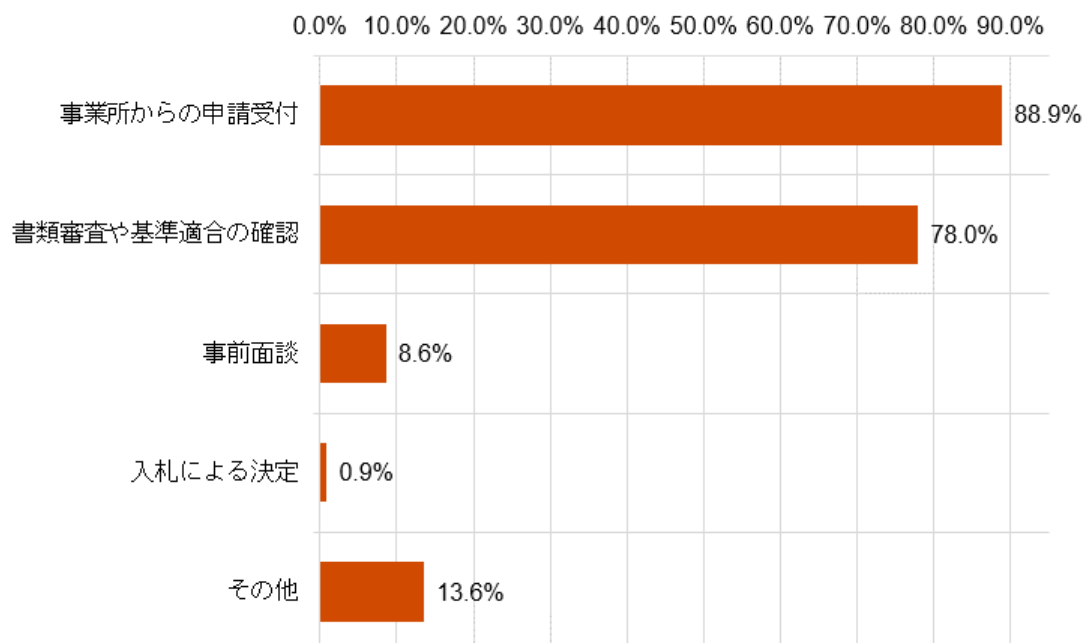
図表 13 日中一時支援事業所の事前登録の有無（n=675、単一回答）



④ 日中一時支援事業所の登録方法（問 7-2）

事前登録を行っている自治体に日中一時支援事業の事業所を登録するまでに実施する方法について聞いたところ、「事業所からの申請受付」が最多の約 88.9%、「書類審査や基準適合の確認」が次点の約 78.0%であった。

図表 14 日中一時支援事業所の登録方法（n=583、複数回答）



⑤ 日中一時支援事業の実施事業所数（問 8）

日中一時支援事業の実施事業所数（令和 7 年 10 月 1 日現在）について聞いたところ、自治体管内の登録事業所総数は平均 10.12 事業所であった。そのうち、生活介護と併設している事業所が平均 3.76 事業所、放課後等デイサービスと併設している事業所が平均 2.45 事業所、就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）と併設している事業所が平均 1.62 事業所であった。一方、他のサービスと併設せず日中一時支援事業のみを登録している事業所は平均 1.81 事業所であった。

図表 15 日中一時支援事業の実施事業所数（数値回答）

区分	件数 (回答自治体数)	合計 (事業所数)	平均 (事業所数)
①自治体管内の登録事業所総数 ※管内登録事業所の合計	665	6,732	10.12
② ①のうち生活介護と併設している登録事業所数	557	2,096	3.76
③ ①のうち放課後等デイサービスと併設している登録事業所数	544	1,334	2.45
④ ①のうち就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）と併設している登録事業所数	527	856	1.62
⑤ ①のうち日中一時支援事業のみの登録事業所数	525	950	1.81

⑥ 日中一時支援事業の利用者⁴数（問9）

日中一時支援事業の利用者数（利用決定を受けている障害児・者数、令和7年10月1日現在）について把握した結果は、以下のとおりである⁵。なお、重複障害のある場合には主たる障害に計上している。

図表 16 利用者数（身体障害、合計値、n=675、数値回答）

身体障害		障害支援区分								計
		非該当 /認定 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分を 把握し ていな い	
年 齢	0～17歳	1,326	11	33	565	0	10	13	637	2,595
	18～39歳	108	9	41	171	255	545	2,585	1,453	5,167
	40～64歳	56	8	43	107	180	237	602	555	1,788
	65歳以上	48	7	9	14	14	20	29	68	209
	年齢を把握 していない	26	1	6	18	26	32	175	2,001	2,285
計		1,564	36	132	875	475	844	3,404	4,714	12,044

図表 17 利用者数（知的障害、合計値、n=675、数値回答）

知的障害		障害支援区分								計
		非該当 /認定 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分を 把握し ていな い	
年 齢	0～17歳	6,974	184	465	958	27	32	23	2,520	11,183
	18～39歳	1,433	128	745	1,916	3,774	4,049	4,086	8,219	24,350
	40～64歳	233	40	305	737	1,365	1,163	1,142	3,009	7,994
	65歳以上	27	4	45	59	61	48	34	189	467
	年齢を把握 していない	130	39	130	168	184	179	142	6,193	7,165
計		8,797	395	1,690	3,838	5,411	5,471	5,427	20,130	51,159

⁴ 本事業で実施したアンケート調査における「利用者」とは、利用決定を受けている障害児者を指す。

⁵ 「合計値」の図表について、回答結果に基づき集計を行っているが、一部の回答において小数点以下の数値が含まれており、小数点第一位を四捨五入した整数で表記しているため、内訳の合計値が「計」の数値と完全に一致しない場合がある。

⁶ 「平均値」の図表について、「計」以外の各区分における数値は、各区分における有効回答（無回答を除いた件数）を分母として算出している。また、行・列の「計」は、各区分の平均値の積算ではなく、全回答者数を分母として算出した加重平均値である。区分ごとに有効回答数が異なるため、各区分の平均値を合算しても「計」の数値とは一致しない場合がある。

図表 18 利用者数（精神障害、合計値、n=675、数値回答）

精神障害		障害支援区分								計
		非該当 /認定 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分を 把握し ていない	
年 齢	0～17 歳	1,332	9	37	81	0	1	0	317	1,777
	18～39 歳	323	6	99	100	73	24	22	219	866
	40～64 歳	293	18	199	228	131	49	20	386	1,324
	65 歳以上	44	7	33	32	18	7	3	39	183
	年齢を把握し ていない	53	5	39	14	15	5	3	638	772
計		2,045	45	407	455	237	86	48	1,599	4,922

図表 19 利用者数（難病等、合計値、n=675、数値回答）

難病等		障害支援区分								計
		非該当 /認定 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分を 把握し ていない	
年 齢	0～17 歳	122	0	0	4	0	0	0	141	267
	18～39 歳	5	0	0	0	0	2	0	135	142
	40～64 歳	4	0	3	0	0	3	0	58	68
	65 歳以上	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	年齢を把握し ていない	0	0	0	1	0	1	0	6	8
計		131	0	3	5	0	6	0	342	487

図表 20 利用者数（障害種別不明、合計値、n=675、数値回答）

障害種別不明		障害支援区分								計
		非該当 /認定 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分を 把握し ていない	
年 齢	0～17 歳	5,395	31	186	516	1	1	0	5,068	11,198
	18～39 歳	392	6	53	90	162	152	291	4,057	5,203
	40～64 歳	74	9	25	34	46	41	40	3,040	3,309
	65 歳以上	7	1	9	3	3	5	2	762	792
	年齢を把握し ていない	103	9	39	49	103	73	81	3,916	4,373
計		5,971	56	312	692	315	272	414	16,843	24,875

図表 21 利用者数（身体障害、平均値、n=675、数値回答）

身体障害		障害支援区分								計
		非該当 /認定 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分を 把握し ていない	
年 齢	0～17 歳	4.70	0.07	0.19	2.85	0.00	0.06	0.08	2.94	3.84
	18～39 歳	0.53	0.06	0.23	0.86	1.11	2.08	7.36	6.34	7.65
	40～64 歳	0.30	0.05	0.25	0.55	0.81	1.04	2.31	2.47	2.65
	65 歳以上	0.27	0.04	0.05	0.08	0.08	0.12	0.17	0.33	0.31
	年齢を把握し ていない	0.16	0.01	0.04	0.11	0.16	0.20	1.09	9.26	3.39
計		2.32	0.05	0.20	1.30	0.70	1.25	5.04	6.98	17.84

図表 22 利用者数（知的障害、平均値、n=675、数値回答）

知的障害		障害支援区分								計
		非該当 /認定 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分を 把握し ていない	
年 齢	0～17 歳	20.16	1.08	2.26	4.37	0.16	0.19	0.14	11.00	16.57
	18～39 歳	5.17	0.68	2.65	5.81	9.98	10.97	10.72	34.68	36.07
	40～64 歳	1.08	0.23	1.33	2.70	4.42	3.98	3.92	13.20	11.84
	65 歳以上	0.15	0.03	0.25	0.32	0.33	0.27	0.20	0.91	0.69
	年齢を把握し ていない	0.83	0.25	0.83	1.07	1.16	1.13	0.90	29.21	10.61
計		13.03	0.59	2.50	5.69	8.02	8.11	8.04	29.82	75.79

図表 23 利用者数（精神障害、平均値、n=675、数値回答）

精神障害		障害支援区分								計
		非該当 /認定 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分を 把握し ていない	
年 齢	0～17 歳	5.82	0.06	0.22	0.48	0.00	0.01	0.00	1.56	2.63
	18～39 歳	1.54	0.04	0.53	0.53	0.41	0.15	0.13	1.05	1.28
	40～64 歳	1.41	0.11	1.01	1.05	0.69	0.28	0.12	1.82	1.96
	65 歳以上	0.25	0.04	0.19	0.18	0.11	0.04	0.02	0.20	0.27
	年齢を把握し ていない	0.34	0.03	0.25	0.09	0.10	0.03	0.02	3.04	1.14
計		3.03	0.07	0.60	0.67	0.35	0.13	0.07	2.37	7.29

図表 24 利用者数（難病等、平均値、n=675、数値回答）

難病等		障害支援区分								計
		非該当 /認定 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分を 把握し ていな い	
年 齢	0～17 歳	0.72	0.00	0.00	0.03	0.00	0.00	0.00	0.77	0.40
	18～39 歳	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00	0.73	0.21
	40～64 歳	0.02	0.00	0.02	0.00	0.00	0.02	0.00	0.31	0.10
	65 歳以上	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00
	年齢を把握し ていない	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00	0.01	0.00	0.03	0.01
計		0.19	0.00	0.00	0.01	0.00	0.01	0.00	0.51	0.72

図表 25 利用者数（障害種別不明、平均値、n=675、数値回答）

障害種別不明		障害支援区分								計
		非該当 /認定 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分を 把握し ていな い	
年 齢	0～17 歳	24.08	0.19	1.08	2.95	0.01	0.01	0.00	22.42	16.59
	18～39 歳	2.28	0.04	0.32	0.54	0.96	0.92	1.72	20.39	7.71
	40～64 歳	0.44	0.06	0.15	0.21	0.28	0.25	0.25	15.51	4.90
	65 歳以上	0.04	0.01	0.06	0.02	0.02	0.03	0.01	3.93	1.17
	年齢を把握し ていない	0.65	0.06	0.25	0.31	0.66	0.46	0.52	17.18	6.48
計		8.85	0.08	0.46	1.03	0.47	0.40	0.61	24.95	36.85

【障害種別】

図表 26 日中一時支援事業の利用者数（障害種別）（n=675、数値回答）

区分	日中一時支援事業の利用者数			
	合計	%	平均	%
身体障害	12,044	12.9%	17.84	12.9%
知的障害	51,159	54.7%	75.79	54.7%
精神障害	4,922	5.3%	7.29	5.3%
難病等	487	0.5%	0.72	0.5%
障害種別不明	24,875	26.6%	36.85	26.6%
計	93,487	100.0%	138.50	100.0%

【年齢別】

図表 27 日中一時支援事業の利用者数（年齢別）（n=675、数値回答）

区分	日中一時支援事業の利用者数			
	合計	%	平均	%
0～17歳	27,020	28.9%	40.03	28.9%
18～39歳	35,728	38.2%	52.93	38.2%
40～64歳	14,483	15.5%	21.46	15.5%
65歳以上	1,653	1.8%	2.45	1.8%
年齢を把握していない	14,603	15.6%	21.63	15.6%
計	93,487	100.0%	138.50	100.0%

【障害支援区分別】

図表 28 日中一時支援事業の利用者数（障害支援区分別）（n=675、数値回答）

区分	日中一時支援事業の利用者数			
	合計	%	平均	%
非該当/認定なし	18,508	19.8%	27.42	19.8%
区分1	532	0.6%	0.79	0.6%
区分2	2,544	2.7%	3.77	2.7%
区分3	5,865	6.3%	8.69	6.3%
区分4	6,438	6.9%	9.54	6.9%
区分5	6,679	7.1%	9.89	7.1%
区分6	9,293	9.9%	13.77	9.9%
区分を把握していない	43,628	46.7%	64.63	46.7%
計	93,487	100.0%	138.50	100.0%

⑦ 日中一時支援事業の令和6年度累積利用時間（問10）

日中一時支援事業の令和6年度における累積利用時間（利用決定を受けている障害児・者の利用時間の総計）の内訳について聞いたところ⁷、回答した自治体における障害児全体の累積利用時間は平均2,188.36時間、障害者全体の累積利用時間は平均2,982.51時間、障害児・者全体の累積利用時間は平均4,821.92時間であった。

図表 29 日中一時支援事業の令和6年度累積利用時間（n=675、数値回答）

区分	件数（回答自治体数）	合計（時間）	平均（時間）
障害児	305	667,450	2,188.36
障害者	304	906,682	2,982.51
障害児・者計	391	1,885,370	4,821.92

⑧ 日中一時支援事業の総事業費（問11）

日中一時支援事業の総事業費（事業者へ委託費等として支出した金額の総計）について聞いたところ⁸、事業費総額は平均12,332千円であった。また、国負担額が平均4,241千円、都道府県負担額が平均2,352千円、自治体負担額が平均9,642千円、利用者負担額が平均415千円であった。

図表 30 日中一時支援事業の総事業費（n=675、数値回答）

区分	件数 （回答自治体数）	合計 （金額/千円）	平均 （金額/千円）
①国負担で事業者へ委託費等として支出した金額の総額	350	1,484,382	4,241.09
②都道府県負担で事業者へ委託費等として支出した金額の総額	348	818,340	2,351.55
③自治体負担で事業者へ委託費等として支出した金額の総額	509	4,907,920	9,642.28
④事業者が利用者から収集している金額の総額	384	159,216	414.63
⑤ 事業費総額	525	6,474,349	12,332.10

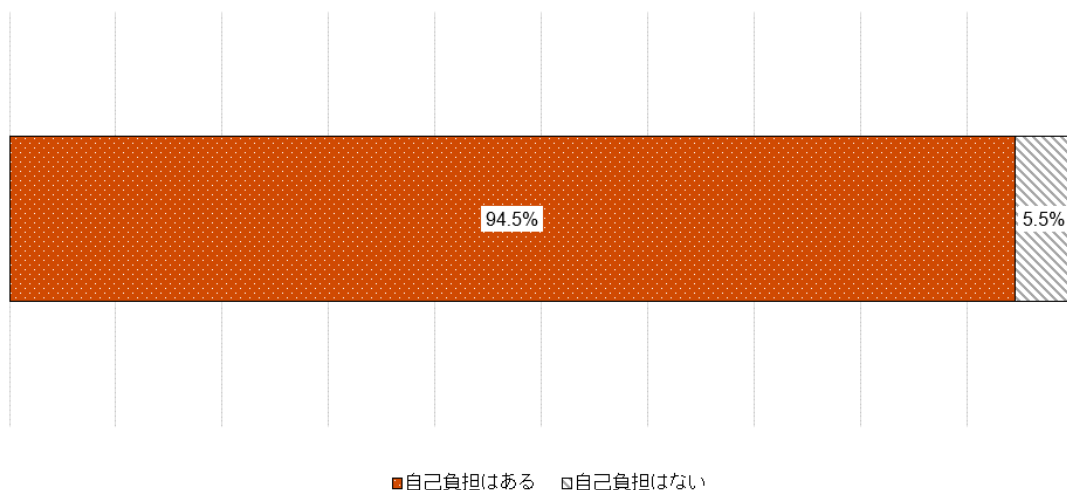
⁷ 「把握していない」と回答した自治体については件数及び時間に含めていない。また、一部区分について「把握していない」場合であっても「障害児・者計」のみ回答されている場合もあることから、「障害児」と「障害者」の累積利用時間の和は必ずしも「障害児・者計」の累積利用時間と一致しない。

⁸ 「把握していない」と回答した自治体については件数及び金額に含めていない。また、一部区分について「把握していない」場合であっても「事業費総額」のみ回答されている場合もあることから、①～④の和は必ずしも⑤と一致しない。

⑨ 日中一時支援事業の自己負担有無（問 12-1）

日中一時支援事業の自己負担の設定状況については、「自己負担はある」が最多の約 94.5%、「自己負担はない」が次点の約 5.5%であった。

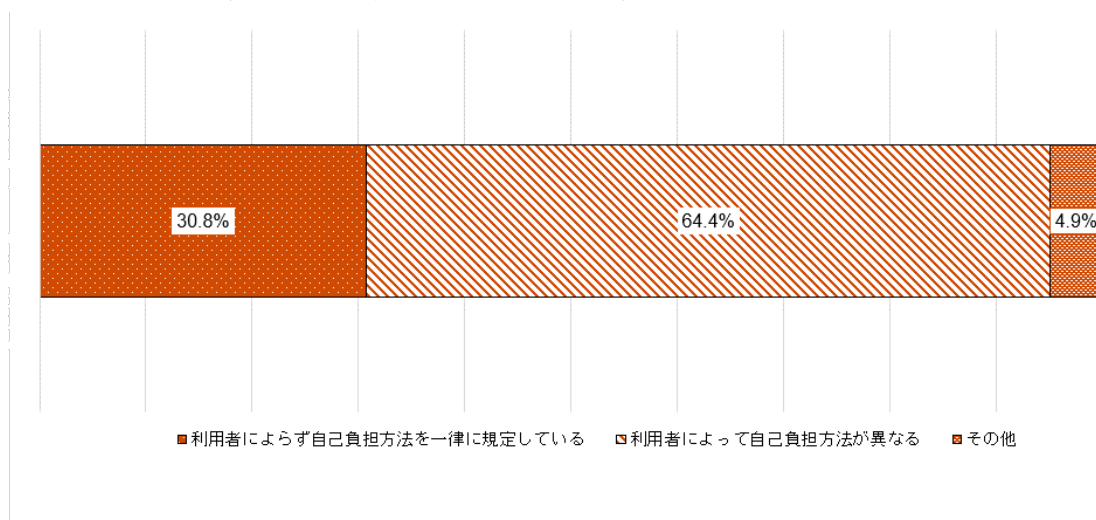
図表 31 日中一時支援事業の自己負担有無（n=674、単一回答）



⑩ 自己負担方法の利用者別規定の有無（問 12-2）

日中一時支援事業の「自己負担はある」と回答した自治体に、自己負担方法の規定について聞いたところ、「利用者によって自己負担方法が異なる」が最多の約 64.4%、「利用者によらず自己負担方法を一律に規定している」が次点の約 30.8%であった。

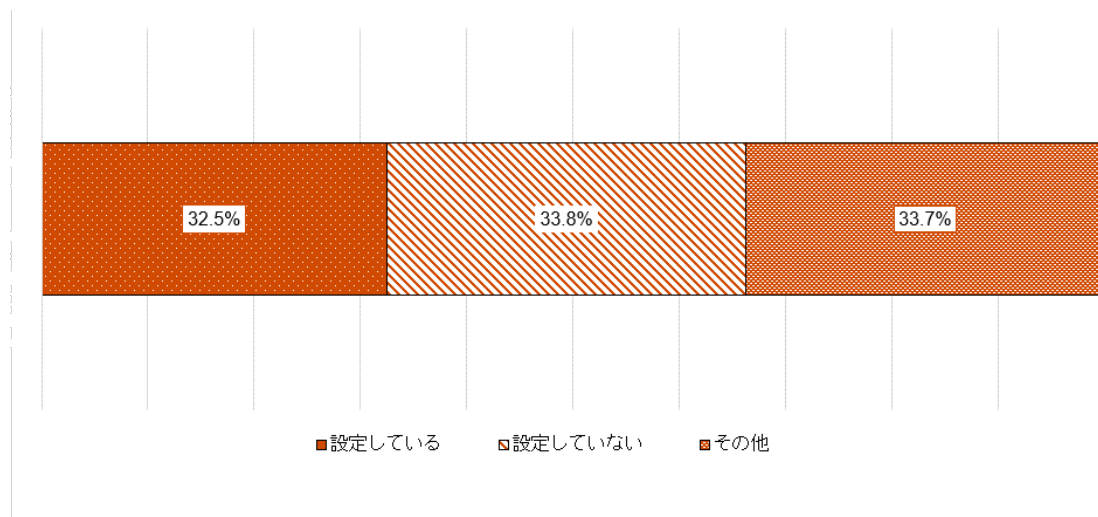
図表 32 自己負担方法の利用者別規定の有無（n=637、単一回答）



⑪ 自己負担の上限金額の設定有無（問 12-3）

日中一時支援事業の「自己負担はある」と回答した自治体に、上限金額の設定有無について聞いたところ、「設定していない」が最多の約 33.8%、次いで「その他」が約 33.7%、「設定している」が約 32.5%であった。

図表 33 自己負担の上限金額の設定有無（n=630、単一回答）



「その他」の自由記述の回答内容を、共通する傾向や特徴を中心に以下のとおり整理した。複数の区分にまたがる回答については、重複して件数を計上している。

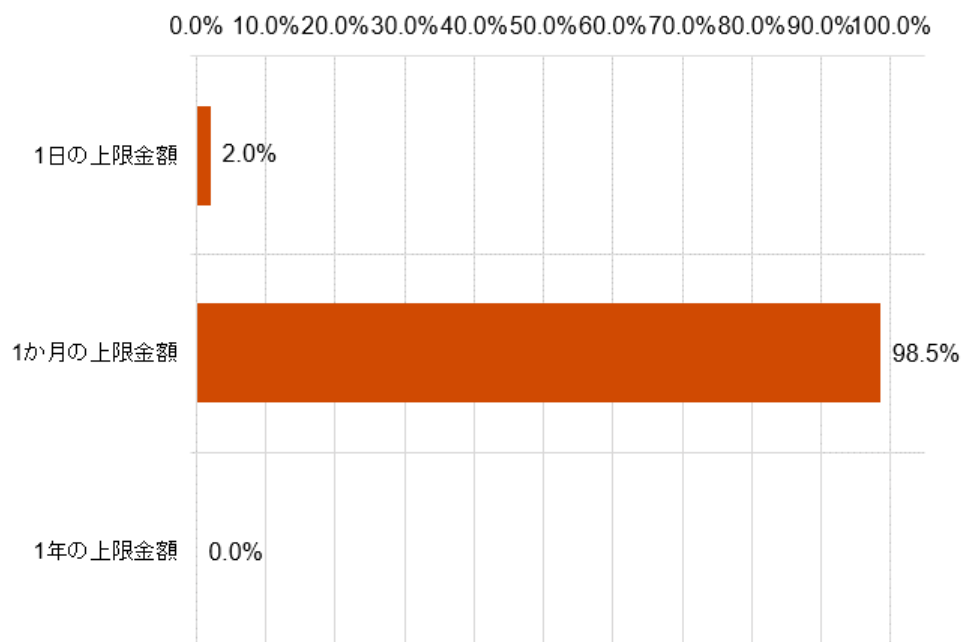
図表 34 自己負担の上限金額の設定：「その他」の回答内容（n=211、自由記述）

区分	自由記述内容（主な内容）	件数（回答自治体数）
法定に準拠した設定	・障害者総合支援法施行令第 17 条に準拠した上限金額の設定 ・月額上限：0 円/4,600 円/9,300 円/37,200 円の 4 段階設定 ・所得割額で判定（児 28 万円未満、者 16 万円未満） ・生活保護・非課税世帯は負担なし	151
定率負担の設定	・「サービス利用料の定率負担（主に 1 割）+上限あり」の併用方式。ただし法定上限額（37,200 円等）を超えない範囲で設定 ・5%や3%負担の自治体も存在	26
自治体独自の基準の設定	・法定額とは異なる独自の金額を設定（例：2,500 円/5,000 円/15,000 円等の設定） ・より細かい所得段階の区分	23
利用量による設定	・月額金額ではなく、利用日数・時間で管理 ・1 日単位・1 時間単位での単価設定で、利用日数・時間数・回数に上限を設定（例：650 円/時間、月 22 日まで） ・金額上限と併用する場合あり	15

⑫ 自己負担の上限金額の設定内容（問 12-3）

日中一時支援事業の自己負担があり、上限金額を設定していると回答した自治体に上限金額の設定内容について聞いたところ、「1 か月の上限金額」が最多の約 98.5%(平均 26,686 円/月)、「1 日の上限金額」が次点の約 2.0%（平均 3,105 円/日）であった。

図表 35 自己負担の上限金額の設定内容（n=196、複数回答）



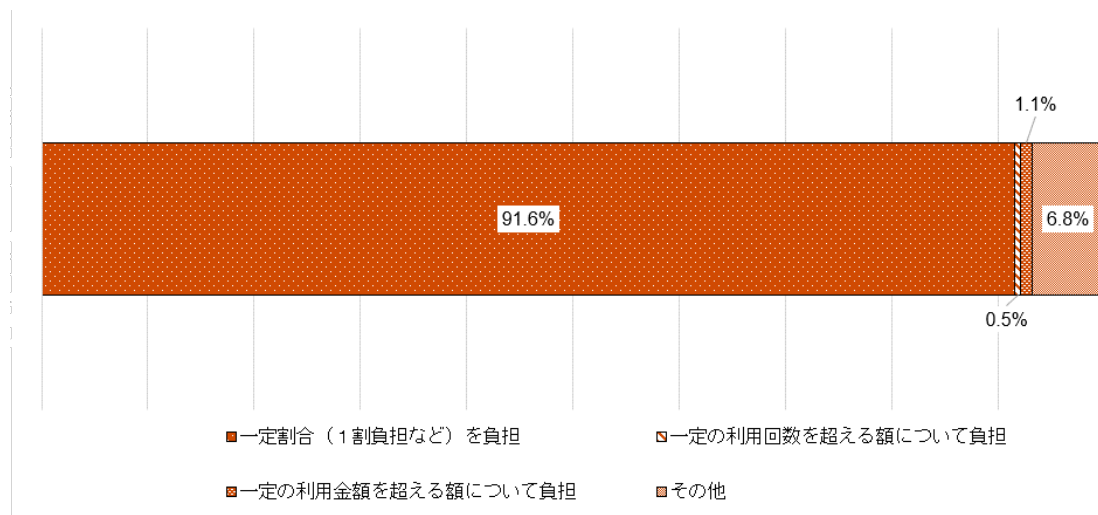
図表 36 自己負担の上限金額の設定金額（数値回答）

区分	件数（回答自治体数）	平均（金額）
1 日の上限金額	4	3,105.00 円/日
1 か月の上限金額	147	26,686.39 円/月
1 年の上限金額	0	-

⑬ 利用者一律の自己負担方法（問 12-4）

「利用者によらず自己負担方法を一律に規定している」と回答した自治体に、その自己負担方法について聞いたところ、「一定割合（1割負担など）を負担」が最多の約91.6%、「その他」が次点の約6.8%であった。

図表 37 利用者一律の自己負担方法（n=190、単一回答）



「その他」の自由記述の回答内容については、以下のとおり原文の趣旨を損なわない範囲で適宜修正をしたものを記載する。

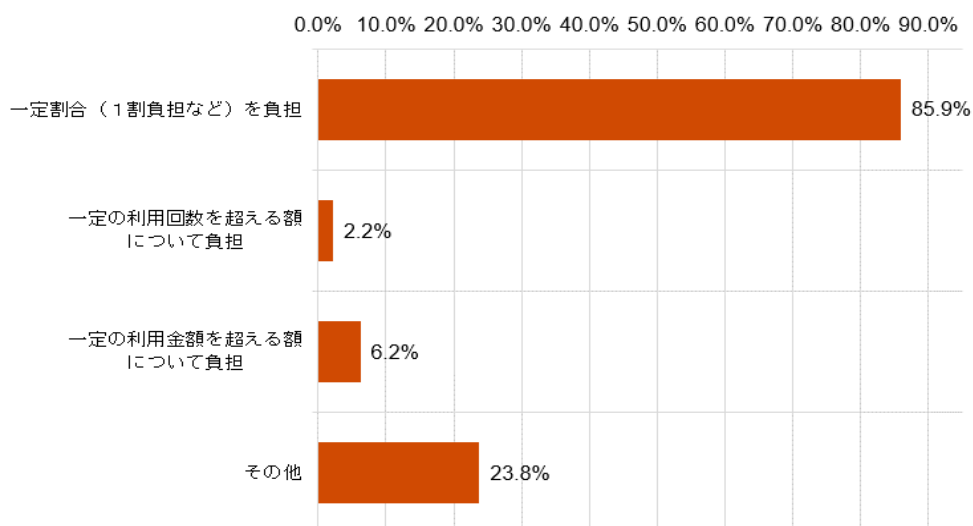
図表 38 利用者一律の自己負担方法：「その他」の回答内容（n=15、自由記述）

自由記述内容
・障害福祉サービスと同様 ・障害者総合支援法、児童福祉法の算定方法と同様 ・自立支援給付の負担上限額に準じている ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条の規定を準用。 ・障害福祉サービス・障害児通所サービスの負担額と同様の基準 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の規定に準じる ・所得に応じて三段階で設定(37200円、9300円、4600円) ・市民税課税世帯は自己負担あり。具体的には、障害者：本人又は配偶者が課税。障害児：保護者が課税 ・課税世帯のみ1割負担 ・住民税の課税状況により自己負担の可否及び上限額を決定している ・原則一割負担だが、保護者や障害者本人の課税状況により、自己負担が発生しない場合もある ・障害福祉サービスと同様、所得判定対象者が非課税の場合は自己負担なし、課税の場合は自己負担上限月額までは1割負担 ・一定割合を負担。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第1号から第4号に規定する額を利用料の負担上限月額としている ・非課税世帯は自己負担なし。課税世帯は一定割合を負担 ・1日：1人100円

⑭ 利用者別の自己負担方法（問 12-5）

「利用者によって自己負担方法が異なる」と回答した自治体に、その自己負担方法について聞いたところ、「一定割合（1割負担など）を負担」が最多の約 85.9%、「その他」が次点の約 23.8%であった。

図表 39 利用者別の自己負担方法（n=403、複数回答）



「その他」の自由記述の回答内容について、共通する傾向や特徴を中心に以下のとおり整理した。複数の区分にまたがる回答については、重複して件数を計上している。

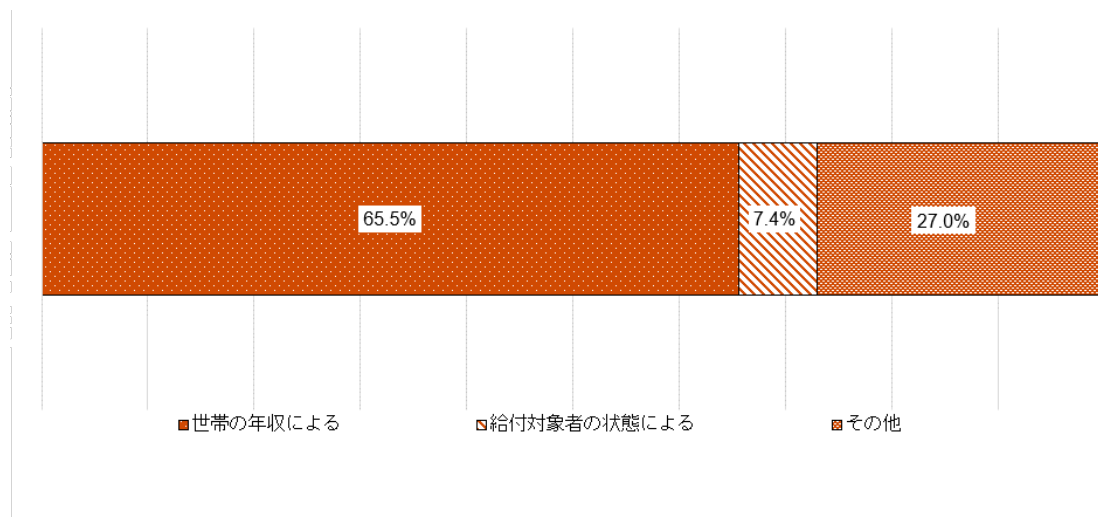
図表 40 利用者別の自己負担方法：「その他」の回答内容（n=96、自由記述）

区分	自由記述内容（主な内容）	件数（回答自治体数）
課税状況による区分	・課税世帯と非課税世帯で負担方法が異なる ・生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は負担なし	71
上限月額・上限利用時間の設定	・所得に応じた月額上限額の設定（0円、15,000円、24,600円、37,200円の4段階等） ・障害者総合支援法に基づく上限月額の設定 ・施行令第17条による上限額の設定 ・介護給付費等と同様の上限の設定 ・利用時間上限を設定（月当たり40時間等）	26
利用時間・回数による区分	・利用時間に応じた単価設定（1時間200円、600円等） ・時間帯区分による料金（4時間未満、4～8時間、8時間以上等） ・利用回数ごとの料金（1回あたり400円、500円、600円等） ・支援量によって3つに区分	9
年齢（者/児）による区分	・18歳以上と18歳未満で区分/障害者と障害児で区分 ・世帯認定範囲の違い（障害者：本人+配偶者、障害児：保護者世帯）	8
所得割額の金額による区分	・所得割16万円未満/以上で区分 ・所得割28万円未満/以上で区分 ・住民税の所得割額によって6段階設定	5

⑮ 利用者別自己負担方法における利用者の区分基準（問 12- 6）

「利用者によって自己負担方法が異なる」と回答した自治体に、利用者を区分する基準について聞いたところ、「世帯の年収による」が最多の約 65.5%、「その他」が次点の約 27.0%であった。

図表 41 利用者別自己負担方法における利用者の区分基準（n=403、単一回答）



⑯ 日中一時支援事業の利用対象要件（問 13）

日中一時支援の利用対象要件の概要（障害種別や程度、年齢、居住地など）についての自由記述の回答内容を、共通する傾向や特徴を中心に以下のとおり整理した。複数の区分にまたがる回答については、重複して件数を計上している。

図表 42 日中一時支援事業の利用対象要件（n=671、自由記述）

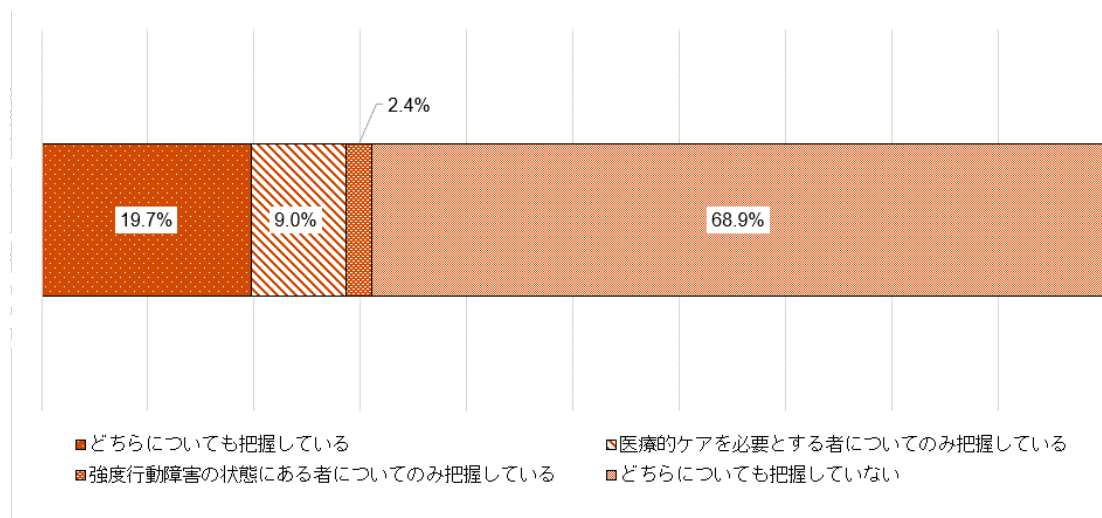
区分	小区分	自由記述内容（主な内容）	件数（回答自治体数）
①障害種別・障害者手帳に関する要件	障害者手帳を所持している者	・身体障害者手帳の交付を受けている者 ・療育手帳の交付を受けている者 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	618
	障害者手帳を持っておらずとも診断書・判定書・受給者証等がある者	・医師の診断書による認定（発達障害等） ・児童相談所・更生相談所の判定書 ・特別支援学校・学級在籍者 ・自立支援医療受給者証所持者 ・首長が特に認める者	177
	難病患者等	・障害者総合支援法施行令別表の疾病 ・特定医療費受給者証所持者 ・厚生労働大臣が定める程度の障害	148
②居住地に関する要件	本人の居住地に関する要件（自治体内に居住等）	・市町村内に住所を有する者 ・住民基本台帳に記載されている者 ・在宅の障害者等	653
	本人の居住地に関する要件（上記以外）	・施設入所前に当該市町村に住所を有していた者 ・特定施設入所障害者を含む ・グループホーム入居者（元の住所地） ・継続入所障害者の最初の入所前住所地	119

区分	小区分	自由記述内容（主な内容）	件数（回答自治体数）
②居住地に関する要件	保護者の居住地に関する要件（障害児の場合）	・保護者が市町村内に居住する障害児 ・児童の場合の特例的扱い ・18歳未満の者の保護者基準	47
③障害程度・区分要件	障害支援区分の認定は不要であるとする要件	・手帳所持のみで利用可能 ・程度や等級を問わない ・必要性を個別判断 ・明記なし・要件設定なし	584
	障害支援区分の規定	・区分1以上（成人） ・児童区分1以上（18歳未満） ・区分2以上を要件とする場合 ・区分4～6を要件とする場合 ・一次判定での区分認定を含む	93
④年齢要件	年齢制限なし	・障害児・者すべてを対象 ・年齢要件の明記なし	577
	下限年齢の設定あり	・就学児以上、学齢児以上、小学生以上、3歳以上、満6歳以上 など	67
	上限年齢の設定あり	・65歳未満（介護保険優先）	83
	年齢区分によって要件を分けるもの	・18歳以上/未満で要件を分ける ・障害児は区分不要だが成人は必要	38

⑪ 医療的ケア・強度行動障害のニーズの把握状況（日中一時支援事業）（問14）

日中一時支援における医療的ケアを必要とする者及び強度行動障害の状態にある者の利用ニーズを把握しているかについて、「どちらについても把握していない」が最多の約68.9%、「どちらについても把握している」が次点の約19.7%であった。

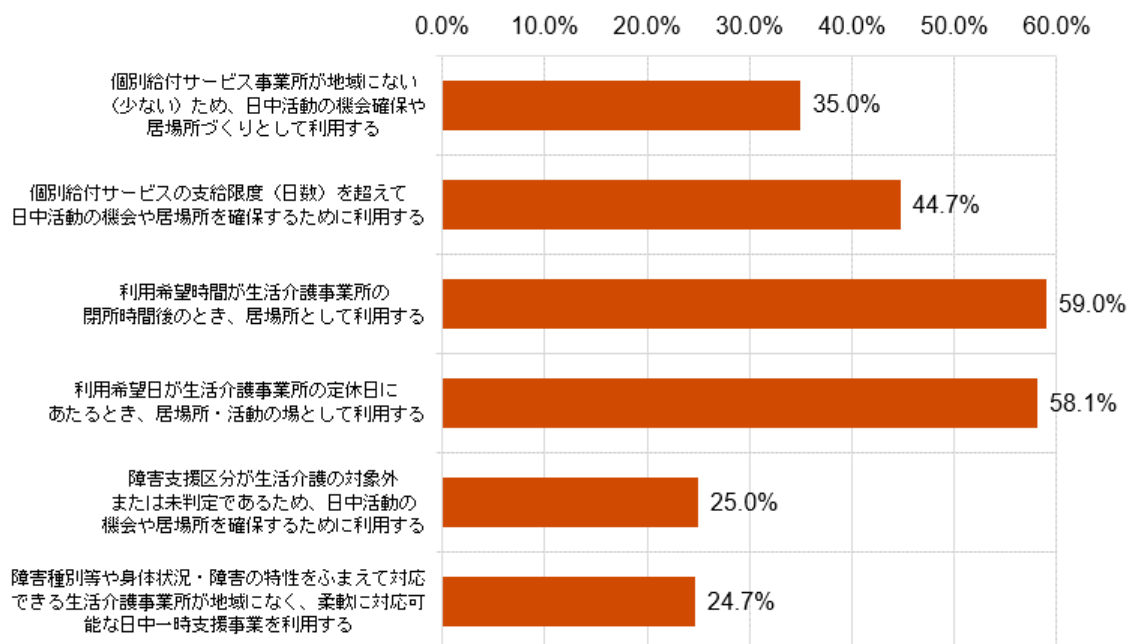
図表 43 医療的ケア・強度行動障害のニーズの把握状況（日中一時支援事業）
（n=666、単一回答）



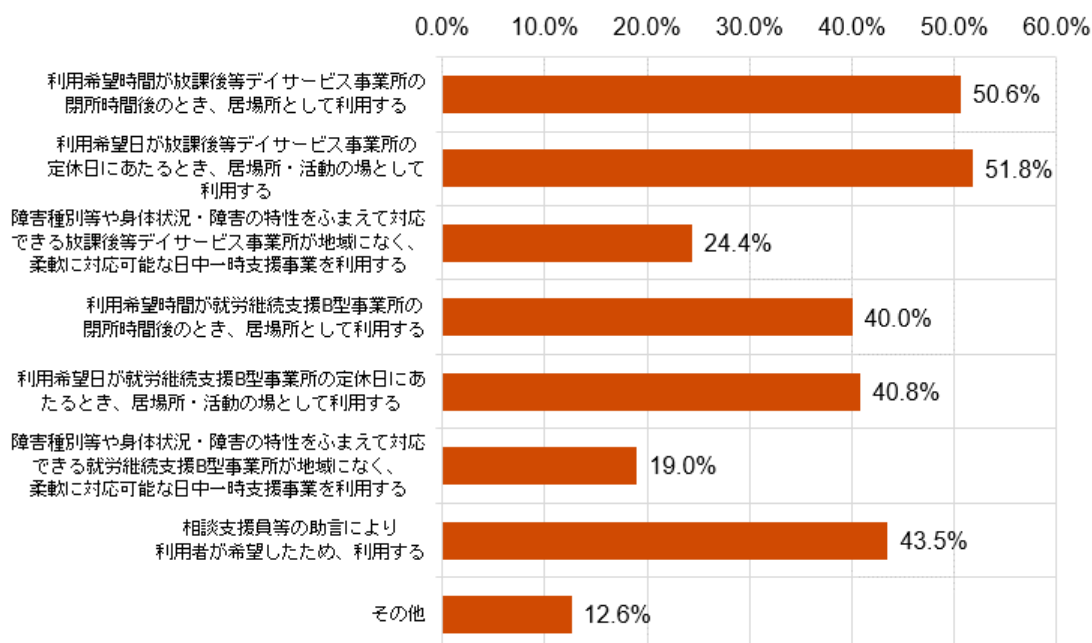
⑩ 日中一時支援事業の利用可能目的（問 15）

日中一時支援事業を利用可能と定めている利用目的については、「利用希望時間が生活介護事業所の閉所時間後のとき、居場所として利用する」が最多の約 59.0%、「利用希望日が生活介護事業所の定休日にあたるとき、居場所・活動の場として利用する」が次点の約 58.1%であった。

図表 44 日中一時支援事業の利用可能目的（1/2）（n=620、複数回答）



図表 45 日中一時支援事業の利用可能目的（2/2）（n=620、複数回答）



該当する利用者の人数（令和 7 年 10 月 1 日現在）を多い順に並べた際に 1 ～ 3 位として選ばれた利用目的については、「利用希望時間が生活介護事業所の閉所時間後のとき、居場所として利用する」が最も多く選ばれ、次いで「利用希望日が生活介護事業所の定休日にあたるとき、居場所・活動の場として利用する」が多かった。

図表 46 日中一時支援事業の利用可能目的における該当利用者の多さ（単一回答）

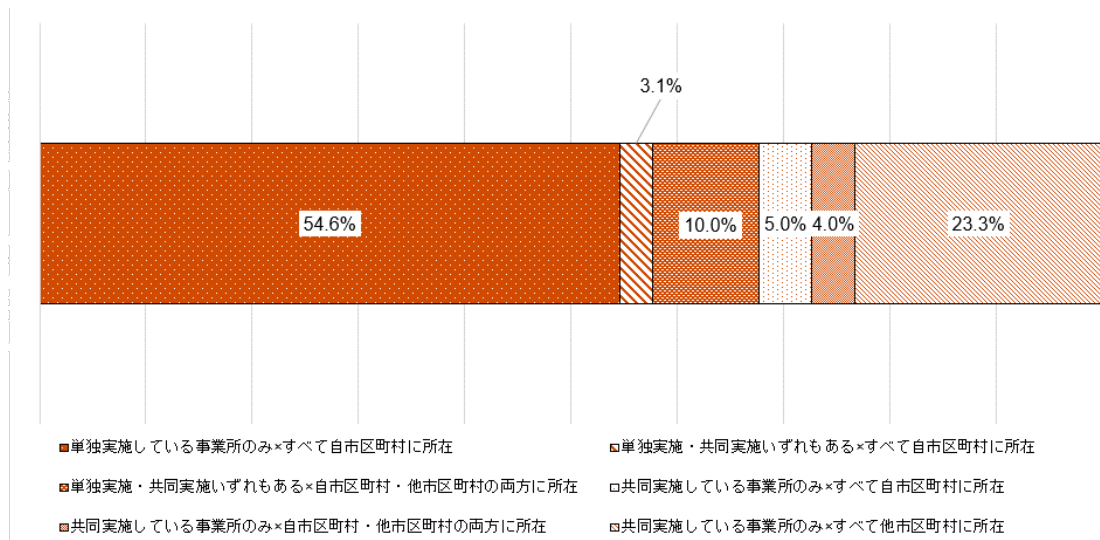
利用目的	利用者数の多さ（1～14 位で回答）				
	利用可能と回答した自治体数	1 位と回答した自治体数	2 位と回答した自治体数	3 位と回答した自治体数	1 ～ 3 位と回答した自治体数
個別給付サービス事業所が地域にないため、日中活動の機会確保や居場所づくりとして利用する	217	65	27	7	99
個別給付サービスの支給限度（日数）を超えて日中活動の機会や居場所を確保するために利用する	277	69	32	31	132
利用希望時間が生活介護事業所の閉所時間後のとき、居場所として利用する	366	103	73	51	227
利用希望日が生活介護事業所の定休日にあたるとき、居場所・活動の場として利用する	360	54	71	50	175
障害支援区分が生活介護の対象外または未判定であるため、日中活動の機会や居場所を確保するために利用する	155	4	10	17	31
障害種別等や身体状況・障害の特性をふまえて対応できる生活介護事業所が地域になく、柔軟に対応可能な日中一時支援事業を利用する	153	9	14	13	36
利用希望時間が放課後等デイサービス事業所の閉所時間後のとき、居場所として利用する	314	70	65	34	169
利用希望日が放課後等デイサービス事業所の定休日にあたるとき、居場所・活動の場として利用する	321	23	60	36	119
障害種別等や身体状況・障害の特性をふまえて対応できる放課後等デイサービス事業所が地域になく、柔軟に対応可能な日中一時支援事業を利用する	151	9	13	14	36

利用目的	利用者数の多さ（１～14 位で回答）				
	利用可能 と回答し た自治体 数	１位と回 答した自 治体数	２位と回 答した自 治体数	３位と回 答した自 治体数	１～３位 と回答し た自治体 数
利用希望時間が就労継続支援 B 型事業所の閉所時間後のとき、居場所として利用する	248	10	23	42	75
利用希望日が就労継続支援 B 型事業所の定休日にあたるとき、居場所・活動の場として利用する	253	7	18	24	49
障害種別等や身体状況・障害の特性をふまえて対応できる就労継続支援 B 型事業所が地域になく、柔軟に対応可能な日中一時支援事業を利用する	118	5	8	4	17
相談支援員等の助言により利用者が希望したため、利用する	270	57	26	16	99
その他	78	35	4	1	40

⑱ 地域活動支援センターの実施形態（問 16）

地域活動支援センター事業の実施形態について、他市区町村と共同実施している事業所の有無、また事業所が自市区町村・他市区町村のいずれに所在しているかを聞いたところ、「単独実施している事業所のみ×すべて自市区町村に所在」が最多の約 54.6%、「共同実施している事業所のみ×すべて他市区町村に所在」が次点の約 23.3%であった。

図表 47 地域活動支援センターの実施形態（n=621、単一回答）



⑳ 地域活動支援センターの設置数（問 17）

自治体が単独で実施している、または他市区町村と共同で実施しており、かつ自市区町村内に所在する地域活動支援センターについて、合計、類型・運営主体別、開所年数別に把握した結果は、以下のとおりである。

【合計】

図表 48 地域活動支援センターの設置数（合計）（数値回答）

区分	件数（回答自治体数）	合計（事業所）	平均（事業所）
設置数の合計	597	1,681	2.82

【類型×運営主体別：合計】

図表 49 地域活動支援センターの設置数（類型×運営主体別：合計）（数値回答）

類型	運営主体					
	自治体	社会福祉法人	医療法人	NPO 法人	株式会社	左記以外の民間事業者等
①基礎的事業のみ	22 (n=239)	111 (n=271)	9 (n=236)	142 (n=261)	15 (n=239)	34 (n=241)
②基礎的事業+機能強化事業Ⅰ型	16 (n=241)	192 (n=319)	91 (n=273)	46 (n=254)	4 (n=232)	37 (n=245)
③基礎的事業+機能強化事業Ⅱ型	32 (n=243)	102 (n=276)	2 (n=228)	73 (n=246)	10 (n=233)	20 (n=239)
④基礎的事業+機能強化事業Ⅲ型	21 (n=235)	125 (n=286)	11 (n=234)	314 (n=311)	4 (n=229)	46 (n=239)
⑤①～④以外の分類での実施	3 (n=229)	48 (n=232)	0 (n=227)	185 (n=231)	2 (n=228)	19 (n=230)

【類型×運営主体別：平均】

図表 50 地域活動支援センターの設置数（類型×運営主体別：平均）（数値回答）

類型	運営主体					
	自治体	社会福祉法人	医療法人	NPO 法人	株式会社	左記以外の民間事業者等
①基礎的事業のみ	0.09 (n=239)	0.41 (n=271)	0.04 (n=236)	0.54 (n=261)	0.06 (n=239)	0.14 (n=241)
②基礎的事業+機能強化事業Ⅰ型	0.07 (n=241)	0.60 (n=319)	0.33 (n=273)	0.18 (n=254)	0.02 (n=232)	0.15 (n=245)
③基礎的事業+機能強化事業Ⅱ型	0.13 (n=243)	0.37 (n=276)	0.01 (n=228)	0.30 (n=246)	0.04 (n=233)	0.08 (n=239)
④基礎的事業+機能強化事業Ⅲ型	0.09 (n=235)	0.44 (n=286)	0.05 (n=234)	1.01 (n=311)	0.02 (n=229)	0.19 (n=239)
⑤①～④以外の分類での実施	0.01 (n=229)	0.21 (n=232)	0.00 (n=227)	0.80 (n=231)	0.01 (n=228)	0.08 (n=230)

【開所年数別】

図表 51 地域活動支援センターの設置数（開所年数別）（数値回答）

区分	件数	事業所 (合計)	事業所 (平均)
障害者自立支援法の施行以前(2005(平成 17)年度以前)	316	441	1.40
障害者自立支援法の施行期間(2006(平成 18)年度～2012(平成 24)年度)	330	577	1.75
障害者自立支援法の施行以降(2013(平成 25)年度以降)	286	289	1.01
開所年を把握していない	260	321	1.23

㊴ 地域活動支援センターの事業所数（問 18）

自治体管内における地域活動支援センターの事業所数（令和 7 年 10 月 1 日現在）について聞いたところ、登録事業所総数は平均 3.70 事業所であった。そのうち、指定一般相談支援事業所と併設している事業所が平均 1.88 事業所、生活介護と併設している事業所が平均 0.41 事業所、日中一時支援事業と併設している事業所が平均 0.20 事業所、居宅介護と併設している事業所が平均 0.12 事業所、就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）と併設している事業所が平均 0.53 事業所、医療機関（診療所等）と併設している事業所が平均 0.10 事業所、放課後等デイサービスと併設している事業所が平均 0.09 事業所であった。

図表 52 地域活動支援センターの実施事業所数（数値回答）

区分	件数 (回答自治体数)	合計 (事業所数)	平均 (事業所数)
①自治体管内の登録事業所総数 ※管内登録事業所の合計	596	2,204	3.70
② ①のうち指定一般相談支援事業所と併設している登録事業所数	451	848	1.88
③ ①のうち生活介護と併設している登録事業所数	383	157	0.41
④ ①のうち日中一時支援事業と併設している登録事業所数	372	74	0.20
⑤ ①のうち居宅介護と併設している登録事業所数	361	43	0.12
⑥ ①のうち就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）と併設している登録事業所数	414	218	0.53
⑦ ①のうち医療機関（診療所等）と併設している登録事業所数	363	37	0.10
⑧ ①のうち放課後等デイサービスと併設している登録事業所数	357	33	0.09

㊸ 地域活動支援センターの令和6年度登録者・実利用者数（問19）

自治体に居住している利用者について令和6年度における地域活動支援センターの利用状況を聞いたところ、登録者数は平均188.50人、実利用者数は平均1,102.65人であった。

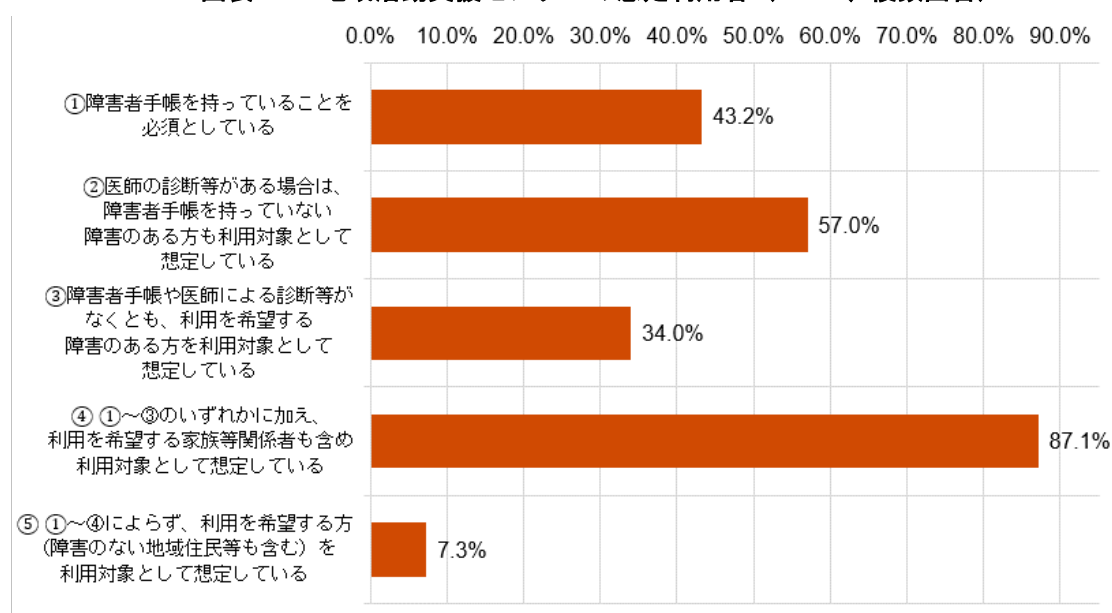
図表 53 地域活動支援センターの令和6年度登録者・実利用者数（数値回答）⁹

区分	件数 (回答自治体数)	合計（人数）	平均（人数）
登録者数（年間/令和6年度）	481	90,666	188.50
実利用者数（年間/令和6年度）	493	543,606	1,102.65

㊸ 地域活動支援センターの想定利用者（問20）

地域活動支援センターの利用者として想定している内容については、「④ ①～③のいずれかに加え、利用を希望する家族等関係者も含め利用対象として想定している」が最多の約87.1%、「② 医師の診断等がある場合は、障害者手帳を持っていない障害のある方も利用対象として想定している」が次点の約57.0%であった。

図表 54 地域活動支援センターの想定利用者（n=618、複数回答）

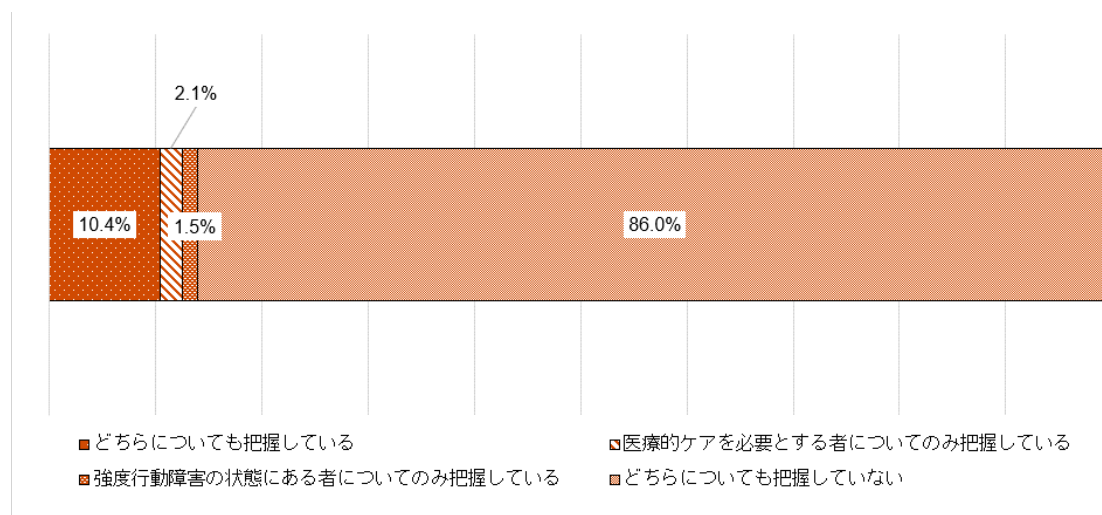


⁹ 本集計には、実利用者数が登録者数を大幅に上回る（「延べ利用者数」として回答された可能性あり）、あるいは両者の関係が逆転している等、回答の誤記や定義の解釈にばらつきがあると思われる数値が含まれている点注意が必要である。

②④ 医療的ケア・強度行動障害のニーズの把握状況（地域活動支援センター事業）（問 21）

地域活動支援センターにおける医療的ケアを必要とする者及び強度行動障害の状態にある者の利用ニーズを把握しているかについて、「どちらについても把握していない」が最多の約 86.0%、「どちらについても把握している」が次点の約 10.4%であった。

図表 55 医療的ケア・強度行動障害のニーズの把握状況（地域活動支援センター事業）
（n=616、単一回答）



②⑤ 地域活動支援センター事業の令和 6 年度累積利用時間（問 22）

地域活動支援センター事業の令和 6 年度における累積利用時間（利用決定を受けている障害児・者の利用時間の総計）の内訳について聞いたところ¹⁰、回答した自治体における障害児全体の累積利用時間は平均 16.51 時間、障害者全体の累積利用時間は平均 5,055.77 時間、障害児・者全体の累積利用時間は平均 2,489.14 時間であった。

図表 56 地域活動支援センター事業の令和 6 年度累積利用時間（数値回答）

区分	件数 (回答自治体数)	合計（時間）	平均（時間）
障害児	152	2,509	16.51
障害者	67	338,737	5,055.77
障害児・者計	138	343,501	2,489.14

¹⁰ 「把握していない」と回答した自治体については件数及び時間に含めていない。また、一部区分について「把握していない」場合であっても「障害児・者計」のみ回答されている場合もあることから、「障害児」と「障害者」の累積利用時間の和は必ずしも「障害児・者計」の累積利用時間と一致しない。

②⑥ 地域活動支援センター事業の総事業費（問 23）

地域活動支援センター事業の総事業費（事業者に委託費等として支出した金額の総計）について聞いたところ¹¹、事業費総額は平均 91,570 千円であった。また、国負担額は平均 4,116 千円、都道府県負担額は平均 2,506 千円、自治体負担額は平均 96,439 千円、利用者負担額は平均 346 千円であった。

図表 57 地域活動支援センターの総事業費（n=626、数値回答）

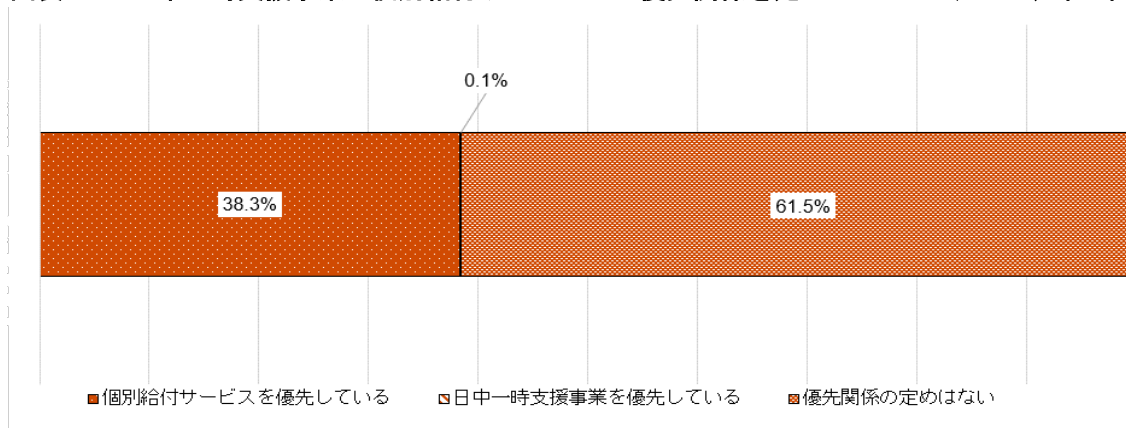
区分	件数 (回答自治体数)	合計 (金額/千円)	平均 (金額/千円)
①国負担で事業者に委託費等として支出した金額の総額	333	1,370,694	4,116.20
②都道府県負担で事業者に委託費等として支出した金額の総額	332	832,011	2,506.06
③自治体負担で事業者に委託費等として支出した金額の総額	489	47,158,791	96,439.25
④事業者が利用者から収集している金額の総額	289	100,018	346.08
⑤事業費総額	554	50,729,837	91,570.10

②⑦ 日中一時支援事業と個別給付サービスとの関係（問 24）

【日中一時支援事業と個別給付サービスとの優先関係を定めたルール】

個別給付サービス（生活介護、放課後等デイサービス、就労継続支援 B 型）との優先関係を定めたルールがあるかについては、「優先関係の定めはない」が最多の約 61.5%、「個別給付サービスを優先している」が次点の約 38.3%であった。

図表 58 日中一時支援事業と個別給付サービスとの優先関係を定めたルール（n=668、単一回答）

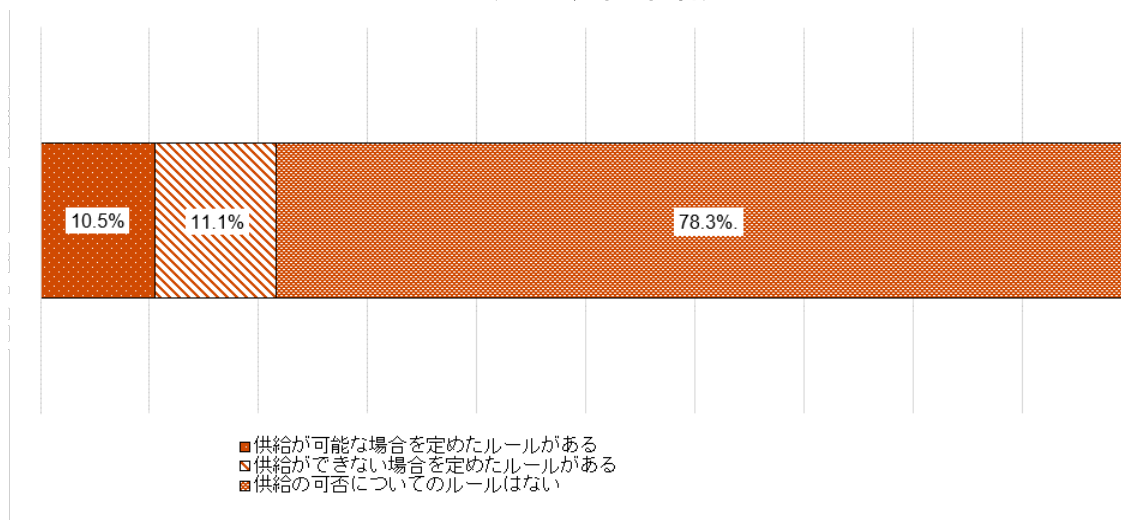


¹¹ 「把握していない」と回答した自治体については件数及び金額に含めていない。また、一部区分について「把握していない」場合であっても「事業費総額」のみ回答されている場合もあることから、①～④の和は必ずしも⑤と一致しない。

【日中一時支援事業と個別給付サービスに関わる供給可否を定めたルール】

個別給付サービス（生活介護、放課後等デイサービス、就労継続支援 B 型）に関わる供給可否を定めたルールがあるかについては、「供給の可否についてのルールはない」が最多の約 78.3%、「供給ができない場合を定めたルールがある」が次点の約 11.1%であった。

図表 59 日中一時支援事業と個別給付サービスに関わる供給可否を定めたルール
(n=664、単一回答)



㊸ 日中一時支援事業と個別給付サービスに関わるルールの詳細（問 24）

個別給付サービスとの優先関係や供給可否を定めたルールについて、具体的な理由や背景、ルールの内容や考え方を自由記述で把握し、共通する傾向や特徴を中心に以下のとおり整理した。複数の区分にまたがる回答については、重複して件数を計上している。

図表 60 日中一時支援事業と個別給付サービスに関わるルールの詳細（n=335、自由記述）

大区分	小区分	自由記述内容（主な内容）	件数(回答自治体数)
併用を制限せず柔軟に運用	ルールなし	・ 特段ルールを定めていない ・ ルールを設けると柔軟な対応ができなくなる	41
	個別に判断	・ 個別のケースで対応 ・ 利用者の状況や希望に応じて柔軟に決定	31
	併用を認める	・ サービスの目的が異なるため併用可能 ・ 個別給付で不足する部分を補完するため併用可能 ・ 地域の社会資源が不足しているため併用可能	23
利用条件の設定	同日・同時時間帯利用の制限	・ 同日利用は不可 ・ 個別給付サービスの利用時間帯は利用不可	27
	要綱による対象者の規定	・ 日中に監護する者がいない場合、家族の就労支援・レスパイト目的、一時的な見守り支援が必要な場合 など	15
	同事業所・施設利用者の利用制限	・ 同一事業所での連続利用を制限 ・ 施設入所者・GH 入居者は原則利用不可	11

大区分	小区分	自由記述内容（主な内容）	件数(回答自治体数)
利用条件の設定	利用量・回数の制限	・年間・月間利用時間の上限設定 ・月の利用日数制限	11
	除外要件の明確化	・他制度で同様サービスを受けられる場合は対象外、介護保険優先	8
個別給付サービス優先	明確な優先原則	・個別給付サービスを優先することを明文化 ・国の制度（法定サービス）が地域生活支援事業より優先、要綱等で個別給付優先を規定 ・延長支援加算を優先し、延長加算が算定できない場合に日中一時支援を利用	28
	実務上の優先運用	・明文化はないが個別給付を優先 ・個別給付で対応できる場合はそちらを案内 ・サービス終了後の居場所として利用 ・営業時間外の預かりとして利用 ・6時間以上の日中サービス提供後に利用可能	25

㊸ 日中一時支援事業の利用者の他のサービスとの併用（問 25）

日中一時支援事業の利用者のうち、他のサービスと併用している者の数について聞いたところ、総数は平均 56.16 人であった。そのうち、生活介護との併用が平均 25.26 人、放課後等デイサービスとの併用が平均 22.75 人、就労継続支援 B 型との併用が平均 11.67 人であった。

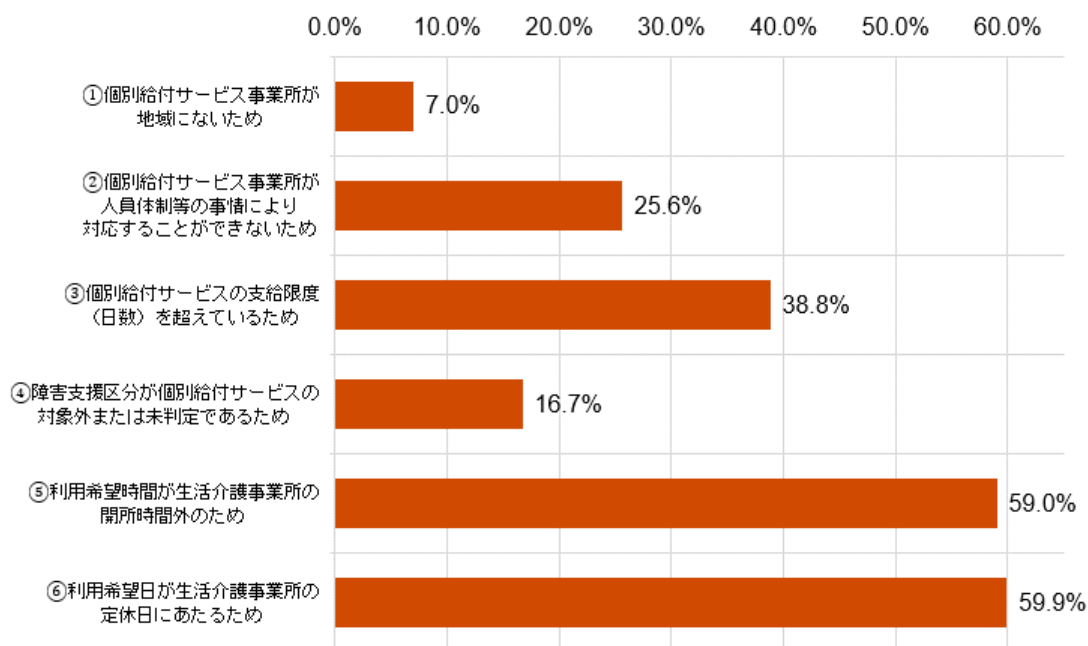
図表 61 日中一時支援事業の利用者の他のサービスとの併用（n=675、数値回答）

区分	件数 (回答自治体数)	合計 (利用者数)	平均 (利用者数)
①重複利用している者の総数	384	21,564	56.16
② ①のうち生活介護と重複利用している利用者数	366	9,245	25.26
③ ①のうち放課後等デイサービスと重複利用している利用者数	367	8,350	22.75
④ ①のうち就労継続支援 B 型と重複利用している利用者数	363	4,238	11.67

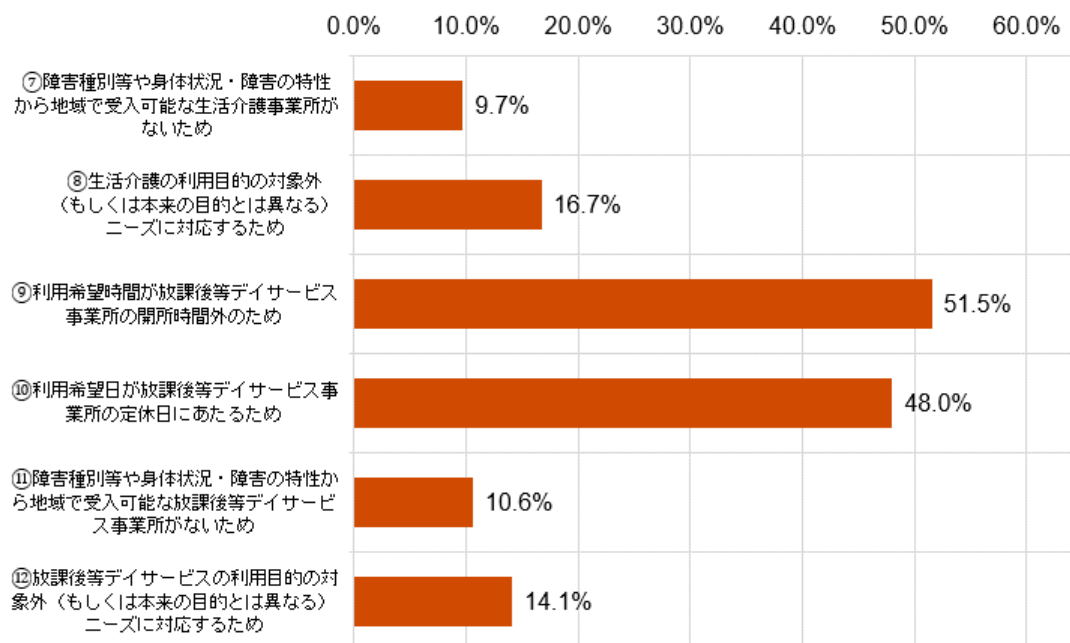
⑩ 個別給付サービス利用を優先する自治体における日中一時支援事業の利用理由（問 26-1）

個別給付サービス（生活介護、放課後等デイサービス、就労継続支援B型）を優先するルールを定めていると回答した自治体に、個別給付サービスを優先するなか日中一時支援事業を利用することとなっている理由について聞いたところ、「⑥利用希望日が生活介護事業所の定休日にあたるため」が最多の約 59.9%、「⑤利用希望時間が生活介護事業所の開所時間外のため」が次点の約 59.0%であった。

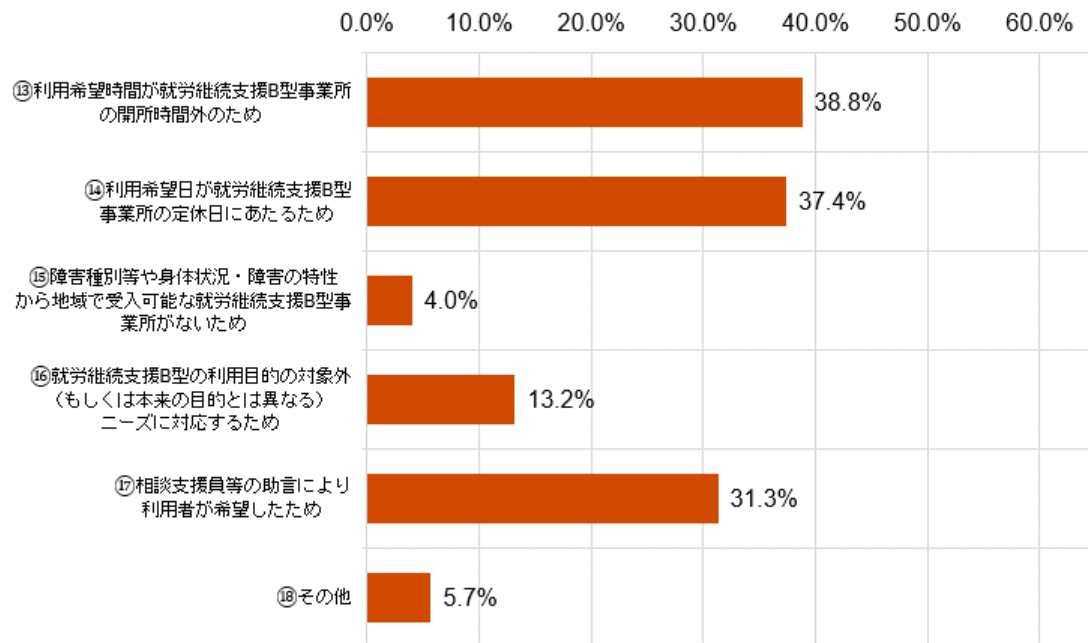
図表 62 個別給付サービス利用を優先する自治体における日中一時支援事業の利用理由（1/3）
(n=227、複数回答)



図表 63 個別給付サービス利用を優先する自治体における日中一時支援事業の利用理由（2/3）
(n=227、複数回答)



図表 64 個別給付サービス利用を優先する自治体における日中一時支援事業の利用理由（3/3）
（n=227、複数回答）



該当する利用者の人数（令和7年10月1日現在）を多い順に並べた際に1～3位として選ばれた理由については、「⑤利用希望時間が生活介護事業所の開所時間外のため」が最多、「⑨利用希望時間が放課後等デイサービス事業所の開所時間外のため」が次点であった。

図表 65 日中一時支援事業の利用理由における該当利用者の多さ（単一回答）

個別給付サービスを優先する自治体で、 日中一時支援事業を利用する目的	利用者数の多さ（1～18位で回答）				
	利用可能と回答した自治体数	1位と回答した自治体数	2位と回答した自治体数	3位と回答した自治体数	1～3位と回答した自治体数
①個別給付サービス事業所が地域にないため	16	6	1	0	7
②個別給付サービス事業所が人員体制等の事情により対応することができないため	58	16	6	8	30
③個別給付サービスの支給限度（日数）を超えているため	88	23	11	8	42
④障害支援区分が個別給付サービスの対象外または未判定であるため	38	8	3	2	13
⑤利用希望時間が生活介護事業所の開所時間外のため	134	45	29	21	95
⑥利用希望日が生活介護事業所の定休日にあたるため	136	23	28	21	72
⑦障害種別等や身体状況・障害の特性から地域で受入可能な生活介護事業所がないため	22	1	6	2	9
⑧生活介護の利用目的の対象外（もしくは本来の目的とは異なる）ニーズに対応するため	38	4	5	1	10

個別給付サービスを優先する自治体で、 日中一時支援事業を利用する目的	利用者数の多さ（1～18位で回答）				
	利用可能と回答した自治体数	1位と回答した自治体数	2位と回答した自治体数	3位と回答した自治体数	1～3位と回答した自治体数
⑨利用希望時間が放課後等デイサービス事業所の開所時間外のため	117	37	29	13	79
⑩利用希望日が放課後等デイサービス事業所の定休日にあたるため	109	8	19	16	43
⑪障害種別等や身体状況・障害の特性から地域で受入可能な放課後等デイサービス事業所がないため	24	2	2	6	10
⑫放課後等デイサービスの利用目的の対象外（もしくは本来の目的とは異なる）ニーズに対応するため	32	0	1	7	8
⑬利用希望時間が就労継続支援 B 型事業所の開所時間外のため	88	3	8	21	32
⑭利用希望日が就労継続支援 B 型事業所の定休日にあたるため	85	3	11	7	21
⑮障害種別等や身体状況・障害の特性から地域で受入可能な就労継続支援 B 型事業所がないため	9	0	1	0	1
⑯就労継続支援 B 型の利用目的の対象外（もしくは本来の目的とは異なる）ニーズに対応するため	30	2	3	0	5
⑰相談支援員等の助言により利用者が希望したため	71	12	8	7	27
⑱その他	13	7	0	0	7

③① 個別給付サービス事業所で受け入れできず、日中一時支援事業を利用した障害種別等の内容
(問 26-2)

日中一時支援より個別給付サービスの利用を優先しているなかで、障害種別等や身体状況・障害の特性から地域で受け入れ可能な個別給付サービスの事業所がないため、日中一時支援を利用する場合があると回答した自治体に対し、その具体的な障害種別等について自由記述で把握し、共通する傾向や特徴を中心に以下のとおり整理した。複数の区分にまたがる回答については、重複して件数を計上している。

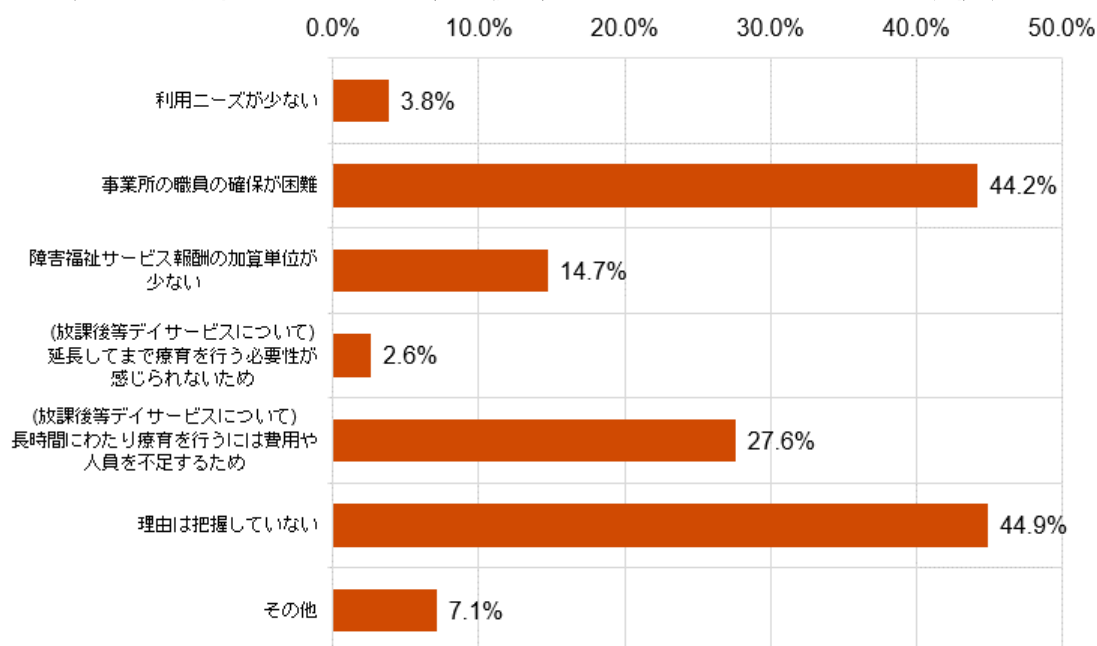
図表 66 個別給付サービス事業所で受け入れできず、
日中一時支援事業を利用した障害種別等の内容 (n=27、自由記述)

区分	自由記述内容（主な内容）	件数（回答自治体数）
強度行動障害の状態にある者	・知的障害に伴う強度行動障害 ・集団生活の困難さ ・マンツーマン対応の必要性 ・暴力等の行動特性への対応困難	9
身体障害児・者	・身体障害児 ・重度身体障害 ・大脳皮質形成異常による両上下肢機能の著しい障害	5
知的障害児・者（強度行動障害との重複を除く）	・知的障害全般 ・重度の知的障害	4
医療的ケア児・重症心身障害児	・医療的ケア児 ・重症心身障害児	2
精神障害者	・重度精神障害 ・精神障害の特性により決まったスケジュールに沿った利用が難しい利用者	2
その他	・高次脳機能障害への対応 ・特別支援学級レベルの発達障害児 ・聴覚障害者 ・発達や障害の程度によって、対応できる事業所と出来ない事業所がある ・把握していない/具体的にはない	6

③② 個別給付サービスの延長支援加算での対応が困難な理由（問 26-3）

日中一時支援事業の利用目的として、利用希望時間が個別給付サービス（生活介護、放課後等デイサービス、就労継続支援 B 型）事業所の開所時間外であるためと回答した自治体に、個別給付サービスの延長支援加算による時間外対応が困難な理由について聞いたところ、「理由は把握していない」が最多の約 44.9%、「事業所の職員の確保が困難」が次点の約 44.2%であった。

図表 67 個別給付サービスの延長支援加算での対応が困難な理由（n=156、複数回答）

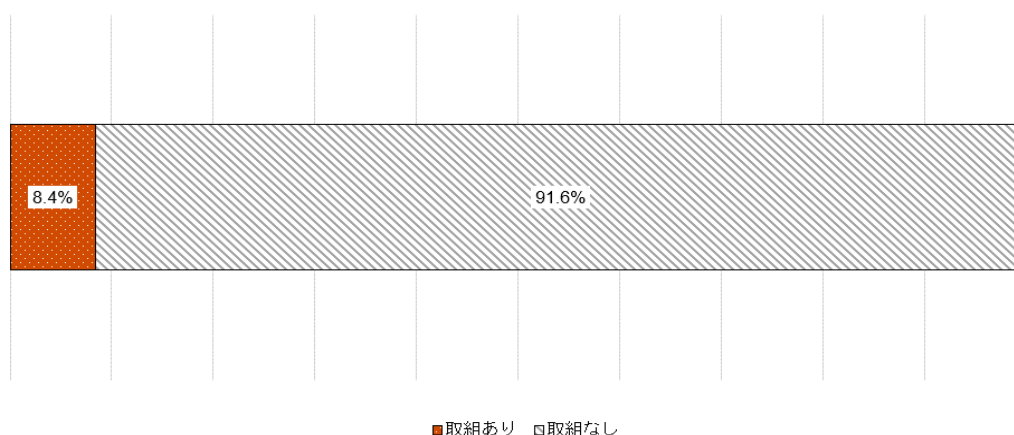


③③ 個別給付サービス事業所の確保に向けた取組（問 27-1）

【個別給付サービス事業所の確保に向けた取組有無】

個別給付サービス事業所（生活介護、放課後等デイサービス、就労継続支援 B 型）を確保するための取組をこれまでに行ったことがあるか、または現在行っているかについては、「取組なし」が最多の約 91.6%、「取組あり」が次点の約 8.4%であった。

図表 68 個別給付サービス事業所の確保に向けた取組（n=727、単一回答）



【個別給付サービス事業所の確保に向けた取組の具体的な内容】（問 27-2）

個別給付サービス事業所（生活介護、放課後等デイサービス、就労継続支援 B 型）を確保するための取組をこれまで行ったことがある、もしくは現在行っていると回答した自治体に対し、その具体的な取組内容について自由記述で把握し、共通する傾向や特徴を中心に以下のとおり整理した。複数の区分にまたがる回答については、重複して件数を計上している。

図表 69 個別給付サービス事業所の確保に向けた取組の具体的な内容（n=60、自由記述）

区分	自由記述内容（主な内容）	件数（回答自治体数）
財政支援による事業所の確保	・施設整備費に関する補助（建設費、改修費、初度調弁費等） ・開設準備金に関する補助（200 万円～500 万円程度） ・運営費に関する補助（家賃補助、人件費補助等） ・重症心身障害児・医療的ケア児受け入れ加算 ・強度行動障害の状態にある者の受け入れ加算 ・看護師配置基準超過分の人件費補助 ・重度重複障害者対応への日額加算 ・独自補助制度の創設	34
事業者への働きかけ	・既存事業者への定員増・事業拡大に関する依頼 ・近隣市町村法人・圏域外法人・市内外事業所への参入・協力依頼 ・事業所が不足していることについてや各種意見等の情報提供と開設要請 ・総量規制解除による公募実施 ・特定のニーズに対応できる事業所の公募 ・既存事業の転換支援（日中一時支援事業から放課後等デイサービスや、地域活動支援センターから生活介護等）	23
情報収集・ニーズ把握と共有	・保護者・児童を対象としたニーズ調査の実施 ・特別支援学級在籍数等の実態把握 ・調査結果の法人や事業所等への提供・共有 ・見込量のホームページ公開 ・圏域会議での協議 ・自立支援協議会での検討	9

【個別給付サービス事業所の確保に向けた取組の効果】（問 27-2）

個別給付サービス事業所（生活介護、放課後等デイサービス、就労継続支援 B 型）を確保するための取組をこれまで行ったことがある、もしくは現在行っていると回答した自治体に対し、具体的な取組内容について自由記述で把握し、共通する傾向や特徴を中心に以下のとおり整理した。複数の区分にまたがる回答については、重複して件数を計上している。

図表 70 個別給付サービス事業所の確保に向けた取組の効果（n=51、自由記述）

区分	自由記述内容（主な内容）	件数（回答自治体数）
事業所・受け入れ体制の確保	・事業所の開設 ・地域活動支援センターから生活介護への移行 ・定員増加、定員超過状態の解消 ・市内での日中活動実施が可能に ・身近な場所での利用が可能に ・特別支援学校卒業生の進路確保 ・医療的ケア児・重症心身障害児の居場所確保 ・重度障害者の受け入れ促進 ・市内ニーズ対応の偏在解消	33
事業所運営の安定化・質向上	・事業所の安定的な運営に寄与 ・事業者の経済的負担軽減 ・送迎車両・空調設備等の購入 ・生産活動に必要な機器の購入 ・バリアフリー改修の実施 ・生産性向上・職場環境改善 ・サービスの質の向上 ・専門的人材確保に係る負担軽減、人材の定着	10
効果なし・測定中	・具体的な効果は得られていない ・事業開始直後で効果不明、検討段階のため効果なし ・需要に対して利用枠が不十分 ・公募事業所はなかった	10
新規参入の促進・検討進展	・新規参入増加、事業所開設の動機づけ ・株式会社の参入増加 ・市内開設件数の増加 ・共生型の仕組みへの理解獲得 ・意見交換の有意義な実施 ・法人による開設検討 ・事業拡大大意の確認	8

【個別給付サービス事業所の確保が進まない理由】（問 27-2）

個別給付サービス事業所（生活介護、放課後等デイサービス、就労継続支援 B 型）を確保するための取組をこれまで行ったことがある、もしくは現在行っていると回答した自治体に対し、事業所の確保が進まない理由について自由記述で把握し、共通する傾向や特徴を中心に以下のとおり整理した。複数の区分にまたがる回答については、重複して件数を計上している。

図表 71 個別給付サービス事業所の確保が進まない理由（n=41、自由記述）

区分	自由記述内容（主な内容）	件数（回答自治体数）
人材確保の課題	・福祉人材・支援員が不足 ・サービス管理責任者・児童発達支援管理者等有資格者の確保が困難 ・看護師など専門職の確保が困難 ・強度行動障害対応スキルを持つ職員が不足 ・障害特性への理解・対応ができるスタッフが不足 ・求人を出しても応募がない ・福祉介護職の社会的地位の低さ ・ネガティブイメージが強い ・労働条件の厳しさ・労働環境の悪化 ・離職率（移籍率）が高い ・労働人口の減少 ・支援者の身体的・精神的負担の大きさ	26
経営・運営上の課題	・給付費収入のみでは運営が厳しい ・人件費と給付費の差が大きい ・報酬単価が低い ・職員の賃金が低く抑えられている ・欠席時対応加算が人件費を大きく下回る ・通所契約日でも体調不良で通所できない日は報酬が出ない ・運営の収支が厳しい ・安定した事業所運営が困難 ・利用対象者が限られている ・初期費用が高額（特に医療的ケア提供施設）	15
物件・土地確保の課題	・賃料の高騰・家賃が高額 ・地価の高騰 ・適した規模の物件が少ない ・条件に合う物件がない ・施設借上げ費用が高額 ・オーナーから断られる ・公有地が少ない ・用地確保が困難 ・建築経費の高騰	13
ニーズに関する課題	・地域にニーズが少ない ・需要量が確実に見込めない ・利用者がいない ・利用者が大幅に増えていくものではない	4

③④ 個別給付サービス事業所がない（少ない）理由（問 28）

自治体内に個別給付サービス事業所（生活介護、放課後等デイサービス、就労継続支援 B 型など）がない、もしくは少ないと考える自治体に対し、その理由について自由記述で把握し、共通する傾向や特徴を中心に以下のとおり整理した。複数の区分にまたがる回答については、重複して件数を計上している。

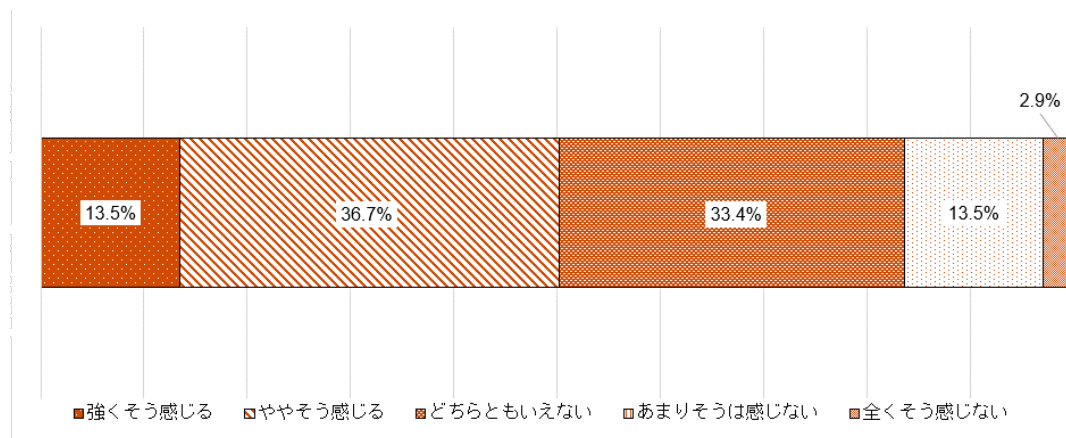
図表 72 個別給付サービス事業所がない（少ない）理由（n=310、自由記述）

区分	自由記述内容（主な内容）	件数（回答自治体数）
地域特性・人口規模による制約	・人口が少ない、小規模自治体である ・離島、山間部、中山間地域である ・利用対象者が少ない、対象者がいない、需要が少ない	152
人材確保の課題	・人材不足、職員不足、働き手不足である ・有資格者や専門職等の確保が難しい ・事業所の人手不足により受け入れが難しい	118
事業運営上の課題	・報酬単価が低く、採算性が見込めない ・安定的な事業運営が困難である ・初期投資費用が高額である ・職員体制が整わない	82
特定ニーズへの課題	・医療的ケアに対応できる事業所が少ない ・強度行動障害への対応ができる事業所が少ない ・重度障害者を受け入れる事業所が不足している ・放課後等デイサービスの利用希望者が増加している ・定員超過で利用できない児童がいる ・支援に人手やスキルが必要だが報酬が見合わない	67
物理的制約・立地条件	・事業所を設置する土地がない、適切な場所がない ・賃料が高額である、家賃が高い ・送迎面で支障がある、送迎負担が大きい ・交通の便が悪い、立地条件が悪い	53

③⑤ 障害児から障害者になったときの居場所確保に関する課題認識（問 29）

特別支援学校等を卒業した後の日常生活において、生活介護等が午後 3 時台などに終了する場合、余暇活動の機会や居場所が確保できず、夕方以降の時間を有意義に過ごすことが難しいとの課題があるかについて、「ややそう感じる」が最多の約 36.7%、「どちらともいえない」が次点の約 33.4%であった。

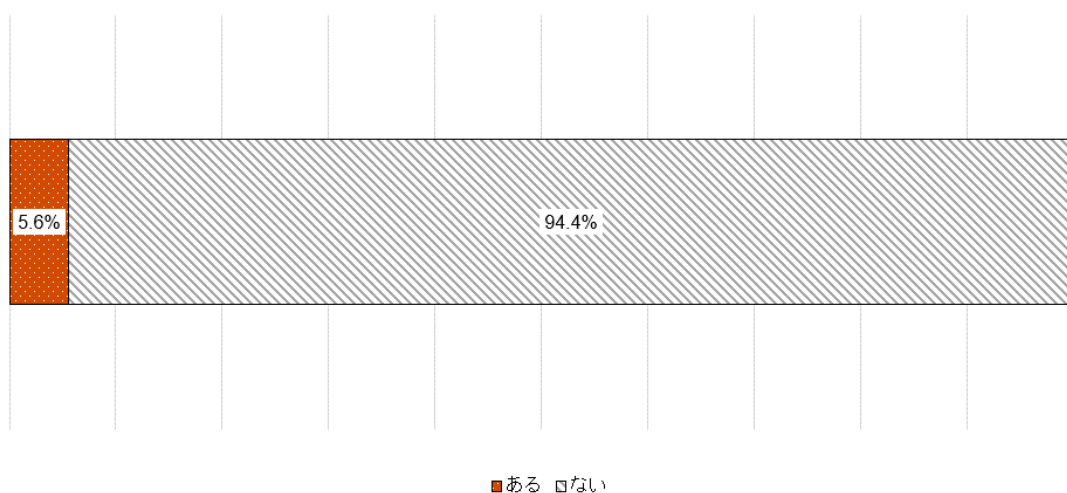
図表 73 障害児から障害者になったときの居場所確保に関する課題認識（n=727、単一回答）



③⑥ 夕方以降の時間帯に利用可能な独自サービスの有無（問 30）

日中一時支援事業所や地域活動支援センター以外に、夕方以降の時間帯に利用できる独自のサービスや自治体単独事業等があるかについて、「ない」が最多の約 94.4%、「ある」が次点の約 5.6%であった。

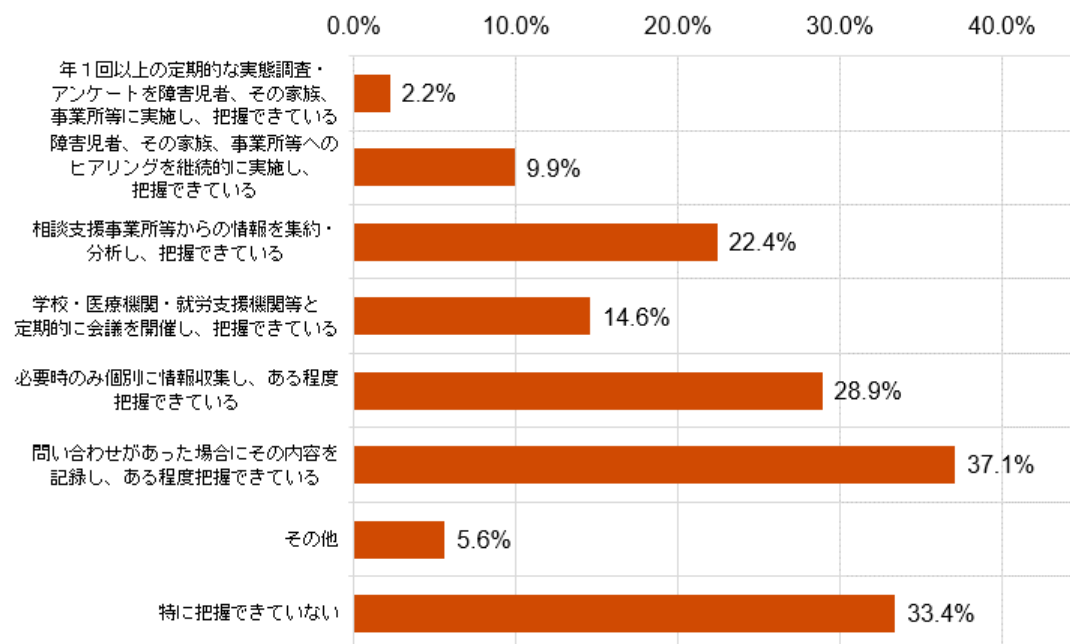
図表 74 夕方以降の時間帯に利用可能な独自サービスの有無（n=729、単一回答）



③⑦ 障害児から障害者になったときの居場所確保に関するニーズ把握（問 31）

特別支援学校等の卒業後、生活介護等が午後 3 時台などに終了し、夕方以降の居場所を確保できない状況等について、障害児・者またはその家族からのニーズは把握できているかを聞いたところ、「問い合わせがあった場合にその内容を記録し、ある程度把握できている」が最多の約 37.1%、「特に把握できていない」が次点の約 33.4%であった。

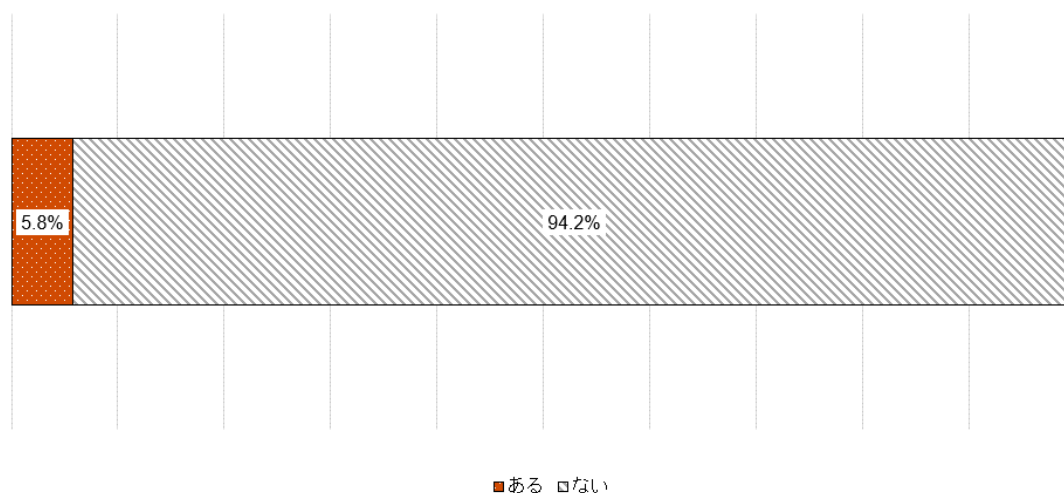
図表 75 障害児から障害者になったときの居場所確保に関するニーズ把握（n=727、複数回答）



③⑧ 障害児から障害者になったときの居場所確保に関する事業所への打診（問 32）

特別支援学校等の卒業後、生活介護等が午後 3 時台などに終了し、夕方以降の居場所を確保できない状況等について、障害児・者またはその家族から把握したニーズを踏まえ、自治体から日中一時支援事業所や地域活動支援センターに何らかの打診をしたことはあるかについて、「ない」が最多の約 94.2%、「ある」が次点の約 5.8%であった。

図表 76 障害児から障害者になったときの居場所確保に関する事業所への打診（n=728、単一回答）



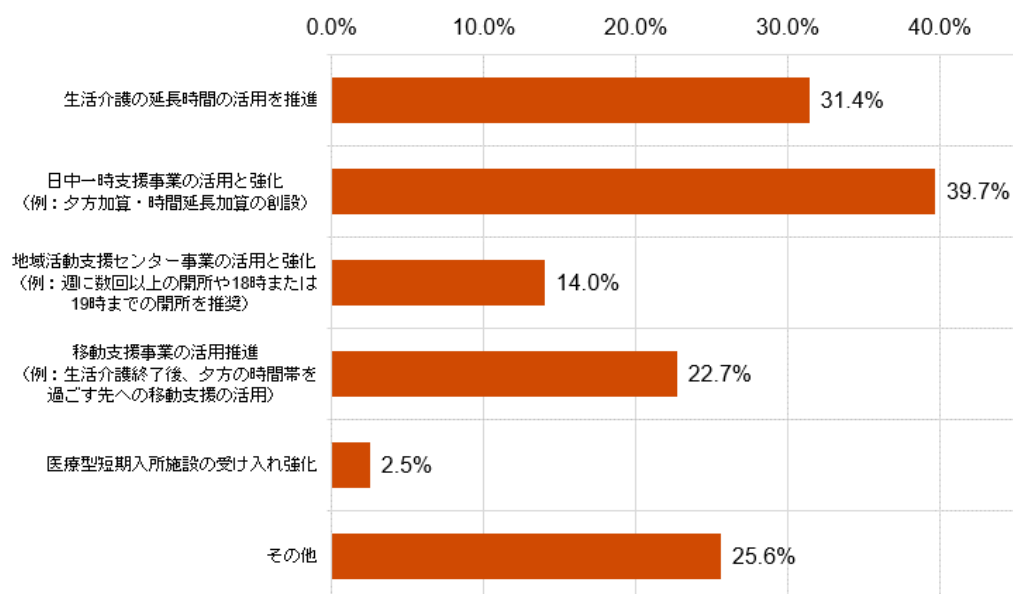
■ある □ない

③ 障害児から障害者になったときの居場所確保に関する検討中の対応策

【検討している対応策】（問 33-1）

特別支援学校等の卒業後、生活介護等が午後 3 時台などに終了し、夕方以降の居場所を確保できない状況等について、検討している対応策を聞いたところ、「日中一時支援事業の活用と強化（例：夕方加算・時間延長加算の創設）」が最多の約 39.7%、「生活介護の延長時間の活用を推進」が次点の約 31.4%であった。

図表 77 障害児から障害者になったときの居場所確保に関する検討中の対応策
(n=516、複数回答)



「その他」の自由記述の回答内容を、共通する傾向や特徴を中心に以下のとおり整理した。複数の区分にまたがる回答については、重複して件数を計上している。

図表 78 検討中の対応策：「その他」の回答内容 (n=132、自由記述)

分類	自由記述内容（主な内容）	件数（回答自治体数）
特になし・検討していない	・特になし、検討していない ・課題として認識しているが具体的な検討には至っていない	89
該当者・ニーズがない	・該当するケース/相談事例がない ・利用希望者/利用対象者/利用者がいない ・対応したことがない ・課題となっていない	17
既存サービスの活用	・居宅介護・重度訪問介護の活用 ・日中一時の送迎加算を検討 ・就労継続支援 B 型の延長時間の活用を推進 ・行動援護や移動支援の利用 ・日中一時支援事業との組み合わせ ・タイムケアの利用 ・短期入所検討	11
個別対応	・個別の事例に応じて対応する ・相談があれば対応策を検討する	7

【実施している対応策】（問 33-2）

特別支援学校等の卒業後、生活介護等が午後 3 時台などに終了し、夕方以降の居場所を確保できない状況等に対し、実際に実施している対応策について自由記述で把握し、共通する傾向や特徴を中心に以下のとおり整理した。複数の区分にまたがる回答については、重複して件数を計上している。

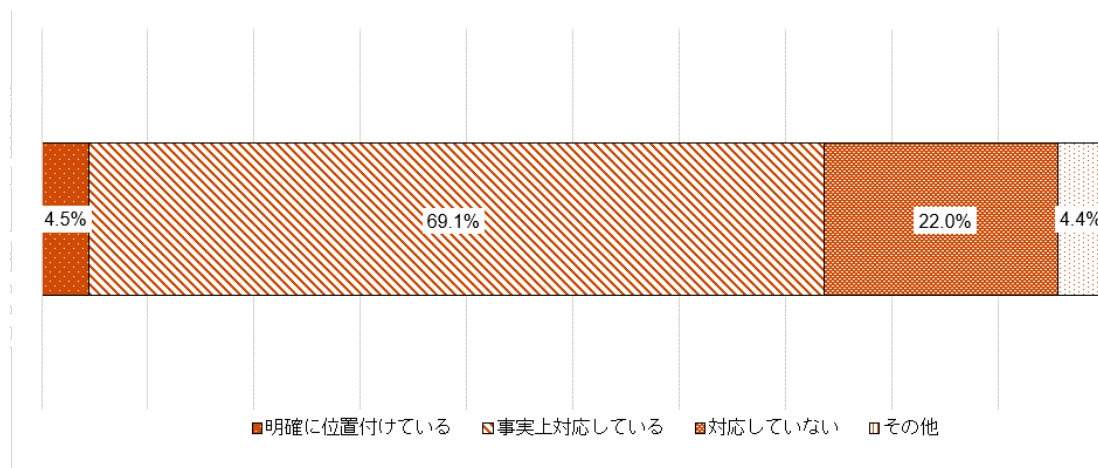
図表 79 実施している対応策（n=205、自由記述）

分類	自由記述内容（主な内容）	件数（回答自治体数）
特になし・実施していない	・特に対応策を検討・実施していない/該当事例がない	119
日中一時支援の活用・制度改善	・個別給付サービスとの併給を実施 ・事業の説明と利用の推進 ・時間単価の増額・加算の創設 ・営業時間外の受け入れを可能とする ・送迎の実施 ・対象者の拡大（18 歳以上） ・人員配置基準の明確化 ・同一日での給付費請求を容認 ・早朝・夕方の加算設定 ・利用時間帯の制限撤廃 ・医療的ケアの受け入れ ・委託料単価の改正	28
個別相談	・相談支援事業所を通じた調整 ・相談時の情報提供 ・ケース会議やモニタリングでの提案 ・窓口での案内 ・個別事例ごとの検討	12
移動支援・行動援護の活用	・移動支援や行動援護の提案・案内 ・保護者の帰宅時間までの余暇活動支援 ・単価引き上げの検討 ・日中一時支援との併用 ・グループ支援の導入	11
延長支援加算の活用推進	・事業所への加算活用の依頼・周知 ・相談支援専門員への説明 ・延長加算優先利用の通知 ・延長実施事業者への補助金交付 ・事例の共有	10
地域活動支援センターの活用・調整	・開所時間の延長（夕方・土日） ・開所時間以外の集いの場の提供 ・センター設置に向けた調整 ・委託による事業実施	7
事業所への働きかけ	・事業所への説明・打診 ・活動内容のヒアリング ・説明会の実施 ・補助金の交付	6

④⑩ 夕方時間帯の受け皿としての日中一時支援事業（問 34-1）

夕方の時間帯（例：15 時～18 時半）の受け皿として日中一時支援事業を位置づけているかについて、「事実上対応している」が最多の約 69.1%、「対応していない」が次点の約 22.0%であった。

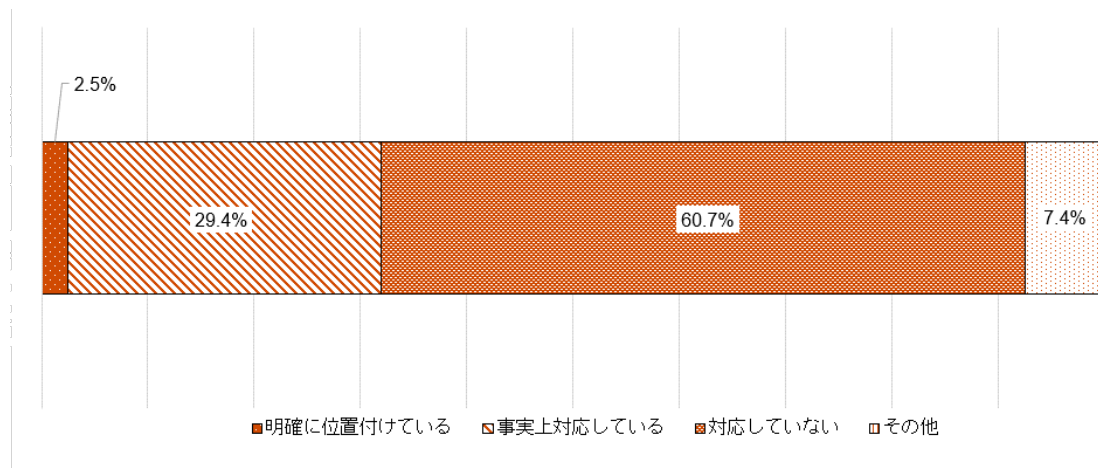
図表 80 夕方時間帯の受け皿としての日中一時支援事業（n=660、単一回答）



④⑪ 夕方時間帯の受け皿としての地域活動支援センター（問 34-2）

夕方の時間帯（例：15 時～18 時半）の受け皿として地域活動支援センターを位置づけているかについて、「対応していない」が最多の約 60.7%、「事実上対応している」が次点の約 29.4%であった。

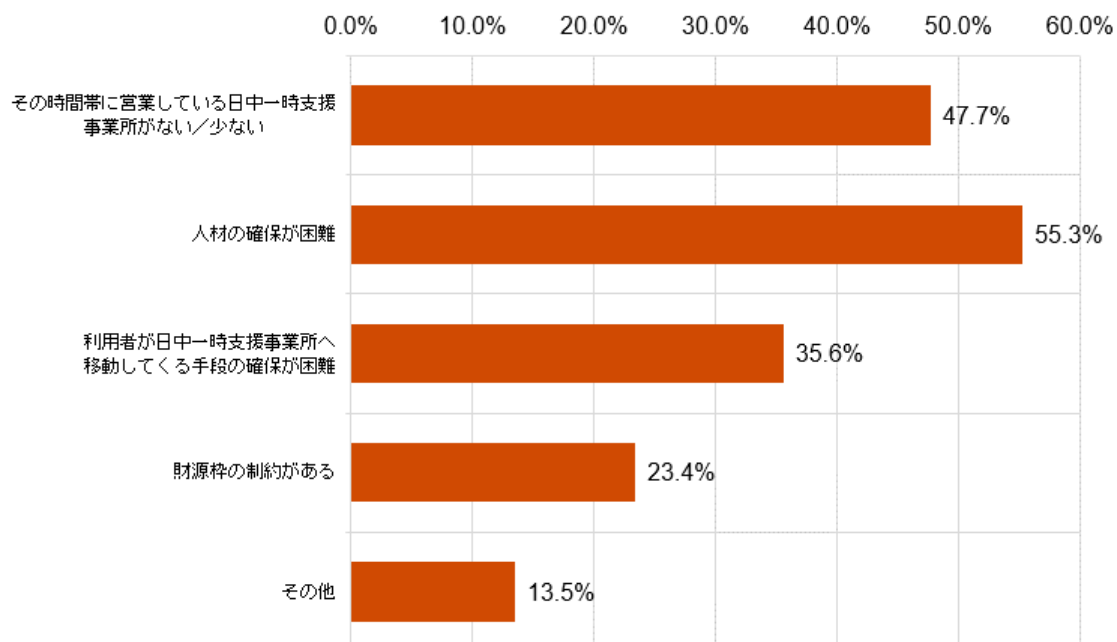
図表 81 夕方時間帯の受け皿としての地域活動支援センター（n=605、単一回答）



④② 日中一時支援事業所における夕方利用に係る課題（問 34-3）

日中一時支援事業所における夕方の時間帯の利用に係る課題については、「人材の確保が困難」が最多の約 55.3%、「その時間帯に営業している日中一時支援事業所がない／少ない」が次点の約 47.7%であった。

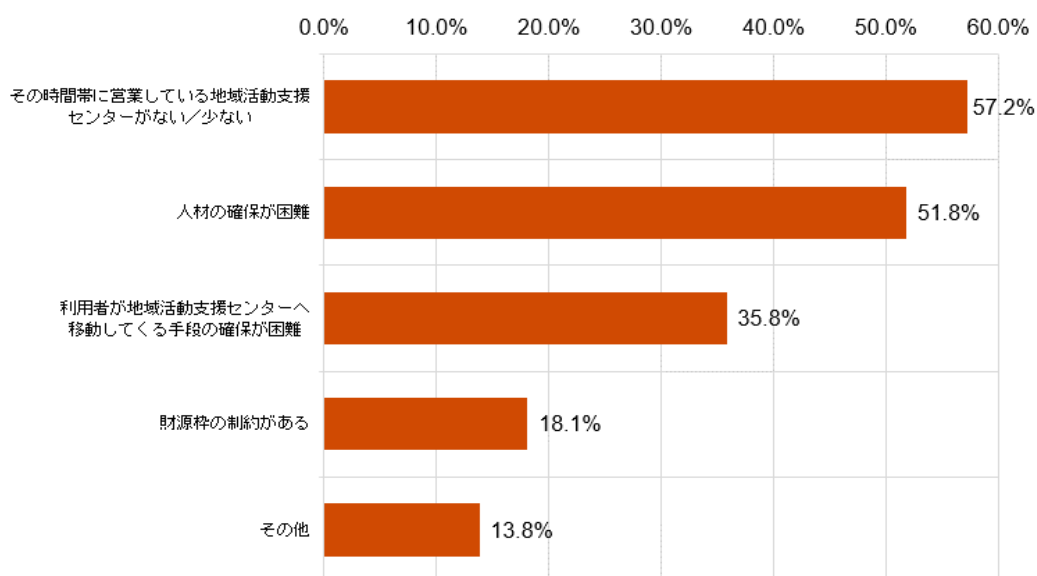
図表 82 日中一時支援事業所における夕方利用に係る課題（n=564、複数回答）



④③ 地域活動支援センターにおける夕方利用に係る課題（問 34-4）

地域活動支援センターにおける夕方の時間帯の利用に係る課題については、「その時間帯に営業している地域活動支援センターがない／少ない」が最多の約 57.2%、「人材の確保が困難」が次点の約 51.8%であった。

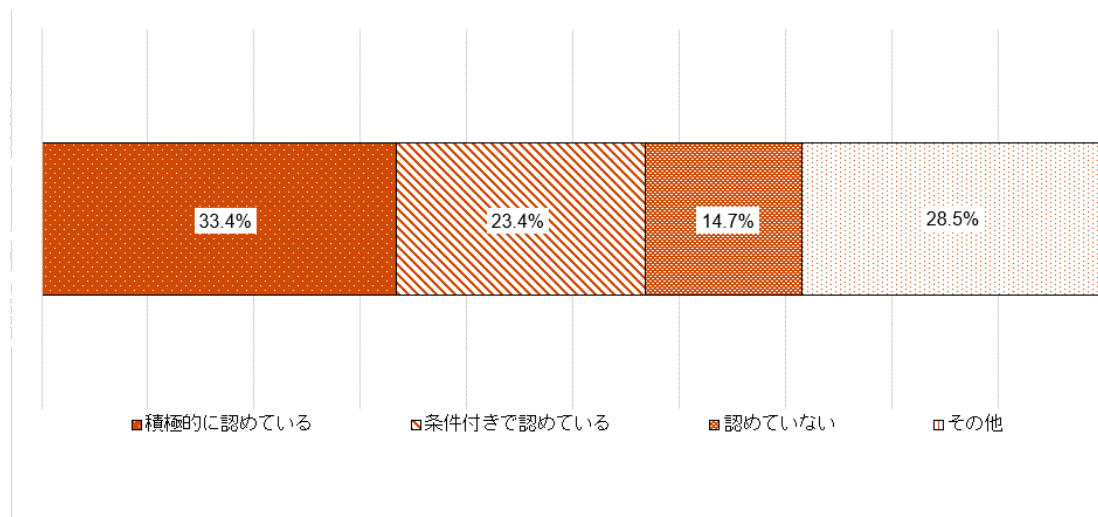
図表 83 地域活動支援センターにおける夕方利用に係る課題（n=537、複数回答）



④ 日中活動系サービス前後の日中一時支援の利用可否（問 35-1）

就労移行支援や就労継続支援（A型・B型）などの日中活動系サービスの利用者が、当該サービスの利用時間帯の前後に日中一時支援を利用することを認めているかについて、「積極的に認めている」が最多の約33.4%、「その他」が次点の約28.5%であった。

図表 84 日中活動系サービス前後の日中一時支援事業の利用可否（n=653、単一回答）



「その他」の自由記述の回答内容を、共通する傾向や特徴を中心に以下のとおり整理した。複数の区分にまたがる回答については、重複して件数を計上している。

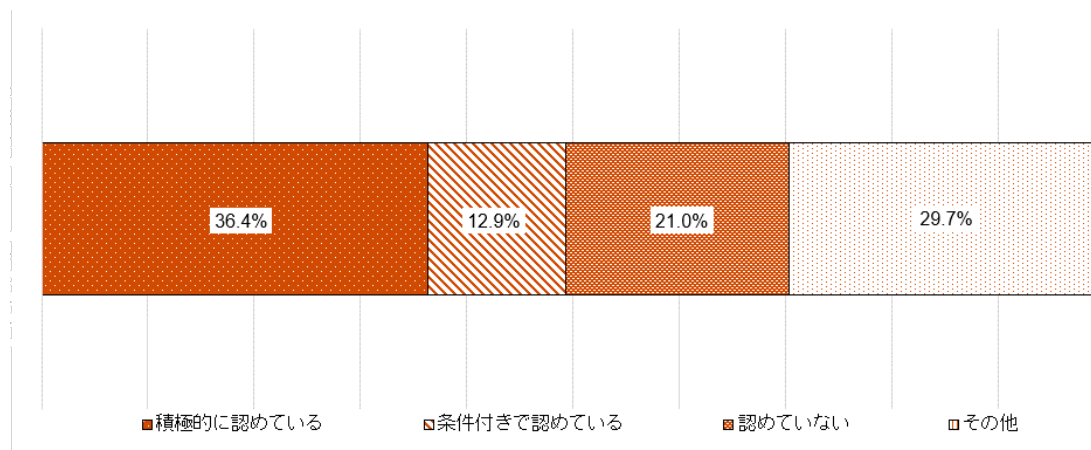
図表 85 日中活動系サービス前後の日中一時支援事業の利用可否：その他（n=185、自由記述）

区分	自由記述内容（主な内容）	件数（回答自治体数）
認めている（条件付きも含む）	- 希望や申請があれば認めている - 必要性があれば認めている - 利用時間が重複しない場合、同時間の他サービス利用がなければ認めている - 利用条件に合致すれば認めている - 事実上認めている、結果的に認めている - 積極的に勧めてはいないが認めている	82
事例・実績なし/未検討	- 該当する利用申請、相談、問い合わせの事例がない - 実績がない - 把握していない - 相談があれば検討する、今後検討することとしている	68
個別判断	- 個別ケースごとに検討・判断している - 状況や事情を確認したうえで対応している - 総合的に判断している	43
定めを設けていない	- 特に定めていない - 特に条件、制限、縛りを設けていない	22
認めていない	- 原則認めていない - 自治体の運用上許可していない - 特定の利用者（共同生活援助等利用者、障害特性上対象にならない者）は原則対象外	5

④⑤ 日中活動系サービス前後の地域活動支援センターの利用可否（問 35-2）

就労移行支援や就労継続支援（A 型・B 型）などの日中活動系サービスの利用者が、当該サービスの利用時間帯の前後に地域活動支援センターを利用することを認めているかについて、「積極的に認めている」が最多の約 36.4%、「その他」が次点の約 29.7%であった。

図表 86 日中活動系サービス前後の地域活動支援センターの利用可否（n=599、単一回答）



「その他」の自由記述の回答内容を、共通する傾向や特徴を中心に以下のとおり整理した。複数の区分にまたがる回答については、重複して件数を計上している。

図表 87 日中活動系サービス前後の地域活動支援センターの利用可否：その他（n=178、自由記述）

区分	自由記述内容（主な内容）	件数（回答自治体数）
認めている（条件付き含む）	・ 申請・希望・必要があれば認める ・ 積極的ではないが認める ・ 利用条件に合致すれば認める ・ サービス利用時間の前後の利用を認める ・ 開所時間内であれば認める	59
事例・実績なし / 未検討	・ 事例、該当者、利用者、実績がない ・ 利用できる事業所がない、他市にあるため利用が困難 ・ 相談事例、問い合わせ、ニーズ、利用希望がない ・ 把握していない ・ 相談・希望があれば検討する、今後検討することとしている	57
定めを設けていない	・ 特に定めていない ・ 特に条件、規定、制限、縛りを設けていない	43
個別判断	・ 個別ケースごとに検討・判断 ・ 状況により判断 ・ 必要性を確認したうえで判断 ・ 相談に応じて対応 ・ 利用理由を確認し判断	26
原則認めていない	・ 原則認めていない ・ 日中活動系サービスと地域活動支援センターの同日申請は認めていない	5

④⑥ 「条件付きで認めている」と回答した場合の条件内容（問 35-3）

就労移行支援や就労継続支援（A 型・B 型）などの日中活動系サービスの利用者が、当該サービスの利用時間帯の前後に日中一時支援または地域活動支援センターを利用することを認めているかについて「条件付きで認めている」と回答した自治体に、その条件の内容について自由記述で把握し、共通する傾向や特徴を中心に以下のとおり整理した。複数の区分にまたがる回答については、重複して件数を計上している。

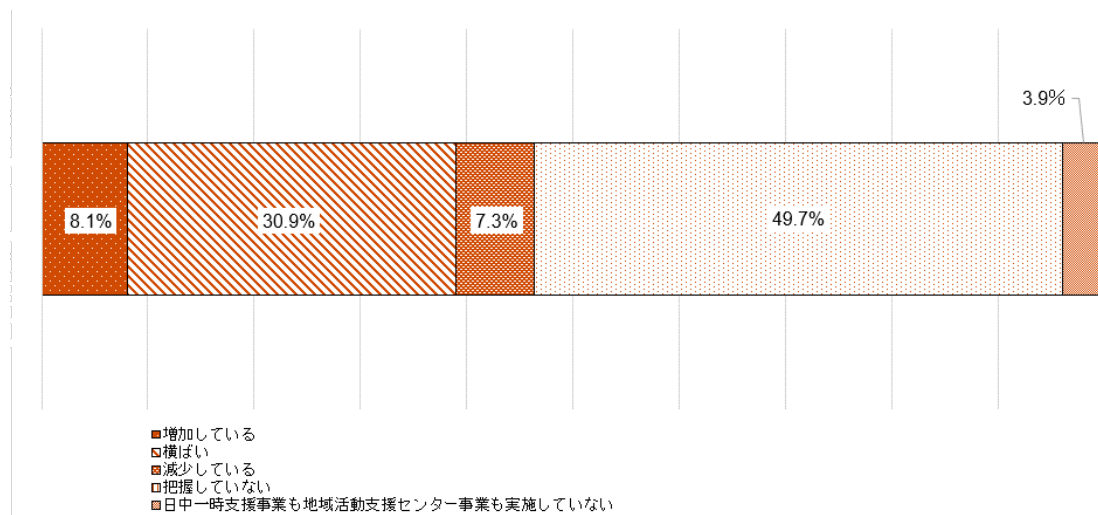
図表 88 「条件付きで認めている」と回答した場合の条件内容（n=138、自由記述）

区分	自由記述内容（主な内容）	件数（回答自治体数）
利用時間に関する条件	・利用時間の重複がないこと、請求時間帯の重複がないこと ・同日利用は不可 ・サービス提供時間以外での利用、営業時間外での利用は可能 ・平日に限り認める	48
必要性の確認	・必要性の確認・判断 ・やむを得ない事情、家族の就労・レスパイト等 ・他に利用可能なサービス等がない場合 ・保護者が不在・介護者がいない場合 ・常時支援を必要とする方が自宅で一人になる場合 ・延長支援加算で対応できない場合 ・サービスの利用時間が不足する場合	44
個別で判断	・ケースごとに個別で判断 ・個別に協議・検討、状況に応じて判断	22
利用対象者に関する条件	・在宅生活者（GH 入居者除く） ・就労訓練可能な障害者は不可 ・見守りが必要な者	16
事業者に関する条件	・適切な人員配置、受け入れが可能であること ・延長加算で対応ができない場合 ・単純に事業所都合での営業時間の延長とならないこと	12
場所・施設に関する条件	・同一敷地内での算定は不可 ・同一法人の施設利用は原則認めない ・別の実施スペースを確保すること	10
利用条件・頻度に関する条件	・最低 30 分以上の利用 ・日中活動系サービス 6 時間以上利用 ・地域活動支援センター利用の条件（最低週 3 日以上利用、1 時間以上利用など）	9
手続き・計画に関する条件	・相談支援専門員によるアセスメント ・計画に基づく利用を行うこと ・サービス等利用計画案において明確であること ・ケアプランの提出が必要 ・就労アセスメント後の利用は認める	7

④⑦ 若者利用者の割合の変化（問 36）

日中一時支援事業または地域活動支援センター事業の利用者のうち、学校卒業後の若者の割合が令和3年以降増えているかについて、「把握していない」が最多の約49.7%、「横ばい」が次点の約30.9%であった。

図表 89 若者利用者の割合の変化（n=724、単一回答）



3. アンケート調査（日中一時支援事業所）

本章では、全国の日中一時支援事業所を対象として実施したアンケート調査の内容とその結果について、詳細を記載する。

（１）調査概要

本調査の調査概要、調査項目及び調査の回収状況は次のとおりである。

① 調査概要

本調査は図表 90 のとおり実施した。

図表 90 日中一時支援事業所アンケート調査の概要

項目	概要
目的	・ 日中一時支援事業所の実態を把握する
調査対象	・ 全国の日中一時支援事業所 （自治体がメールアドレス等を把握している事業所を対象とする）
調査方法	・ 厚生労働省よりメール及び一斉通知・調査システムにて調査票（Excel）を展開し、自治体にメールアドレス等を把握している登録事業所への調査票（Excel）展開を依頼 ・ 専用のウェブページ及びメールにて回答済みの調査票を受領
調査期間	・ 令和 7 年 12 月 17 日～令和 8 年 1 月 16 日 （集計対象に含めた回答は 1 月 23 日までに回答のあったものである）

② 調査項目

検討委員会等での検討を踏まえ、次の項目についてアンケート調査を実施した。

図表 91 日中一時支援事業所アンケート調査項目

大項目	調査項目
基本情報	・ 回答依頼のあった市区町村 ・ 事業所の開設年度、所在地、法人格 ・ 日中一時支援以外の提供サービス ・ 対象とする主たる障害種別 ・ 職員の配置状況、資格保有状況
事業概要	・ 平均利用者数（障害児・者）、18～25 歳の割合 ・ 医療的ケアを必要とする者、強度行動障害の状態にある者の利用人数 ・ 医療的ケアを必要とする者、強度行動障害の状態にある者の受け入れにおける工夫内容 ・ 利用可能なサービス時間帯 ・ 利用者のニーズに応じた開所日数・開所時間の調整有無 ・ 開所要望のあった時間帯 ・ 開所要望のあった未提供時間帯における主たるニーズ ・ 送迎サービスの提供状況 ・ 緊急利用申請の頻度 ・ 緊急利用申請を断る割合 ・ 利用する目的

大項目	調査項目
事業概要	・ 夕方以降のニーズに対応するための独自のサービス等の有無 ・ 利用者一人に対する連続利用時間や回数の制限有無
課題	・ 運営上の課題 ・ 医療的ケアを必要とする者の受け入れにおける課題 ・ 強度行動障害の状態にある者の受け入れにおける課題 ・ 特別支援学校等卒業後の 18～25 歳の若者の受け入れにおける課題 ・ 特別支援学校等の卒業後の状況に対する事例 ・ 特別支援学校等の卒業後の状況において課題が顕在化した事例

③ 回収状況

日中一時支援事業所に対するアンケート調査の回収状況は、図表 92 のとおりである。

図表 92 日中一時支援事業所アンケート調査の回収状況¹²

有効回答数	有効回収率	母数
1,412	不明	不明

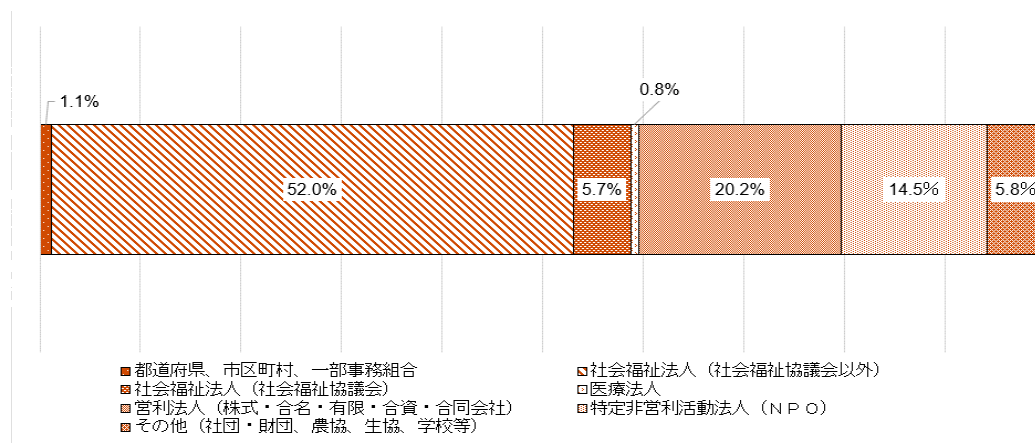
¹² 本調査は自治体がメールアドレス等の連絡先を把握している日中一時支援事業所を対象に実施しているが、対象事業所の正確な総数を把握することが困難であったため、母数及び回収率を「不明」としている。

(2) 調査結果¹³

① 事業所の法人格（問3）

日中一時支援事業所の法人格については、「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」が最多の約 52.0%、「営利法人（株式・合名・有限・合資・合同会社）」が次点の約 20.2%であった。

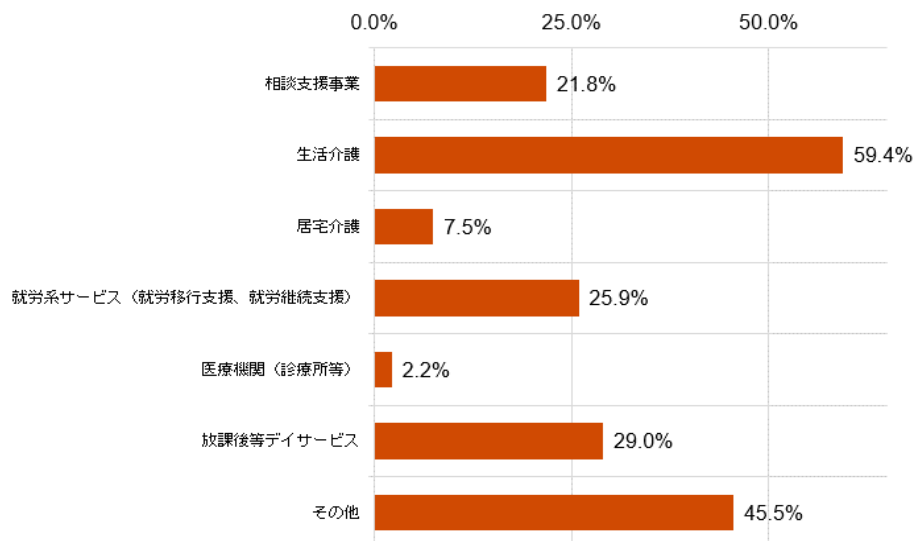
図表 93 事業所の法人格（n=1,409、単一回答）



② 日中一時支援事業以外の提供サービス（問4）

日中一時支援事業所が提供する日中一時支援事業以外のサービスについては、「生活介護」が最多の約 59.4%、次いで「その他」が約 45.5%、「放課後等デイサービス」が約 29.0%であった。

図表 94 日中一時支援以外の提供サービス（n=1,381、複数回答）



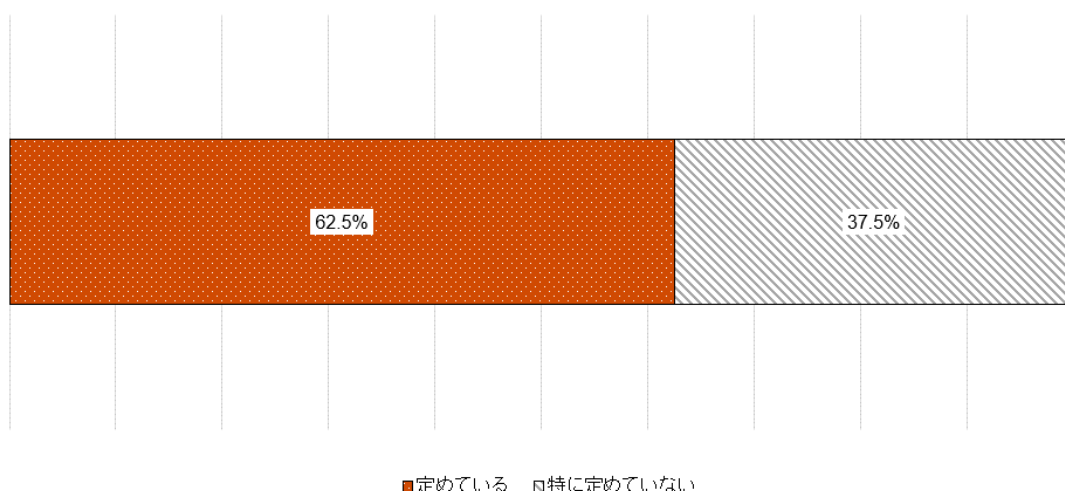
¹³ 本調査結果における各設問の集計値（n 数）は、本調査の結果をより実態に即して分析するため、明らかな無回答及び判別不能な回答を除外した設問ごとの有効回答のみで構成比を算出している。そのため、設問によって n 数が異なる場合がある。なお、本調査では割合（%）については、各項目において小数点第 1 位までの値となるように小数点第 2 位について四捨五入をしているため、合計が 100.0%にならない場合がある。また、合計値については小数部分を含まない値となるように小数点第 1 位について四捨五入をし、平均値については小数点第 2 位までの値となるように小数点第 3 位について四捨五入をしている。

「その他」の提供サービスとしては、「短期入所」が約 45.9%（300 件/654 件）、「施設入所支援」が約 34.7%（227 件/654 件）、「児童発達支援」が約 19.6%（128 件/654 件）、「グループホーム」が約 14.1%（92 件/654 件）であった。なお、「短期入所」及び「施設入所支援」のいずれについても回答している事業所は約 26.3%（172 件/654 件）であった。

③ 対象とする主たる障害種別の規定有無（問 5-1）

運営規定において対象とする主たる障害種別を定めているかについては、「定めている」が最多の約 62.5%、「特に定めていない」が次点の約 37.5%であった。

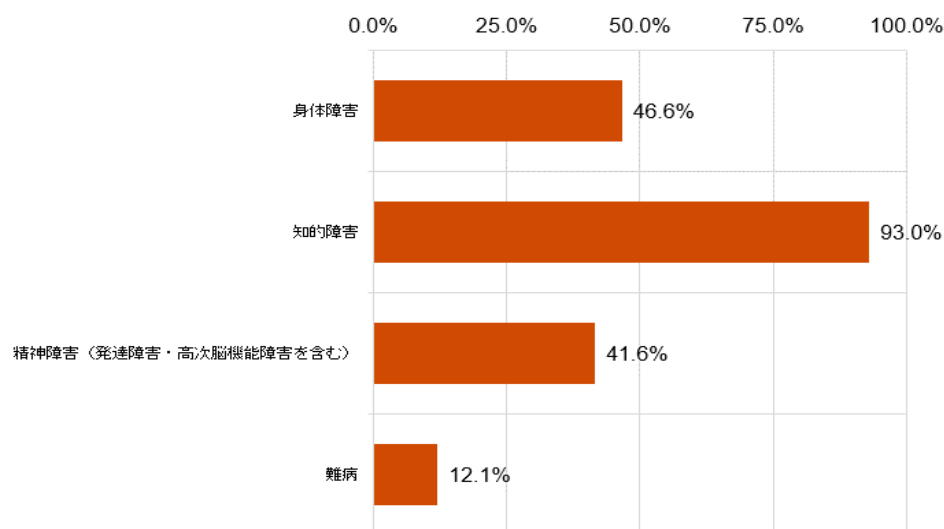
図表 95 対象とする主たる障害種別の規定有無（n=1,407、単一回答）



④ 対象とする主たる障害種別の内容（問 5-2）

運営規定において対象とする主たる障害種別を「定めている」と回答した事業所に、その主たる障害種別について聞いたところ、「知的障害」が最多の約 93.0%、「身体障害」が次点の約 46.6%であった。

図表 96 対象とする主たる障害種別の内容（n=873、複数回答）



⑤ 職員の配置状況

【常勤職員数・非常勤職員数】（問6-1）

日中一時支援事業に従事する職員の配置状況について、常勤職員数が平均 9.05 人で、非常勤職員数が平均 4.27 人であった。

図表 97 常勤職員数・非常勤職員数 (n=1,412、数値回答)

区分	件数 (回答事業所数)	合計 (人数)	平均 (人数)
常勤	1,371	2,406	9.05
非常勤	1,330	5,674	4.27

【職員配置数】（問6-2）

日中一時支援事業に従事する職員の配置状況について、実員数では「生活指導・支援員（生活指導員、生活相談員、生活支援員を含む）」が最多の平均 11.92 人、「その他の職員」が次点の平均 1.87 人であった。常勤換算数では「生活指導・支援員（生活指導員、生活相談員、生活支援員を含む）」が最多の平均 9.71 人、「看護職員」が次点の平均 1.39 人であった。

図表 98 職員配置数 (n=1,412、数値回答)

区分	実員数			常勤換算数		
	件数 (回答事業所数)	合計 (人数)	平均 (人数)	件数 (回答事業所数)	合計 (人数)	平均 (人数)
施設長・管理者	1,370	1,362	0.99	1,297	966	0.75
サービス管理責任者	1,247	1,223	0.98	1,187	943	0.79
サービス提供責任者	997	193	0.19	964	169	0.17
主任相談支援専門員	974	41	0.04	943	33	0.03
相談支援専門員	995	277	0.28	958	204	0.21
生活指導・支援員（生活指導員、生活相談員、生活支援員を含む）	1,311	15,633	11.92	1,259	12,219	9.71
職業・作業指導員	1,011	654	0.65	979	476	0.49
医師・歯科医師	1,018	458	0.45	990	107	0.11
看護職員	1,148	2,003	1.74	1,110	1,543	1.39
居宅介護員等	972	448	0.46	941	242	0.26
管理栄養士・栄養士	1,056	455	0.43	1,015	356	0.35
調理員	1,029	999	0.97	989	647	0.65
事務員	1,090	1,151	1.06	1,055	840	0.80
その他の職員	1,084	2,023	1.87	1,050	1,290	1.23

【職員の資格保有状況】（問 6-3）

日中一時支援事業に従事する職員の資格保有状況については、「強度行動障害支援者養成研修」が最多の平均 5.33 人、「介護福祉士」が次点の平均 4.79 人であった。

図表 99 職員の資格保有状況（n=1,412、数値回答）

区分	件数 (回答事業所数)	合計 (人数)	平均 (人数)
社会福祉士	1,162	1,844	1.59
精神保健福祉士	1,062	450	0.42
介護福祉士	1,272	6,094	4.79
介護支援専門員	1,019	304	0.30
保育士	1,173	2,352	2.01
理学療法士	1,007	276	0.27
作業療法士	1,005	168	0.17
公認心理師	992	129	0.13
保健師	981	48	0.05
看護師・准看護師	1,152	2,162	1.88
学校教諭	1,037	510	0.49
強度行動障害支援者養成研修	1,172	6,241	5.33

⑥ 1日の平均利用者数（問 7）

1日の平均利用者数については、障害児が平均 2.15 人、障害者が平均 8.84 人、障害児・者全体では平均 10.79 人であった。

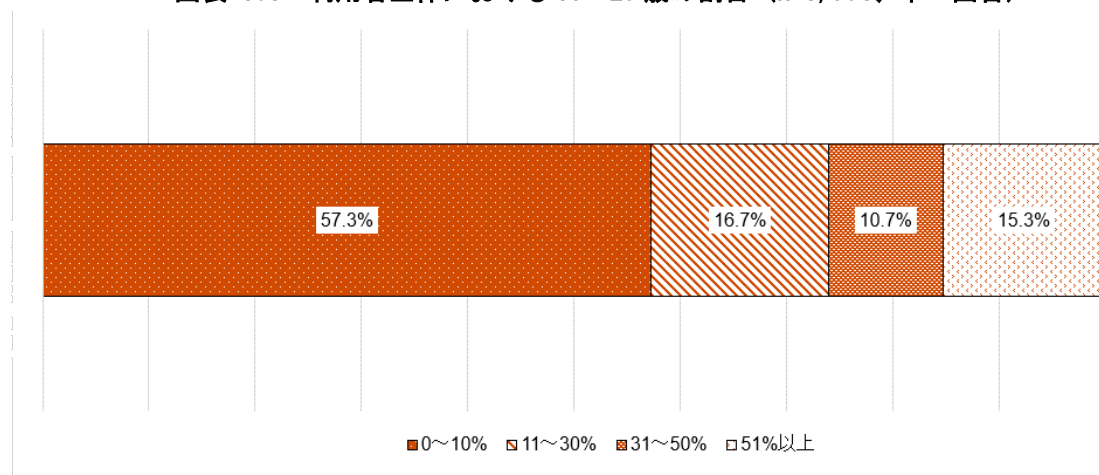
図表 100 1日の平均利用者数（n=1,412、数値回答）

区分	件数 (回答事業所数)	合計 (人数)	平均 (人数)
障害児	1,228	2,640	2.15
障害者	1,302	11,509	8.84
障害児・者計	1,071	11,557	10.79

⑦ 利用者全体に占める 18～25 歳の割合（問 7）

利用者全体に占める 18～25 歳の割合については、「0～10%」が最多の約 57.3%、次いで「11～30%」が約 16.7%、「51%以上」が約 15.3%であった。

図表 101 利用者全体における 18～25 歳の割合（n=1,364、単一回答）



⑧ 医療的ケア・強度行動障害の利用人数（問 8）

医療的ケアを必要とする者、強度行動障害の状態にある者を受け入れている場合について、医療的ケアを必要とする者の利用人数は平均 1.08 人、強度行動障害の状態にある者の利用人数は平均 2.80 人であった。

図表 102 医療的ケア・強度行動障害の利用人数（n=1,412、数値回答）

区分	受け入れている場合の利用人数		
	件数 (回答事業所数)	合計 (人数)	平均 (人数)
医療的ケアを必要とする者	223	1,435	1.08
強度行動障害の状態にある者	456	3,569	2.80

⑨ 医療的ケア・強度行動障害の受け入れにおける工夫点（問9）

医療的ケアを必要とする者、強度行動障害の状態にある者を受け入れている場合、受け入れにあたり工夫していることについて自由記述で把握し、共通する傾向や特徴を中心に以下のとおり整理した。複数の区分にまたがる回答については、重複して件数を計上している。

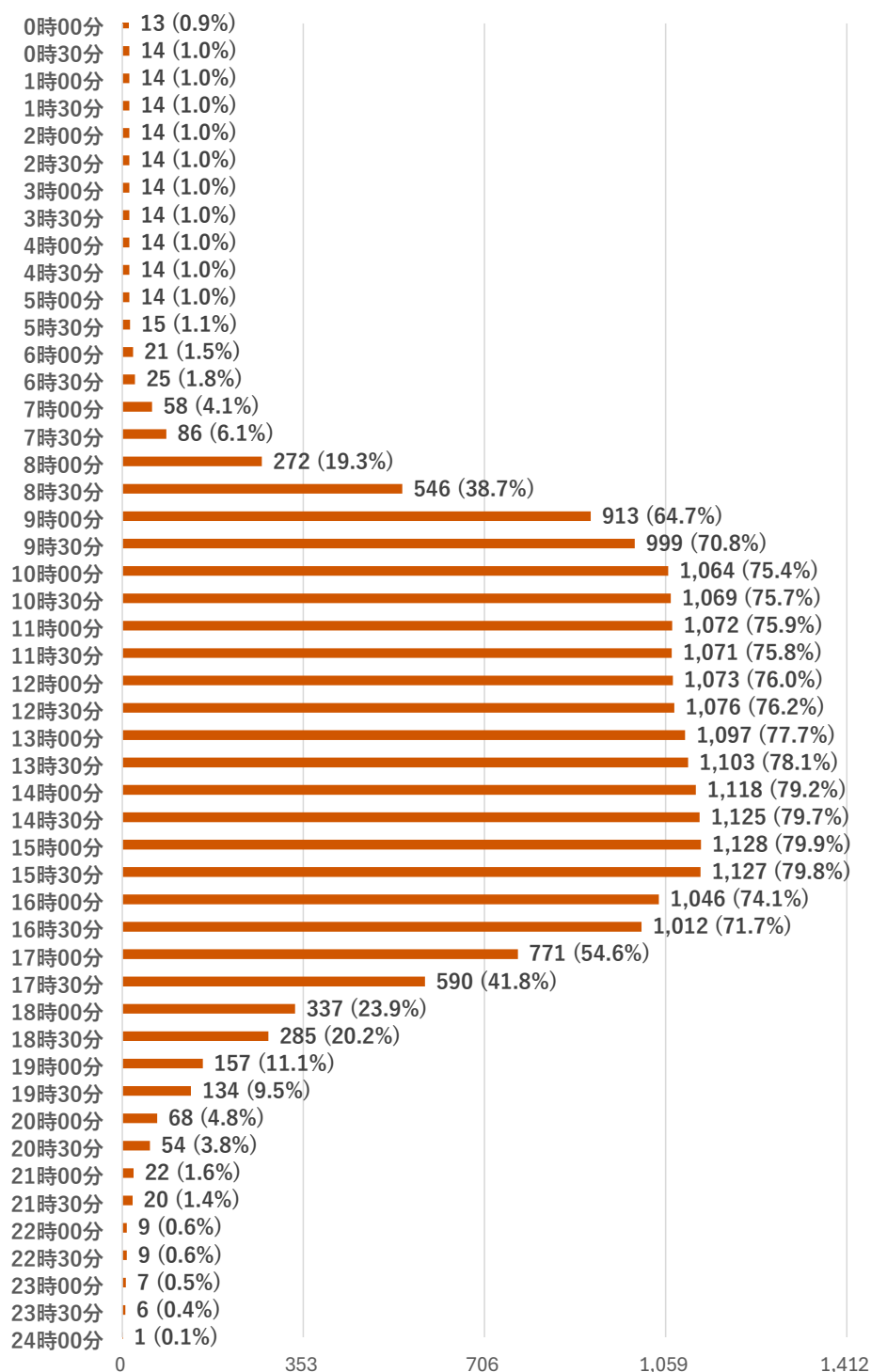
図表 103 医療的ケア・強度行動障害の受け入れにおける工夫点（n=502、自由記述）

分類	自由記述内容（主な内容）	件数（回答事業所数）
環境づくりと人員配置における工夫	・個室・半個室・クールダウンスペース・スヌーズレンルームの整備、パーテーションや仕切り扉による空間の分離 ・施錠、窓の保護、危険物や壊れやすい物・投げやすい物の除去など物理的な安全対策 ・マンツーマンや1：2など手厚い職員配置、見守り専任、応援に駆け付けられる体制の確保 ・利用者同士の相性を考えた組み合わせ調整や動線設計、高齢・虚弱な利用者との距離確保 ・刺激の少ない静かな環境づくり（小集団活動、音・人の少ない部屋、構造化されたレイアウト）	341
本人理解に基づく個別性の高い支援における工夫	・事前アセスメントや体験利用で特性・行動パターン・こだわり・パニックのトリガーを把握 ・スケジュールボード・日課表・写真／絵カード・タイマー等による見通し提示と構造化支援 ・本人の好み（テレビ・動画・遊具・作業・ドライブ等）や得意なことを活かした個別活動の提供 ・個室・クールダウンスペース・お気に入りの場所を用意し、落ち着ける環境で過ごせるよう配慮 ・「できる／できない」ではなく「どうすれば受け入れられるか」を前提に、支援内容や利用時間を段階的に調整	287
多職種と組織全体でのチームアプローチにおける工夫	・家族・主治医・訪問看護・相談支援専門員・学校・他事業所との密な情報共有とケース会議 ・送迎時の引き継ぎや連絡帳・電話・LINE等を通じた、利用前後の状態共有と相談体制 ・サービス管理責任者・児発管・看護師・支援員など多職種によるカンファレンス・ミーティングの実施 ・支援手順書・マニュアル・支援計画を基にした「統一した支援」と、その内容の定期的な見直し ・組織として研修参加や情報共有（ICT活用含む）を促進し、個人ではなくチームで支える体制づくり	271
専門性の確保における工夫	・看護師・医療職の常駐／複数配置や、看護師がいる時間帯に限定した受け入れ ・喀痰吸引等研修・医療的ケアに関する研修・強度行動障害支援者養成研修などの受講と、有資格者の計画的配置 ・医師の指示書・看護サマリー・投薬指示書・緊急時対応マニュアル・支援手順書・行動支援シート等の整備 ・行動記録（ABC分析等）やアセスメントに基づく、行動障害への専門的支援 ・外部研修・コンサルテーション・勉強会を通じた職員の継続的なスキルアップ	259

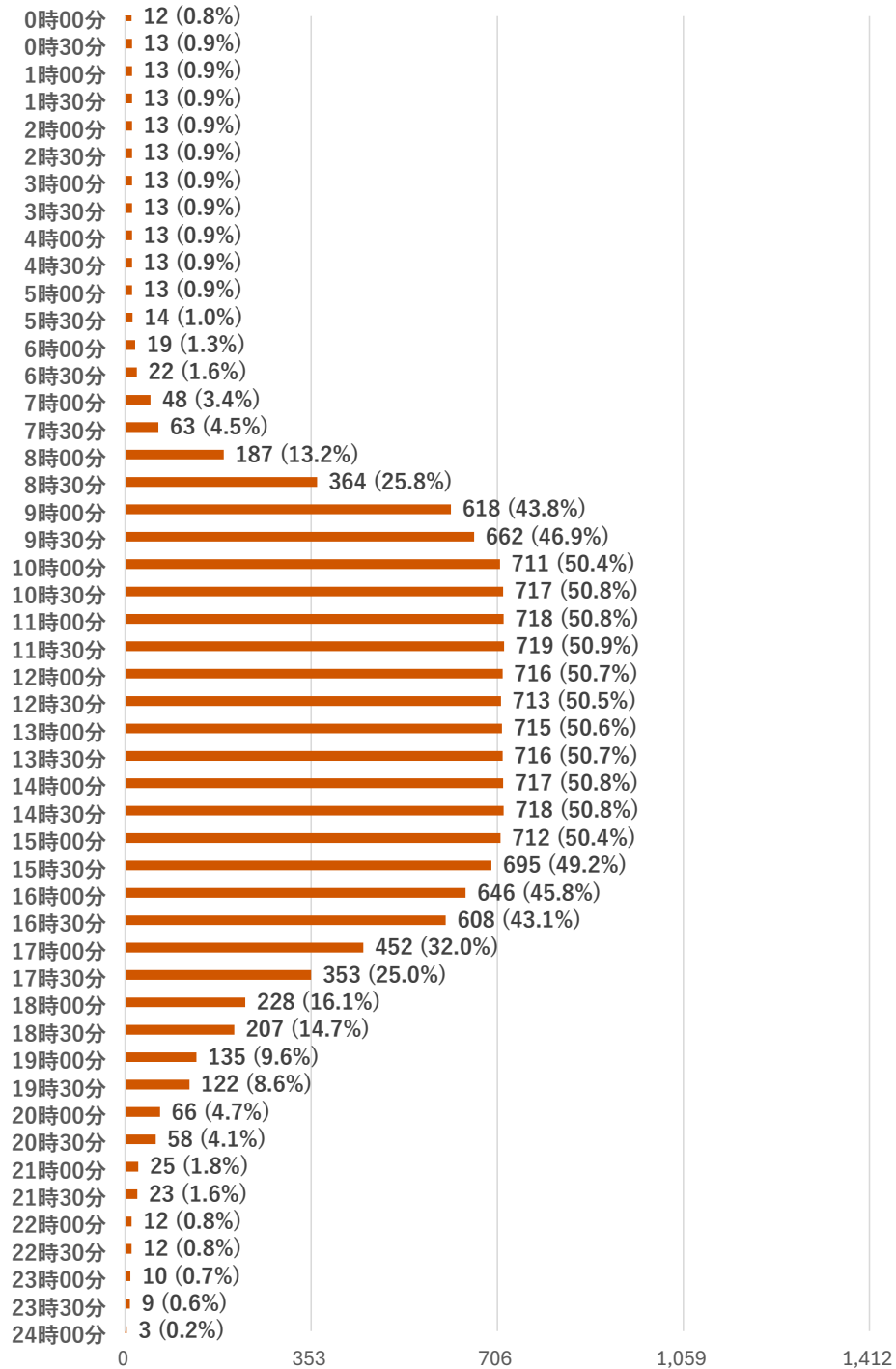
⑩ サービス提供時間帯（問 10）

事業所でサービスを利用可能な時間帯について聞いたところ、過半数の事業所がサービスを利用可能としている時間帯は、平日の 9 時から 17 時 30 分、土日の 10 時から 15 時 30 分、祝日の 10 時から 16 時であった。また、約 7 割の事業所がサービスを利用可能としている時間帯は、平日の 9 時 30 分から 16 時 30 分であった。

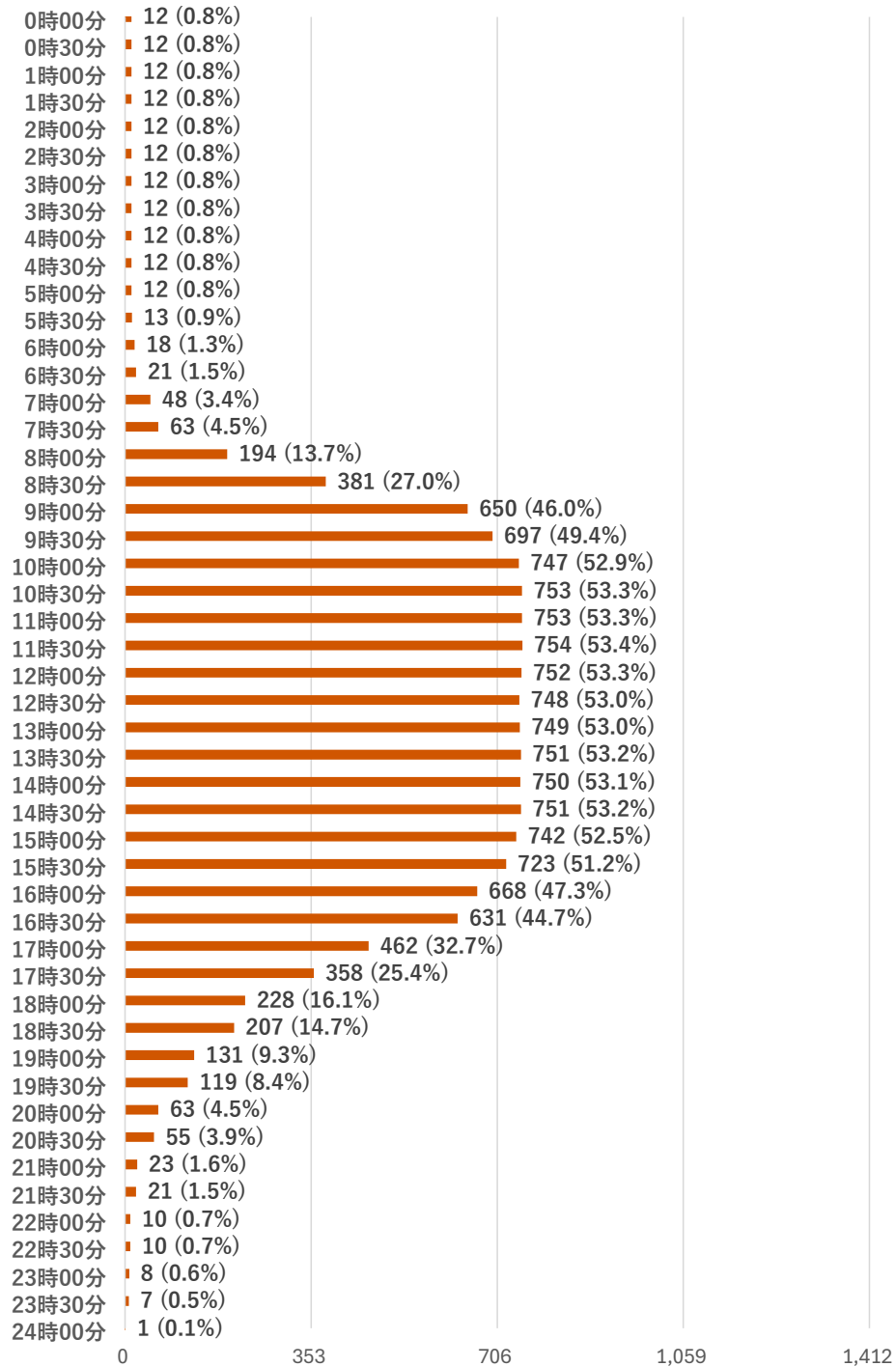
図表 104 サービス提供時間帯（平日）（n=1,412）



図表 105 サービス提供時間帯（土日）（n=1,412）



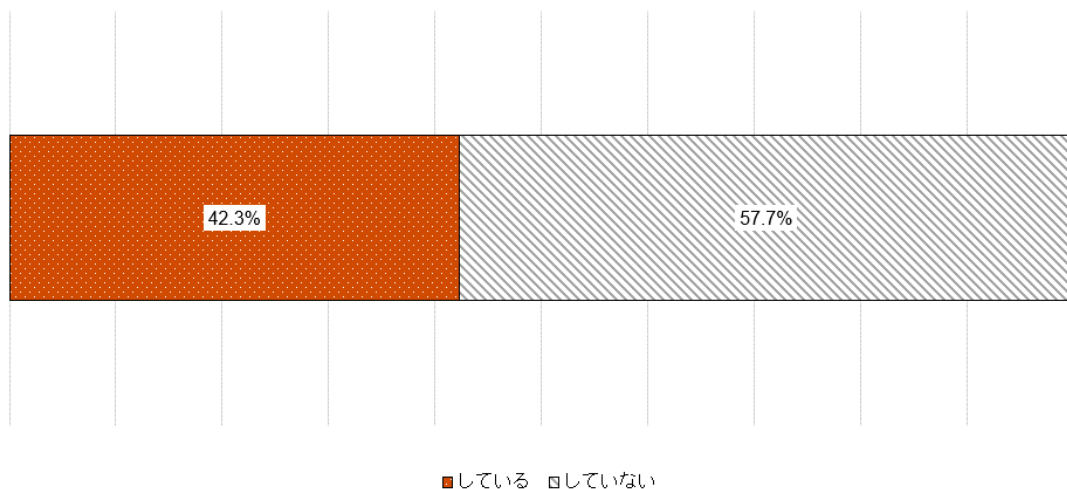
図表 106 サービス提供時間帯（祝日）（n=1,412）



⑪ ニーズに応じた開所日数・開所時間の調整有無（問 11）

利用者のニーズに対応して開所日数を増やしたり、開所時間を延長したりしているかについては、「していない」が最多の約 57.7%、「している」が次点の約 42.3%であった。

図表 107 ニーズに応じた開所日数・開所時間の調整有無（n=1,391、単一回答）

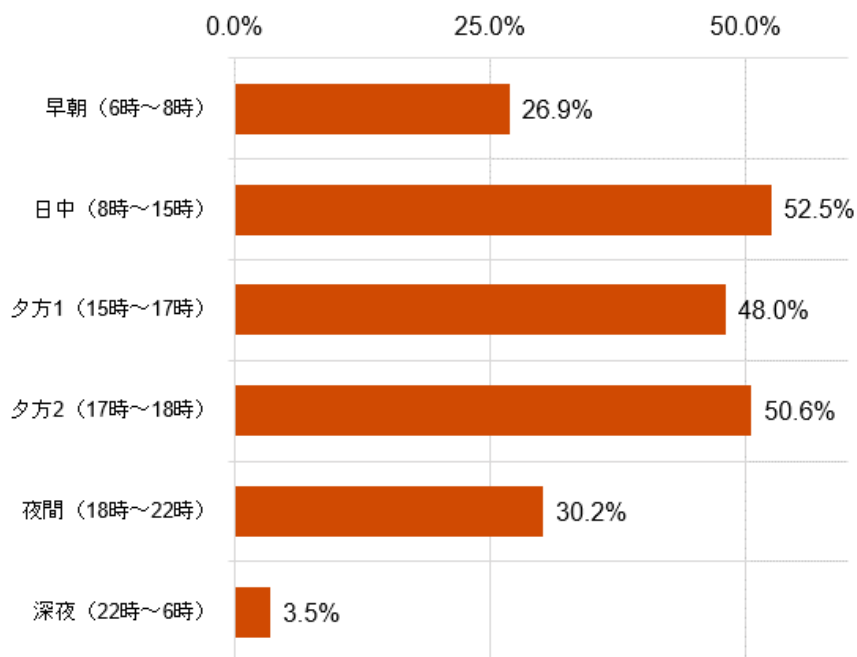


⑫ 開所要望のあった時間帯（問 12-1）

【開所要望のあった時間帯（平日）】

利用対象者やその家族から開所要望のあった時間帯について聞いたところ、平日については「日中（8時～15時）」が最多の約 52.5%、次いで「夕方2（17時～18時）」が約 50.6%、「夕方1（15時～17時）」が約 48.0%であった。

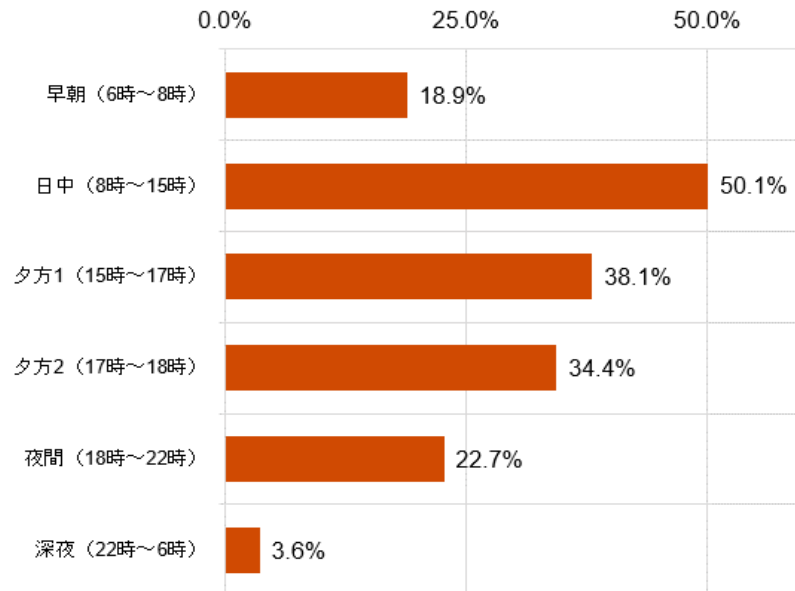
図表 108 開所要望のあった時間帯（平日）（n=1,121、複数回答）



【開所要望のあった時間帯（土日）】

利用対象者やその家族から開所要望のあった時間帯について聞いたところ、土日については「日中（8時～15時）」が最多の約 50.1%、次いで「夕方1（15時～17時）」が約 38.1%、「夕方2（17時～18時）」が約 34.4%であった。

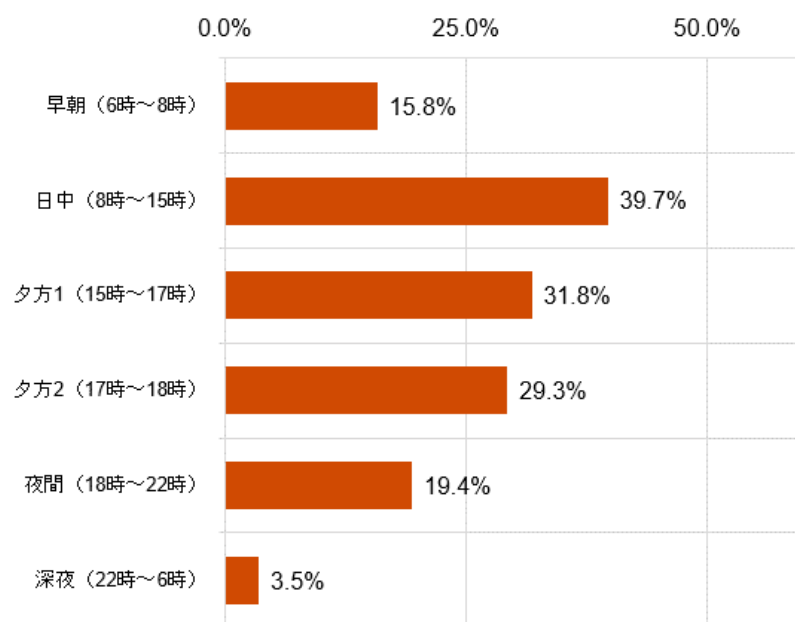
図表 109 開所要望のあった時間帯（土日）（n=1,121、単一回答）



【開所要望のあった時間帯（祝日）】

利用対象者やその家族から開所要望のあった時間帯について聞いたところ、祝日については「日中（8時～15時）」が最多の約 39.7%、次いで「夕方1（15時～17時）」が約 31.8%、「夕方2（17時～18時）」が約 29.3%であった。

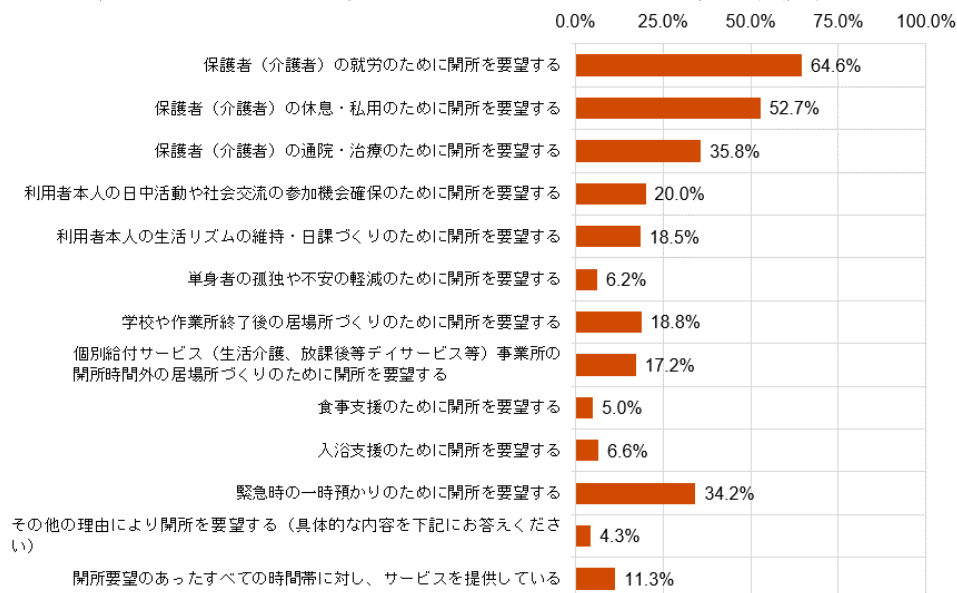
図表 110 開所要望のあった時間帯（祝日）（n=1,121、単一回答）



⑬ 未提供時間帯における主たるニーズ（問 12-2）

開所要望のあった時間帯のうち、サービスを提供していない時間帯における利用者の主たるニーズと考えられるものについて聞いたところ、「保護者（介護者）の就労のため」が最多の約 64.6%、「保護者（介護者）の休息・私用のため」が次点の約 52.7%であった。

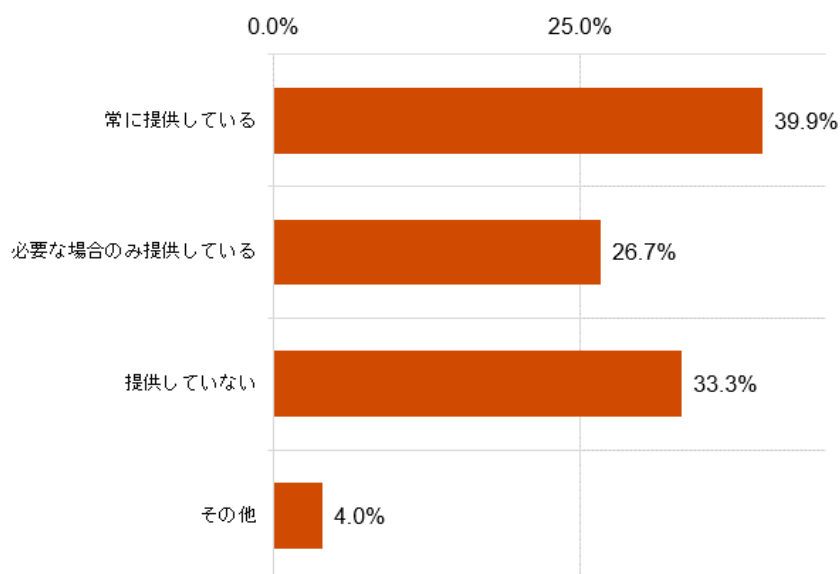
図表 111 未提供時間帯における主たるニーズ（n=1,060、複数回答）



⑭ 送迎サービスの提供状況（問 13）

送迎サービスの提供状況については、「常に提供している」が最多の約 39.9%、「提供していない」が次点の約 33.3%であった。

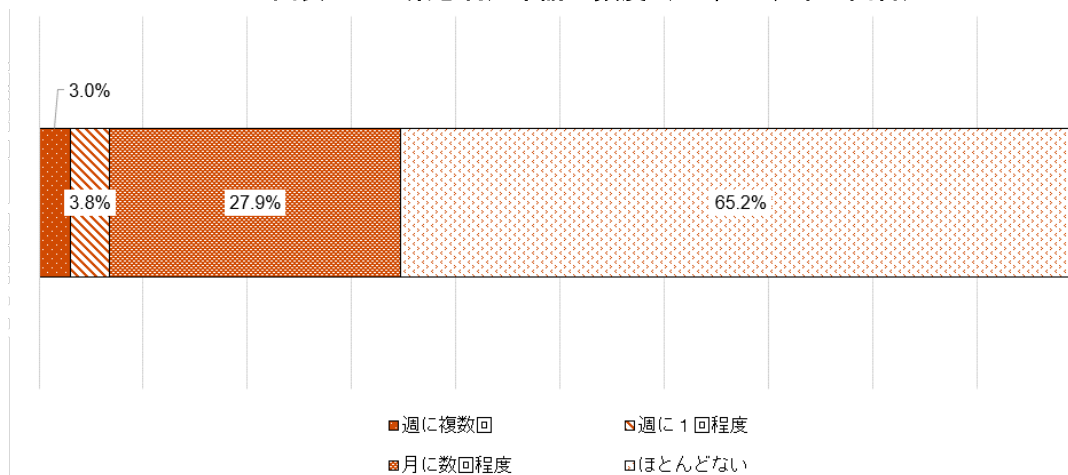
図表 112 送迎サービスの提供状況（n=1,392、複数回答）



⑮ 緊急利用申請の頻度（問 14- 1）

保護者（介護者）から当日または前日に緊急の利用申請がある頻度について、「ほとんどない」が最多の約 65.2%、「月に数回程度」が次点の約 27.9%であった。

図表 113 緊急利用申請の頻度（n=1,386、単一回答）



⑯ 緊急利用申請に対応できない頻度（問 14- 2）

保護者（介護者）から当日または前日に緊急の利用申請があった際、利用定員超過などで受け入れを断らざるを得ない割合は、平均約 10.1%であった。

図表 114 緊急利用申請に対応できない頻度（数値回答）

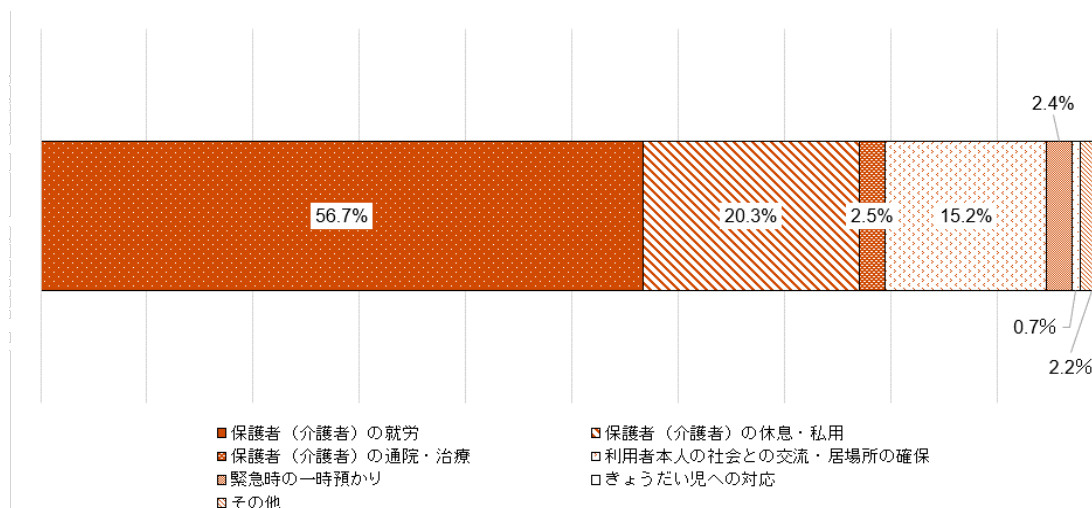
区分	件数（回答事業所数）	平均（割合/%）
緊急利用申請を断らざるを得ない割合 （分母：緊急の利用申請数）	1,163	10.06

⑰ 保護者（介護者）の利用目的（問 15）

【最も多いと考えられる利用目的】

保護者（介護者）の利用目的として最も多いと考えられる目的については、「保護者（介護者）の就労」が最多の約 56.7%、「保護者（介護者）の休息・私用」が次点の約 20.3%であった。

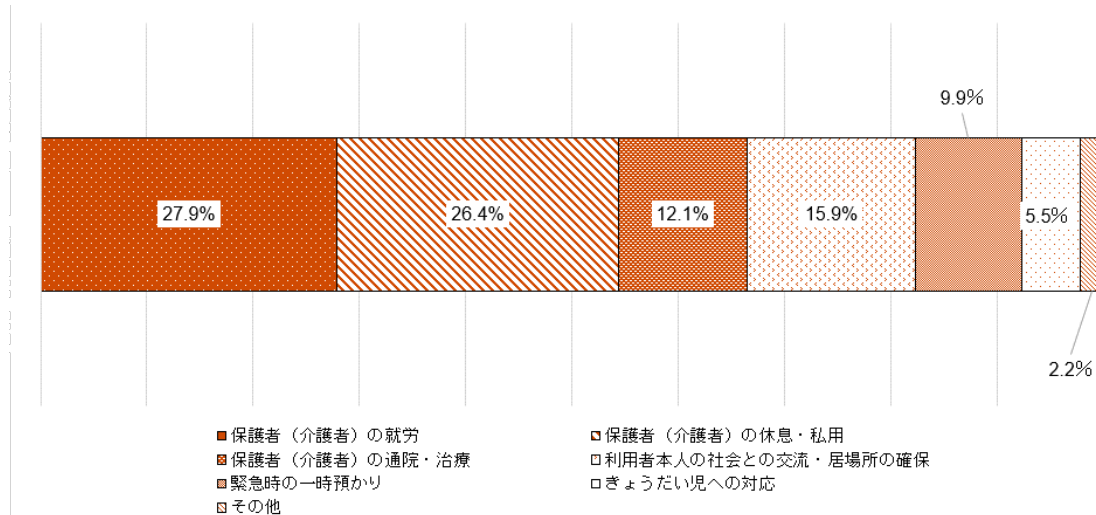
図表 115 保護者（介護者）の利用目的（1位）（n=1,370、単一回答）



【多いと考えられる利用目的3つ】

保護者（介護者）の利用目的として上位3つに入ると考えられる目的については、「保護者（介護者）の就労」が最多の約27.9%、「保護者（介護者）の休息・私用」が次点の約26.4%であった。

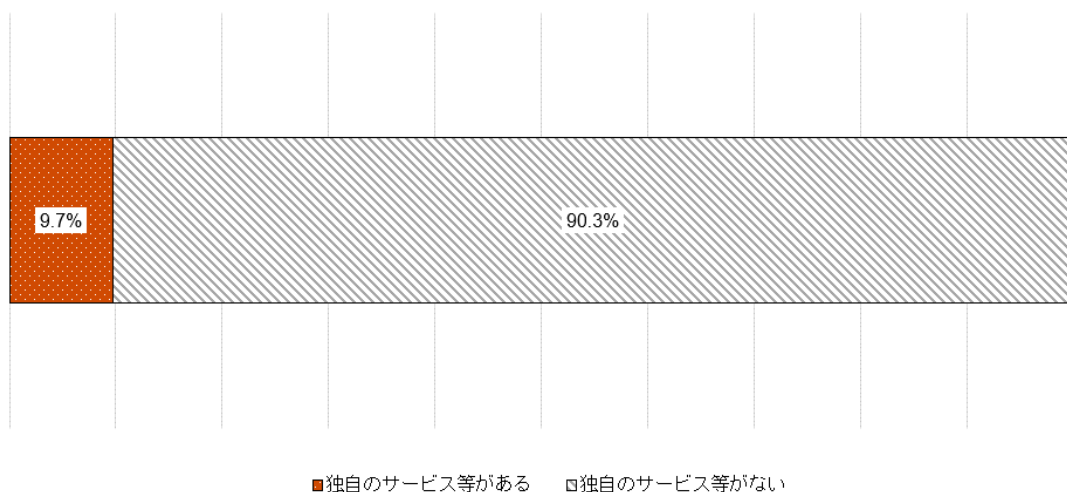
図表 116 保護者（介護者）の利用目的（上位3つ）（n=3,775、単一回答）



⑩ 夕方ニーズに対する独自サービスの有無（問16）

夕方以降のニーズに対応するために実施している日中一時支援事業以外の独自のサービス等があるかについて、「独自のサービス等がない」が最多の約90.3%、「独自のサービス等がある」が次点の約9.7%であった。

図表 117 夕方ニーズに対する独自サービスの有無（n=1,378、単一回答）



⑪ 夕方ニーズに対する独自サービスの内容（問 16）

日中一時支援事業以外、夕方以降のニーズに対応するために実施している独自のサービス等があると回答した事業所に対し、そのサービス内容について自由記述で把握し、共通する傾向や特徴を中心に以下のとおり整理した。複数の区分にまたがる回答については、重複して件数を計上している。

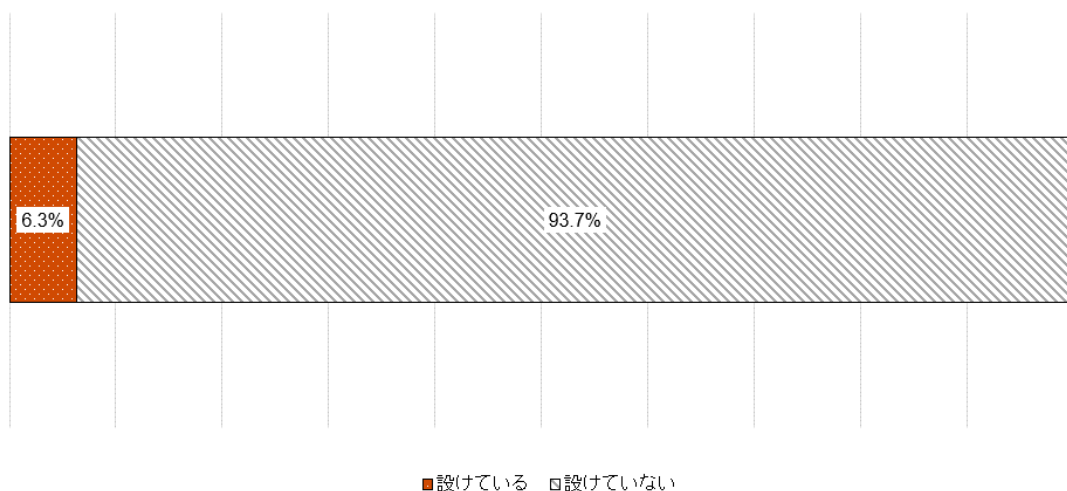
図表 118 夕方ニーズに対する独自サービスの内容（n=132、自由記述）

区分	自由記述内容（主な内容）	件数（回答事業所数）
短期入所の活用・連携	・短期入所事業の実施・併設による対応 ・日中一時支援から短期入所への切り替え ・緊急時のショートステイ受け入れ ・施設入所支援との連携 ・日帰り短期入所の実施	68
時間・運用における柔軟な対応	・延長支援・時間外預かり ・生活介護の時間延長 ・送迎時間の調整 ・22 時までの緊急対応 ・延長支援加算による対応	16
有償・私的契約サービス	・自費サービス・有償支援 ・私的契約による預かり ・独自の預かりサービス ・タイムケアサービス（有料） ・法人レスパイト	12
地域交流・社会参加支援	・地域の居場所提供 ・外国籍児童の交流会 ・就職者の食事会 ・e スポーツ塾 ・子ども食堂 ・アート活動	8

⑩ 連続利用時間や回数の制限（問 17）

事業所が利用者一人に対する連続利用時間や回数の制限を独自に設けているかについて、「設けていない」が最多の約 93.7%、「設けている」が次点の約 6.3%であった。

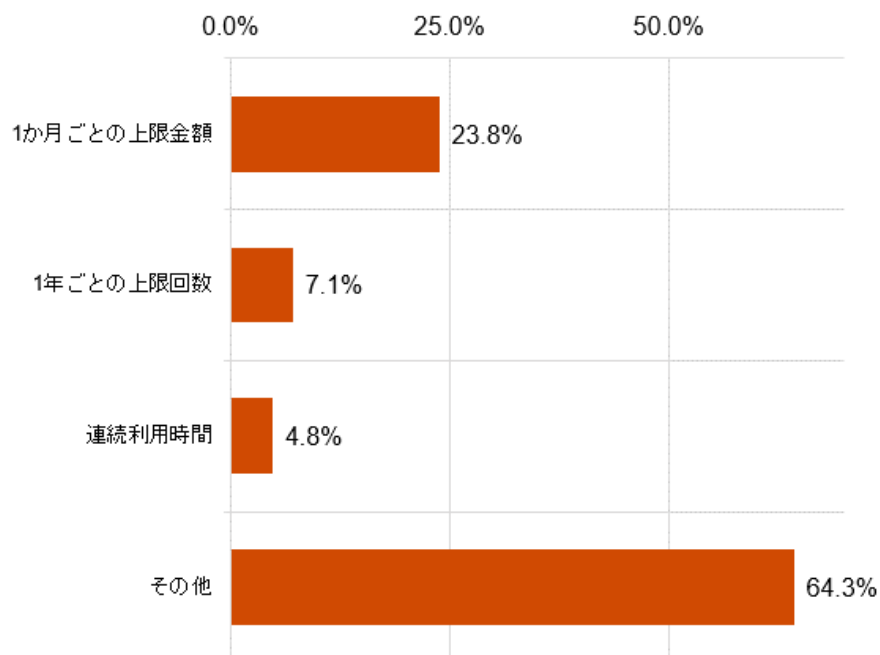
図表 119 連続利用時間や回数の制限（n=1,382、単一回答）



⑪ 連続利用時間や回数の制限の内容（問 17）

利用者一人に対する連続利用時間や回数の制限を独自に設けていると回答した事業所にその内容を聞いたところ、「その他」が最多の約 64.3%、「1 か月ごとの上限金額」が次点の約 23.8%であった。

図表 120 連続利用時間や回数の制限の内容（n=42、複数回答）



図表 121 連続利用時間や回数の制限の内容：詳細（数値回答）

区分	件数（回答事業所数）	平均
1 か月ごとの上限回数	9	10.11（回/月）
1 年ごとの上限回数	0	－
連続利用時間	2	8（時間）

「その他」の詳細な内容については、以下の回答が得られた。複数の区分にまたがる回答については、重複して件数を計上している。

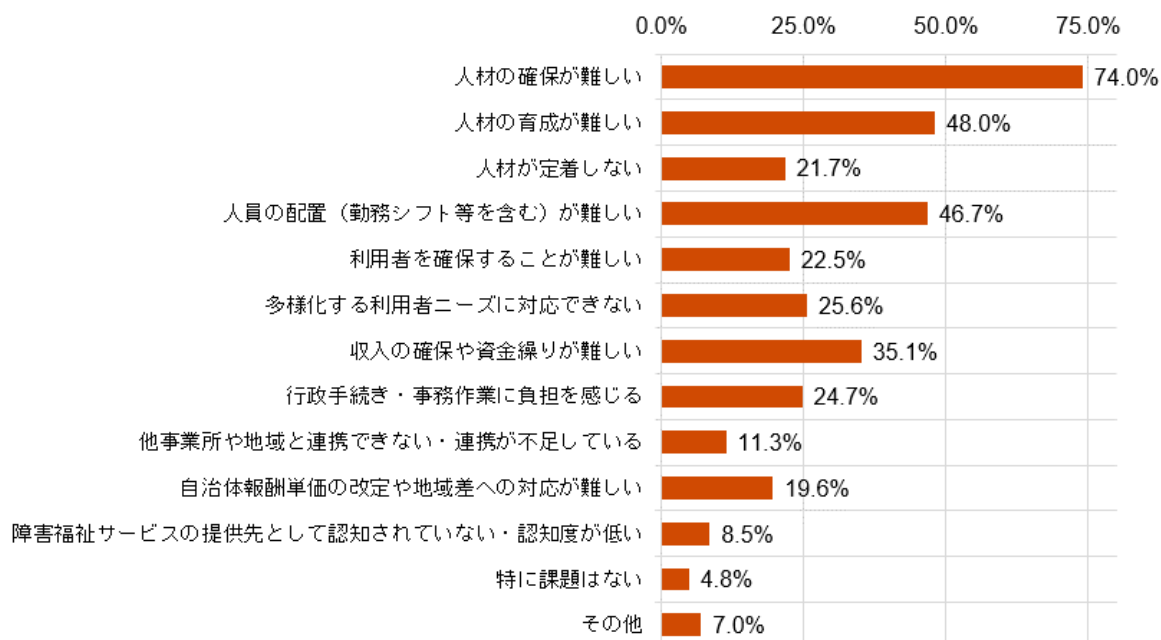
図表 122 「その他」：連続利用時間や回数の制限の内容（n=63、自由記述）

分類	自由記述内容（主な内容）	件数（回答事業所数）
事業所の人員・定員・安全性・他サービスとの兼ね合い	・1日の定員、職員配置、看護師配置など、安全に運営できるキャパシティに応じて制限している ・医療的ケアを必要とする児童や行動障害の状態にある者など、職員数が必要となる利用者数を1日あたりで制限している ・生活介護・短期入所・放課後等デイサービスなどとの人員共有や送迎対応とのバランスで利用日・回数を調整している	27
人気時間帯・期間での利用機会の公平配分と個別配慮	・土日祝や長期休暇など希望が集中する時期に、一人あたり月〇回・週〇回など上限を設けて機会を分配している ・「最低月2回とし、それ以上は申込状況で調整」など、最低回数の設定と調整で公平性を図っている ・利用理由（私的／社会的）や利用者属性（医療的ケアを必要とする利用者、女性利用者など）に応じて、優先度や利用パターンを個別に設定している	21
行政が決める支給量・制度上の上限	・受給者証の支給量・支給日数・支給時間の範囲内で利用回数・時間を設定している ・市町村の仕様や行政の指示により、月〇回・〇時間などの上限が定められている ・事業所は制度上の上限を超えないよう管理し、超過しそうな場合は実費や支給量見直しを調整している	18

㊼ 事業所運営における課題（問 18）

事業所を運営するなかで課題と感じる点について聞いたところ、「人材の確保が難しい」が最多の約 74.0%、「人材の育成が難しい」が次点の約 48.0%であった。

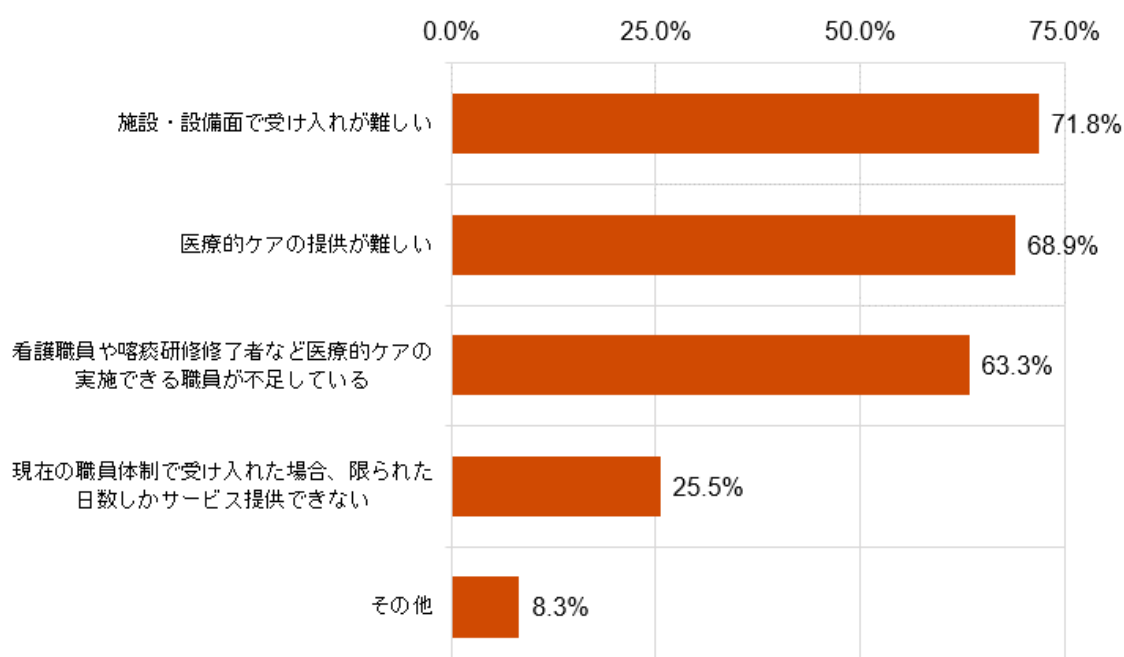
図表 123 事業所運営における課題（n=1,384、複数回答）



㊽ 医療的ケアを必要とする者の受け入れにおける課題（問 19）

医療的ケアを必要とする者の受け入れにおいて課題と感じる点については、「施設・設備面で受け入れが難しい」が最多の約 71.8%、「医療的ケアの提供が難しい」が次点の約 68.9%であった。

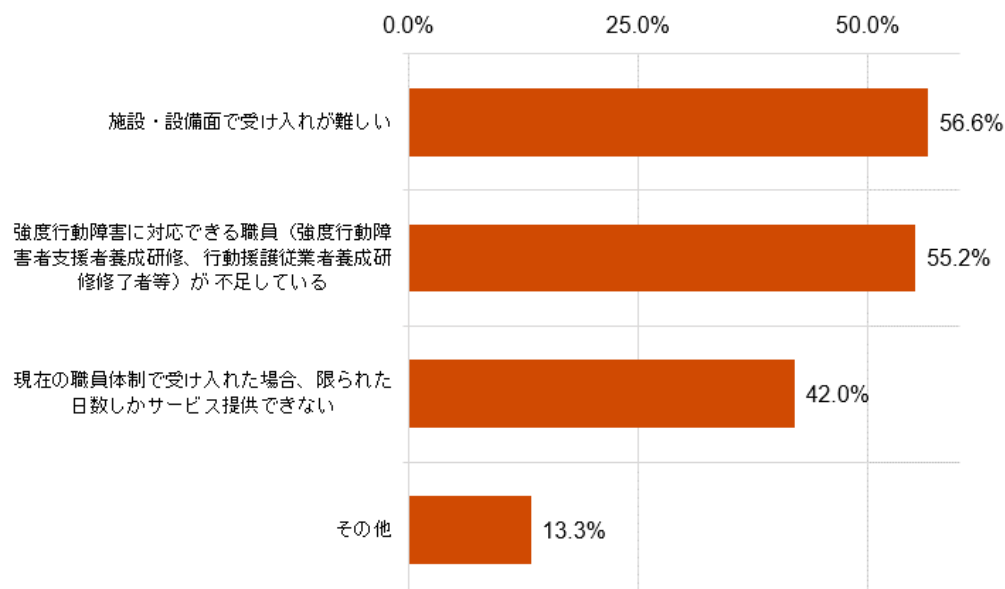
図表 124 医療的ケアを必要とする者の受け入れにおける課題（n=1,323、複数回答）



②④ 強度行動障害の状態にある者の受け入れにおける課題（問 20）

強度行動障害の状態にある者の受け入れにおいて課題とを感じる点については、「施設・設備面で受け入れが難しい」が最多の約 56.6%、「強度行動障害に対応できる職員（強度行動障害者支援者養成研修、行動援護従業者養成研修修了者等）が不足している」が次点の約 55.2%であった。

図表 125 強度行動障害の状態にある者の受け入れにおける課題（n=1,289、複数回答）



②⑤ 学校卒業後の 18～25 歳の受け入れにおける課題（問 21）

学校卒業後の 18～25 歳の若者の受け入れにおいて課題だと感じる点については、「当該利用者に対応するための必要な職員数の確保が難しい」が最多の約 43.4%、「当該利用者に対応可能な活動プログラムのバリエーションが限られている」が次点の約 30.7%であった。

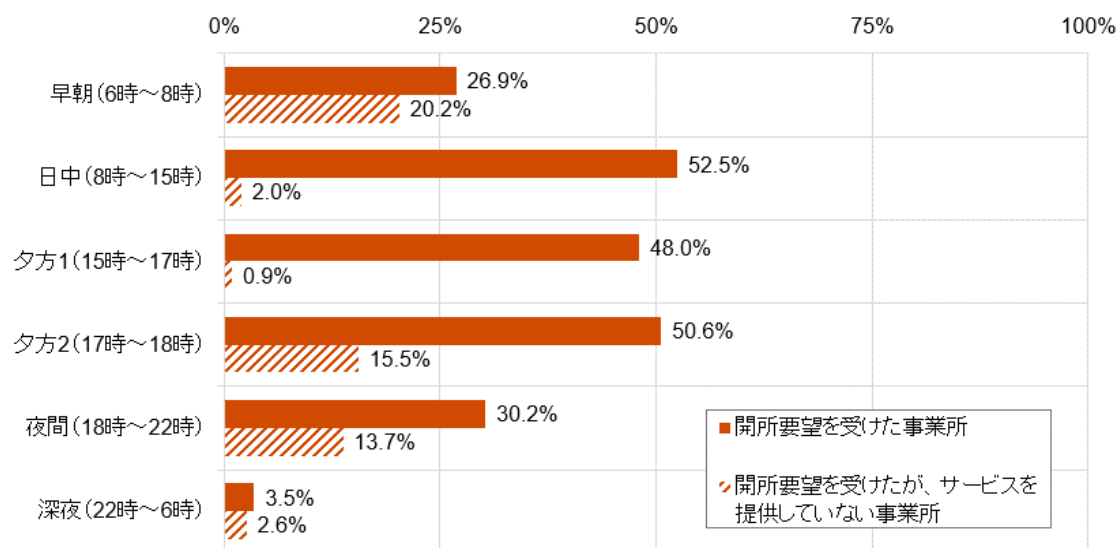
図表 126 学校卒業後の 18～25 歳の受け入れにおける課題（n=1,227、複数回答）



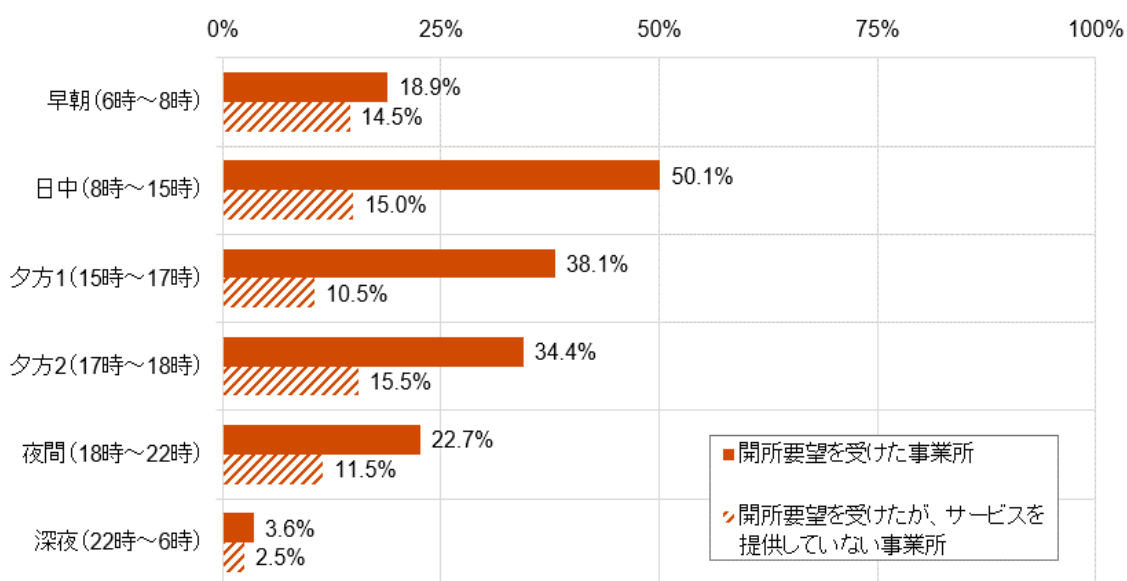
㊼ 開所要望時間帯への事業所の対応状況

図表 104～図表 106 の「サービス提供時間帯」(数値回答)と図表 108～図表 110 の「開所要望のあった時間帯」(複数回答)のクロス集計を実施し、開所要望を受けた時間帯に対してサービスを提供していない事業所の割合を把握したところ、上位5つの時間帯は、平日の「早朝(6時～8時)」(約20.2%)、平日の「夕方2(17～18時)」(約15.5%)と土日の「夕方2(17～18時)」(約15.5%)、土日の「日中(8時～15時)」(約15.0%)、土日の「早朝(6～8時)」(約14.5%)であった。

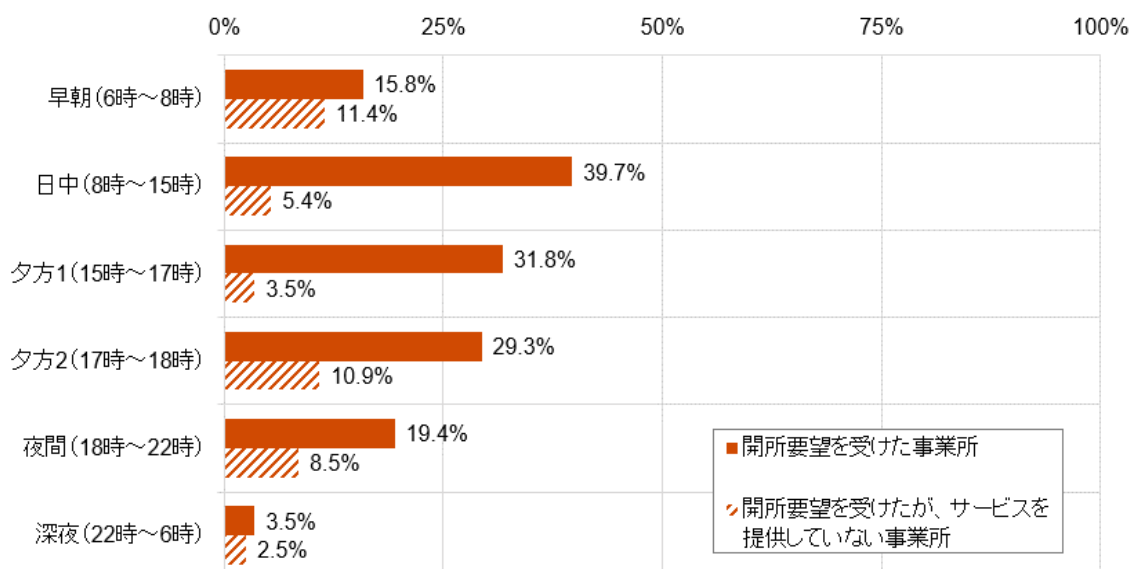
図表 127 クロス集計：開所要望時間帯への事業所の対応状況（平日）（n=1,121）



図表 128 クロス集計：開所要望時間帯への事業所の対応状況（土日）（n=1,121）



図表 129 クロス集計：開所要望時間帯への事業所の対応状況（祝日）（n=1,121）



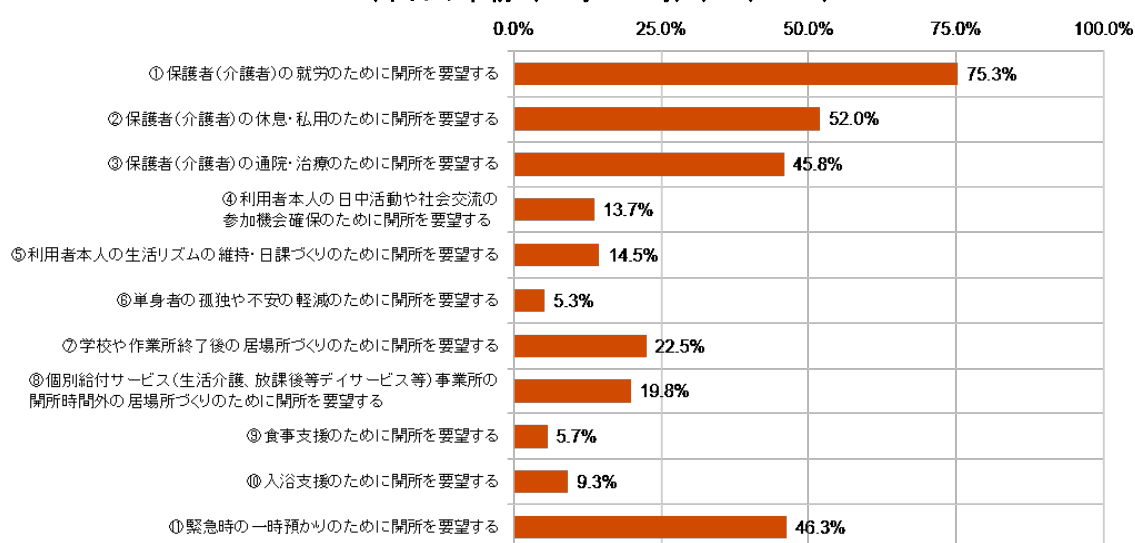
㊴ 開所要望のあった未提供時間帯における主たるニーズ

前項で把握した開所要望を受けたがサービスを提供していない事業所の多かった上位5つの時間帯について、図表 111 の「未提供時間帯における主たるニーズ」（複数回答）とクロス集計を実施し、各時間帯における利用者の主たるニーズと考えられるものを把握した。

【平日の早朝（6時～8時）】

開所要望を受けたがサービスを提供していない「平日の早朝（6時～8時）」について、利用者の主たるニーズと考えられるものは、「保護者（介護者）の就労のために開所を要望する」が最多の75.3%で、「保護者（介護者）の休息・私用のために開所を要望する」が次点の約52.0%であった。

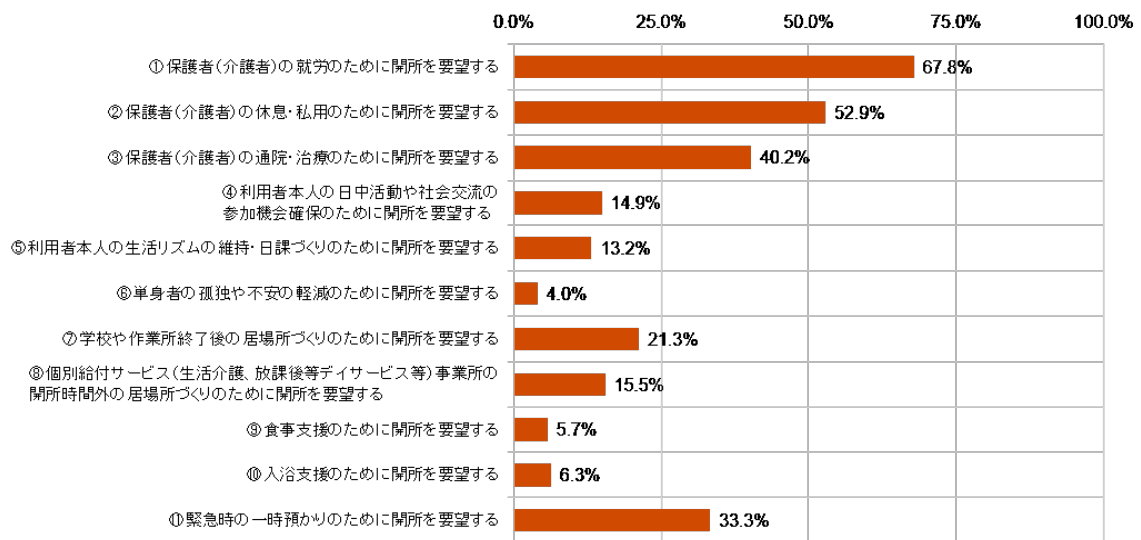
図表 130 クロス集計：開所要望のあった未提供時間帯における主たるニーズ（平日の早朝（6時～8時））（n=227）



【平日の夕方2（17～18時）】

開所要望を受けたがサービスを提供していない「平日の夕方2（17時～18時）」について、利用者の主たるニーズと考えられるものは、「保護者（介護者）の就労のために開所を要望する」が最多の67.8%で、「保護者（介護者）の休息・私用のために開所を要望する」が次点の約52.9%であった。

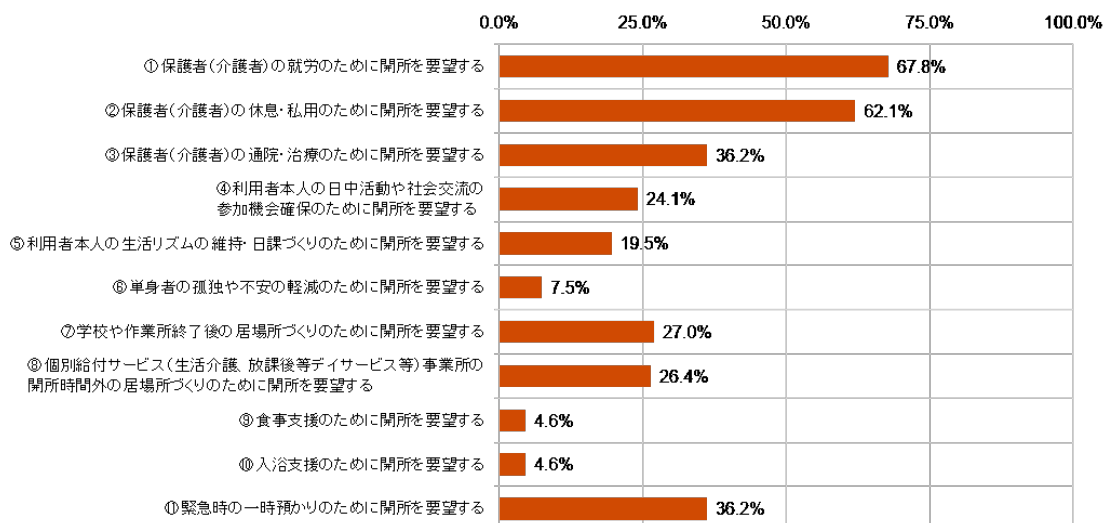
図表 131 クロス集計：開所要望のあった未提供時間帯における主たるニーズ
（平日の夕方2（17～18時））（n=174）



【土日の夕方2（17～18時）】

開所要望を受けたがサービスを提供していない「土日の夕方2（17時～18時）」について、利用者の主たるニーズと考えられるものは、「保護者（介護者）の就労のために開所を要望する」が最多の67.8%で、「保護者（介護者）の休息・私用のために開所を要望する」が次点の約62.1%であった。

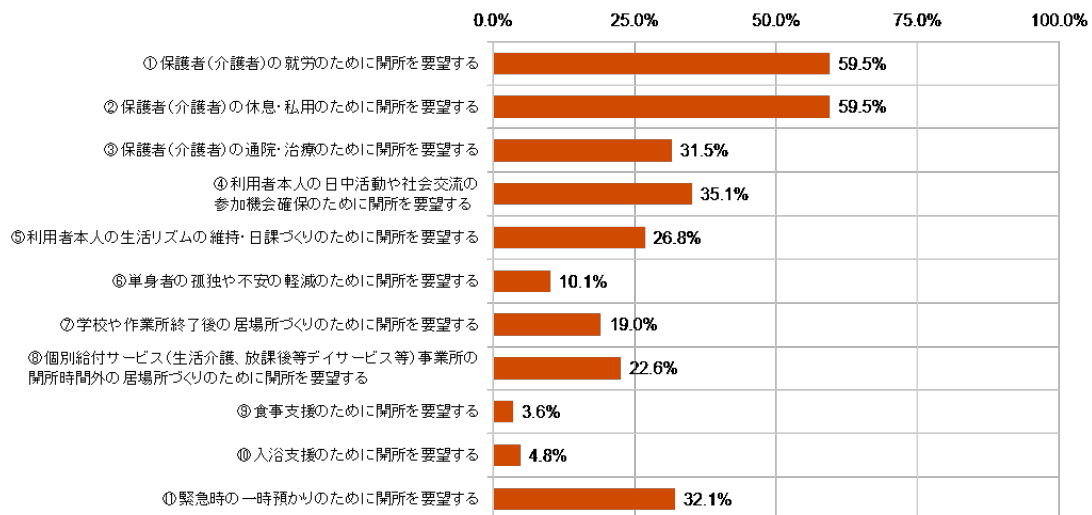
図表 132 クロス集計：開所要望のあった未提供時間帯における主たるニーズ
（土日の夕方2（17～18時））（n=168）



【土日の日中（８時～１５時）】

開所要望を受けたがサービスを提供していない「土日の日中（８～１５時）」について、利用者の主たるニーズと考えられるものは、「保護者（介護者）の就労のために開所を要望する」と「保護者（介護者）の休息・私用のために開所を要望する」が最多の約 59.5%で、「利用者本人の日中活動や社会交流の参加機会確保のために開所を要望する」が次点の約 35.1%であった。

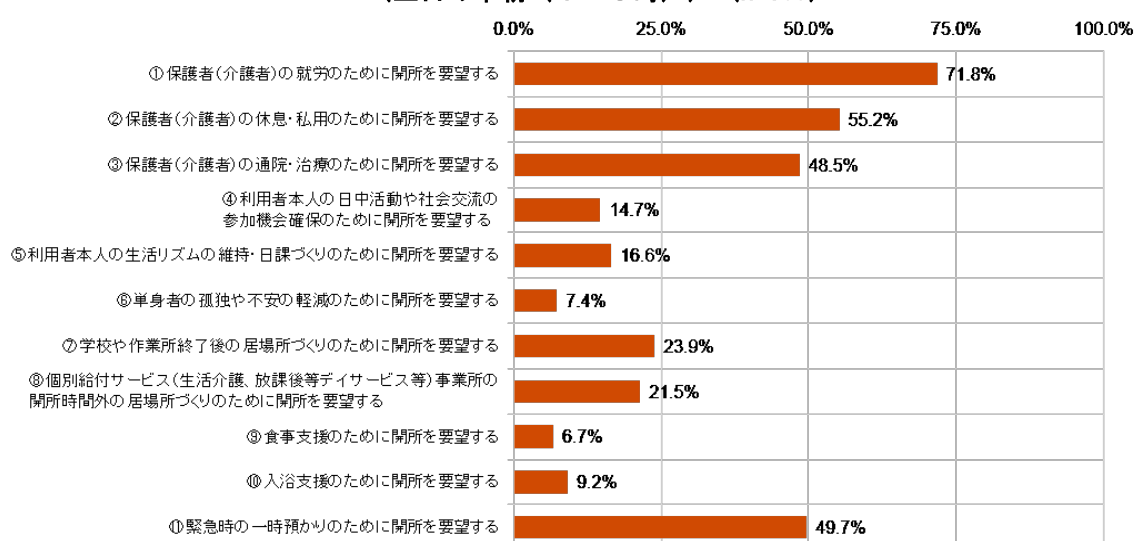
図表 133 クロス集計：開所要望のあった未提供時間帯における主たるニーズ
（土日の日中（８時～１５時））（n=168）



【土日の早朝（６～８時）】

開所要望を受けたがサービスを提供していない「土日の早朝（６時～８時）」について、利用者の主たるニーズと考えられるものは、「保護者（介護者）の就労のために開所を要望する」が最多の 71.8%で、「保護者（介護者）の休息・私用のために開所を要望する」が次点の約 55.2%であった。

図表 134 クロス集計：開所要望のあった未提供時間帯における主たるニーズ
（土日の早朝（６～８時））（n=163）



4. アンケート調査（地域活動支援センター）

本章では、全国の地域活動支援センターを対象として実施したアンケート調査の内容とその結果について、詳細を記載する。

（１）調査概要

本調査の調査概要、調査項目及び調査の回収状況は次のとおりである。

① 調査概要

本調査は図表 135 のとおり実施した。

図表 135 地域活動支援センターアンケート調査の概要

項目	概要
目的	・ 地域活動支援センターの実態を把握する
調査対象	・ 全国の地域活動支援センター （自治体がメールアドレス等を把握している事業所を対象とする）
調査方法	・ 厚生労働省よりメール及び一斉通知・調査システムにて調査票（Excel）を展開し、自治体にメールアドレス等を把握している登録事業所への調査票（Excel）展開を依頼 ・ 専用のウェブページ及びメールにて回答済みの調査票を受領
調査期間	・ 令和 7 年 12 月 17 日～令和 8 年 1 月 16 日 （集計対象に含めた回答は 1 月 23 日までに回答のあったものである）

② 調査項目

検討委員会等での検討を踏まえ、次の項目についてアンケート調査を実施した。

図表 136 地域活動支援センターアンケート調査項目

大項目	調査項目
基本情報	・ 回答依頼のあった市区町村 ・ 事業所の開設年度、所在地、法人格 ・ 地域活動支援センター以外の提供サービス ・ 対象とする主たる障害種別 ・ 職員の配置状況、資格保有状況
事業概要	・ 実施類型 ・ 定員数 ・ 平均利用者数（障害児・者）、18～25 歳の割合 ・ 医療的ケアを必要とする者、強度行動障害の状態にある者の利用人数 ・ 医療的ケアを必要とする者、強度行動障害の状態にある者の受け入れにおける工夫の内容 ・ 平均開所日数、平均開所時間 ・ 土日祝日の開所有無 ・ 利用者のニーズに応じた開所日数・開所時間の調整有無 ・ 開所要望のあった時間帯 ・ 開所要望のあった未提供時間帯における主たるニーズ ・ 週あたりの平均利用頻度

大項目	調査項目
事業概要	・活動サービス ・夕方以降のニーズに対応するための独自のサービス等の有無 ・特別支援学校等卒業後の18～25歳に対する独自の支援や相談の実施有無
課題	・運営上の課題 ・医療的ケアを必要とする者の受け入れにおける課題 ・強度行動障害の状態にある者の受け入れにおける課題 ・特別支援学校等卒業後の18～25歳の若者の受け入れにおける課題 ・特別支援学校等の卒業後の状況に対する事例 ・特別支援学校等の卒業後の状況において課題が顕在化した事例

③ 回収状況

地域活動支援センターに対するアンケート調査の回収状況は、図表 137 のとおりである。

図表 137 地域活動支援センターアンケート調査の回収状況¹⁴

有効回答数	回収率	母数
689	不明	不明

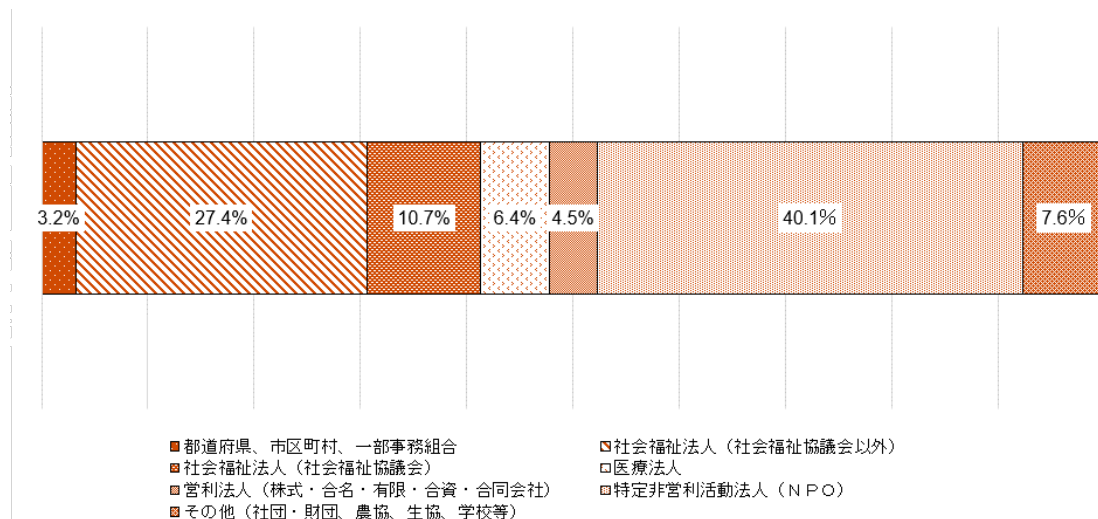
¹⁴ 本調査は自治体がメールアドレス等の連絡先を把握している地域活動支援センターを対象に実施しているが、対象事業所の正確な総数を把握することが困難であったため、母数及び回収率を「不明」としている。

(2) 調査結果¹⁵

① 事業所の法人格（問3）

地域活動支援センターの法人格については、「特定非営利活動法人（NPO）」が最多の約40.1%、「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」が次点の約27.4%であった。

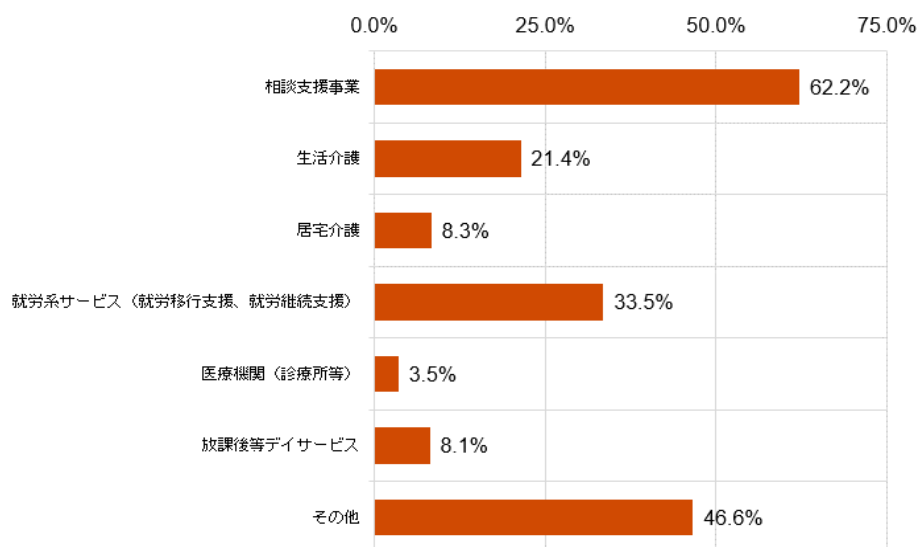
図表 138 事業所の法人格（n=685、単一回答）



② 地域活動支援センター以外の提供サービス（問4）

地域活動支援センター以外の提供サービスについては、「相談支援事業」が最多の約62.2%、「その他」が次点の約46.6%であった。

図表 139 地域活動支援センター以外の提供サービス（n=519、複数回答）



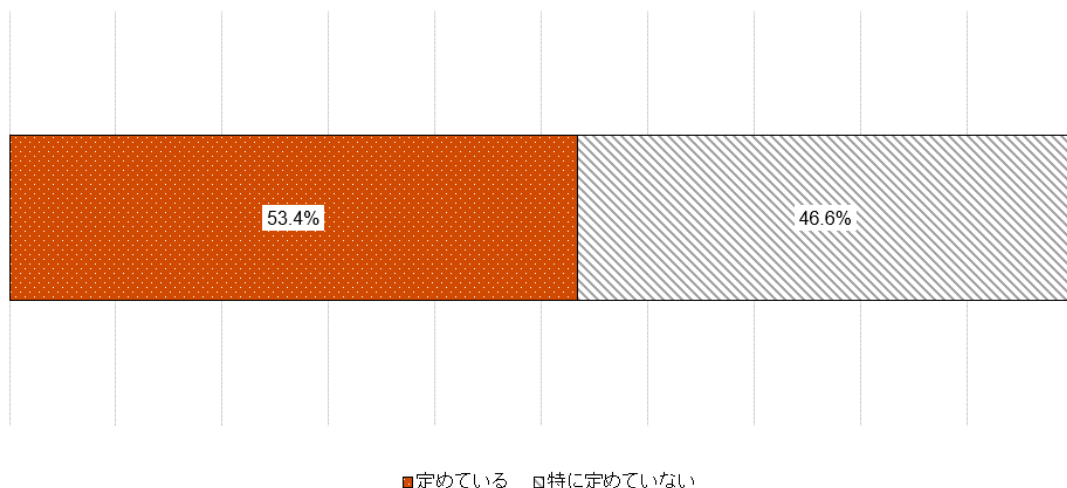
¹⁵ 本調査結果における各設問の集計値（n 数）は、本調査の結果をより実態に即して分析するため、明らかな無回答及び判別不能な回答を除外した設問ごとの有効回答のみで構成比を算出している。そのため、設問によって n 数が異なる場合がある。なお、本調査では割合（%）については、各項目において小数点第1位までの値となるように小数点第2位について四捨五入をしているため、合計が100.0%にならない場合がある。また、合計値については小数部分を含まない値となるように小数点第1位について四捨五入をし、平均値については小数点第2位までの値となるように小数点第3位について四捨五入をしている。

「その他」の提供サービスとしては、「グループホーム」が約 23.6% (57 件/242 件)、「自立訓練・生活訓練」が約 10.3% (25 件/242 件)、「日中一時支援事業」が約 6.2% (15 件/242 件) などであった。

③ 対象とする主たる障害種別の規定有無（問 5-1）

運営規定において対象とする主たる障害種別を定めているかについては、「定めている」が最多の約 53.4%、「特に定めていない」が次点の約 46.6%であった。

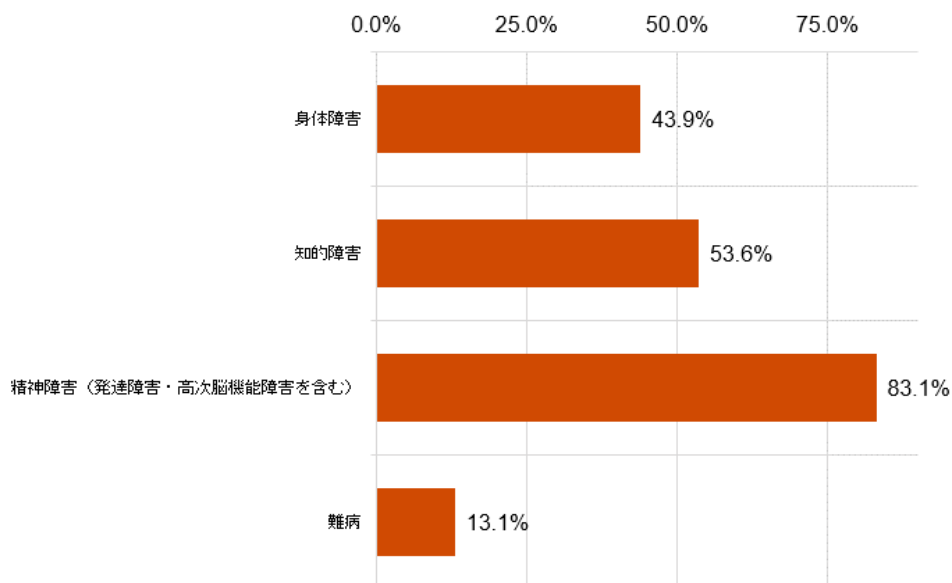
図表 140 対象とする主たる障害種別の規定有無（n=683、単一回答）



④ 対象とする主たる障害種別の内容（問 5-2）

運営規定において対象とする主たる障害種別を「定めている」と回答したセンターにその内容について聞いたところ、「精神障害（発達障害・高次脳機能障害を含む）」が最多の約 83.1%、「知的障害」が次点の約 53.6%であった。

図表 141 対象とする主たる障害種別の内容（n=360、複数回答）



⑤ 職員の配置状況

【常勤職員数・非常勤職員数】（問6-1）

地域活動支援センター事業に従事する職員の配置状況については、常勤職員数が平均 2.65 人、非常勤職員数が平均 2.71 人であった。

図表 142 常勤職員数・非常勤職員数（数値回答）

区分	件数（回答事業所数）	合計（職員数）	平均（職員数）
常勤	678	1,797	2.65
非常勤	659	1,788	2.71

【職員配置数】（問6-2）

地域活動支援センターに従事する職員の配置状況については、実員数では「生活指導・支援員（生活指導員、生活相談員、生活支援員を含む）」が最多の平均 2.89 人、「施設長・管理者」が次点の平均 1.01 人であった。常勤換算数では「生活指導・支援員（生活指導員、生活相談員、生活支援員を含む）」が最多の平均 1.95 人、「施設長・管理者」が次点の平均 0.74 人であった。

図表 143 職員配置数（数値回答）

区分	実員数			常勤換算数		
	件数(回答事業所数)	合計(人数)	平均(人数)	件数(回答事業所数)	合計(人数)	平均(人数)
施設長・管理者	667	674	1.01	617	458	0.74
サービス管理責任者	462	89	0.19	428	61	0.14
サービス提供責任者	448	40	0.09	419	31	0.07
主任相談支援専門員	451	49	0.11	423	34	0.08
相談支援専門員	494	338	0.68	462	214	0.46
生活指導・支援員（生活指導員、生活相談員、生活支援員を含む）	607	1,751	2.89	572	1,118	1.95
職業・作業指導員	474	341	0.72	450	201	0.45
医師・歯科医師	434	15	0.03	412	3	0.01
看護職員	454	104	0.23	431	53	0.12
居宅介護員等	432	26	0.06	408	17	0.04
管理栄養士・栄養士	433	15	0.03	409	9	0.02
調理員	438	75	0.17	416	36	0.09
事務員	463	181	0.39	439	89	0.20
その他の職員	479	386	0.81	454	172	0.38

【職員の資格保有状況】（問6-3）

地域活動支援センターに従事する職員の資格保有状況については、「精神保健福祉士」が最多の平均 1.04 人、「介護福祉士」が次点の平均 0.91 人であった。

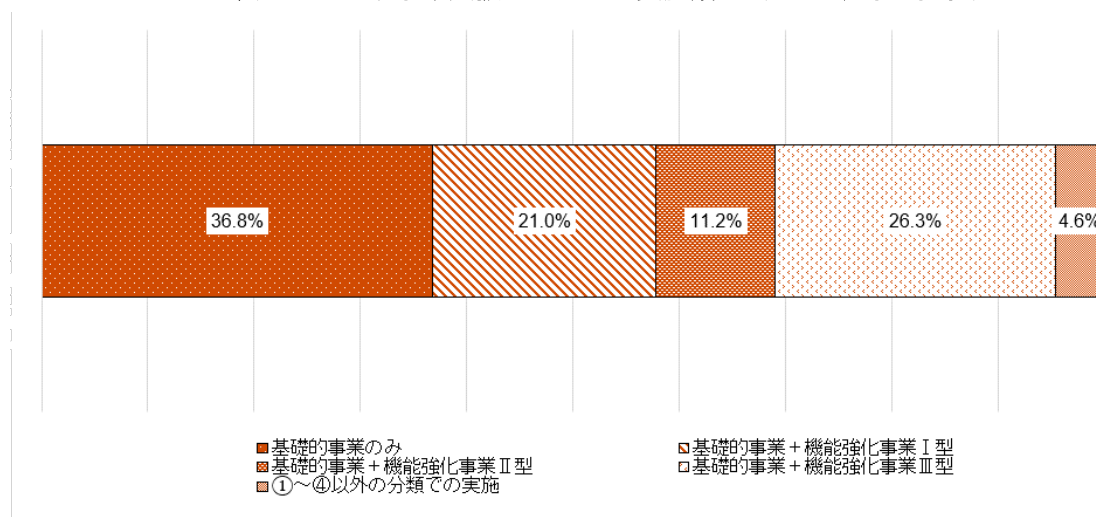
図表 144 職員の資格保有状況（数値回答）

区分	件数 (回答事業所数)	合計 (人数)	平均 (人数)
社会福祉士	557	482	0.86
精神保健福祉士	563	586	1.04
介護福祉士	549	502	0.91
介護支援専門員	486	97	0.20
保育士	488	157	0.32
理学療法士	469	17	0.04
作業療法士	477	36	0.08
公認心理師	481	70	0.15
保健師	473	24	0.05
看護師・准看護師	494	152	0.31
学校教諭	483	106	0.22
強度行動障害支援者養成研修	497	275	0.55

⑥ 地域活動支援センターの実施類型（問7）

地域活動支援センターの実施類型については、「基礎的事業のみ」が最多の約 36.8%、「基礎的事業＋機能強化事業Ⅲ型」が次点の約 26.3%であった。

図表 145 地域活動支援センターの実施類型（n=676、単一回答）



⑦ 地域活動支援センターの定員（問 8）

地域活動支援センターの定員については、定員を設けている事業所の場合、平均 17.78 人であった。

図表 146 地域活動支援センターの定員（数値回答）

区分	件数（回答事業所数）	平均（人数）
定員数	546	17.78

⑧ 1 日の平均利用者数（問 9）

1 日の平均利用者数については、障害児が平均 0.21 人、障害者が平均 10.39 人で、障害児・者全体では平均 11.44 人であった。

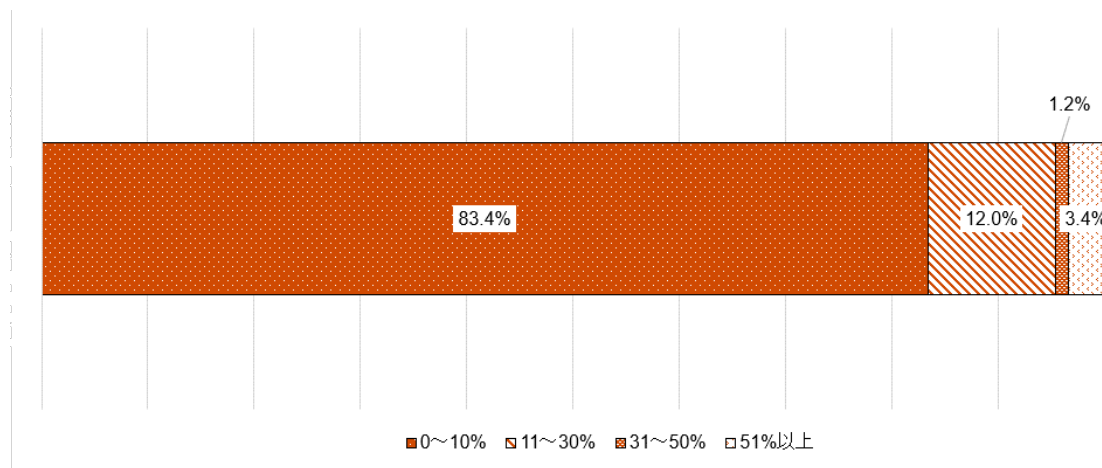
図表 147 1 日の平均利用者数（数値回答）

区分	件数 （回答事業所数）	合計 （人数）	平均 （人数）
障害児	551	116	0.21
障害者	653	6,783	10.39
障害児・者計	630	7,208	11.44

⑨ 利用者全体における 18～25 歳の割合（問 9）

利用者全体における 18～25 歳の割合については、「0～10%」が最多の約 83.4%、次いで「11～30%」が約 12.0%、「51%以上」が約 3.4%であった。

図表 148 利用者全体における 18～25 歳の割合（n=669、単一回答）



⑩ 医療的ケア・強度行動障害の利用人数（問 10）

医療的ケアを必要とする者、強度行動障害の状態にある者を受け入れている場合について、その利用人数は、医療的ケアを必要とする者が平均 4.57 人、強度行動障害の状態にある者が平均 3.75 人であった。

図表 149 医療的ケア・強度行動障害の利用人数（数値回答）

区分	受け入れている場合の利用人数		
	件数 (回答事業所数)	合計 (人数)	平均 (人数)
医療的ケアを必要とする者	42	192	4.57
強度行動障害の状態にある者	51	191	3.75

⑪ 医療的ケア・強度行動障害の受け入れにおける工夫点（問 11）

医療的ケアを必要とする者、強度行動障害の状態にある者を受け入れている場合、受け入れにあたり工夫していることについて聞いたところ、以下の回答が得られた。複数の区分にまたがる回答については、重複して件数を計上している。

図表 150 医療的ケア・強度行動障害の受け入れにおける工夫点（n=63、自由記述）

分類	自由記述内容（主な内容）	件数（回答事業所数）
組織的な体制・仕組みの工夫	・ 家族・医療・関係機関等との連携 ・ 医療的ケアを必要とする者の受け入れ体制・条件の整理・職員研修・事例検討等による専門性向上 ・ 受診・服薬・緊急時対応の整備	31
日々の現場での具体的な関わり方の工夫	・ 環境調整・構造化・視覚支援 ・ マンツーマン対応・見守り強化 ・ 障害特性の理解・本人の意思やペース尊重に基づく個別支援 ・ 活動内容・生活リズムの調整	26
利用者・家族との関係性・合意形成の工夫	・ 支援条件・リスク（医療限界等）の事前説明と同意 ・ 障害受容を踏まえた支援の進め方 ・ 日常的なコミュニケーションによる信頼関係づくり	15

⑫ 週あたりの平均開所日数・1日あたりの平均開所時間（問 12-1）

地域活動支援センターの週あたりの平均開所日数は平均 14.33 日¹⁶で、1日あたりの平均開所時間は平均 16.65 時間である。

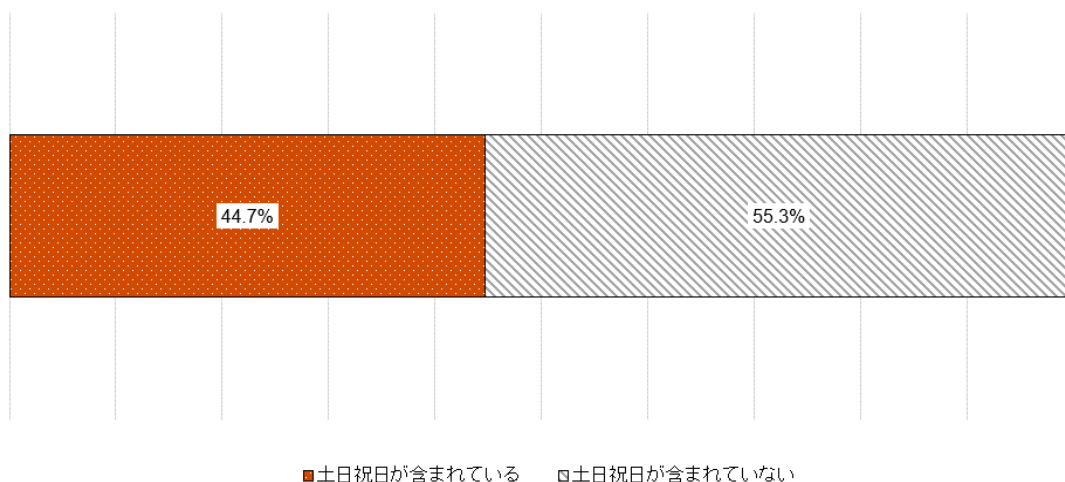
図表 151 週あたりの平均開所日数・1日あたりの平均開所時間（数値回答）

	件数 (回答事業所数)	合計	平均
平均開所日数	672	9,633 (日)	14.33 (日)
平均開所時間	673	11,208 (時間)	16.65 (時間)

⑬ 土日祝日の開所（問 12-2）

開所日に土日祝日が含まれているかについては、「土日祝日が含まれていない」が最多の約 55.3%、「土日祝日が含まれている」が次点の約 44.7%であった。

図表 152 土日祝日の開所（n=667、単一回答）

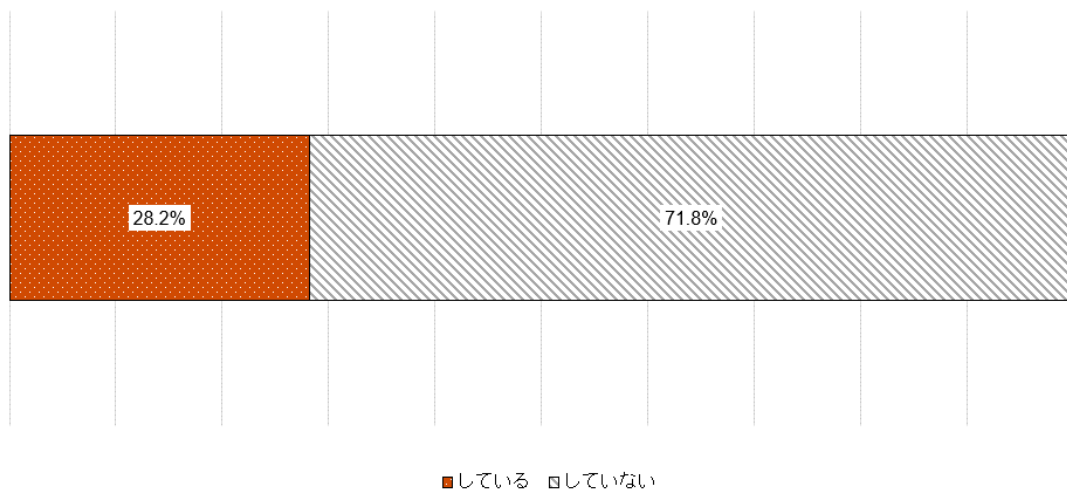


¹⁶ 週あたりの平均開所日数の平均値が 14.33 日と算出されているが、通常、週あたりの日数は最大 7 日であることから、この結果には留意が必要である。7 日以上の数値で回答した者の記入内容を確認したところ、いずれも 31 日以内の値であったことから、一部の回答者が設問の趣旨を「週あたり」ではなく「月あたり」の平均開所日数と解釈して回答した可能性が考えられる。

⑭ ニーズに応じた開所日数・開所時間の調整有無（問 13）

利用者のニーズに対応して開所日数を増やしたり、開所時間を延長したりしているかについては、「していない」が最多の約 71.8%、「している」が次点の約 28.2%であった。

図表 153 ニーズに応じた開所日数・開所時間の調整有無（n=670、単一回答）

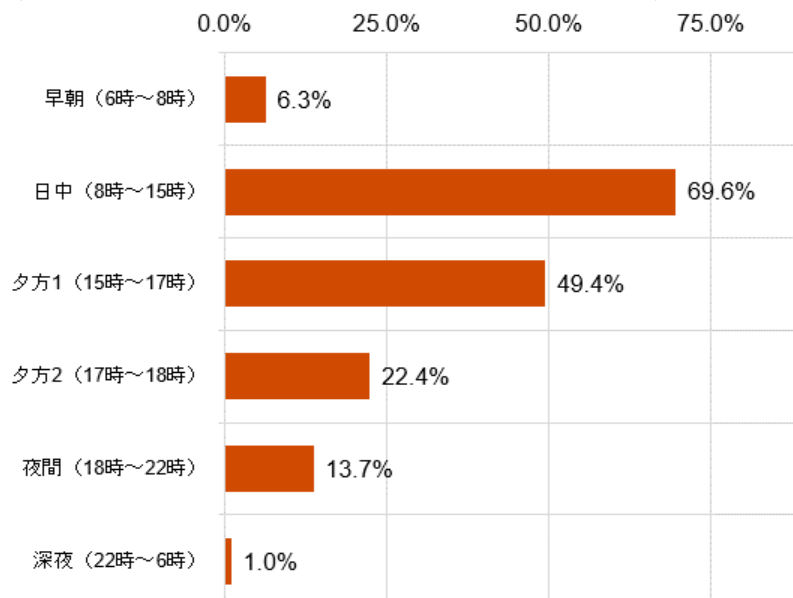


⑮ 開所要望のあった時間帯（問 14-1）

【開所要望のあった時間帯（平日）】

利用対象者やその家族から開所要望のあった時間帯について聞いたところ、平日については「日中（8時～15時）」が最多の約 69.6%、次いで「夕方1（15時～17時）」が約 49.4%、「夕方2（17時～18時）」が約 22.4%であった。

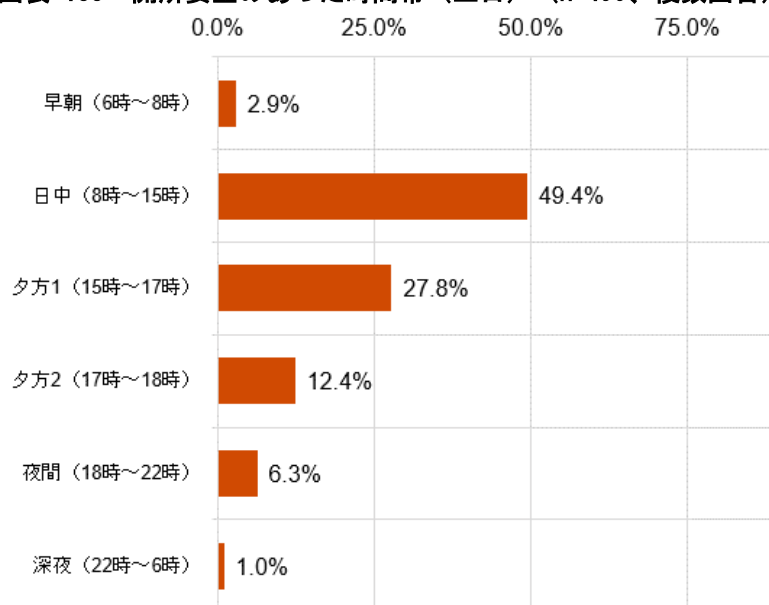
図表 154 開所要望のあった時間帯（平日）（n=490、複数回答）



【開所要望のあった時間帯（土日）】

利用対象者やその家族から開所要望のあった時間帯について聞いたところ、土日については「日中（8時～15時）」が最多の約49.4%、次いで「夕方1（15時～17時）」が約27.8%、「夕方2（17時～18時）」が約12.4%であった。

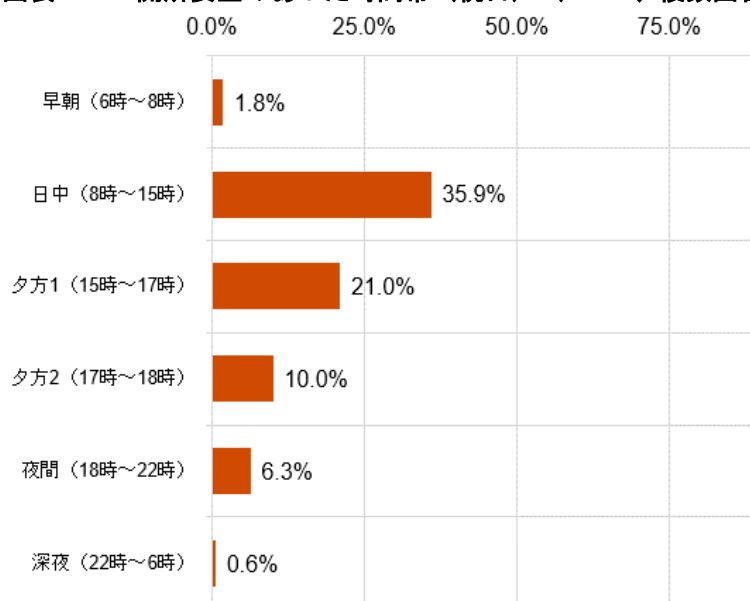
図表 155 開所要望のあった時間帯（土日）（n=490、複数回答）



【開所要望のあった時間帯（祝日）】

利用対象者やその家族から開所要望のあった時間帯について聞いたところ、祝日については「日中（8時～15時）」が最多の約35.9%、次いで「夕方1（15時～17時）」が約21.0%、「夕方2（17時～18時）」が約10.0%であった。

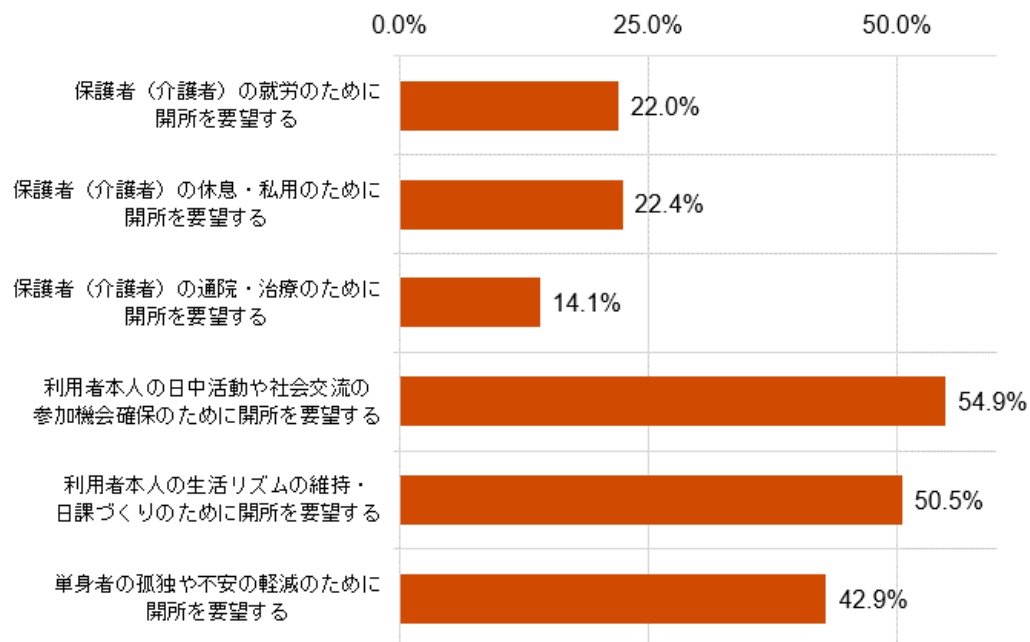
図表 156 開所要望のあった時間帯（祝日）（n=490、複数回答）



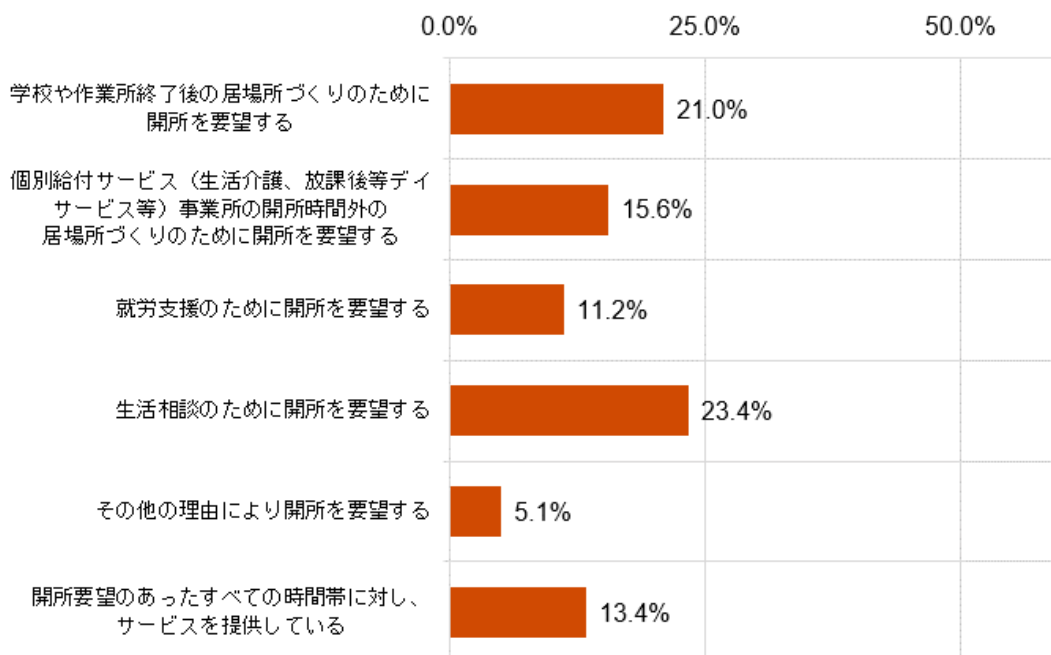
⑩ 未提供時間帯における主たるニーズ（問 14-2）

サービスを提供していない時間帯における利用者の主たるニーズと考えられるものについて聞いたところ、「利用者本人の日中活動や社会交流の参加機会確保のために開所を要望する」が最多の約 54.9%、「利用者本人の生活リズムの維持・日課づくりのために開所を要望する」が次点の約 50.5%であった。

図表 157 未提供時間帯における主たるニーズ（1/2）（n=410、複数回答）



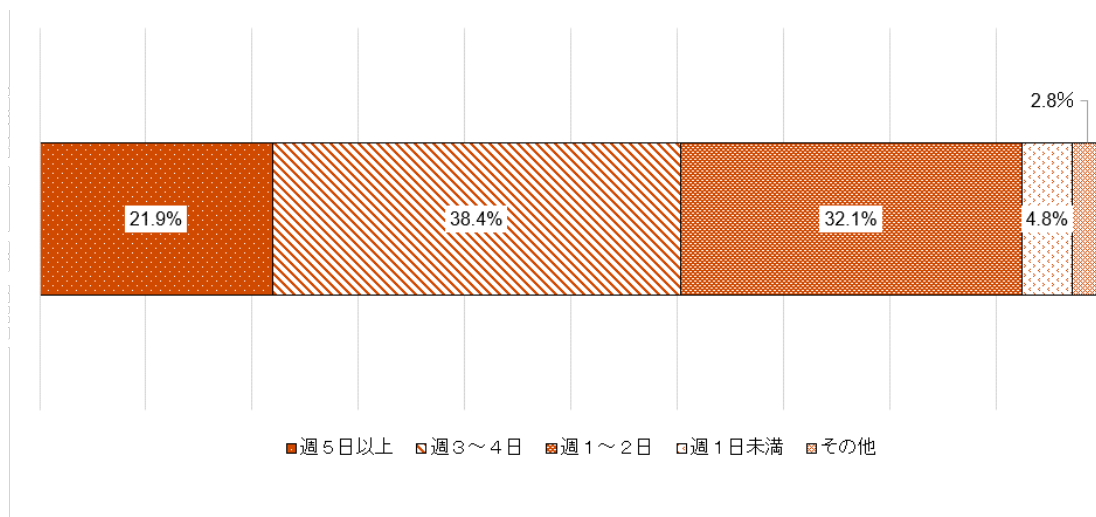
図表 158 未提供時間帯における主たるニーズ（2/2）（n=410、複数回答）



⑪ 利用者の週あたり平均利用頻度（問 15）

利用者の週あたりの平均利用頻度として最も多い頻度については、「週 3～4 日」が最多の約 38.4%、「週 1～2 日」が次点の約 32.1%であった。

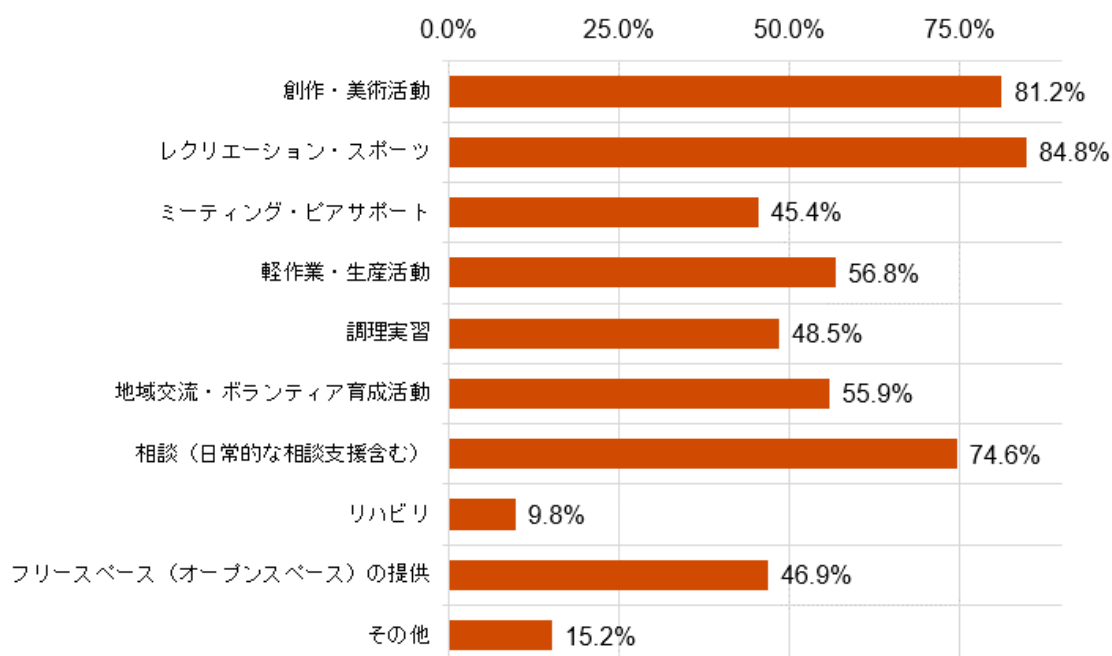
図表 159 利用者の週あたり平均利用頻度（n=672、単一回答）



⑫ 提供している活動サービス（問 16）

事業所で提供している活動サービスについて聞いたところ、「レクリエーション・スポーツ」が最多の約 84.8%、「創作・美術活動」が次点の約 81.2%であった。

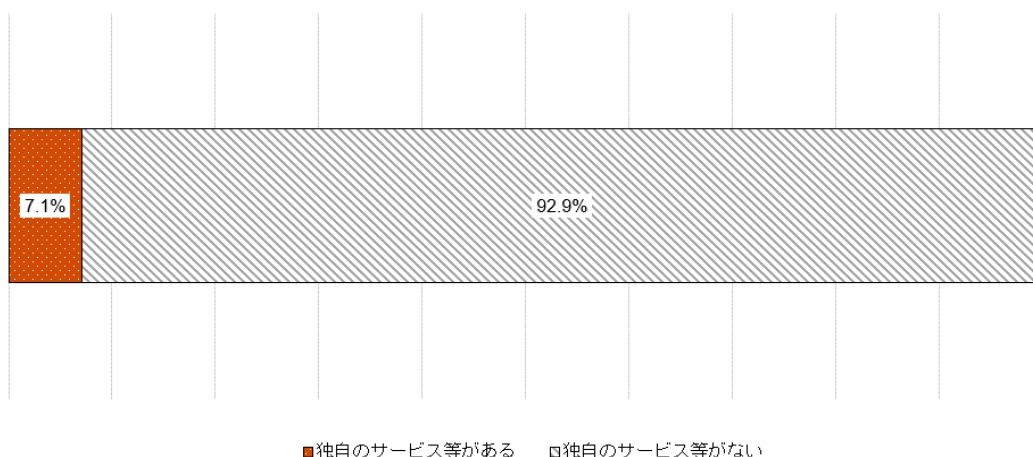
図表 160 提供している活動サービス（n=676、複数回答）



⑬ タ方ニーズに対する独自サービス（問 17）

夕方以降のニーズに対応するために実施している地域活動支援センター以外の独自のサービス等については、「独自のサービス等がない」が最多の約 92.9%、「独自のサービス等がある」が次点の約 7.1%であった。

図表 161 夕方ニーズに対する独自サービスの有無（n=675、単一回答）



地域活動支援センター以外、夕方以降のニーズに対応するために実施している独自のサービス等があると回答した事業所に対し、そのサービス内容について自由記述で把握し、共通する傾向や特徴を中心に以下のとおり整理した。複数の区分にまたがる回答については、重複して件数を計上している。

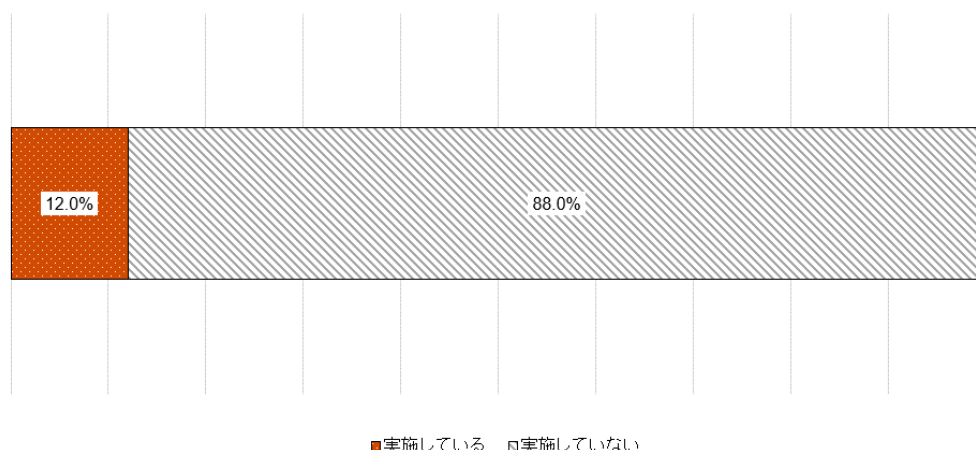
図表 162 夕方ニーズに対する独自サービスの内容（n=48、自由記述）

区分	自由記述内容（主な内容）	件数（回答事業所数）
時間延長	・ 日中一時支援、生活支援事業（一時ケア）、レスパイト事業 ・ 延長利用、休日・時間外対応 ・ 夕方・夜間プログラム ・ 放課後等入浴サービス	20
地域交流・居場所提供	・ フリースペースの提供 ・ 自助グループ会場提供 ・ 地域イベント・まつり参加 ・ 地域清掃・パトロール活動 ・ スポーツ・レクリエーション ・ 手話講座・見学会 ・ 訪問相談支援 ・ 有償ボランティア	12
宿泊・短期滞在	・ ショートステイ、短期入所、緊急ショートステイ ・ 宿泊型生活訓練 ・ グループホーム ・ 居宅介護 ・ 一泊外出	10
外出支援・送迎	・ 移動支援、行動援護 ・ 送迎サービス	6

⑳ 18～25 歳利用者向けの移行支援（問 18）

学校卒業後の 18～25 歳の利用者が地域生活へ円滑に移行できるよう、独自の支援プログラムや個別相談を実施しているかについては、「実施していない」が最多の約 88.0%、「実施している」が次点の約 12.0%であった。

図表 163 18～25 歳利用者向けの支援の実施有無（n=673、単一回答）



学校卒業後の 18～25 歳の利用者が地域生活へ円滑に移行できるよう、独自の支援プログラムや個別相談を実施していると回答した自治体に対し、その内容について自由記述で把握し、共通する傾向や特徴を中心に以下のとおり整理した。複数の区分にまたがる回答については、重複して件数を計上している。

図表 164 18～25 歳利用者向けの支援の内容（n=81、自由記述）

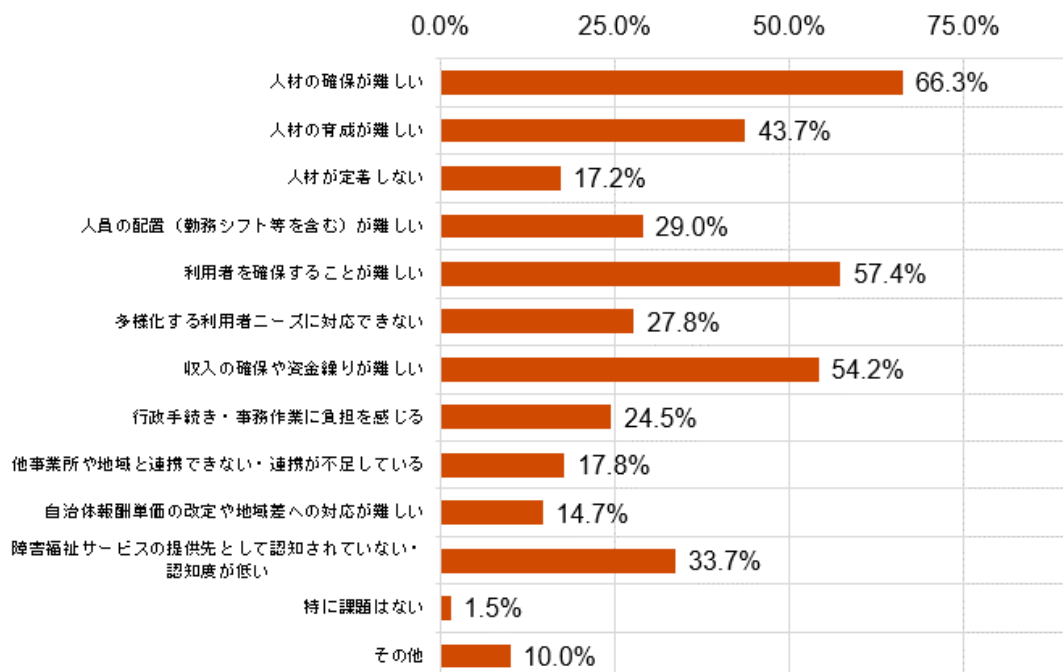
区分	自由記述内容（主な内容）	件数（回答事業所数）
個別相談・個別支援の実施	・個別相談の実施 ・一人ひとりに合わせたオーダーメイドの支援 ・本人・家族を含めた面談の実施 ・定期的な振り返りと支援計画の作成 ・生活リズムや就労等の目標設定の相談 ・ニーズの丁寧な把握 ・LINE 等を活用した相談対応	30
学校・関係機関との連携	・特別支援学校等との連携 ・在学中からの体験実習・見学受け入れ ・卒業時の移行支援会議への参加 ・長期休暇を活用した体験学習の実施 ・他事業所・医療機関等との連携 ・相談支援専門員との調整 ・市や子育て支援課との連携	25
社会性・生活スキル向上プログラム	・コミュニケーション能力向上・SST の実施 ・生活技術・自立スキルの訓練 ・金銭管理指導・学習支援 ・公共交通機関利用トレーニング ・地域ボランティアとの交流	23

区分	自由記述内容（主な内容）	件数（回答事業所数）
社会性・生活スキル向上プログラム	・若年層向けサロン・居場所の提供 ・地域イベントへの参加 ・パソコン・スマホ教室の開催	23
就労支援・次のステップへの移行支援	・就労相談・就職支援の実施 ・就労系サービスへの移行支援 ・就労移行支援事業所等との連携 ・事業所見学の同行 ・グループホーム等への移行支援 ・職場体験等の情報提供	20

㊴ センター運営における課題（問 19）

地域活動支援センターを運営するなかで課題と感じる点について聞いたところ、「人材の確保が難しい」が最多の約 66.3%、「利用者を確保することが難しい」が次点の約 57.4%であった。

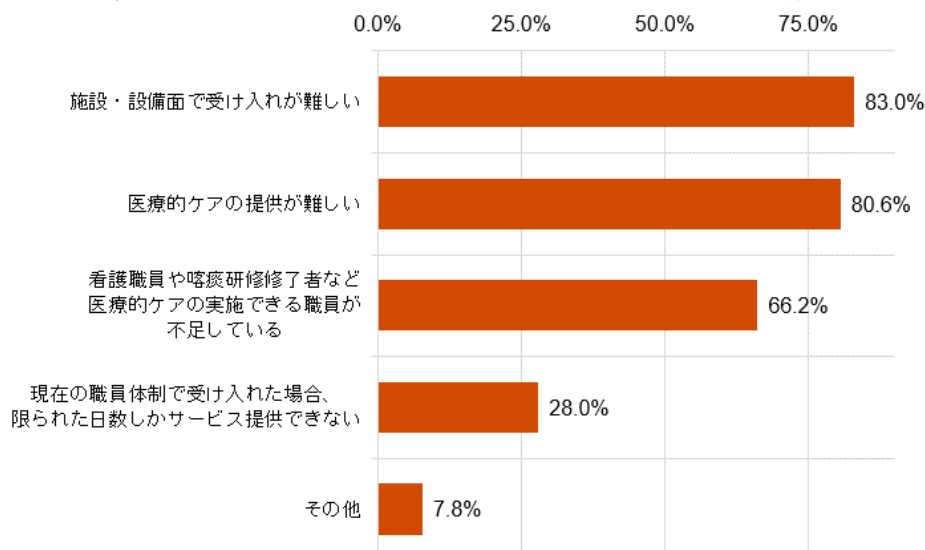
図表 165 センター運営における課題（n=673、複数回答）



②② 医療的ケアを必要とする者の受け入れにおける課題（問 20）

医療的ケアを必要とする者の受け入れにおいて課題とを感じる点について聞いたところ、「施設・設備面で受け入れが難しい」が最多の約 83.0%、「医療的ケアの提供が難しい」が次点の約 80.6%であった。

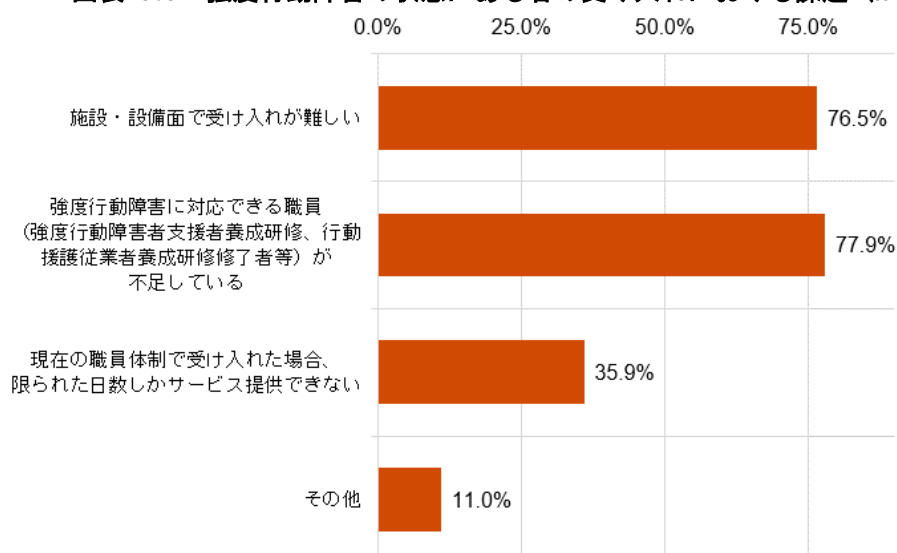
図表 166 医療的ケアを必要とする者の受け入れにおける課題（n=628、複数回答）



②③ 強度行動障害の状態にある者の受け入れにおける課題（問 21）

強度行動障害の状態にある者の受け入れにおいて課題とを感じる点について聞いたところ、「強度行動障害に対応できる職員が不足している」が最多の約 77.9%、「施設・設備面で受け入れが難しい」が次点の約 76.5%であった。

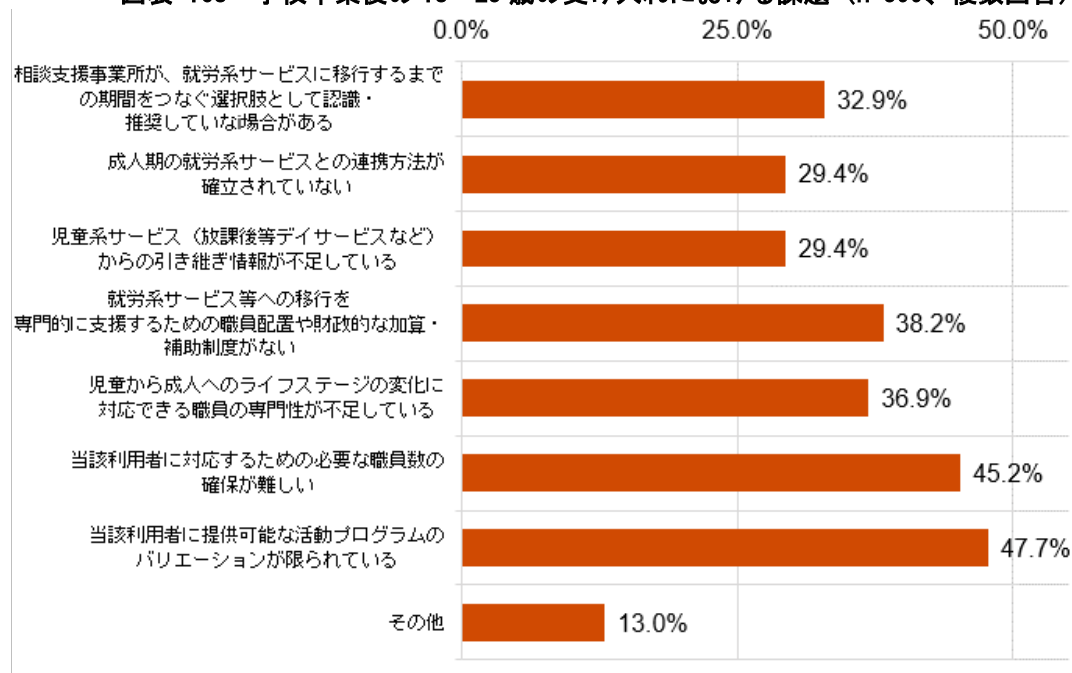
図表 167 強度行動障害の状態にある者の受け入れにおける課題（n=630、複数回答）



②④ 学校卒業後の 18～25 歳の受け入れにおける課題（問 22）

学校卒業後の 18～25 歳の若者の受け入れにおいて課題だと感じる点について聞いたところ、「当該利用者に提供可能な活動プログラムのバリエーションが限られている」が最多の約 47.7%、「当該利用者に対応するための必要な職員数の確保が難しい」が次点の約 45.2%であった。

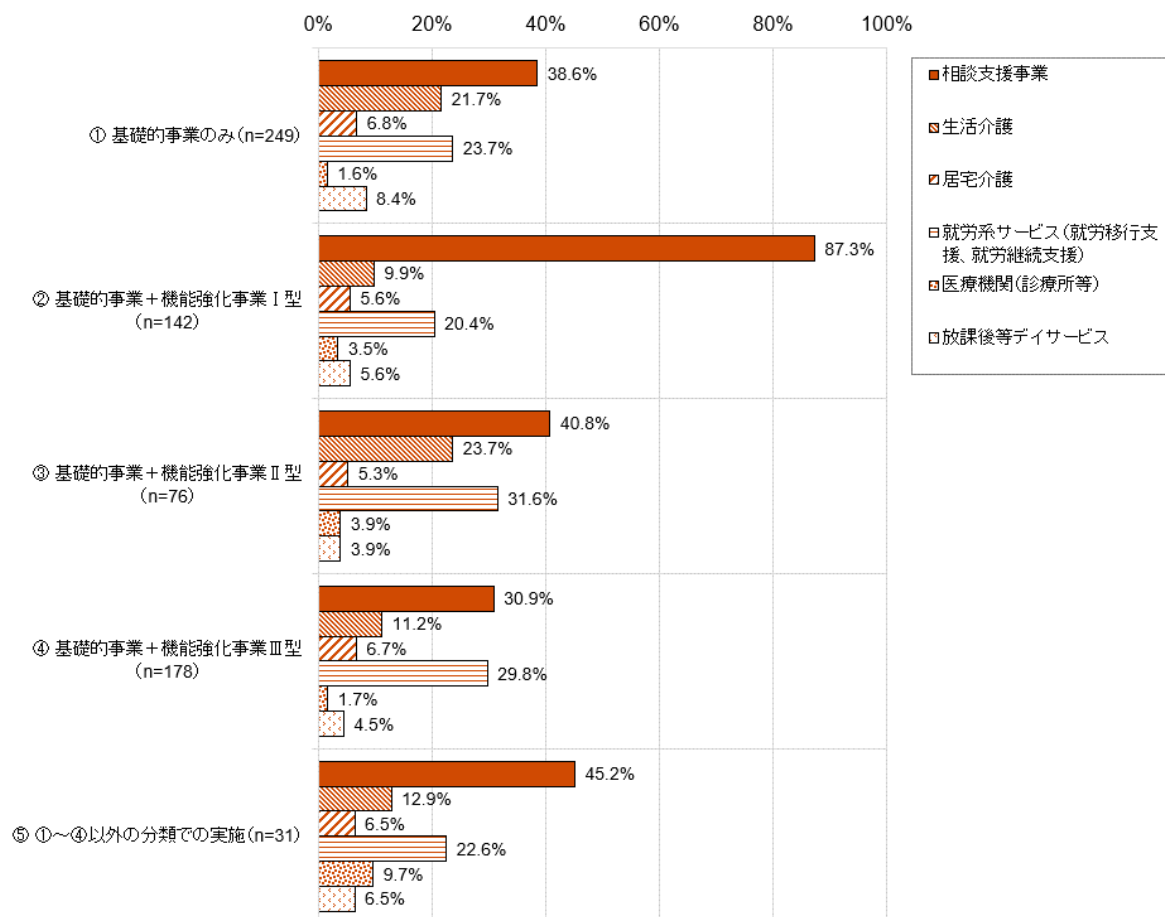
図表 168 学校卒業後の 18～25 歳の受け入れにおける課題（n=599、複数回答）



⑫ 実施類型ごとの併設サービス

図表 145 の「地域活動支援センターの実施類型」（単一回答）と図表 139 の「地域活動支援センター以外の提供サービス」（複数回答）のクロス集計を実施し、実施類型別の併設サービスを把握したところ、いずれの実施類型についても、併設サービスは「相談支援事業」が最多、「就労系サービス（就労移行支援、労継続支援）」が次点であった。

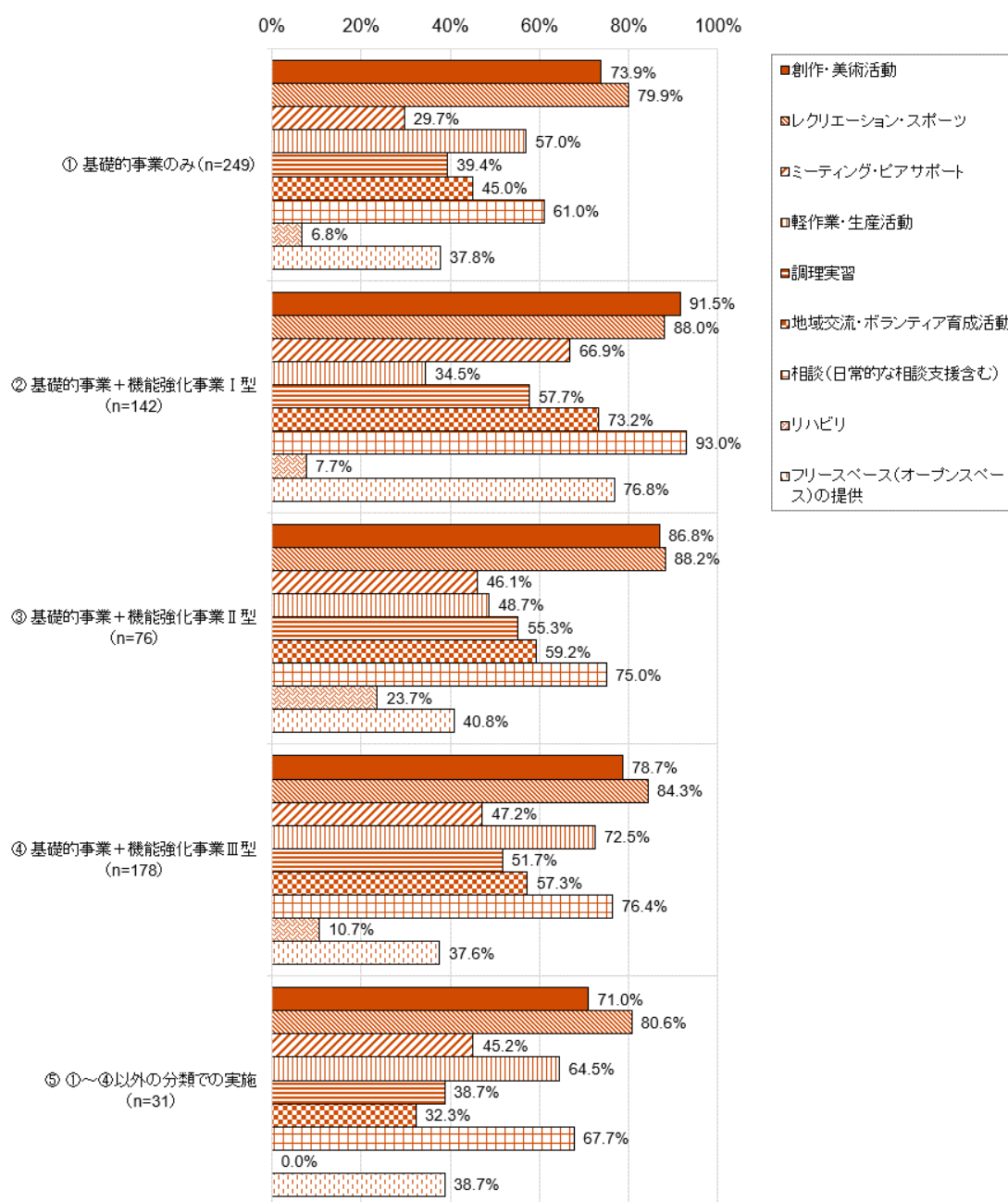
図表 169 クロス集計：実施類型ごとの併設サービス



②⑥ 実施類型ごとの活動サービス

図表 145 の「地域活動支援センターの実施類型」（単一回答）と図表 160 の「提供している活動サービス」（複数回答）のクロス集計を実施し、実施類型別の活動サービスを把握したところ、いずれの実施類型においても「創作・美術活動」、「レクリエーション・スポーツ」、「相談（日常的な相談支援含む）」が上位 3 つに含まれた。

図表 170 クロス集計：実施類型ごとの活動サービス



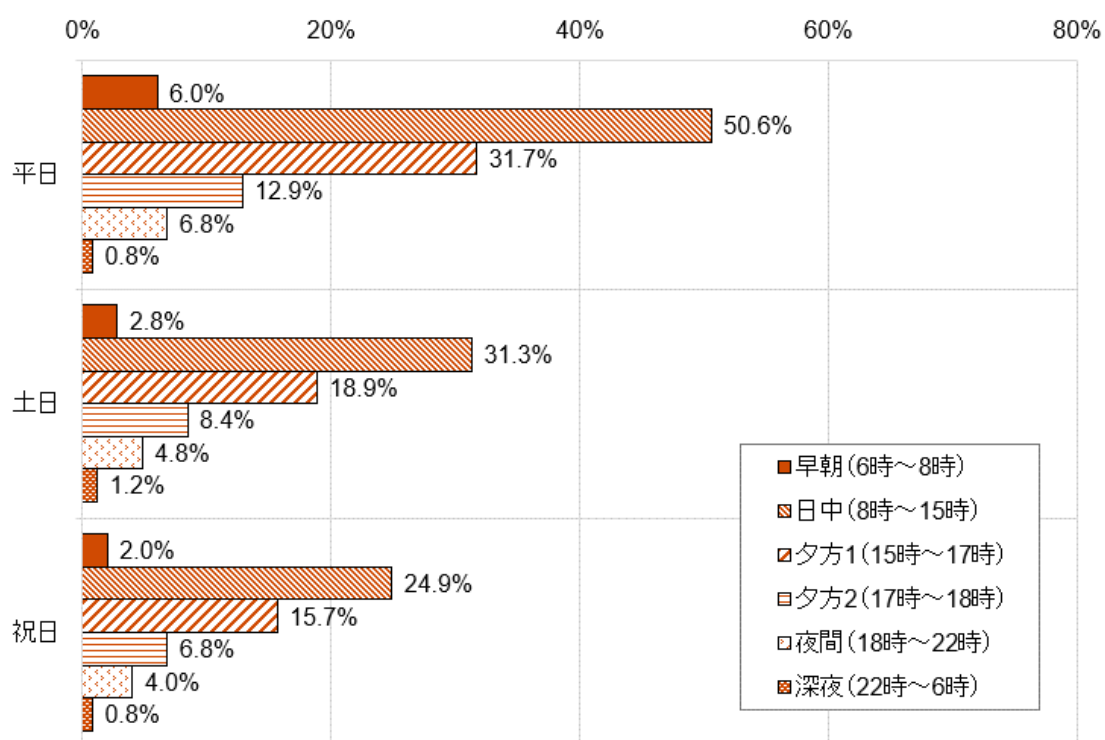
㊦ 実施類型ごとの開所要望のあった時間帯

図表 145 の「地域活動支援センターの実施類型」（単一回答）と図表 154～図表 156 の「開所要望のあった時間帯」（複数回答）のクロス集計を実施し、実施類型別の開所要望のあった時間帯を把握した結果は以下のとおりである。

【実施類型①：基礎的事業のみ】

実施類型「①基礎的事業のみ」の地域活動支援センターに対して、利用対象者やその家族から開所要望のあった時間帯は、平日の「日中（8時～15時）」が最多の約 50.6%で、平日の「夕方1（15時～17時）」が次点の約 31.7%であった。

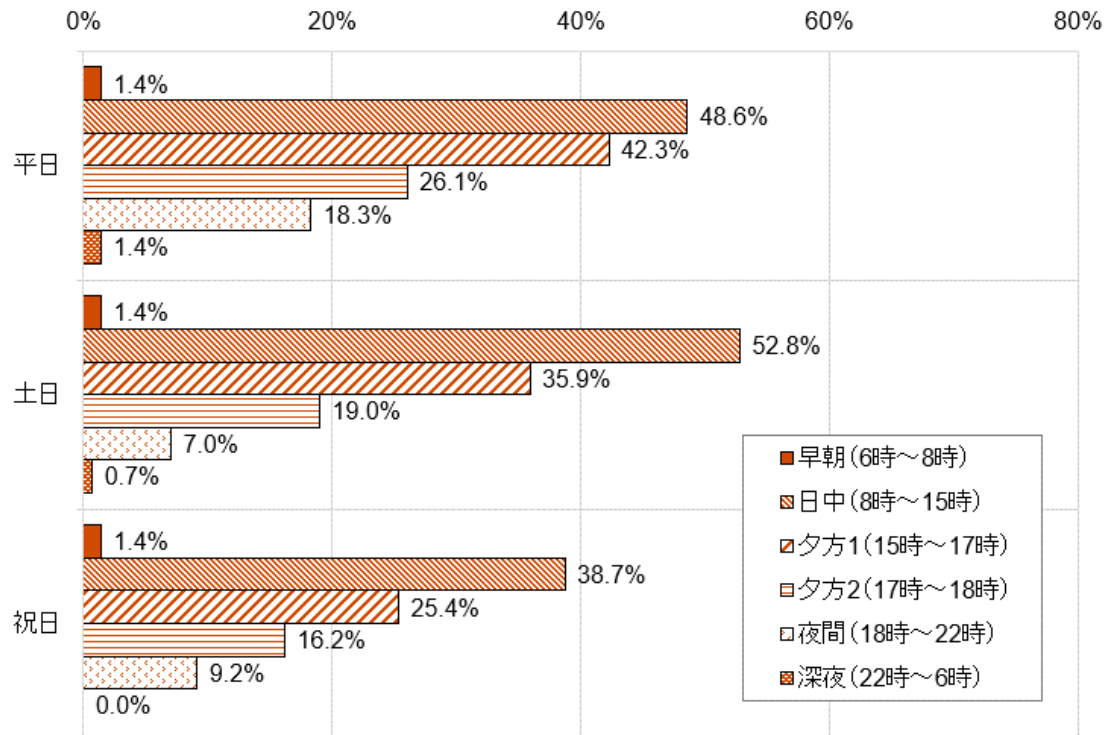
図表 171 クロス集計：実施類型ごとの開所要望のあった時間帯
（実施類型①：基礎的事業のみ）（n=249）



【実施類型②：基礎的事業＋機能強化事業Ⅰ型】

実施類型「②基礎的事業＋機能強化事業Ⅰ型」の地域活動支援センターに対して、利用対象者やその家族から開所要望のあった時間帯は、土日の「日中（８時～１５時）」が最多の約52.8%で、平日の「日中（８時～１５時）」が次点の約48.6%であった。

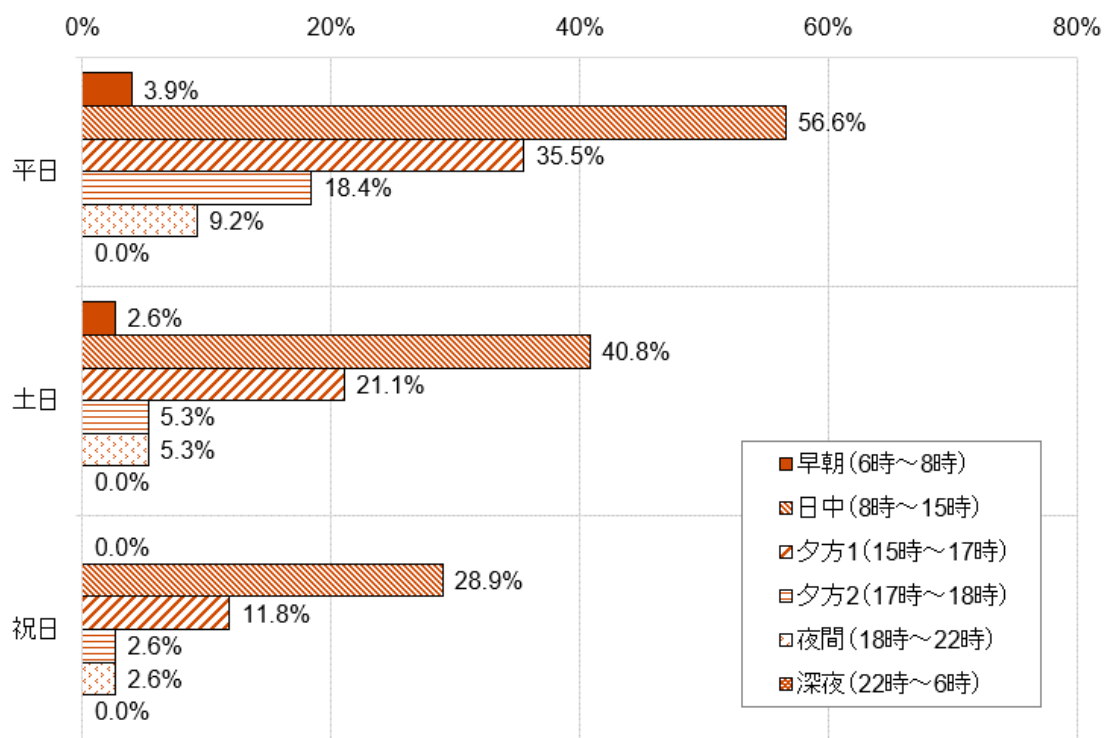
図表 172 クロス集計：実施類型ごとの開所要望のあった時間帯
(実施類型②：基礎的事業＋機能強化事業Ⅰ型) (n=142)



【実施類型③：基礎的事業＋機能強化事業Ⅱ型】

実施類型「③基礎的事業＋機能強化事業Ⅱ型」の地域活動支援センターに対して、利用対象者やその家族から開所要望のあった時間帯は、平日の「日中（８時～１５時）」が最多の約 56.6%で、土日の「日中（８時～１５時）」が次点の約 40.8%であった。

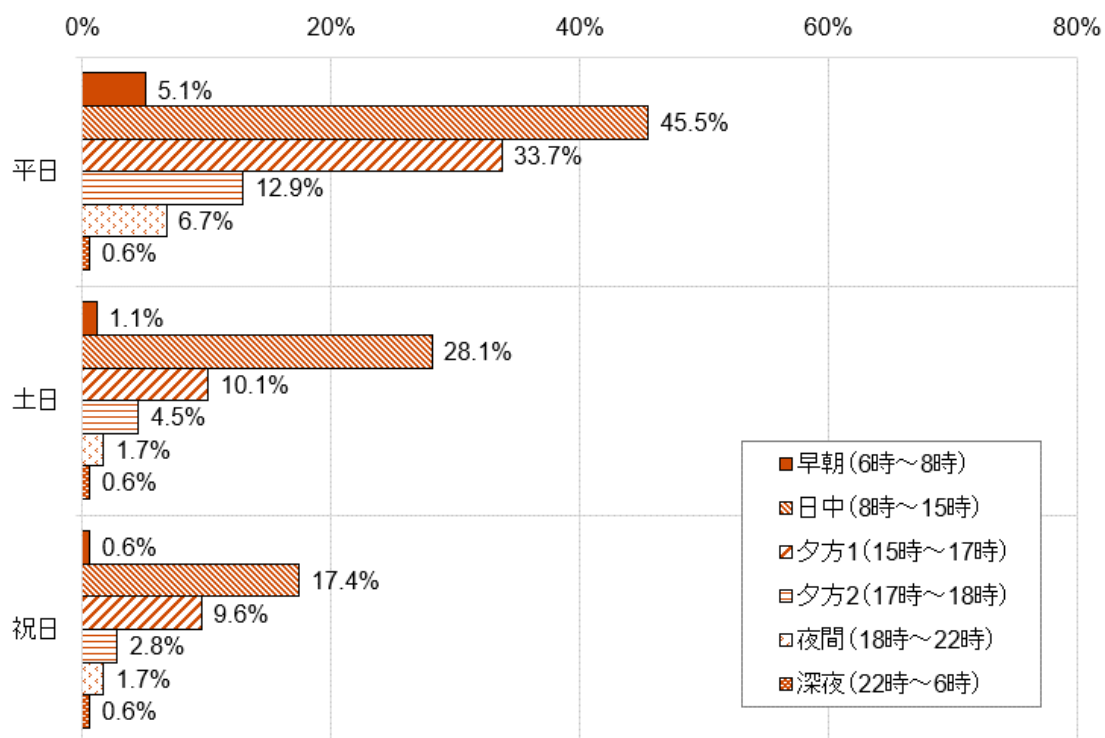
図表 173 クロス集計：実施類型ごとの開所要望のあった時間帯
(実施類型③：基礎的事業＋機能強化事業Ⅱ型) (n=76)



【実施類型④：基礎的事業＋機能強化事業Ⅲ型】

実施類型「④基礎的事業＋機能強化事業Ⅲ型」の地域活動支援センターに対して、利用対象者やその家族から開所要望のあった時間帯は、平日の「日中（８時～１５時）」が最多の約４５．５％で、平日の「夕方１（１５時～１７時）」が次点の約３３．７％であった。

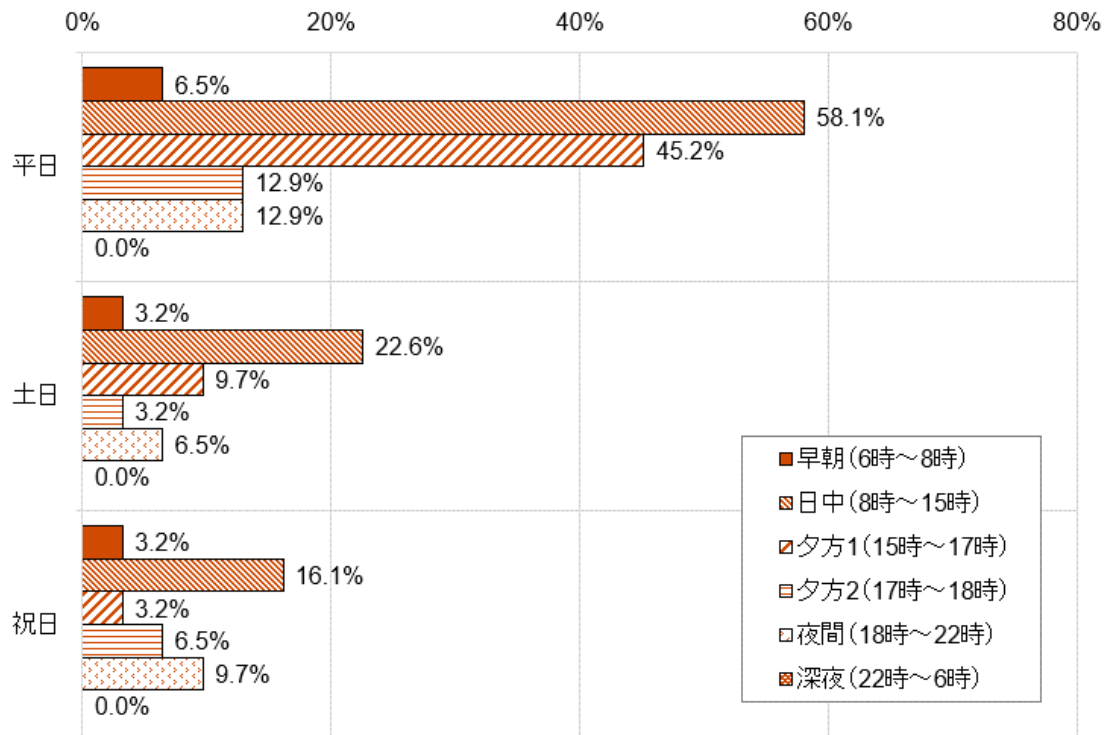
図表 174 クロス集計：実施類型ごとの開所要望のあった時間帯
（実施類型④：基礎的事業＋機能強化事業Ⅲ型）（n=178）



【実施類型⑤：①～④以外の分類での実施】

実施類型「⑤ ①～④以外の分類での実施」の地域活動支援センターに対して、利用対象者やその家族から開所要望のあった時間帯は、平日の「日中（8時～15時）」が最多の約58.1%で、平日の「夕方1（15時～17時）」が次点の約45.2%であった。

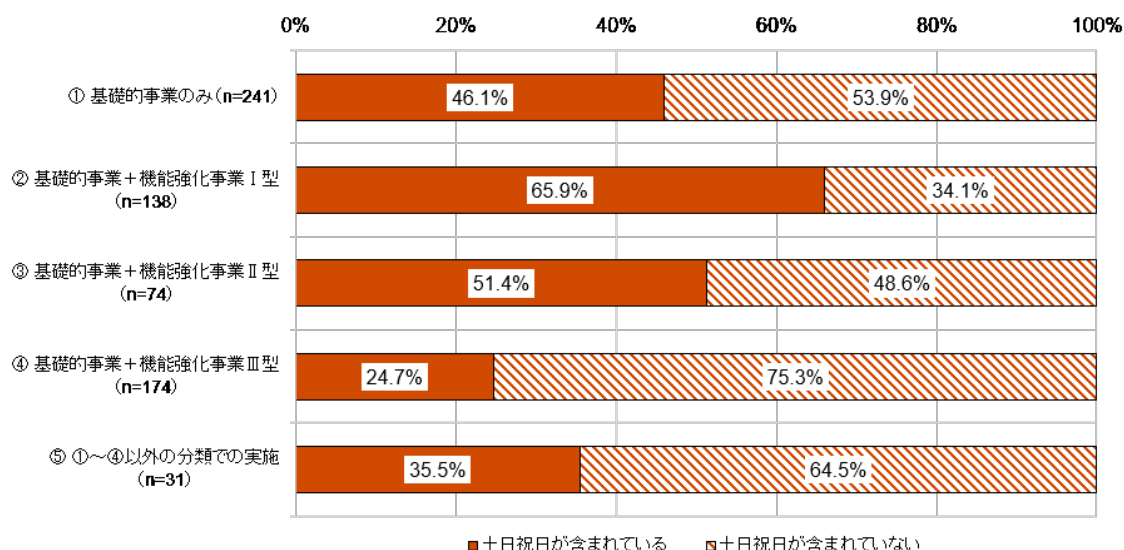
図表 175 クロス集計：実施類型ごとの開所要望のあった時間帯
(実施類型⑤：①～④以外の分類での実施) (n=31)



㊸ 実施類型ごとの土日祝日の開所有無

図表 145 の「地域活動支援センターの実施類型」（単一回答）と図表 152 の「土日祝日の開所」（単一回答）のクロス集計を実施し、実施類型別の土日祝日の開所有無を把握したところ、開所日に土日祝日が含まれている割合は、「②基礎的事業＋機能強化事業Ⅰ型」が最多の約 65.9%で、「③基礎的事業＋機能強化事業Ⅱ型」が次点の約 51.4%であった。

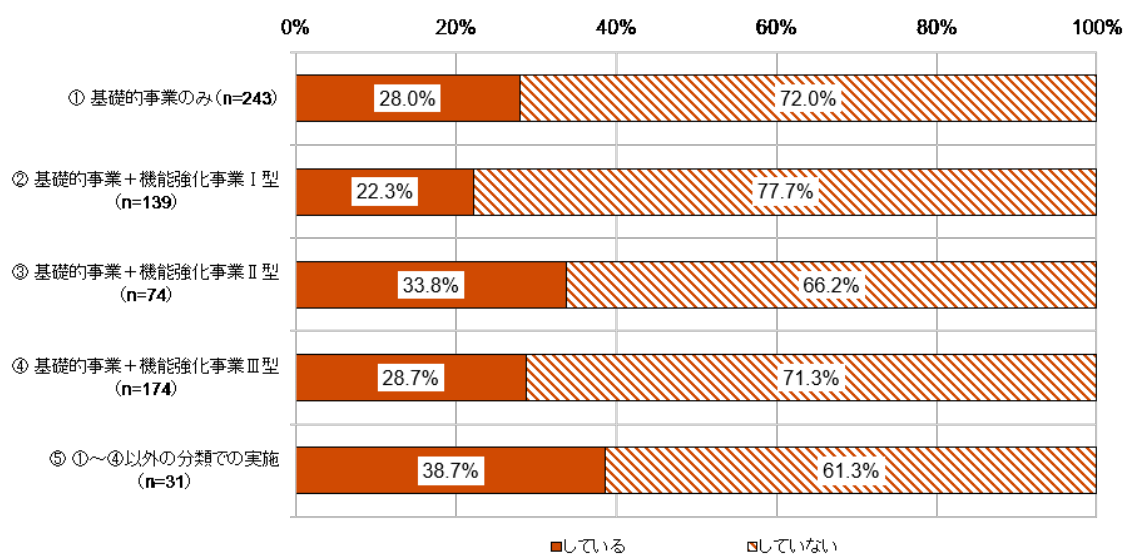
図表 176 クロス集計：実施類型ごとの土日祝日の開所有無



㊸ 実施類型ごとの開所日数・開所時間の調整有無

図表 145 の「地域活動支援センターの実施類型」（単一回答）と図表 153 の「ニーズに応じた開所日数・開所時間の調整有無」（単一回答）のクロス集計を実施し、実施類型別の開所日数・開所時間の調整有無を把握したところ、「している」と回答した割合は「⑤ ①～④以外の分類での実施」が最多の約 38.7%で、「③基礎的事業＋機能強化事業Ⅱ型」が次点の約 33.8%であった。

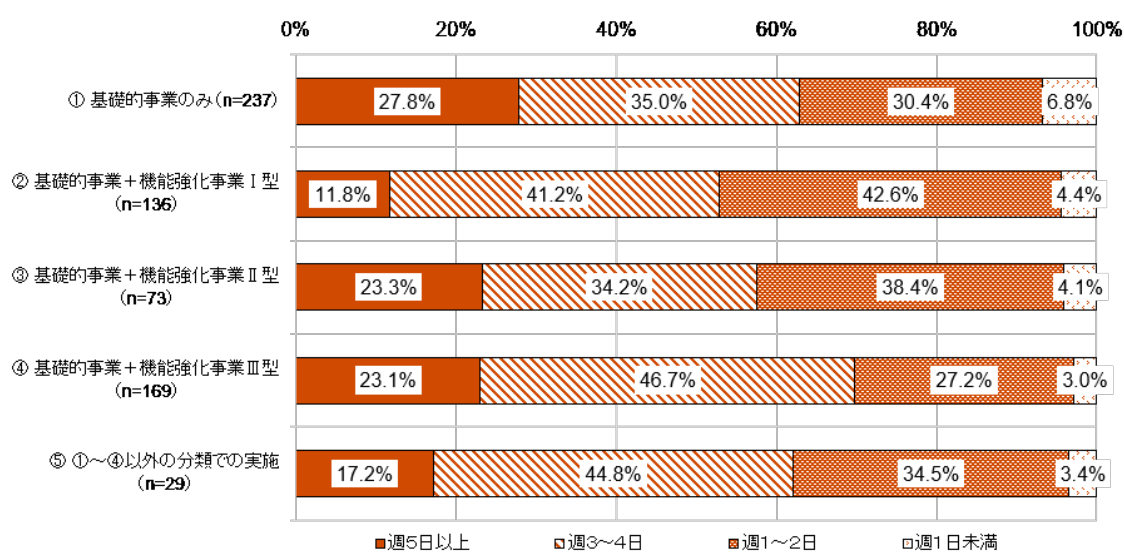
図表 177 クロス集計：実施類型ごとの開所日数・開所時間の調整有無



③⑩ 実施類型ごとの週あたり平均利用頻度

図表 145 の「地域活動支援センターの実施類型」（単一回答）と図表 159 の「利用者の週あたり平均利用頻度」（単一回答）のクロス集計を実施し、実施類型別の週あたり平均利用頻度を把握したところ、「週 3～4 日」の割合が最多であった実施類型は「④基礎的事業＋機能強化事業Ⅲ型」（約 46.7%）、「⑤ ①～④以外の分類での実施」（約 44.8%）、「①基礎的事業のみ」（約 35.0%）で、「週 1～2 日」の割合が最多であった実施類型は「②基礎的事業＋機能強化事業Ⅰ型」（約 42.6%）、「③基礎的事業＋機能強化事業Ⅱ型」（約 38.4%）であった。

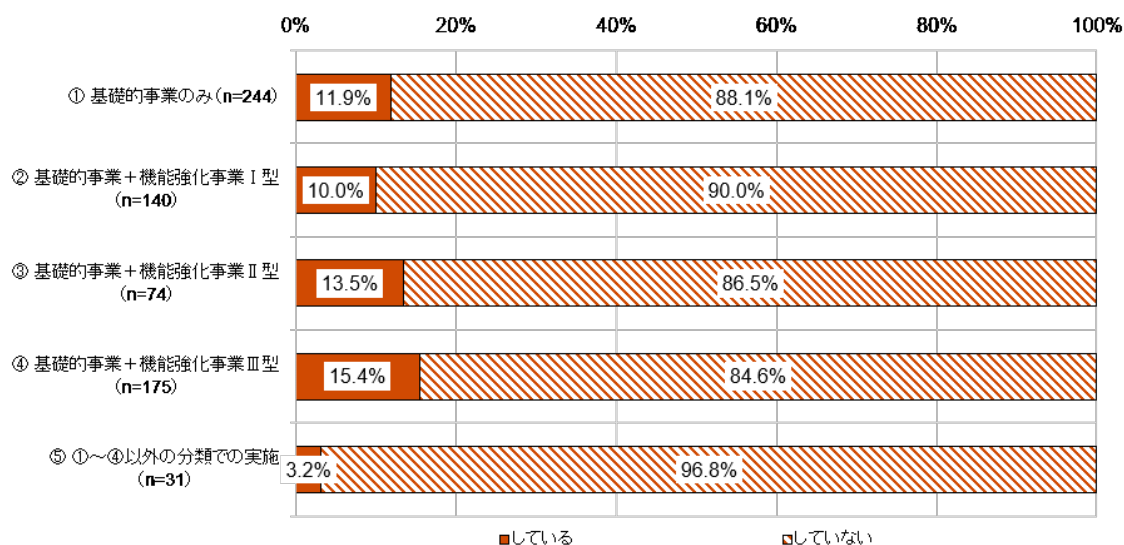
図表 178 クロス集計：実施類型ごとの週あたり平均利用頻度



③⑩ 実施類型ごとの 18～25 歳利用者向けの移行支援

図表 145 の「地域活動支援センターの実施類型」（単一回答）と図表 163 の「18～25 歳利用者向けの移行支援」（単一回答）のクロス集計を実施し、学校卒業後の 18～25 歳の利用者が地域生活へ円滑に移行できるよう、独自の支援プログラムや個別相談を実施しているかについて実施類型別に把握したところ、「している」と回答した割合は「④基礎的事業＋機能強化事業Ⅲ型」が最多の約 15.4%、「③基礎的事業＋機能強化事業Ⅱ型」が次点の約 13.5%であった。

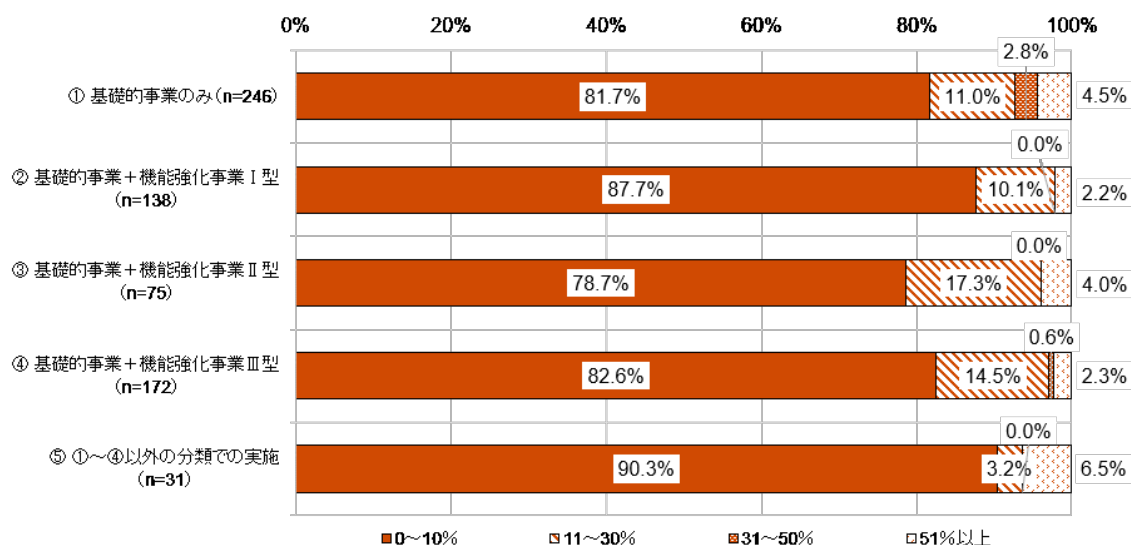
図表 179 クロス集計：実施類型ごとの 18～25 歳利用者向けの移行支援



③① 実施類型ごとの 18～25 歳の割合

図表 145 の「地域活動支援センターの実施類型」（単一回答）と図表 148 の「利用者全体における 18～25 歳の割合」（単一回答）のクロス集計を実施し、実施類型別に 18～25 歳の割合を把握したところ、「0～10%」と回答した割合は「⑤ ①～④以外の分類での実施」が最多の約 90.3%で、「②基礎的事業＋機能強化事業Ⅰ型」が次点の約 87.7%であった。一方、「51%以上」と回答した割合は「⑤ ①～④以外の分類での実施」が最多の約 6.5%で、「①基礎的事業のみ」が次点の約 4.5%であった。

図表 180 クロス集計：実施類型ごとの 18～25 歳の割合



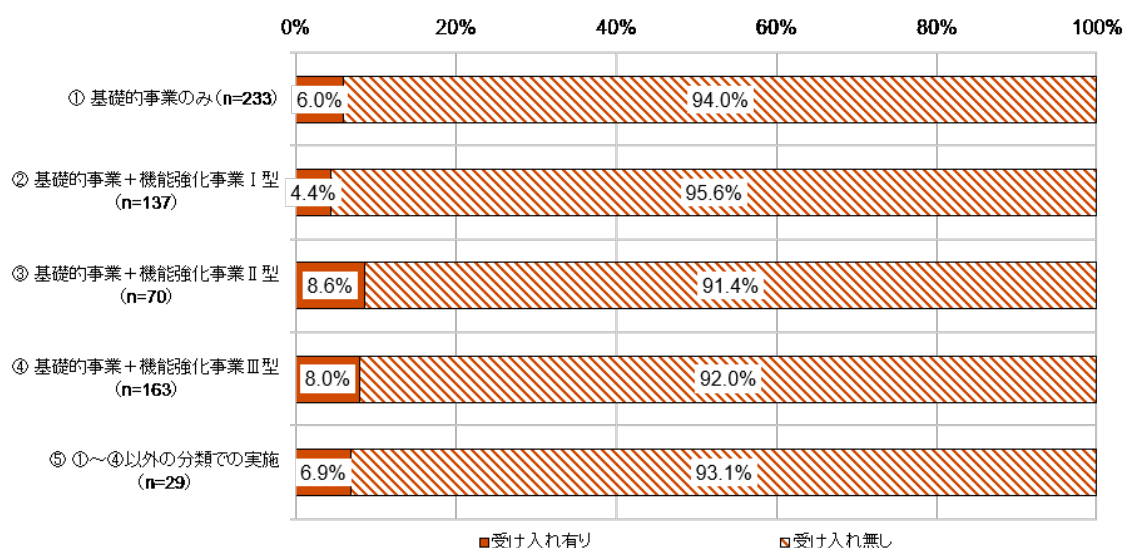
⑫ 実施類型ごとの医療的ケアを必要とする者の受け入れ

図表 145 の「地域活動支援センターの実施類型」（単一回答）と図表 149 の「医療的ケア・強度行動障害の利用人数」（数値回答）のクロス集計を実施し、受け入れ有無及び受け入れ人数を実施類型別に把握した結果は、以下のとおりである。

【実施類型ごとの医療的ケアを必要とする者の受け入れ有無】

地域活動支援センターの実施類型ごとに医療的ケアを必要とする者の受け入れ有無を把握したところ、受け入れているセンターの割合については「③基礎的事業＋機能強化事業Ⅱ型」が最多の約 8.6%、「④基礎的事業＋機能強化事業Ⅲ型」が次点の約 8.0%であった。

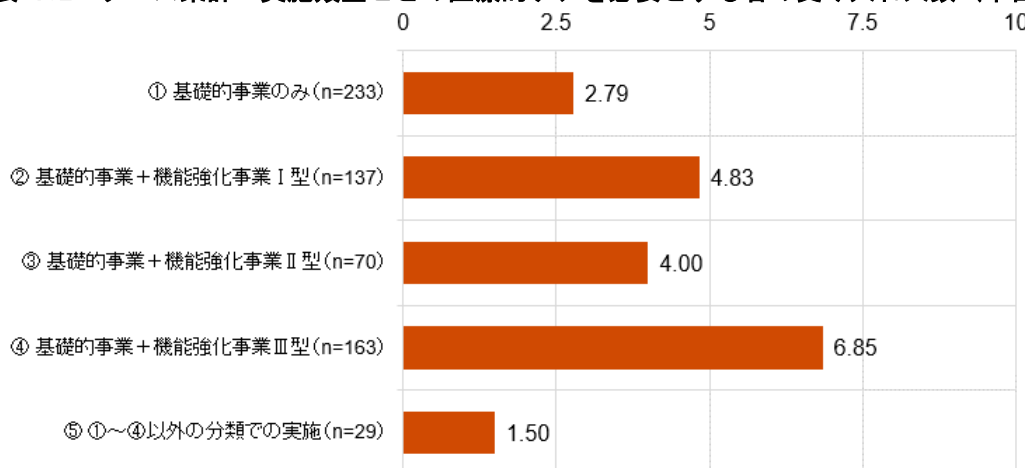
図表 181 クロス集計：実施類型ごとの医療的ケアを必要とする者の受け入れ有無



【実施類型ごとの医療的ケアを必要とする者の受け入れ人数】

地域活動支援センターの実施類型ごとに、医療的ケアを必要とする者を受け入れているセンターの平均受け入れ人数を把握したところ、「④基礎的事業＋機能強化事業Ⅲ型」が最多の平均 6.85 人、「②基礎的事業＋機能強化事業Ⅰ型」が次点の平均 4.83 人であった。

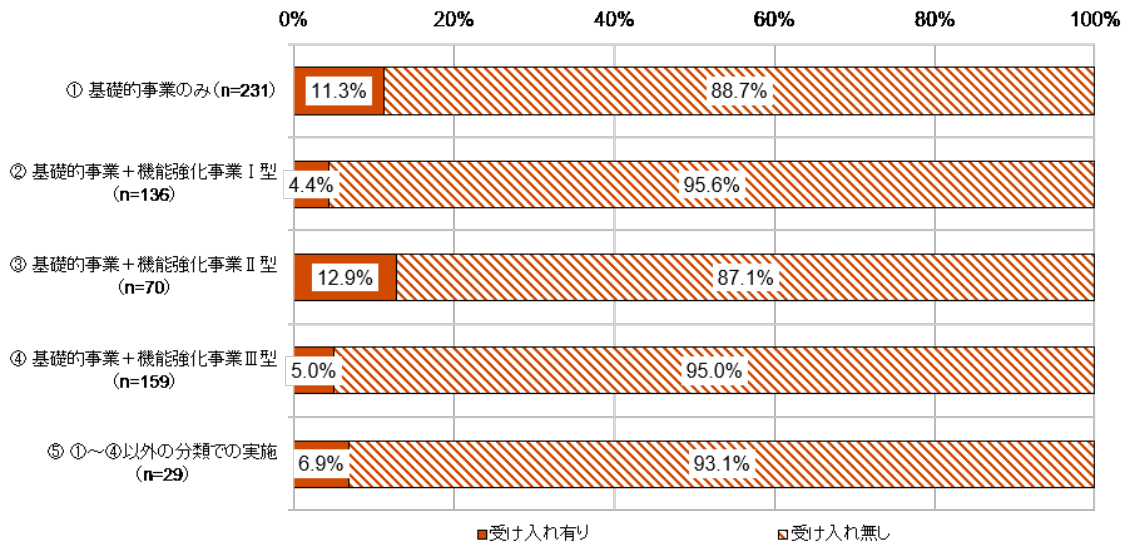
図表 182 クロス集計：実施類型ごとの医療的ケアを必要とする者の受け入れ人数（単位：人）



【実施類型ごとの強度行動障害の状態にある者の受け入れ有無】

地域活動支援センターの実施類型ごとに強度行動障害の状態にある者の受け入れ有無を把握したところ、受け入れているセンターの割合については「③基礎的事業＋機能強化事業Ⅱ型」が最多の約 12.9%、「①基礎的事業のみ」が次点の約 11.3%であった。

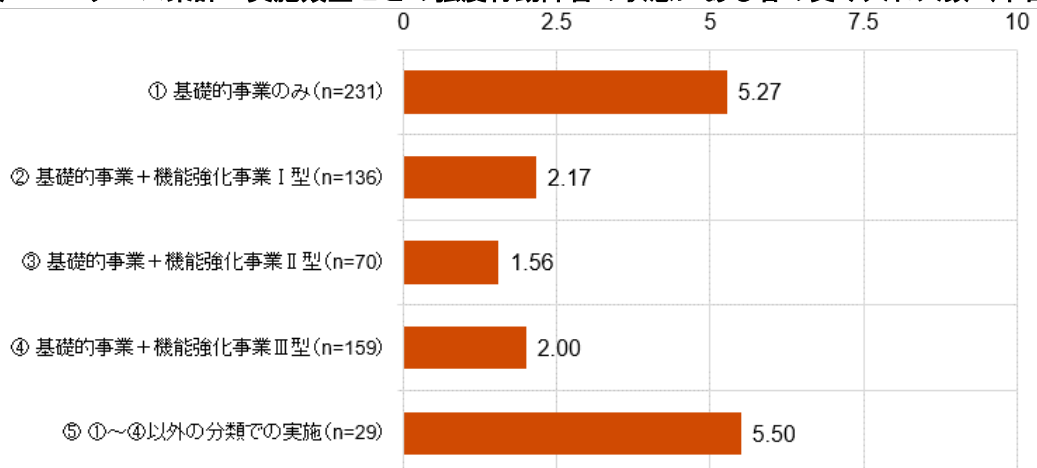
図表 183 クロス集計：実施類型ごとの強度行動障害の状態にある者の受け入れ有無



【実施類型ごとの強度行動障害の状態にある者の受け入れ人数】

地域活動支援センターの実施類型ごとに、強度行動障害の状態にある者を受け入れているセンターの平均受け入れ人数を把握したところ、「⑤ ①～④以外の分類での実施」が最多の平均 5.50 人、「①基礎的事業のみ」が次点の平均 5.27 人であった。

図表 184 クロス集計：実施類型ごとの強度行動障害の状態にある者の受け入れ人数（単位：人）



5. ヒアリング調査

本章では、自治体及び事業所対象として実施したヒアリング調査の内容とその結果について、詳細を記載する。

(1) 調査概要

アンケート調査により把握した情報を深掘り、日中一時支援事業または地域活動支援センター事業の事例を収集することを目的にヒアリング調査を実施した。本調査の調査対象、調査方法及び調査項目は次のとおりである。

① 調査対象

厚生労働省、委員による紹介、またはアンケート調査で把握できた情報を踏まえ、以下の各条件を満たす自治体及び事業所を調査対象とした。調査対象については、厚生労働省及び検討委員との相談のうえ決定している。

- (1) 個別給付サービス利用後の夕方の時間帯（15 時以降）に日中一時支援事業所または地域活動支援センターが対応しやすい制度設計や事業運営をしている自治体
- (2) ヒアリングを実施した自治体に所在し、個別給付サービス利用後の夕方の時間帯（15 時以降）の対応を行っている日中一時支援事業所または地域活動支援センター

上記の条件を踏まえ、全 11 の対象候補に打診し、図表 185～図表 186 のとおり 7 対象にヒアリングを実施した。ヒアリングを実施した自治体及び事業所は、いずれも日中一時支援事業を用いて夕方の時間帯に対応している事例であった。

図表 185 ヒアリング調査対象（自治体）

#	区分	自治体名	ヒアリング対象者	調査日	方式
1	政令指定都市	埼玉県 さいたま市	さいたま市 福祉局 障害福祉部 障害福祉課 3 名	令和 7 年 11 月 10 日	オンライン
2	政令指定都市	愛知県 名古屋市	名古屋市 健康福祉局 障害福祉部 障害者支援課 3 名	令和 8 年 1 月 8 日	オンライン
3	一般市	神奈川県 藤沢市	藤沢市 福祉部 障がい者支援課 3 名	令和 8 年 1 月 14 日	オンライン
4	一般市	福島県 白河市	白河市 保健福祉部 社会福祉課 障がい福祉係 2 名	令和 8 年 1 月 30 日	オンライン
5	特別区	東京都 千代田区	千代田区 保健福祉部 障害者福祉課 2 名	令和 8 年 2 月 27 日	オンライン

図表 186 ヒアリング調査対象（事業所）

#	区分	事業所名	ヒアリング対象者	調査日	方式
1	日中一時支援事業所	障害者支援施設どうかん	施設長、主任の 2 名	令和 8 年 1 月 20 日	対面
2	地域活動支援センター	千代田区立障害者福祉センターえみふる	施設長、主任の 2 名	令和 8 年 2 月 27 日	ハイブリッド

② 調査方法

厚生労働省の同席の下、オンライン、対面、ハイブリッド形式によりヒアリングを実施した。本事業の概要や目的、ヒアリング調査項目についての説明資料を事前にヒアリング対象に送付した。ヒアリング時間は基本1時間と設定し、自治体と事業所に対して同時にヒアリングを実施する場合¹⁷、1時間30分と設定した。

③ 調査項目

検討委員会等での検討を踏まえ、次の項目についてヒアリング調査を実施した。

図表 187 自治体ヒアリング調査項目

大項目	調査項目
基本情報	・ 主管部署・人員体制 ・ 自治体における日中一時支援事業または地域活動支援センター事業の位置づけ（障害福祉計画での位置づけ、個別給付サービスとの関係など） ・ 自治体で定めている日中一時支援事業または地域活動支援センター事業の対象者要件、利用目的等
工夫に関する深掘り	・ 制度設計・連携・供給等における工夫内容 ・ 上記の工夫に至った経緯・背景 ・ 上記の工夫による成果や事例の詳細 ・ 利用者ニーズの把握有無、把握方法、把握した内容 ・ 特別支援学校等の卒業前後で生じる課題の把握実態 ・ 現在の課題及び今後の計画

図表 188 事業所ヒアリング調査項目

大項目	調査項目
基本情報	・ 日中一時支援事業または地域活動支援センター事業の提供状況（提供体制、提供時間帯、対象者の要件、利用実績等） ・ 日中一時支援事業または地域活動支援センター事業の利用者像、利用目的 ・ 夕方時間帯のサービス提供状況（提供体制、提供時間帯、対象者の要件、利用実績等） ・ 夕方時間帯の利用者像、利用目的
工夫に関する深掘り	・ 夕方時間帯の支援を開始した経緯・背景 ・ 夕方時間帯の具体的な運用方法、その運用方法に至った背景 ・ 夕方時間帯の支援による成果や事例の詳細 ・ 特別支援学校等の卒業前後で生じる課題の把握実態 ・ 現在の課題及び今後の計画

¹⁷ 本事業では、千代田区と千代田区立障害者福祉センターえみふるに対するヒアリング調査を合同で実施した。

(2) 調査結果

自治体及び事業所に対するヒアリング調査の結果は、以下のとおりである。

① 自治体向けヒアリング調査

自治体に対するヒアリング調査は、図表 189～図表 197 のとおりである。

図表 189 自治体ヒアリング調査結果（さいたま市）

ヒアリング項目	ヒアリング調査結果
日中一時支援事業の基本情報	【主管部署・人員体制】 ・日中一時支援事業に関わる部署は、さいたま市福祉局障害福祉部の障害福祉課及び障害政策課である。 ・日中一時支援事業に関わる人員は、要綱等のサービス内容と請求審査等に対応する障害福祉課の職員 4 名と、事業所の指定登録に対応する障害政策課の職員 4 名である。 【障害福祉計画における日中一時支援事業の位置づけ】 ・『さいたま市障害者総合支援計画 2024～2026（令和 6～8 年度）』の p. 45 において、「基本施策（2）障害者の自立の助長及びその家族等（ケアラー・ヤングケアラー）の負担の軽減のための総合的な支援」の実施事業として「日中一時支援事業における夕方支援の実施」が位置づけられている。 ・事業の内容としては、「保護者であるケアラーの就労機会の拡大を目的とし、生活介護等の通所施設利用後の、夕方以降の利用先を確保するため、日中一時支援事業における夕方支援を実施します。」（p. 67）と記載されている。 ・また、「市内事業所における夕方支援実施事業所数」を成果指標として設定しており、令和 4 年度実績は 4 事業所、令和 6 年度は 6 事業所である。障害者総合支援計画に記載している目標としては、令和 7 年度は 7 事業所、令和 8 年度は 8 事業所である。 【個別給付サービスとの関係性】 ・日中一時支援事業は地域生活支援事業であるため、個別給付サービスで対応できる場合については可能な限り個別給付サービスで対応していきたいと考えている。令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定により、延長支援加算や時間帯ごとの区分が新設されたことで、令和 4 年度に比べ、事業者が個別給付サービスにおいて長時間の利用に対応しやすくなっていると認識している。このため、日中一時支援事業の夕方支援は、個別給付サービスの枠で対応できない事業所を支援する事業として位置づけている。 ・個別給付サービス（通所施設や放課後等デイサービスなど）と日中一時支援事業の併用については、個別給付サービス事業所の開所時間外である場合に、日中一時支援事業の利用を認めている。令和 7 年 10 月の支給決定者を基準にすると、他のサービスと併用している日中一時支援事業の利用者は 636 人であり、その内訳は、生活介護との併用が 459 人、放課後等デイサービスとの併用が 123 人、就労継続支援 B 型との併用が 60 人であった。
日中一時支援事業の設計・運用	【送迎加算の運用】 ・送迎加算については、事業所と居宅または学校間の送迎に加え、適切な手段による事業所の最寄駅や集合場所までの送迎も加算対象として認めている。また、夕方支援の場合、通所先の事業所への迎えも加算の対象となる。

ヒアリング項目	ヒアリング調査結果
夕方の時間帯における工夫	【設計・運用上の工夫】 - 令和4年度から開始した「さいたま市ケアラー支援条例」の一環として、日中一時支援事業の夕方支援を開始した。令和3年度以前は、生活介護や就労継続支援等の通所施設を利用した後に日中一時支援事業を利用することができなかったが、令和4年度から利用可能にした。令和6年度からは生活介護等の通所施設に加え、放課後等デイサービスや児童発達支援等の障害児通所施設の利用後にも日中一時支援事業を利用できるように対象を拡大した。 - これにより、令和3年度までは事業所の持ち出しであった夕方支援が、現在は日中一時支援事業として基本報酬の5割または8割を請求できるようになった。通所施設と同一事業所内で引き続き日中一時支援事業を提供する場合（同一敷地内）は5割、別事業所からの利用者に日中一時支援事業を提供する場合（同一敷地外）は8割を請求できる。 - 夕方の受け皿となる事業所確保のために、令和4年7月の改正より日中一時支援事業の人員配置基準を、障害支援区分にかかわらず利用者6人に対して従事者1人以上と明確化した。これにより、個別給付サービスの通所施設よりも少ない人員で実施できるようになった。 【周知に向けた取組】 「さいたま市ケアラー支援条例」の啓発活動の中で、夕方支援についても併せて周知を行っている。支援者向けリーフレットの配布、ケアラー支援月間等におけるウェブ上のランディングページへの誘導、映画館や電車広告など、複数媒体を活用した広報を実施した。 - 放課後等デイサービスや生活介護事業所に対しては、集団指導等の機会を通じ、日中一時支援事業所への登録を促している。 【夕方支援に対するニーズの把握方法】 - 生活介護等の通所施設利用後の夕方支援を開始した令和4年度、放課後等デイサービス等の障害児通所施設利用後の夕方支援を開始した令和6年度のいずれにおいても事前に事業所へアンケートを実施した。アンケートでは、当時の生活介護の報酬体系（令和6年度改定前）では長時間の預かりが困難であるとの意見や、介護職員の確保が難しいとの意見が寄せられた。また、アンケートで「夕方支援に関する要望を受けたことがあるか」を確認した結果、一定の需要があることが明らかになったため、夕方支援の提供に踏み切った。 - 放課後等デイサービス事業所から、夏休みの期間だけでも日中一時支援事業を行えないかという相談が日中一時支援事業の指定担当者へ寄せられ、これを通じて、長期休業中の学校休業期間や、放課後等デイサービス利用後に保護者が迎えに行けない場合など、障害児の夕方支援もニーズがあることを把握した。 【工夫の結果】 - 夕方支援については、開始当初から利用者数が継続的に増加している。令和4年度の開始直後は、事業所が少なく、夕方支援自体の認知度も高くなかったが、ケアラー支援条例の周知啓発等の効果もあり、令和5年度から令和6年度にかけて利用者数は約2倍に増加している。さらに、令和6年度と令和7年度の同時期を比較しても、増加傾向が確認される。

ヒアリング項目	ヒアリング調査結果
課題	【運用上の課題】 - 通所施設利用後の夕方支援については、受け皿となる事業所数の確保が課題である。事業所側としては、日中一時支援事業に登録するためには必要な人員の確保が必要であり、安定した利用者数が見込めるかどうかが重要な判断材料となる。一方で、利用者は事業所がなければ集まりにくく、需要と供給の両面から事業所数の確保が課題となっている。 【強度行動障害の状態にある者の受け入れにおける課題】 - 強度行動障害の状態にある者を安全に受け入れるための人員確保が課題となっている。日中一時支援事業の人員配置基準は支援者1人に対し利用者6人であるが、利用者の状況によっては支援者の負担が大きくなると考えられる。 【医療的ケアを必要とする者の受け入れにおける課題】 - 医療的ケアに対応可能な看護職員の確保が課題となっている。また、医療的ケアを必要とする児者の利用が不定期である場合、事業所における人員配置の負担が大きくなる。

図表 190 自治体ヒアリング調査結果（名古屋市）

ヒアリング項目	ヒアリング調査結果
日中一時支援事業の基本情報	【主管部署・人員体制】 - 日中一時支援事業¹⁸の主管部署は、名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課である。 - 日中一時支援事業に関わる人員については、障害者支援課の職員1名が事業所からの請求対応や各区の障害福祉担当部署との調整を担っている。また、利用者向けの支給決定等のやりとりは、各区の障害福祉担当部署が窓口となって実施している。 【障害福祉計画における日中一時支援事業の位置づけ】 『なごや障害児者福祉プラン（名古屋市障害者基本計画（第5次）、第7期名古屋市障害福祉計画・第3期名古屋市障害児福祉計画）』p.209では、日中一時支援事業を「障害者等が保護者の病気等により、昼間に一時的に支援を必要とする場合に、障害福祉サービス事業所や病院において見守り等を行うサービス」と位置づけている。ここでいう「保護者の病気等」には、保護者の就労継続も含まれている。 - 令和3～4年度の日中一時支援事業の利用実績が、第6期障害福祉計画の見込み量（月間230人日）を上回ったことから、第7期（令和6～8年度）の見込み量は月間250人日に増加させている。 【個別給付サービスとの関係性】 - 個別給付サービスとの棲み分けや優先関係については、特段の位置づけは行っていない。そのため、個別給付サービスを優先的に利用するよう案内する等の対応も実施していない。

¹⁸ 名古屋市における日中一時支援事業の正式名称は、「日中一時受入事業」である。

ヒアリング項目	ヒアリング調査結果
日中一時支援事業の設計・運用	【報酬単価の設計】 ・日中一時支援事業の報酬単価は、4時間以内は0.25日、8時間以内は0.5日、8時間を超える場合は0.75日とみなし、短期入所の報酬単価と統一にしている。 ・このような設計になった背景には、「泊まりのない短期入所」が日中一時支援事業の前身にあったことが経緯にある。平成18年の障害者自立支援法施行により、短期入所は宿泊を前提とするサービスとして整理されたため、名古屋市で従来実施していた「泊まりのない短期入所」は、地域生活支援事業の中で日中一時支援事業として位置づけられた。短期入所から派生した経緯を踏まえ、報酬についても短期入所の報酬を基礎として設定している。 【送迎加算の運用】 ・日中一時支援事業を開始した平成18年度時点では送迎加算は設けられていなかったが、利用者等からの要望を受けて後に設定された。 ・送迎加算は、短期入所ではなく生活介護を基礎として単価や送迎場所の要件等を定めている。単価は片道506円（往復は片道2回分）とし、送迎場所は自宅に加え、駅などの集合地点への送迎も認めている。 ・現在、月140人程度の利用者のうち80人程度が送迎加算の対象となっており、障害児による利用も多い。
夕方の時間帯における工夫	【夕方の支援に取り組んだ背景】 ・団体等から夕方の支援に課題があるとの指摘が寄せられ、対応策として日中一時支援事業の活用が提案された。名古屋市では、生活介護利用後の時間帯に日中一時支援事業を提供できるかについて、財政面を含め検討を行った。その結果、日中一時支援事業の要件を緩和し、生活介護を利用している者が同一敷地内で引き続き利用できる仕組みとすることで、夕方時間帯の受け入れに対応可能であると判断した（判断時期は令和2年度頃）。 【設計・運用上の工夫内容】 ・利用可能な時間帯について、「短期入所事業所の営業時間内」に加え、「生活介護事業所の運営規程上の営業時間外（早朝・夕方以降）」も対象とした。 ・事業所の登録要件について、「短期入所事業所」に加え、「市内の生活介護事業所」も登録対象に含めた。 ・日中一時支援事業の実施要件について、生活介護事業所については、生活介護の人員配置基準より緩和した基準を設定し、「利用者6人につき1人以上とし6人を超えるごとに1人を追加配置する」とした。 ・生活介護事業所における同一敷地内での日中一時支援事業の利用に加えて、個別給付サービス利用後に日中一時支援事業を実施する短期入所事業所へ移動し、夕方の時間帯を過ごす利用形態もみられる。食事提供加算や入浴加算があることから、事業所内で夕食をとり、入浴を行うケースがみられる。こうした短期入所事業所における夕方時間帯の利用は、放課後等デイサービスを利用した後の障害児が多い印象である。

ヒアリング項目	ヒアリング調査結果
夕方の時間帯における工夫	【工夫の結果】 生活介護事業所での同一敷地内利用を可能とした後、夕方支援に対するニーズは一層高まっている。夕方支援の解決策として仕組みを提示したものの、現時点で営業時間外に日中一時支援事業を実施している生活介護事業所は4事業所にとどまっており、夕方支援に対する利用者ニーズは依然として残っている。
課題	【運用上の課題】 - 事業所においては、夕方の時間帯に対応する職員の確保が課題となっている。時間外勤務としての取り扱いの可否や、新たに人員を確保すべきかなど、検討すべき項目が多い状況である。 【強度行動障害の状態にある者の受け入れにおける課題】 - 強度行動障害の状態にある者について、名古屋市では専門的知識を有する支援者を派遣する「名古屋市強度行動障害者支援事業」を実施している。課題については、団体からの要望や、家族・事業所・相談支援事業所を対象に実施した令和6年度の強度行動障害に関するニーズ調査を通じて把握している。サービス提供を断られるケースが多いとの声が多数寄せられており、今後の対策について検討を進めている。 【医療的ケアを必要とする者の受け入れにおける課題】 - 医療的ケアを必要とする者の受け入れに対応しているのは、医療機関が運営する数か所の短期入所事業所であり、特に医療的ケアを中心に受け入れている事業所は実質1か所のみである。医療従事者の確保が大きな課題であり、送迎時に医療職を同行する場合には単価の問題が生じる。 - 制度上は高い加算を設定しているものの、日中一時支援事業の中で相対的に高いだけで、他サービスとの比較では検討の余地がある。当事者団体や保護者会からは、医療的ケアを必要とする者を受け入れられる短期入所事業所の確保を求める要望が寄せられている。

図表 191 自治体ヒアリング調査結果（藤沢市）

ヒアリング項目	ヒアリング調査結果
日中一時支援事業の基本情報	【主管部署・人員体制】 - 日中一時支援事業の主管部署は、藤沢市福祉部障がい者支援課である。 - 日中一時支援事業に関わる人員は障がい者支援課の2名であり、事業所の立ち上げ時の登録、事業所の内容変更申請の受理、毎月の請求審査等を担当している。 【障害福祉計画における日中一時支援事業の位置づけ】 『ふじさわ障がい者プラン 2026（中間見直し）』p.87 では、「＜見込み量の考え方＞ 日中一時支援事業は、これまでの実績を踏まえたうえで、障がい者を介護する家族のレスパイトや夫婦共働きのような就労環境による利用ニーズが高まっていることなどを考慮し、サービス量を見込みました。＜今後の方策＞ 事業内容の見直しの行い、利用ニーズの高い夕方の時間帯について、事業の拡大を図ります。」と明記されている。

ヒアリング項目	ヒアリング調査結果
日中一時支援事業の基本情報	・計画のとおり、日中一時支援事業に対する利用ニーズ増加を踏まえ、第7期（令和6年度～8年度）の見込み量は増量されている。藤沢市では、夕方時間帯の需要に対応するため、夕方加算を新たに設定して事業拡大を進めている。 【個別給付サービスとの関係性】 ・生活介護等の個別給付サービスを優先利用するよう利用者に案内しており、日中一時支援事業は「個別給付サービスを利用できない場合の補完的な事業」として位置づけている。 ・個別給付サービスの利用形態・利用者の年齢に応じ、日中一時支援事業の利用者は以下の3種型に区分している。 ・サービス併用型：生活介護等の個別給付サービスを併用 ・通所型：日中一時支援事業のみを利用 ・放課後利用型：18歳未満の障害児が利用
日中一時支援事業の設計・運用	【利用日数の運用】 ・利用日数については、1か月あたり230時間、1日あたり10時間を上限として設定している。ただし、個別給付サービスを併用する場合は、1日の過ごし方や月間の利用状況を確認したうえで支給時間を決定しているため、全利用者に一律で230時間を付与しているわけではない。 【送迎加算の運用】 ・送迎加算は設けているが、「通所型」の利用者は他の個別給付サービスを利用していないため、送迎を行わない事業所を利用する場合には交通費を支給している。 ・送迎加算の対象は、日中一時支援事業所と自宅間の送迎に限られており、自宅以外からの送迎や事業所間の移動は対象外としている。
夕方の時間帯における工夫	【夕方の支援に取り組んだ背景】 ・夕方時間帯のニーズについては、障害福祉計画改定のアンケート調査、各会議に参加する利用者や各団体から寄せられる意見等を通じ、以前から把握していた。このため、令和6年10月以前から「夕方支援型」という類型を設け、日中サービス終了後の夕方の時間帯に対応していた。 ・令和6年10月の藤沢市における日中一時支援事業改定後は、夕方加算を新設し、夕方時間帯の受け皿となる事業所の拡大を図っている。加算の導入の検討は令和4年頃に開始され、夕方時間帯に対応可能な事業者が不足していたことが発端であった。 ・また、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、生活介護の報酬体系が見直されたことで、従来は早朝時間帯に通所できていた利用者が通所できなくなる事業所が生じることが想定された。そのため、日中一時支援事業で補完する必要があると判断し、早朝加算も新設し、早朝の受け皿も確保した。加算設定にあたっては、過去の利用実態を踏まえて見込み量を算定し、必要な予算を確保したうえで実施している。 【設計・運用上の工夫内容】 ・夕方加算は15時から19時の時間帯を対象としているが、特に17時から19時の遅い時間帯での実施を求める声が多い。そのため、2時間以上の支援（＝17時以降も対応）には加算額を高め設定している。

ヒアリング項目	ヒアリング調査結果
夕方の時間帯における工夫	・加算の新設に加え、報酬体系を「時間制」へ移行したことも事業所確保のための工夫である。従来、日中一時支援事業では、利用単位は2時間以下・2時間～5時間利用のように幅広い時間単位としていたが、これを30分ごとの時間単位へ変更し、併せて利用上限も〇〇回／月 から 〇〇時間／月 と変更し、より現実的な報酬体系とした。時間に応じて報酬が算定されるため、事業所は自らの体制に合わせて早朝や夕方に無理な対応できるようになり、利用者の利便性向上と事業所確保の両立を図る設計となっている。 【工夫の結果】 ・令和6年9月の利用者数は148名、利用時間は3,480時間であったが、日中一時支援事業改定後の令和7年11月では、利用者数221名、1か月当たりの利用時間6,408時間と、大幅に増加している。新たな事業所が開設されるたびに利用者が増加しており、各事業所はいずれも定員をおおむね満たす利用状況であることから、依然として需要に対し供給が不足していると考えられる。
課題	【運用上の課題】 ・日中一時支援事業の事業所要件は、一定の広さを有すること、5人以上の利用者に対応できること、一定の人員基準を満たすことなど、比較的基本的な内容にとどまっている。そのため、医療的ケアへの対応など、事業所によって提供可能な支援内容に大きなばらつきがあることが課題であると考えている。

図表 192 自治体ヒアリング調査結果（白河市）

ヒアリング項目	ヒアリング調査結果
日中一時支援事業の基本情報	【主管部署・人員体制】 ・日中一時支援事業の主管部署は、白河市保健福祉部社会福祉課障がい福祉係である。 ・日中一時支援事業に関わる人員は障がい福祉係の職員1名であり、事業所登録、利用証発行等の手続き、更新業務等を担当している。 【障害福祉計画における日中一時支援事業の位置づけ】 ・『第4次白河市障がい者計画・第7期白河市障がい福祉計画・第3期白河市障がい児福祉計画』p.54では、日中一時支援事業を「在宅の障がいのある方等の日中（宿泊は伴わない。）における活動や見守りの場を提供することにより、障がいのある方等を日常的に介護している家族等の就労や一時的休息を図ることを目的とした事業」と位置付けている。 ・また、同計画では「現行の実施事業所の提供体制の確保並びに提供量の拡大を促進します」と記載しており、需要に応じた供給確保を目指している。 【個別給付サービスとの関係性】 ・令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により時間単位での精算が可能になったことを踏まえ、日中一時支援事業との重複精算を避けるべく、『白河市日中一時支援ガイドライン（令和7年4月版）』p.1において「障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス又は介護保険法に規定する介護保険サービスにおいて利用できる場合、当該サービスを優先する。」と優先関係を定めている。

ヒアリング項目	ヒアリング調査結果																																						
日中一時支援事業の 設計・運用	【報酬単価における設計上の工夫】 - 基本報酬は障害支援区分※に応じて単価が異なる設計としており、支援区分の高い利用者については高めの報酬を設定している。これは、支援ニーズの高い利用者を受け入れやすい環境を整えることを目的としている。 ※支援区分未取得の場合は区分1での請求とする 図表 193 白河市の日中一時支援事業の基本報酬 <table><tr><th></th><th>区分</th><th>障害支援区分等</th><th>1時間まで</th><th>1時間を超え 4時間まで</th><th>4時間を超え 8時間まで</th><th>8時間を超え</th></tr><tr><td rowspan="5">基本報酬</td><td>区分1</td><td>障害児支援区分1と障害支援区分1と障害支援区分未取得の者</td><td>710円</td><td>1,270円</td><td>2,540円</td><td>3,810円</td></tr><tr><td>区分2</td><td>障害児支援区分2と障害支援区分2の者</td><td>710円</td><td>1,530円</td><td>3,070円</td><td>4,610円</td></tr><tr><td>区分3</td><td>障害児支援区分3と障害支援区分3、4、5及び6の者</td><td>710円</td><td>1,960円</td><td>3,920円</td><td>5,880円</td></tr><tr><td colspan="2">同一敷地内で連続利用の場合</td><td>1時間まで</td><td>1時間を超え 2時間まで</td><td>2時間を超え 3時間まで</td><td>3時間を超え 4時間まで</td></tr><tr><td colspan="2">4時間を超える場合、1時間を増す毎に310円増</td><td>610円</td><td>920円</td><td>1,230円</td><td>1,540円</td></tr></table> 【医療連携体制加算と医療的ケア対応支援加算】 - 医療連携体制加算：「看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）が、障害支援区分3に該当し、かつ医療的ケアを必要とする対象者にサービス提供した場合に算定可能」である。 1日1時間まで：1,280円 1時間超：2,500円 - 医療的ケア対応支援加算：「医療行為を必要な者にサービスを提供する場合に算定可能」であり、1日1,200円が加算される。 - 両加算は重複算定が可能であり、医療的ケアを必要とする者の受入れ体制強化を目的としている。 【送迎加算の運用】 - 送迎加算について、送迎場所の詳細な記載は求めておらず、自宅以外の場所への送迎や事業所間移動など、柔軟な運用を認めている。 - 移動支援との併用については、原則として通所・通学での利用は認められないが、公共交通機関の利用が困難な場合、家族の協力が得られない場合、障害特性等による移動困難がある場合など、個別に状況を確認したうえで例外的に認めている。 【近隣地域の西白河郡との連携】 - 生活圏が重複している近隣地域の西白河郡（西郷村・泉崎村・中島村・矢吹町）と報酬体系や加算の運用方法を共有することで、利用者にとって利用しやすい環境を整えるとともに、事業所が請求しやすい体制に努めている。		区分	障害支援区分等	1時間まで	1時間を超え 4時間まで	4時間を超え 8時間まで	8時間を超え	基本報酬	区分1	障害児支援区分1と障害支援区分1と障害支援区分未取得の者	710円	1,270円	2,540円	3,810円	区分2	障害児支援区分2と障害支援区分2の者	710円	1,530円	3,070円	4,610円	区分3	障害児支援区分3と障害支援区分3、4、5及び6の者	710円	1,960円	3,920円	5,880円	同一敷地内で連続利用の場合		1時間まで	1時間を超え 2時間まで	2時間を超え 3時間まで	3時間を超え 4時間まで	4時間を超える場合、1時間を増す毎に310円増		610円	920円	1,230円	1,540円
	区分	障害支援区分等	1時間まで	1時間を超え 4時間まで	4時間を超え 8時間まで	8時間を超え																																	
基本報酬	区分1	障害児支援区分1と障害支援区分1と障害支援区分未取得の者	710円	1,270円	2,540円	3,810円																																	
	区分2	障害児支援区分2と障害支援区分2の者	710円	1,530円	3,070円	4,610円																																	
	区分3	障害児支援区分3と障害支援区分3、4、5及び6の者	710円	1,960円	3,920円	5,880円																																	
	同一敷地内で連続利用の場合		1時間まで	1時間を超え 2時間まで	2時間を超え 3時間まで	3時間を超え 4時間まで																																	
	4時間を超える場合、1時間を増す毎に310円増		610円	920円	1,230円	1,540円																																	

ヒアリング項目	ヒアリング調査結果																				
夕方時間帯における工夫	【夕方の支援に取り組んだ背景】 - 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえ、個別給付サービスで評価できない時間帯について日中一時支援事業で請求可能とするため、令和7年度に制度改定を行った。 - 個別給付サービスの延長支援加算では対応できない利用時間が存在することは、事業所相談員からの報告や、定期的な事業所モニタリングを通じて把握していた。 【設計・運用上の工夫内容】 - 個別給付サービスの事業所が、サービス前後に日中一時支援事業を提供する場合を「同一敷地内での連続利用の場合」と位置づけ、別途基本報酬単価を設定した。個別給付サービスごとに、日中一時支援事業を算定できる時間帯及び条件を定めている。 図表 194 白河市の日中一時支援事業の提供可能時間帯（障害福祉サービスの同一敷地内での連続利用の場合） 例1) 障害福祉サービス事業所（生活介護等）の前後に日中一時支援を利用する場合 <table><tr><td>9:00</td><td>16:00</td></tr><tr><td>日中一時 算定可能</td><td>営業時間 (日中一時支援の算定不可)</td><td>日中一時 算定可能</td></tr></table> 各事業所における営業時間外で、かつ、9：00～16：00の時間帯を除く時間のみ算定可。 図表 195 白河市の日中一時支援事業の提供可能時間帯（放課後等デイサービスの同一敷地内での連続利用の場合） 例2) 【授業終了後】放課後等デイサービスの前後に日中一時支援を利用する場合 <table><tr><td>13:00</td><td>18:00</td></tr><tr><td>日中一時 算定可能</td><td>営業時間 (日中一時支援の算定不可)</td><td>日中一時 算定可能</td></tr></table> 各事業所における営業時間外で、かつ、13：00～18：00の時間帯を除く時間のみ算定可。 【授業終了後】においては、放課後等デイサービスは<u>5時間</u>（実利用時間）のサービス提供をした後、日中一時支援事業の算定可。 例3) 【学校休業日】放課後等デイサービスの前後に日中一時支援を利用する場合 <table><tr><td>9:00</td><td>18:00</td></tr><tr><td>日中一時 算定可能</td><td>営業時間 (日中一時支援の算定不可)</td><td>日中一時 算定可能</td></tr></table> 各事業所における営業時間外で、かつ、9：00～18：00の時間帯を除く時間のみ算定可。 【学校休業日】においては、放課後等デイサービスは<u>7時間</u>（実利用時間）のサービス提供をした後、日中一時支援事業の算定可。 図表 196 白河市の日中一時支援事業の提供可能時間帯（児童発達支援の同一敷地内での連続利用の場合） 例4) 児童発達支援の前後に日中一時支援を利用する場合 <table><tr><td>8:30</td><td>17:30</td></tr><tr><td>日中一時 算定可能</td><td>営業時間 (日中一時支援の算定不可)</td><td>日中一時 算定可能</td></tr></table> 各事業所における営業時間外で、かつ、8：30～17：30の時間帯を除く時間のみ算定可。 児童発達支援は<u>7時間</u>（実利用時間）のサービス提供をした後、日中一時支援事業の算定可。	9:00	16:00	日中一時 算定可能	営業時間 (日中一時支援の算定不可)	日中一時 算定可能	13:00	18:00	日中一時 算定可能	営業時間 (日中一時支援の算定不可)	日中一時 算定可能	9:00	18:00	日中一時 算定可能	営業時間 (日中一時支援の算定不可)	日中一時 算定可能	8:30	17:30	日中一時 算定可能	営業時間 (日中一時支援の算定不可)	日中一時 算定可能
9:00	16:00																				
日中一時 算定可能	営業時間 (日中一時支援の算定不可)	日中一時 算定可能																			
13:00	18:00																				
日中一時 算定可能	営業時間 (日中一時支援の算定不可)	日中一時 算定可能																			
9:00	18:00																				
日中一時 算定可能	営業時間 (日中一時支援の算定不可)	日中一時 算定可能																			
8:30	17:30																				
日中一時 算定可能	営業時間 (日中一時支援の算定不可)	日中一時 算定可能																			

ヒアリング項目	ヒアリング調査結果
夕方の時間帯における工夫	・令和7年4月から早朝・夕方加算を創設し、早朝（8時まで）及び夕方（17時以降）の時間帯について、30分単位で500円の加算を設定した。実際には2時間を超える利用が少ないため、上限内で十分に対応できている。 【工夫の結果】 ・制度改定に伴い、令和6年度末に事業所向けの説明会を実施した。その後、事業所間の情報共有ネットワークの中で、「白河市が日中一時支援事業に力を入れている」といった情報が広まり、新規登録を勧める声も上がっていた。 ・白河市内及び西白河郡内の日中一時支援事業所登録数は、令和7年4月1日時点の19事業所から、令和8年1月現在に27事業所へと8事業所増加した。特に生活介護や放課後等デイサービスを実施している事業所による新規登録が多く、長期休暇での利用を見据えて早期準備が進んだ事業所もあった。 ・令和7年度が開始年度であるため前年度比較は難しいものの、令和7年12月末時点での実績として、 ・日中一時支援事業利用者：65名 ・夕方加算：951件 ・早朝加算：179件 と、夕方支援に対する高いニーズが伺える。
課題	【医療的ケアを必要とする者の受け入れにおける課題】 ・医療的ケアを必要とする者を受け入れ可能な事業所が非常に限られている。令和8年1月時点では、圏域に医療的ケアを必要とする者（児）が利用している事業所が5か所あるものの、医療的ケア対応支援加算を算定している事業所は2か所、看護師配置など医療連携体制加算の算定をしている事業所は1か所にとどまっている。 【特別支援学校等の卒業後、障害者になった若者の居場所確保における課題】 ・学校卒業後は生活介護の利用が中心となるが、生活介護事業所の営業時間が短い場合、夕方時間帯の居場所が確保できない実態がある。こうした状況においては、日中一時支援事業の利用を検討していただきたいと考えている。

図表 197 自治体ヒアリング調査結果（千代田区）

ヒアリング項目	ヒアリング調査結果
地域活動支援センター事業の基本情報	【主管部署・人員体制】 ・地域活動支援センター事業の主管部署は、千代田区役所 保健福祉部 障害者福祉課である。 ・地域活動支援センター事業に関わる区の人員体制は、障害者福祉課 施設・就労支援担当3名である。 なお、事業の運営自体は指定管理者が行っているため、区としては施設及び指定管理者の管理を担当している。 【事業所】 ・令和8年3月現在、区内の地域活動支援センターは1か所で、指定管理で運営している。

ヒアリング項目	ヒアリング調査結果
日中一時支援事業の基本情報	【主管部署・人員体制】 - 千代田区内で日中一時支援事業を実施している事業所は、区立の地域活動支援センター1か所であるため、地域活動支援センターを担当する障害者福祉課施設・就労支援担当が日中一時支援事業の管理も兼任している。 【障害福祉計画における日中一時支援事業の位置づけ】 - 千代田区障害福祉プラン（令和6年3月策定）において、日中一時支援事業を「障害をお持ちの方について、余暇活動の充実や生活力向上などを目的とした事業を実施するとともに、障害のある方の家族のレスパイト（休息）を目的とした事業」と位置付けている。 【個別給付サービスとの関係性】 - 生活介護や短期入所などの個別給付サービスとの優先関係は設けておらず、利用者のニーズと事業所の状況に応じて柔軟に運用している。
日中一時支援事業による夕方支援の開始・運用	【夕方の支援に取り組んだ背景】 - 夕方の時間帯に関する要望が区に直接寄せられていた。 - 特別支援学校等の卒業後は日々利用する障害福祉サービスが15時台に終了し、保護者の就労継続が困難になる現状が保護者から指摘された。区内に特別支援学校がないため、多くの生徒は遠距離通学をしており、スクールバス利用によって登下校を含む学校での滞在が長時間に及んでいた。そのため、長時間の預かりに慣れていた家庭が多いが、卒業後、例えば就労継続支援B型へ移行すると概ね16時頃の帰宅となることから、従来の生活リズムを維持することが困難になる。こうした状況を踏まえ、学校卒業後の夕方時間帯における放課後等デイサービスに代わるサービスを提供できないか、地域活動支援センターに働きかけた。 - 地域活動支援センターにて利用者のニーズを確認したところ、現場からも同様の要望が確認されたため、平成29年度に夕方時間帯の受け皿となる日中一時支援事業を試行した。1年間の試行を経て、平成30年4月1日より本格実施に移行した。本格開始後には車両による送迎の要望が寄せられたため、平成30年度に帰りの送迎の試行を行い、平成31年度から本格運行を開始した。 【区としての対応事項】 - 指定管理者制度の性質上、民間のノウハウを活用するという視点があるため、地域活動支援センターを運営する民間事業者からの事業運営の提案を受けつつ、その妥当性や区民ニーズを反映しているかについて区が判断している。 - 日中一時支援事業は、指定管理料の範囲内で対応可能であったため、追加の予算措置は行わなかった。 【取り組んだ結果】 - 日中一時支援事業（スマイルちよだ）の開始後、「就労を継続できた」「残業が可能となり業務に支障が出なくなった」といった声が寄せられている。

ヒアリング項目	ヒアリング調査結果
課題	【運用上の課題】 ・区内の日中一時支援事業の実施拠点は地域活動支援センター 1 か所のみであることが課題と感じている。障害種別の異なる方が利用する中で実施拠点が 1 か所のみそのまま利用者数が増加していくと、利用者・事業所の双方に負担が大きくなることが懸念されるため。 【医療的ケアを必要とする者の受け入れにおける課題】 ・医療的ケアを必要とする方の利用希望があることを把握しており、対応に必要な専門職員の確保が課題となっている。

② 事業所向けヒアリング調査

事業所に対するヒアリング調査は図表 198～図表 199 のとおりである。

図表 198 日中一時支援事業所ヒアリング調査結果（障害者支援施設どうかん）

ヒアリング項目	ヒアリング調査結果
事業所の基本情報	【事業所の概要】 ・事業所名：障害者支援施設どうかん ・運営主体（法人名）：社会福祉法人ささの会 ・開所時期：平成 17 年 4 月 【事業所の提供サービス】 ・24 時間 365 日運営している入所施設として、施設入所支援事業（定員 50 名）、生活介護事業（定員 60 名）、短期入所事業（定員 10 名）、日中一時支援事業を提供している。
日中一時支援事業の基本情報	【提供体制】 ・利用申請の受付等に対応する窓口のスタッフが 1 名おり、日中一時支援事業の提供は当時間帯に在籍している施設のスタッフが兼任で対応している。 ・日中一時支援事業の利用申請により事前に利用予定を把握しているため、利用者の特性を考慮しつつ、体制及びスタッフのシフトを組んでいる。仮に強度行動障害の状態にある利用者等からの利用申請があった場合、マンツーマンでの対応が必要になるため、それを考慮して追加の人員を配置している。 ・短期入所の体制届けでは、9 時から 16 時まで非常勤職員を厚めに配置し、利用者 1 人につき 1.5 人の職員体制で申請している。そのため、日中の職員配置には一定の余裕があり、日中一時支援事業も含めた対応が可能となっている。強度行動障害の状態にある利用者の対応をする際には残業申請をする必要があるが、それ以外は既存の体制で対応可能であり、現時点では採算面で大きな問題は生じていない。 【サービス提供内容】 ・利用形態に応じて「とまと」と「ゆず」の 2 種類のサービスに区分している。利用者数はおおむね同程度であるが、令和 8 年 2 月時点では「とまと」の利用がやや多い状況である。

ヒアリング項目	ヒアリング調査結果
日中一時支援事業の基本情報	・「とまと」は、別事業所で生活介護や就労継続支援B型を利用した後、月・火・金に当事業所で夕方の時間を過ごす場合のサービスである。利用者数は週あたり約5～6人である。当事業所でも生活介護を実施しているが、施設に入所している利用者がほとんどであるため、当事業所の生活介護利用者が日中一時支援事業を利用するケースはない。 ・「ゆず」は、日中一時支援事業単独で利用する場合のサービスである。 【サービスの対象要件】 ・日中一時支援事業において利用対象者の要件は特に定めていない。支援を必要とする程度が高く、事業所になじみにくい場合や人員配置が及ばず必要な支援を提供できない場合などはお断りすることもあるが、基本的には要望があれば受け入れることを前提に対応している。 ・居住市町村関係なく受け入れている。少し前までは日中一時支援事業を実施していない市町村もあったため、日中一時支援事業を利用できない事例もあったが、現在は近隣市町村ではほとんど実施済みである。どうかんや利用者から、市町村に働きかけるようなこともあった。 ・サービスの提供時間帯についても特段定めはなく、利用者からの要望があり、事業所に対応できる状況であれば基本対応している。 【送迎サービスの提供有無】 ・「とまと」の利用者については利用前後の送迎を提供している。「とまと」の利用者の場合、車で約5分距離の近隣の通所施設からの利用者であるため、通所施設利用後、当事業所までの送迎と、日中一時支援事業利用後、当事業所から自宅までの送迎を提供している。送迎に関わる人員は運転手1名、添乗員1名である。 ・「とまと」の場合、基本的にさいたま市岩槻区内の利用者であるため、送迎サービスを提供できているが、「ゆず」の場合、様々な地域からの利用者があるため、送迎に時間がかかり、対応する職員を確保することが難しいため、送迎サービスを提供していない状況である。
日中一時支援事業の利用状況	【利用者の利用目的】 ・時間帯としては、午前の9～10時から午後4時までの利用が最も多い。 ・利用目的としては、①短期入所や施設入所のための体験及び練習、②保護者の就労、③冠婚葬祭などの緊急預かりの3点が多くを占めている。一方、土日利用は余暇活動としての色合いが強く、平日に働いている利用者が土日の余暇活動に参加するために日中一時支援事業を活用するケースがある。 ・短期入所や施設入所に向けた体験・練習として日帰りの日中一時支援を利用する点については、事業所側としても双方の理解を深める手段として活用している。入所者にとって当施設は生活の場であり、知らない人がいきなり宿泊することは大きな負担となる。そのため、いきなり短期入所や入所へ移行するのではなく、まずは日中一時支援事業の利用を通じて様子を把握したうえで、最終的な短期入所や入所のニーズに対応している。

ヒアリング項目	ヒアリング調査結果
日中一時支援事業を用いた夕方の時間帯への対応	【夕方の支援に取り組んだ背景】 ・当事業所は岩槻区（旧岩槻市）の手をつなぐ育成会に在籍する障害児・者の保護者により平成 17 年 4 月に設立し、その翌年・翌々年に日中一時支援事業を開始している。日中一時支援事業を開始した背景として、入所は希望しないものの夕方の時間帯のみ利用したいという保護者からの要望が多く寄せられていたことが挙げられる。こうした状況を受け、岩槻区へ説明を行ったうえで、夕方時間帯の日中一時支援事業を開始した経緯がある。 【夕方の支援に対するニーズ】 ・「とまと」の利用者については、保護者の就労を目的として夕方の時間帯の利用ニーズが高い。加えて、家庭での入浴や夕食の時間帯まで預かってほしいという要望も多く寄せられている。当事業所では入浴支援も実施しているため、利用者が腰を痛めた際などに、入浴まで支援してほしいという依頼が生じることもある。 【利用者の年齢層】 ・利用者の年齢層は 30 歳以上が中心であり、若年層の利用は限定的である。通所施設が増えていることにより、入所施設に頼らずに済む環境が広がっている可能性がある。 【利用実績の推移】 ・日中一時支援事業の実績としては、令和 6 年度の延べ利用者数は 296 人日、令和 7 年度（4 月から 12 月まで）の延べ利用者数は 371 人日である。コロナ禍以前は 857 人日前後の利用があったが、コロナ禍を機に利用が減少した。
課題	【強度行動障害の状態にある者の受け入れにおける課題】 ・人員体制を拡充することで受け入れはできているが、職員が強度行動障害に関する専門的知識・技術を習得する機会がないことから、対応に課題を抱えている。また、他害・自傷行為がみられる利用者については、受け入れに困難を伴った事例が存在する。 【医療的ケアを必要とする者の受け入れにおける課題】 ・医療的ケアを必要とする利用者への対応は現状追いついていない。看護師は日勤帯性で、常勤換算で 2.8 名配置されているものの、通院同行などの業務で多忙であり、医療的ケアへの対応が困難な状況である。設備や体制が整っていないことから、医療的ケアを必要とする利用者の受け入れは多くの場合お断りしている。ただし、喀痰吸引を 1 回行う程度であれば対応可能と考えている。 【日中一時支援事業の契約手続きの複雑さ】 ・日中一時支援事業を提供するには、当事業所と自治体との契約が必要である。契約のない自治体に居住する利用希望者がいた場合には新たに契約を締結するが、その手続きが煩雑であるとの声が事務職員から上がっている。事務手続きの負担が軽減できれば、より多様なニーズに対応できる可能性があると考えている。

図表 199 地域活動支援センターヒアリング調査結果（千代田区立障害者福祉センターえみふる）

ヒアリング項目	ヒアリング調査結果
事業所の基本情報	【事業所の概要】 ・事業所名：千代田区立障害者福祉センターえみふる ・運営主体（指定管理者）：社会福祉法人武蔵野会 ・設置者：千代田区 ・設立年月日：平成 22 年 1 月 1 日 【事業所の提供サービス】 ・知的・身体・精神の障害を対象とした福祉サービスを一元化した施設であり、令和 8 年 2 月現在、以下のサービスを提供している。 ・通所支援：生活介護事業、日中一時支援事業、リハビリサービス、療育サービス、ぷらっと御茶ノ水 ・相談支援：基幹型相談支援事業、特定相談支援事業（計画相談） ・居住支援：グループホーム、短期入所 ・地域貢献：講習会・公開講座、団体利用（会場貸出）、ボランティア事業、企業・大学との連携 ・サービスごとに利用者の年齢層が異なるため、幅広い年齢層のニーズを把握し活動に取り組んでいる。地域活動支援センターの場合、高齢の利用者が多い一方、日中一時支援や短期入所は若者層が多い。 ・短期入所と日中一時支援を併用する利用者もあり、別日でそれぞれのサービスを利用する場合や、16 時半～18 時半は日中一時支援事業を利用し、その後の時間帯は短期入所に移る場合もある。 ・相談支援事業は、就労継続支援利用者（スマイルちよだの利用者）の相談を支援することが多いため、重なる。 【提供体制】 ・当事業所は 36 名のスタッフで運営しており、常勤 20 名、有期雇用 6 名、派遣 10 名を配置している。 ・各サービスの提供体制としては、相談支援は専任体制であり、地域活動支援センター、生活介護、短期入所、グループホームは兼任体制である。特に生活介護・短期入所・グループホームは基本的にローテーション勤務であり、夜間はグループホームと短期入所、日中は生活介護を担当する。
地域活動支援センターの基本情報	・実施類型：基礎的事業と機能強化事業Ⅰ型の地域活動支援センター ・対象者：障害のある人とその家族及び介護者、並びに区民であれば利用できる。 ・提供時間帯：平日は 9 時から 21 時、土日祝日は 9 時から 17 時に開館し、第 2 土曜日と年末年始に休館している。
日中一時支援事業の基本情報	【提供体制】 ・地域活動支援センター事業の一環として日中一時支援事業（スマイルちよだ）を実施しており、利用者の中には生活介護の利用者も含まれているため、地域活動支援センター職員と生活介護職員が連携して支援を行っている。また、生活介護の利用者が日中一時支援事業を利用する際には、生活介護を担当している職員が兼任している。 ・支援体制としては、1 日の定員 10 名に対し、4～5 名の支援員を配置している。

ヒアリング項目	ヒアリング調査結果
日中一時支援事業の基本情報	【サービスの提供内容】 ・現在実施している日中一時支援事業（スマイルちよだ）では、利用者の属性によって2種類のプログラムを提供している。「動的プログラム」では、主に他事業所で就労継続支援 B 型を利用した後に当事業所へ移動し、夕方の時間帯を過ごす場合のサービスである。一方、「静的プログラム」は、当事業所の生活介護の利用者が、日中から夕方まで時間を過ごす場合のサービスである。 ・令和6年度までは利用者の属性による区分けは行わず、同一の場所で同一の活動プログラムを提供していた。しかし、就労継続支援 B 型の利用者は比較的活動量が多い一方、生活介護の利用者は重度障害者や車いすの利用者が多く、途中で排泄介助が必要となるため、令和7年度以降は各利用者に提供する活動プログラムを分けている。活動内容としては、「動的プログラム」の場合、レクリエーション・余暇活動を主体とし、講師プログラムや体を動かす活動、絵画などを提供している。一方、「静的プログラム」の場合は、預かりの側面が強く、利用者がリラックスして楽しめる動画鑑賞などの活動を提供している。 【送迎サービスの提供有無】 ・事業を運営するなかで、スマイルちよだの利用者から送迎の要望が寄せられたため、就労継続支援 B 型事業所から当事業所への移動と、当事業所から自宅等への帰りの送迎も提供するようになった。運用としては、15 時以降生活介護利用者の帰宅送迎に対応した後、その車両を就労継続支援事業所へ向かわせ、スマイルちよだの利用者を当事業所まで送迎している。また、18 時にスマイルちよだが終了した後も、帰りの送迎を提供している。 ・送迎は外部に委託している。従来、生活介護の送迎のみ委託していたものの、スマイルちよだの送迎も追加で対応いただくこととした。結果として、16～17 時に送迎対応を終了した生活介護の車両を 19 時までスマイルちよだの送迎に活用できるようになった。
日中一時支援事業の利用状況	【利用者の利用目的】 ・日中一時支援事業（スマイルちよだ）は在宅の障害者を対象としており、利用者の年齢層としてはほとんど 20～30 代である。利用者の約 8 割は保護者の就労を理由に申し込む方が多くいるが、それ以外では、活動プログラムが充実していることから利用するという方もいる。 ・スマイルちよだでは、時間を有意義に使いたいというニーズもあり、活動内容の充実を希望する利用者もあり、保護者の期待も高い。当初、事業所側では、預かり中心のサービスを想定していたが、成人向けの放課後等デイサービスへの要望から事業を開始した経緯もあり、単なる滞在ではなく、活動性の高いプログラムを求める要望もある。 【利用要望の高い時間帯】 ・スマイルちよだは、16 時半から 18 時の時間帯の利用ニーズが高い。20 時までの利用を求める声が寄せられることもあり、18 時の送迎時点で保護者が在宅できない場合には、2 階にあるグループホーム・短期入所のスペースを利用し、21 時まで預かり対応を行うこともある。

ヒアリング項目	ヒアリング調査結果
日中一時支援事業の利用状況	【利用頻度】 ・利用回数に制限は設けていないが、利用定員を上回る申し込みがあった際には抽選で利用者を決定している。 【利用実績の推移】 ・開始当初は利用希望者が2～3名程度であったが、現在では定期的な利用者が約30名にまで増加している。毎年、特別支援学校の卒業生が一定数おり、卒業生のほかに新規利用者も含め年間平均2～3名ずつ増加している。年間延べ利用者数は令和6年度で2,072名となり、令和5年度と比較して304名の増加となっている。 ・利用者増加の背景には認知度の向上や普及活動があり、事業開始当初、就労継続支援B型の利用者からの申し込みが徐々に増加していることを鑑み、就労継続支援B型事業所を訪問してサービスを案内する普及活動を行った。その結果、利用者が増加し、試行時は定員5名・職員2名であった事業が、現在は定員10名・職員5名規模の事業となっている。
日中一時支援事業を用いた夕方の時間帯への対応	【夕方の支援に取り組んだ背景】 ・当事業所に対し、保護者からの要望があったことと同時に、千代田区からも同様の相談があったことから、当初は大人版の放課後等デイサービスとして日中一時支援事業を開始した経緯がある。 ・平成29年度に日中一時支援事業を試行し、1年間の試行を経て、平成30年4月1日より本格開始した。本格開始後には送迎の要望が寄せられたため、平成30年度に帰りの送迎の試行を行い、平成31年度から本格運行を開始している。 【施行期間中に把握した利用者のニーズ】 ①提供時間帯 ・試行開始時には土曜日の実施を望む要望が寄せられたことから、試行前半の半年は週2日（月曜と木曜）で運営し、後半の半年は週2日（土曜と平日）体制とすることで、実際の利用ニーズを確認した。 ・土曜日に実施する場合、10時から15時までの長時間対応が求められるが、利用希望者が少なかったことから、土日は実施せず、平日週5日の提供に切り替えた。 ②送迎サービス ・試行段階での検討会において、送迎サービスを求める意見が出された。その要望に対応するには、生活介護の送迎委託業者と協議し、時間延長や車両追加などを調整する必要があった。調整の結果、日中一時支援事業においても送迎サービスを提供することができるようになった。 ・車両運行を開始した平成30年度当初は、生活介護の送迎に支障が出ないように、帰りの送迎のみ実施していた。1～2年後には事業所までの送迎を求める要望が寄せられ、送迎ポイントを設定すると対応可能であると委託業者と調整ができたため、利用前後の送迎を実現できた。 【夕方の支援に取り組む中での工夫点】 ・夕方の時間帯までサービスを提供するため、人員配置の工夫を行った。～具体的には、スタッフごとに出勤・退勤時間を30分～1時間程度前後させることで、朝の受け入れは他事業の職員にも協力を得つつ、プログラム開始時から18時までの間は必要な職員が揃う体制とした。

ヒアリング項目	ヒアリング調査結果
課題	【強度行動障害の状態にある者など密な支援が必要な利用者の受け入れにおける課題】 ・密な支援が必要な利用者を多く受け入れた場合、支援員の配置を調整することが必要になると考えられる。 【医療的ケアを必要とする者の受け入れにおける課題】 ・生活介護に配置されている看護職員以外に新たな看護職員を確保することが困難となっている。 【障害児への対応】 ・障害児向けの日中一時支援サービスである「タイムケア」を設けているものの、利用申請はなく、これまで利用実績はない。このサービスを整備したのは、当時、区内の放課後等デイサービスの開所が平日中心であり、土日の居場所が不足しているとの声が障害者福祉課に寄せられたことが契機である。見学や体験の希望はあるものの、18歳以上が主な利用者層である施設の特性から、児童が利用しにくい状況にある。また、児童は同じ場で継続して過ごしたいというニーズが強いことから、現在は区内でも土日の居場所を提供する放課後等デイサービスが増加している。こうしたことから、当施設は放課後等デイサービスや家庭で対応困難なケースが生じた場合の緊急時の受け皿として認識されていると考える。 【定員を超えるニーズの高さ】 ・定員を上回る利用申請が寄せられていることが課題となっており、すべての利用者が公正に利用できるよう調整することに力を入れている。利用申請は前月から受け付けており、半月前には利用者ごとの利用時間帯を確定しているが、利用調整の際、同日に短期入所と日中一時支援の両方を申し込んでいる利用者がいた場合、より多くの利用者に日中一時支援事業を提供できるようにするため、短期入所を利用いただくよう案内している。 ・定員を増やせない理由としては、人員不足よりもスペース不足が主な要因となっている。 【利用者の過度な集中を避ける必要性】 ・福祉サービスを一元的に提供する区内唯一の施設であるがゆえに、利用者が相談しやすい一方で、区民ニーズが集中している。すべての課題やニーズを当事業所のみで解決することが常態化すると、利用人数の増加により質の高いサービス提供が困難になることが懸念される。そのため、当事業所を数あるサービス提供事業所のうちの一つとして選択してもらえよう、相談支援等を通じて利用者個々人に合った最適な区内資源の提案に取り組んでいる。

6. まとめ

本章では、アンケート調査及びヒアリング調査の結果を踏まえ、考察等を事業別にまとめる。

(1) 日中一時支援事業

① 日中一時支援事業の実施状況

自治体アンケートへの調査によると、日中一時支援事業は地域生活支援事業の一つとして約 91.6%の自治体により実施されている（図表 11）。事業費については、事業費総額のうち自治体負担は8割弱であったことから、市町村事業であるがゆえに財政的負担が市町村に集中している状況がうかがえる（図表 30）。一方、利用者の自己負担額が総事業費に占める割合は5%未満であることから、多くの利用者が費用面の負担を気にせずに利用できる仕組みになっていると推察される（図表 30）。

② 利用者の属性

利用者の障害種別については、知的障害を主たる障害¹⁹とする利用者が最も多く、約 54.7%を占めている（図表 26）。この背景について、検討委員会では、知的障害者は一人で時間を過ごすことに困難さを抱え、常に見守りを必要とする場合が他の障害より多い一方、身体障害者や精神障害者の場合には、自ら居場所を見つけて時間を過ごすことができる人が多いため、日中一時支援事業のニーズも知的障害者ほど高くないと考えられるという意見が示された。なお、見守りが必要な精神障害者については、精神科病院への入院やショートステイを利用していることが多く、日中一時支援事業の利用に至るケースは比較的少ないと考えられる。

利用者の年齢については、0～39歳の利用者が約7割を占めている（図表 27）。その背景としては、0～39歳の保護者世代の年齢層が就労世代に該当することが挙げられ、保護者の就労時間中の預け先として日中一時支援事業が選択されている可能性がある。なお、検討委員会では、40歳以上の障害者の場合、グループホームへの入居や障害者支援施設への入所など「親なき後」の生活への移行が進むため、親のレスパイトを目的とした日中一時支援事業への利用ニーズが低下している可能性があるとの意見もあった。

日中一時支援事業所へのアンケート調査では、利用者のうち18～25歳が占める割合について、1割以下と回答した事業所が約57.3%であった。その一方で、18～25歳の割合が半数以上と回答した事業所が約15.1%存在し、一部の事業所に18～25歳の利用者が集中している可能性が考えられる（図表 27、図表 101）。

利用者の障害支援区分については、自治体で障害支援区分を把握していない利用者が最多の約46.6%を占めている。その背景には、日中一時支援事業が自治体を実施主体とする任意事業であり、障害支援区分の確認を必須としていない運用が行われていることが挙げられる。また、障害支援区分に該当しない、または認定を受けていない利用者が次点の約19.8%

¹⁹ 自治体アンケートの間9（図表 26）は、主たる障害を1つだけ選択して回答する設問である。そのため、重複障害のある利用者であっても、集計では主たる障害1つだけが反映されている。

を占めている背景には、0～17歳の障害児は原則として障害支援区分の認定を受けないこと、利用者のうち「0～17歳」の割合が約3割を占めていることが影響していると考えられる（図表 27）。加えて、障害支援区分に該当しない、もしくは認定を受けていない利用者は、障害者支援法の介護給付によるサービスを利用することができないため、日中一時支援事業がそれらのニーズの受け皿となっている可能性も考えられる。

一方、障害支援区分が認定されている利用者については、支援区分が高くなるほど利用者数も増加する傾向が確認された。その背景としては、支援区分が高い障害者ほど見守りの必要が高く、保護者のレスパイトニーズも高いことが考えられる。また、検討委員会では、障害福祉サービス全体において障害支援区分4～6の認定者が多いため、その構成が日中一時支援事業にも反映されている可能性があるとの意見があった。

③ 個別給付サービスとの関係

【事業所の併設状況】

自治体アンケート調査によれば、自治体管内の登録事業所は平均 10.12 事業所であり、そのうち日中一時支援事業のみを実施している事業所は平均 1.81 事業所である（図表 15）。すなわち、約 8 割の事業所は日中一時支援事業単独ではなく、複数の事業を併設している。併設状況を見ると、平均 10.12 事業所のうち、生活介護との併設は平均 3.76 事業所、放課後等デイサービスとの併設は平均 2.45 事業所、就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）との併設は平均 1.62 事業所であった（図表 15）。

日中一時支援事業所へのアンケート調査では、約 6 割の事業所が生活介護と併設し、約 3 割の事業所が放課後等デイサービスまたは就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）と併設していた。一方、相談支援事業との併設は約 2 割、居宅介護との併設は 1 割弱にとどまっていた（図表 94）。このことから、通所系サービスを母体とする事業所が日中一時支援事業を提供しているケースが多いことが読み取れる。検討委員会では、その背景として、利用者が「日中に通所している施設と同一の場所で日中一時支援事業を利用したい」といった馴染みの場所・職員の継続性へのニーズがあること、また、生活介護や放課後等デイサービス等の個別給付サービスの利用後に同一敷地内で日中一時支援事業を提供できれば送迎が不要になることも、併設が進む要因の一つではないかとの意見が示された。

【利用者の併用状況】

自治体へのアンケート調査によれば、日中一時支援事業の利用者のうち、他のサービスも併用している者の数は平均 56.16 人であった。そのうち、生活介護と併用が平均 25.26 人（併用者のうち約 45.0%）、放課後等デイサービスと併用が平均 22.75 人（同約 40.5%）、就労継続支援 B 型と併用が平均 11.67 人（同約 20.8%）であった（図表 61）。併用先として放課後等デイサービスとが多いこと（約 4 割）について、検討委員会では、夏休み等の長期休業期間中に障害児による日中一時支援事業のスポット利用が多い実態があるとの意見が示された。

【自治体が定めている優先関係】

自治体へのアンケート調査では、個別給付サービス（生活介護、放課後等デイサービス、就労継続支援 B 型）との優先関係のルール設定について、約 6 割が「優先関係の定めがない」、約 4 割が「個別給付サービスを優先している」と回答した（図表 58）。優先関係を設けていない背景には、明示的なルールがなくても、利用時間帯・利用目的・報酬体系の違い等によって自然に棲み分けが形成されている実態や、利用時間・利用日数の上限の設定により、制度設計上の必要性が相対的に小さいことなどがあると考えられる。さらに、検討委員会では、財政的負担が過度に増加しない限り、利用者ニーズに沿った柔軟運用を図る観点から、優先関係を設定していない場合もあるとの意見が示された。

一方、自治体が日中一時支援事業を利用可能な目的として定めている内容は、「利用希望時間が生活介護事業所の閉所時間後のとき、居場所として利用する」「利用希望日が生活介護事業所の定休日にあたる時、居場所・活動の場として利用する」「利用希望日が放課後等デイサービス事業所の定休日にあたる時、居場所・活動の場として利用する」「利用希望時間が放課後等デイサービス事業所の閉所時間後のとき、居場所として利用する」が約 5～6 割であった（図表 44～図表 45）。また、該当する利用者の多い利用目的についても、同様の項目が上位に含まれていた（図表 46）。このことから、日中一時支援事業は、生活介護や放課後等デイサービス等の個別給付サービスが利用できない時間帯・日における代替サービスとして位置付けられていると推察され、実態としてもその役割を果たしていると考えられる。

さらに、夕方の時間帯（例：15 時～18 時半）の受け皿として日中一時支援事業が位置づけられているかに関しては、約 69.1%の自治体が「事実上対応している」、約 22.0%が「対応していない」、約 4.5%が「明確に位置付けている」と回答した（図表 80）。夕方の時間帯の受け皿として明確に位置付けていないものの、「事実上対応している」と回答した背景には、上記で把握した、生活介護や放課後等デイサービス等の個別給付サービスの利用時間外に日中一時支援事業が対応している状況があると考えられる。

④ 利用ニーズと事業所の対応状況

【利用時間帯に対するニーズとその対応】

日中一時支援事業所へのアンケート調査では、利用対象者やその家族からの開所要望が約 5 割と比較的高かった時間帯は、平日の「日中（8 時～15 時）」「夕方 1（15～17 時）」「夕方 2（17 時～18 時）」と、土日の「日中（8 時～15 時）」であった（図表 108～図表 110）。開所要望のあった時間帯とサービス提供時間帯のクロス集計を行い、要望がありながらサービスを提供していない割合を把握した結果、平日の「日中（8 時～15 時）」では約 52.5%の開所要望のうち約 2.0%が、平日の「夕方 1（15～17 時）」では約 48.0%の開所要望のうちサービスを提供していなかったのは約 0.9%であった。一方、平日の「夕方 2（17 時～18 時）」では約 50.6%の開所要望のうち約 15.5%が、土日の「日中（8 時～15 時）」では約 50.1%の開所要望のうち約 15.0%がサービスを提供していなかった（図表 127～図表 129）。

各事業所のサービス提供時間帯を見ると、平日の 9 時 30 分から 17 時までは約 7 割の事

業所がサービスを提供しており、17時から17時30分までは約54.6%、17時30分から18時までは約41.8%と、17時を境にサービスを提供する事業所の割合が減少する傾向が読み取れた（図表104～図表106）。また、5割以上の事業所がサービスを提供している時間帯は、平日の9時から17時30分、土日の10時から15時30分、そして祝日の10時から16時であった（図表104～図表106）。

開所要望は受けたがサービスを提供していない事業所の数が多かった上位5つの時間帯は、平日の「早朝（6時～8時）」（約20.2%）、平日の「夕方2（17～18時）」（約15.5%）、土日の「夕方2（17～18時）」（約15.5%）、土日の「日中（8時～15時）」（約15.0%）、土日の「早朝（6～8時）」（約14.5%）であった（図表127～図表129）。当時間帯について、利用者の主たるニーズとして考えられるものをクロス集計で把握した結果、いずれの時間帯についても「保護者（介護者）の就労のために開所を要望する」が約6～8割で最も割合が高く、土日の「日中（8時～15時）」では「保護者（介護者）の休息・私用のために開所を要望する」が同じ割合で最も高く、それ以外の平日・土日の時間帯では「保護者（介護者）の休息・私用のために開所を要望する」が次点であった（図表130～図表134）。一方、土日の「日中（8～15時）」については、「利用者本人の日中活動や社会交流の参加機会確保のために開所を要望する」の割合が約35.1%で他の上位5つの時間帯より高く、「保護者（介護者）の就労のために開所を要望する」の割合は6割弱で他の時間帯より低かった（図表133）。

また、日中一時支援事業所へのアンケート調査では、利用者のニーズに応じて開所日数の増加や開所時間の延長を行っている事業所は約4割であり、利用者一人に対する連続利用時間や回数の制限を設けていない事業所は約9割、当日または前日の緊急利用申請について対応できている割合は、約9割との回答があった（図表107、図表114、図表119）。これらの結果から、日中一時支援事業所は、利用者・その家族のニーズに応じた柔軟な運営を行っている実態がうかがえる。なお、日中一時支援事業所を対象としたヒアリング調査でも、体制上受け入れが困難な場合を除き、利用希望時間帯に合わせて提供時間帯を柔軟に設定しているとの回答が得られた。

⑤ 医療的ケアを必要とする者・強度行動障害の状態にある者の受け入れ

日中一時支援事業所へのアンケート調査では、医療的ケアを必要とする者を受け入れている事業所は約15.8%（1,412事業所のうち223事業所）で、受け入れている事業所における利用人数は平均1.08人であった（図表102）。医療的ケアを必要とする者の受け入れにおける課題については、約7割の事業所が「施設・設備面で受け入れが難しい」「医療的ケアの提供が難しい」と回答し、約6割が「看護職員や喀痰研修修了者など医療的ケアの実施できる職員が不足している」と回答した（図表124）。日中一時支援事業所へのヒアリング調査でも同様の課題を確認しており、必要な人員・設備が整わず医療的ケアを必要とする者の受け入れが困難であるとの回答があった。具体的には、常勤換算数で看護師2.8人を配置している事業所であっても、通院同行等の対応が重なるため医療的ケアの受け入れまでは手が回らず、受け入れにあたっては追加の職員確保が必要な状況であった。

強度行動障害の状態にある者を受け入れている事業所は約 32.3%（1,412 事業所のうち 456 事業所）で、受け入れている事業所における利用人数は平均 2.80 人であった（図表 102）。強度行動障害の状態にある者の受け入れにおける課題については、約半数の事業所が「施設・設備面で受け入れが難しい」「強度行動障害に対応できる職員（強度行動障害者支援者養成研修、行動援護従業者養成研修修了者等）が不足している」と回答していた（図表 125）。

（２）地域活動支援センター事業

① 地域活動支援センター事業の実施状況

自治体アンケート調査では、地域活動支援センター事業は地域生活支援事業の一つとして約 85.4%の自治体により実施されている。事業費については、事業費総額のうち自治体負担が約 9 割を占めており、基礎的事業が地方交付税措置されていることと相まって市町村の財政負担が高い状況がうかがえる（図表 57）。一方、利用者の自己負担額が総事業費に占める割合は 1%未満であることから、多くの利用者が費用面の負担を気にせずに利用できる仕組みになっていると推察される。

また、地域活動支援センターへのアンケート調査では、約 62.2%の事業所が相談支援事業を併設している状況が確認された（図表 139）。その背景として、Ⅰ型の地域活動支援センターの場合、地域生活支援事業実施要綱により相談支援事業の実施が必須要件となっていることが一因と考えられる。また検討委員会では、地域活動支援センターの前身が、相談支援と居場所機能を併せ持つ精神障害者地域生活支援センターであった歴史的経緯があり、その流れを受けて現在も相談業務が継続されている可能性があるとの意見が示された。併設サービスについて実施類型別にクロス集計を実施した結果、「相談支援事業」の併設割合が最も高い類型は「基礎的事業＋機能強化事業Ⅰ型」（約 87.3%）であった。「基礎的事業＋機能強化事業Ⅰ型」の場合、相談支援事業の併設が約 9 割で、全類型のうち最も多かった（図表 169）。また、「基礎的事業＋機能強化事業Ⅱ型」の場合、「就労系サービス（就労移行支援、労継続支援）」の併設（約 31.6%）と「生活介護」の併設（約 23.7%）が、全類型のうち最も多かった（図表 169）。

提供している活動やプログラムのサービスについても実施類型別のクロス集計を実施した結果、いずれの実施類型も「創作・美術活動」、「レクリエーション・スポーツ」、「相談（日常的な相談支援含む）」が提供割合の高い上位 3 つの活動に入った。実施類型ごとの特徴について、「基礎的事業＋機能強化事業Ⅰ型」が全類型のうち最も多く提供していた活動は、9 割強の「創作・美術活動」と「相談（日常的な相談支援含む）」、8 割弱の「フリースペース（オープンスペース）の提供」、約 7 割の「地域交流・ボランティア育成活動」と「ミーティング・ピアサポート」、約 6 割の「調理実習」であった（図表 170）。「基礎的事業＋機能強化事業Ⅱ型」が全類型のうち最も多く提供していた活動は、約 9 割の「レクリエーション・スポーツ」、約 3 割の「リハビリ」であり、「基礎的事業＋機能強化事業Ⅲ型」が全類型のうち最も多く提供していた活動は、約 7 割の「軽作業・生産活動」であった（図表 170）。

② 利用ニーズと事業所の対応状況

【利用者の要件】

自治体へのアンケート調査によると、約9割の自治体が、障害者手帳を持っている障害者、障害者手帳を持っていないが医師の診断等がある障害者、障害者手帳や医師による診断等がなくとも利用を希望する障害者、そして利用を希望する家族等関係者を利用対象として想定していた（図表 54）。

一方、地域活動支援センターへのアンケート調査によると、約53.4%の事業所では、運営規定において対象とする主たる障害種別を「定めている」と回答し、約46.6%の事業所では「特に定めていない」と回答していた（図表 140）。主たる障害種別を定めている約53.4%の事業所では、約8割強が「精神障害（発達障害・高次脳機能障害を含む）」、約5割強が「知的障害」、約4割強が「身体障害」、約1割強が「難病」を対象としていた（図表 141）。

【利用者の年齢層】

地域活動支援センターへのアンケート調査では、1日の平均利用者数は障害児・者合計で約11.4人、障害児は約0.21人、障害者は約10.39人であった（図表 147）。障害児の利用が少ない理由として、検討委員会では「地域活動支援センターでは個別の介助や見守りが含まれない、自立度の高い利用者向けのプログラムを提供することが多いため、障害児の選択肢として入りにくい可能性がある」との意見があった。

利用者における18～25歳の割合を見ると、約8割強の事業所が「0～10%」と回答し、「51%以上」と回答した事業所は約3.4%であった（図表 148）。このことから、一部の事業所に18～25歳の利用者が集中している状況がうかがえる。

【利用ニーズへの対応状況】

地域活動支援センターへのアンケート調査では、利用対象者やその家族からの開所要望が比較的高かった時間帯は、平日の「日中（8時～15時）」で、約7割の事業所が当該時間帯の開所要望を受けていた。また、平日の「夕方1（15時～17時）」と土日の「日中（8時～15時）」については、約5割の事業所が当該時間帯の開所要望を受けていた。曜日別の傾向としては、「平日」「土日」「祝日」の順に開所要望が高く、時間帯別では「日中（8時～15時）」「夕方1（15時～17時）」「夕方2（17時～18時）」「夜間（18時～22時）」「早朝（6時～8時）」「深夜（22時～6時）」の順に開所要望が高かった（図表 154～図表 156）。土日の「日中（8時～15時）」に対する開所要望が約49.4%、祝日の「日中（8時～15時）」に対する開所要望が約35.9%あるなか、開所日に土日祝日が含まれていると回答した事業所は約44.7%、含まれていないと回答した事業所は約55.3%であった（図表 152、図表 154～図表 156）。

開所要望のあった時間帯と実施類型のクロス集計を行い、実施類型別の傾向を比較したところ、「基礎的事業＋機能強化事業Ⅰ型」は土日と祝日の「日中（8時～15時）」についてそれぞれ約52.8%と約38.7%の開所要望を受けており、他の実施類型よりその割合が約10%pt以上高かった（図表 171～図表 175）。その背景について検討委員会では、日中は就

労や他の日中活動系サービスを利用していた利用者が、休みの日に本人のやすらぎや余暇の空間を求めて地域活動支援センターを利用する場合があるのではないかと意見が示された。

また、開所日に土日祝日が含まれるかについても実施類型ごとにクロス集計を行ったところ、「基礎的事業＋機能強化事業Ⅰ型」（約 65.9%）及び「基礎的事業＋機能強化事業Ⅱ型」（約 51.4%）では半数以上の事業所が土日祝日に開所している一方、「基礎的事業＋機能強化事業Ⅲ型」は約 75.3%が土日祝日に開所していなかった（図表 176）。検討委員会では、7割弱のⅠ型の地域活動支援センターが土日祝日に開所している背景として、精神科病院からの退院促進や施設退所後の地域生活移行の受け皿の一つとして位置づけられてきた経緯があるのではないかと意見が示された。また、7割強のⅢ型の地域活動支援センターが土日祝日に開所しない背景としては、共同作業所等の小規模作業所が前身であることから、「平日に作業をする場」という運営の原型が現在も残っているのではないかと意見が示された。開所日数を土日祝日まで増やすためには、それに見合った人件費・運営費が必要であることから、補助金が多いⅠ型であるほど土日祝日の開所を維持できる財政的基盤があるのではないかと考えられる。

また、「開所時間外の時間帯」に対する主要ニーズは、「利用者本人の日中活動や社会交流の参加機会確保のために開所を要望する」や「利用者本人の生活リズムの維持・日課づくりのために開所を要望する」といった利用者本人主体のニーズが上位に入った（図表 157～図表 158）。このことから、地域活動支援センターは本人活動の場としての性格が強いことが示唆される。検討委員会では、利用者本人の就労終了後や休日の過ごし場所としての利用されている可能性があるとの意見が示された。

【週あたり平均利用頻度】

利用者の週あたりの平均利用頻度として最も多いと考えられる頻度について、実施類型ごとのクロス集計を行ったところ、「基礎的事業＋機能強化事業Ⅰ型」と「基礎的事業＋機能強化事業Ⅱ型」については、「週 1～2 日」と回答した割合が他の頻度より高かった（それぞれ約 42.6%、約 38.4%）（図表 178）。一方、「基礎的事業＋機能強化事業Ⅲ型」と「基礎的事業のみ」については、「週 3～4 日」と回答した割合が他の頻度より高かった（それぞれ約 46.7%、約 35.0%）（図表 178）。検討委員会では、Ⅰ型やⅡ型の地域活動支援センターの平均利用頻度が比較的少ない背景として、他の介護・障害福祉サービスとの併用や就労により週 1～2 日の頻度で利用する利用者が多いのではないかと意見が示された。Ⅲ型の場合、小規模作業所を前身とする施設が多いことから、平日の週 4～5 日通所して軽作業を行う旧来の利用形態が影響し、現在も他類型に比べ平均利用頻度が多いのではないかと意見があった。

③ 医療的ケアを必要とする者・強度行動障害の状態にある者の受け入れ

医療的ケアを必要とする者の受け入れ状況については、「基礎的事業のみ」の地域活動支援センターは、医療的ケアを必要とする者を受け入れている事業所の割合が約 6.0%で、そ

の事業所における利用人数は平均 2.79 人であった。「基礎的事業＋機能強化事業Ⅰ型」はその割合が約 4.4%で利用人数は平均 4.83 人、「基礎的事業＋機能強化事業Ⅱ型」はその割合が約 8.6%で利用人数は平均 4.00 人、「基礎的事業＋機能強化事業Ⅲ型」はその割合が約 8.0%で利用人数は平均 6.85 人であった（図表 181～図表 182）。受け入れにおける課題については、約 8 割の地域活動支援センターが「施設・設備面で受け入れが難しい」「医療的ケアの提供が難しい」を課題に挙げ、約 6 割が「看護職員や喀痰研修修了者など医療的ケアの実施できる職員が不足している」と回答した（図表 166）。

強度行動障害の状態にある者の受け入れ状況については、「基礎的事業のみ」の地域活動支援センターは、強度行動障害の状態にある者を受け入れている事業所の割合が約 11.3%で、その事業所における利用人数は平均 5.27 人であった。「基礎的事業＋機能強化事業Ⅰ型」はその割合が約 4.4%で利用人数は平均 2.17 人、「基礎的事業＋機能強化事業Ⅱ型」はその割合が約 12.9%で利用人数は平均 1.56 人、「基礎的事業＋機能強化事業Ⅲ型」はその割合が約 5.0%で利用人数は平均 2.00 人であった（図表 183～図表 184）。受け入れにおける課題については、8 割弱の事業所が「施設・設備面で受け入れが難しい」「強度行動障害に対応できる職員（強度行動障害者支援者養成研修、行動援護従業者養成研修修了者等）が不足している」と回答している（図表 167）。

地域活動支援センターは、障害者総合支援法により「障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設」と位置づけられている。運営は、地方交付税及び地域生活支援事業に基づき事業所に対して自治体が補助する定額の財政措置により行われていることから、医療的ケアを必要とする者や強度行動障害の状態にある者など、手厚い個別的支援が必要な者は生活介護事業など、個別給付による支援体制が整った事業を利用する場合が多く、地域活動支援センターを利用する者は多くないのではないかという意見があった。

付録

付録1 事例のまとめ

次頁以降に、日中一時支援事業や地域活動支援センター事業を活用し、個別給付サービス利用後の夕方の時間帯に対応している事例を取りまとめている。取りまとめた事例は、本事業のアンケート調査及びヒアリング調査、加えてデスクトップリサーチから把握した情報をもとにしている。

保護者の就労継続支援等を目的に日中一時支援事業の内容を見直し、早朝・夕方加算を創設

日中一時支援事業の概要

- 目的 障害者等を一時的に預かることにより、障害者等に日中活動の場を確保すること及び障害者等の家族の一時的な支援を目的とする。
- 対象 65 歳未満（未就学児を除く）で、次のいずれかに該当する者
 - ・身体障害者手帳または療育手帳の所持者
 - ・児童相談所等の判定を受けた方
 - ・精神障害者保健福祉手帳の所持者
 - ・自立支援医療（精神通院）の受給者又は診断書等で精神障害・発達障害が確認できる方
 - ・特定医療費（指定難病）医療受給者証の所持者又は診断書等で難病が確認できる方
- 登録利用者 554 人（令和 8 年 3 月現在）
- 登録事業所 市内 16 施設、市外 22 施設（令和 8 年 3 月現在）

● 第 7 期障害福祉計画における実績量・推計値・見込み量

	実績量		推計値	見込み量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実利用者数（人）	117	155	159	163	166	167
利用回数（回）	6,856	9,673	11,408	12,450	25,232	25,384

1 個別給付サービスとの関係性

- 個別給付サービスを優先的に利用することを明示的に定めており、個別給付サービスの支給決定有無に基づいて利用者の類型を「サービス併用型」「通所型」「放課後等デイサービス併用型」に分けて運用している。
 - サービス併用型：

「生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援および通所型日中一時支援の支給決定を受け、それらのサービスを利用しない時間帯に当該サービスを利用する場合」
 - 通所型：

「生活介護、自立訓練、就労移行支援および就労継続支援の支給決定を受けず、当該サービスを利用する場合」
 - 放課後等デイサービス併用型：

「放課後等デイサービスの支給決定を受け、そのサービスを利用しない時間帯に当該サービスを利用する場合」
- ※小学生は、放課後等デイサービスを併用することが日中一時支援の利用条件

2 設計・運用における工夫点

- 送迎加算（片道 500 円）を設けている。なお、送迎のない事業所に通う「通所型」利用者（日中一時支援のみ利用）については、交通費を支給している。
 - 事業所間の移動は送迎加算の対象外となり、自宅との送迎のみ加算対象として認められる。ただし、対象者が児童である場合、教育施設からの送迎は認められる。

3 夕方の時間帯の受け皿としての役割

● 日中一時支援事業は夕方の時間帯の受け皿として**明確に位置付けられている**。

- 令和6年10月の事業見直し前から「夕方支援型」という日中一時支援の類型を設けており、他の日中サービス終了後の時間帯に利用可能な、夕方時間帯の日中一時支援を運営していた。
- 令和6年10月の事業見直しでは、特別支援学校等を卒業した後、夕方の時間帯の居場所や担い手の不足により保護者が転職を余儀なくされる状況などがあることを踏まえ、夕方の受け皿の拡充を目的として、支給単位や支給量の変更、早朝・夕方加算の創設を行っている。

● 夕方の受け皿となる事業所を増やすための取組として、**夕方加算を創設した**。

- これまでの利用実績をもとに見込み量を立て、加算創設のための予算を確保した。
- 15時から19時までの時間帯に対する夕方加算を創設し、**2時間以上の支援から加算額が大きく増加する報酬設計で、長時間の延長支援を促している**。

	通常の日中一時支援	早朝・夕方の日中一時支援																																																				
対象時間帯	時間帯に関係なく、利用時間数に応じて基本報酬が支給される。	・早朝加算：7時30分～10時30分 ・夕方加算：15時～19時																																																				
報酬単価	基本報酬の単価は以下のとおり。																																																					
	<table><tr><th>時間</th><th>基本報酬</th><th>時間</th><th>基本報酬</th></tr><tr><td>30分</td><td>1,000円</td><td>6時間30分</td><td>7,300円</td></tr><tr><td>1時間</td><td>1,500円</td><td>7時間</td><td>7,800円</td></tr><tr><td>1時間30分</td><td>1,800円</td><td>7時間30分</td><td>8,300円</td></tr><tr><td>2時間</td><td>2,000円</td><td>8時間</td><td>8,800円</td></tr><tr><td>2時間30分</td><td>3,800円</td><td>8時間30分</td><td>9,300円</td></tr><tr><td>3時間</td><td>4,300円</td><td>9時間</td><td>9,800円</td></tr><tr><td>3時間30分</td><td>4,800円</td><td>9時間30分</td><td>10,300円</td></tr><tr><td>4時間</td><td>5,000円</td><td>10時間</td><td>10,800円</td></tr><tr><td>4時間30分</td><td>5,500円</td><td>10時間30分</td><td>11,400円</td></tr><tr><td>5時間</td><td>5,800円</td><td>11時間</td><td>12,000円</td></tr><tr><td>5時間30分</td><td>6,300円</td><td>11時間30分</td><td>12,600円</td></tr><tr><td>6時間</td><td>6,800円</td><td>12時間</td><td>13,200円</td></tr></table>		時間	基本報酬	時間	基本報酬	30分	1,000円	6時間30分	7,300円	1時間	1,500円	7時間	7,800円	1時間30分	1,800円	7時間30分	8,300円	2時間	2,000円	8時間	8,800円	2時間30分	3,800円	8時間30分	9,300円	3時間	4,300円	9時間	9,800円	3時間30分	4,800円	9時間30分	10,300円	4時間	5,000円	10時間	10,800円	4時間30分	5,500円	10時間30分	11,400円	5時間	5,800円	11時間	12,000円	5時間30分	6,300円	11時間30分	12,600円	6時間	6,800円	12時間	13,200円
	時間	基本報酬	時間	基本報酬																																																		
	30分	1,000円	6時間30分	7,300円																																																		
	1時間	1,500円	7時間	7,800円																																																		
	1時間30分	1,800円	7時間30分	8,300円																																																		
	2時間	2,000円	8時間	8,800円																																																		
	2時間30分	3,800円	8時間30分	9,300円																																																		
	3時間	4,300円	9時間	9,800円																																																		
	3時間30分	4,800円	9時間30分	10,300円																																																		
	4時間	5,000円	10時間	10,800円																																																		
	4時間30分	5,500円	10時間30分	11,400円																																																		
	5時間	5,800円	11時間	12,000円																																																		
	5時間30分	6,300円	11時間30分	12,600円																																																		
6時間	6,800円	12時間	13,200円																																																			
<table><tr><th>時間</th><th>加算</th></tr><tr><td>30分</td><td>+1,000円</td></tr><tr><td>1時間</td><td>+1,100円</td></tr><tr><td>1時間30分</td><td>+4,800円</td></tr><tr><td>2時間</td><td>+6,000円</td></tr><tr><td>2時間30分</td><td>+8,000円</td></tr><tr><td>3時間</td><td>+9,000円</td></tr><tr><td>3時間30分</td><td>+9,500円</td></tr><tr><td>4時間</td><td>+10,000円</td></tr></table>		時間	加算	30分	+1,000円	1時間	+1,100円	1時間30分	+4,800円	2時間	+6,000円	2時間30分	+8,000円	3時間	+9,000円	3時間30分	+9,500円	4時間	+10,000円																																			
時間	加算																																																					
30分	+1,000円																																																					
1時間	+1,100円																																																					
1時間30分	+4,800円																																																					
2時間	+6,000円																																																					
2時間30分	+8,000円																																																					
3時間	+9,000円																																																					
3時間30分	+9,500円																																																					
4時間	+10,000円																																																					
人員配置基準	利用者10人以下の場合、サービス提供者を2人配置する必要あり。 利用者が10人を超えた場合、利用者5人ごとに1人のサービス提供者を追加配置。																																																					
加算	送迎加算（片道500円）、給食加算（420円）、入浴加算（400円）																																																					

● 事業見直し後、**利用実績が大きく増加し、早朝・夕方加算の時間帯に対応する事業所数も増加した**。

利用実績		事業見直し前			事業見直し後	
		令和4年度	令和5年度	令和6年度 (～9月)	令和6年度 (10月～)	令和7年度 (4月～1月)
全体	実利用者数（人）	155	172	162	177	240
	期間中合計利用時間（時間）	39,268	41,267	20,893	26,143	61,391
早朝・夕方加算	実利用者数（人）	—	—	—	177	240
	期間中合計利用時間（時間）	—	—	—	13,749	34,185
事業所	登録事業所	31	32	34	35	38
	請求事業所	17	17	18	19	22

個別給付サービスで拾えない時間帯の支援を目的に、令和 7 年度から早朝・夕方加算を創設

日中一時支援事業の概要

- 目的 障害者の日中における活動の場を確保し、障害者の家族の不在時における支援や、障害者を日常的に介護（養護）している家族の一時的な休息を目的とする。
- 対象 日中において介護者が不在のため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児
- 登録利用者 139 人（令和 8 年 3 月現在）
- 登録事業所 34 施設（令和 8 年 3 月現在）

第 7 期障害福祉計画における実績量と見込み量

	実績量			見込み量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
人分	53	40	45	53	53	53

1 個別給付サービスとの関係性

- 個別給付サービスを優先的に利用することを明示的に定めている。
 - 「障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス又は介護保険法に規定する介護保険サービスにおいて利用できる場合、当該サービスを優先する。」（『白河市日中一時支援ガイドライン 令和 7 年 4 月版』，1 頁）
- 令和 6 年度の報酬改定を機に、個別給付サービスとの重複請求とならない範囲で、当該サービスでは対応できない時間帯に日中一時支援事業を活用できるよう、個別給付サービス事業所における「同一敷地内での連続利用」を認めている。
 - 「同一敷地内での連続利用」の例：放課後等デイサービス事業所では、放課後等デイサービスを 5 時間（授業終了後）または 7 時間（学校休業日）提供した後、同一日に日中一時支援を提供できる。

2 設計・運用における工夫点

- 送迎加算（片道 540 円）を設けており、柔軟な運用を認めている。
 - 送迎場所について詳細な記載を求めていないため、自宅以外での送迎や事業所間送迎を対象外とすることなく、事業所が柔軟に運用できる仕組みにしている。
- 医療的ケアを必要とする利用者の受け入れを促すために、医療連携体制加算と医療的ケア対応支援加算を設けている。（重複して加算可能）
 - 医療連携体制加算：看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）が、区分 3 に該当し、かつ医療的ケアを必要とする対象者に対して日中一時支援事業を提供したとき
 - 医療的ケア対応支援加算：医療行為を必要とする状態である者にサービスを提供したとき
- 生活圏が重複している近隣地域の西白河郡（西郷村・泉崎村・中島村・矢吹町）と連携し、報酬体系や加算等の情報を共有することで、事業所の請求が容易になるよう努めている。

3 タ方の時間帯の受け皿としての役割

- 個別給付サービス利用前後の利用と、早朝・夕方加算を認めており、**事実上、夕方の時間帯の受け皿**として日中一時支援事業が機能している。
 - 個別給付サービス利用前後に同一事業所での日中一時支援の連続利用を認めている。
 - 午前8時までの時間帯（早朝）、午後5時以降の時間帯（夕方）について、30分毎に500円の加算を算定している。
- 個別給付サービス事業所で日中一時支援を利用できる**時間帯が定まっている**。
 - 生活介護や就労継続支援B型等の障害福祉サービス：各事業所における営業時間外、かつ、9:00～16:00以外の時間帯に利用可。
 - 放課後等デイサービス（授業終了後）：各事業所における営業時間外、かつ、13:00～18:00以外の時間帯に利用可。なお、放課後等デイサービスを5時間利用してから利用可。
 - 放課後等デイサービス（学校休業日）：各事業所における営業時間外、かつ、9:00～18:00以外の時間帯に利用可。なお、放課後等デイサービスを7時間利用してから利用可。
 - 児童発達支援：各事業所における営業時間外、かつ、8:30～17:30以外の時間帯に利用可。なお、児童発達支援を7時間利用してから利用可。
- 令和7年4月から早朝・夕方加算を創設し、**夕方加算が多く利用されている**。
 - 午前8時までの時間帯（早朝）と、午後5時以降の時間帯（夕方）に日中一時支援を提供したとき、30分毎に1回（500円）の加算が算定される。
 - 令和7年4月～令和8年2月間の早朝・夕方加算の利用者数は66名、夕方加算が1,183件、早朝加算が212件で、夕方の時間帯におけるニーズの高さが見られた。

	通常の日中一時支援	早朝・夕方の日中一時支援																																								
対象時間帯	時間帯に関係なく、利用時間数に応じて基本報酬が支給される。	・早朝加算：午前8時まで ・夕方加算：午後5時まで																																								
報酬単価	基本報酬の単価は以下のとおり。 <table><tr><th>基本報酬</th><th>区分1</th><th>区分2</th><th>区分3</th></tr><tr><td>1時間まで</td><td>710円</td><td>710円</td><td>710円</td></tr><tr><td>1時間を超え 4時間まで</td><td>1,270円</td><td>1,530円</td><td>1,960円</td></tr><tr><td>4時間を超え 8時間まで</td><td>2,540円</td><td>3,070円</td><td>3,920円</td></tr><tr><td>8時間を超え</td><td>3,810円</td><td>4,610円</td><td>5,880円</td></tr></table> <table><tr><th>基本報酬</th><th>同一敷地内での連続利用</th></tr><tr><td>1時間まで</td><td>610円</td></tr><tr><td>1時間を超え 2時間まで</td><td>920円</td></tr><tr><td>2時間を超え 3時間まで</td><td>1,230円</td></tr><tr><td>3時間を超え 4時間まで</td><td>1,540円</td></tr></table> ・区分1：障害児支援区分1・障害者支援区分1・障害支援区分未取得 ・区分2：障害児支援区分2・障害者支援区分2 ・区分3：障害児支援区分3・障害者支援区分3～6の者	基本報酬	区分1	区分2	区分3	1時間まで	710円	710円	710円	1時間を超え 4時間まで	1,270円	1,530円	1,960円	4時間を超え 8時間まで	2,540円	3,070円	3,920円	8時間を超え	3,810円	4,610円	5,880円	基本報酬	同一敷地内での連続利用	1時間まで	610円	1時間を超え 2時間まで	920円	2時間を超え 3時間まで	1,230円	3時間を超え 4時間まで	1,540円	加算の単価は30分を1回（500円）とし、1日の上限は4回の算定までとする。 <table><tr><th>提供時間</th><th>加算</th></tr><tr><td>20分～49分</td><td>+500円</td></tr><tr><td>50分～79分</td><td>+1,000円</td></tr><tr><td>80分～119分</td><td>+1,500円</td></tr><tr><td>120分以上</td><td>+2,000円</td></tr></table> ※利用時間の20分を超えて1回と算定。 例）40分利用は500円（1回）、 50分利用は1,000円（2回）	提供時間	加算	20分～49分	+500円	50分～79分	+1,000円	80分～119分	+1,500円	120分以上	+2,000円
基本報酬	区分1	区分2	区分3																																							
1時間まで	710円	710円	710円																																							
1時間を超え 4時間まで	1,270円	1,530円	1,960円																																							
4時間を超え 8時間まで	2,540円	3,070円	3,920円																																							
8時間を超え	3,810円	4,610円	5,880円																																							
基本報酬	同一敷地内での連続利用																																									
1時間まで	610円																																									
1時間を超え 2時間まで	920円																																									
2時間を超え 3時間まで	1,230円																																									
3時間を超え 4時間まで	1,540円																																									
提供時間	加算																																									
20分～49分	+500円																																									
50分～79分	+1,000円																																									
80分～119分	+1,500円																																									
120分以上	+2,000円																																									
加算	送迎加算（1回540円）、医療連携体制加算（1日1,280円～2,500円）、医療的ケア対応支援加算（1日1,200円）、重度障害者支援加算（1日300円）など																																									

令和 4 年度から夕方支援を開始し、個別給付サービス利用後の夕方時間帯の預け先を確保

日中一時支援事業の概要

- 目的 障害者等に日中活動の場を提供し、見守り及び障害者等の家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。
- 対象 身体障害者、知的障害者、障害児、精神障害者。障害支援区分や年齢は問わない。
- 登録利用者 739 人（令和 8 年 3 月現在）
- 登録事業所 20 施設（令和 8 年 3 月現在）

- 第 7 期障害福祉計画における実績量・推計値・見込み量

	実績量		推計値	見込み量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
人/月間	86	87	137	97	103	108

1 個別給付サービスとの関係性

- 個別給付サービスを優先的に利用することを明示的に定めている。
 - 「障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス又は介護保険法に規定する介護保険サービスにおいて利用できる場合、当該サービスを優先する。」（『日中一時支援事業の概要 平成 22 年 4 月（最終改訂令和 6 年 4 月）』, 2 頁）
 - 個別給付サービスを利用できない時間帯・場面に活用するサービスとして位置付けられている。

2 設計・運用における工夫点

- 送迎加算（片道 550 円）を設けている。
 - 事業所と居宅または学校までの送迎に加え、適切な手段により事業所の最寄駅や集合場所まで移動した場合も加算の対象として認められる。また、夕方支援の場合は、通所先の事業所への迎えも可能である。
- 医療機関（病院・診療所）又は医療型障害児入所施設により実施している日中一時支援の給付費は、基本報酬の 3 倍で設定されている。
 - 重症心身障害者等 1 人に対して 1 日につき 6 時間未満 : 12,430 円
 - 重症心身障害者等 1 人に対して 1 日につき 6 時間以上 : 18,640 円

3 タ方の時間帯の受け皿としての役割

- 日中一時支援事業はタ方の時間帯の受け皿として**明確に位置付けられている**。
 - 「保護者であるケアラーの就労機会の拡大を目的とし、生活介護等の通所施設利用後の、夕方以降の預け先を確保するため、日中一時支援事業における夕方支援を実施する。」
- 障害者の保護者等から**夕方預かりサービスを創設してほしいという声を受けて、令和4年度に日中一時支援事業による夕方支援を開始している**。
 - 夕方支援を開始する前、事業所を対象にアンケート調査を実施し、需要の有無と事業所の対応可能状況について把握した。
 - 日中一時支援事業所の指定要件について、令和4年度には生活介護等の通所施設まで対象を拡大し、令和6年度には放課後等デイサービス等の障害児通所施設にも拡大した。加えて、人員配置基準も「利用者6人に対して従事者1人以上」と設定している。これにより個別給付サービス利用後の時間帯について、日中一時支援事業の給付費で夕方支援を提供できるようになった。
 - 夕方支援の給付費は、同一事業所内で引き続き夕方支援を提供する場合、基本報酬の5割、別事業所で提供の場合は8割と設定している。

	通常の日中一時支援	個別給付サービス利用後の夕方支援																								
報酬単価	基本報酬の単価は以下のとおり。 ①医療機関（病院・診療所）又は医療型障害児入所施設以外 <table><tr><th colspan="2">基本利用</th></tr><tr><td>1日につき6時間未満</td><td>4,140円</td></tr><tr><td>1日につき6時間以上</td><td>5,180円</td></tr></table> ②医療機関（病院・診療所）又は医療型障害児入所施設により実施 <table><tr><th colspan="2">基本利用</th></tr><tr><td>重症心身障害者等1人に対して1日につき6時間未満</td><td>12,430円</td></tr><tr><td>重症心身障害者等1人に対して1日につき6時間以上</td><td>18,640円</td></tr></table>	基本利用		1日につき6時間未満	4,140円	1日につき6時間以上	5,180円	基本利用		重症心身障害者等1人に対して1日につき6時間未満	12,430円	重症心身障害者等1人に対して1日につき6時間以上	18,640円	夕方支援の単価は以下のとおり。 ①医療機関（病院・診療所）又は医療型障害児入所施設以外 <table><tr><th colspan="2">日中活動系サービス・障害児通所支援との同一日</th></tr><tr><td>同一敷地内の場合</td><td>2,070円</td></tr><tr><td>同一敷地外の場合</td><td>3,310円</td></tr></table> ②医療機関（病院・診療所）又は医療型障害児入所施設により実施 <table><tr><th colspan="2">日中活動系サービス・障害児通所支援との同一日</th></tr><tr><td>同一敷地内の場合</td><td>6,220円</td></tr><tr><td>同一敷地外の場合</td><td>9,940円</td></tr></table>	日中活動系サービス・障害児通所支援との同一日		同一敷地内の場合	2,070円	同一敷地外の場合	3,310円	日中活動系サービス・障害児通所支援との同一日		同一敷地内の場合	6,220円	同一敷地外の場合	9,940円
	基本利用																									
	1日につき6時間未満	4,140円																								
	1日につき6時間以上	5,180円																								
基本利用																										
重症心身障害者等1人に対して1日につき6時間未満	12,430円																									
重症心身障害者等1人に対して1日につき6時間以上	18,640円																									
日中活動系サービス・障害児通所支援との同一日																										
同一敷地内の場合	2,070円																									
同一敷地外の場合	3,310円																									
日中活動系サービス・障害児通所支援との同一日																										
同一敷地内の場合	6,220円																									
同一敷地外の場合	9,940円																									
加算	送迎加算（片道 550 円）、上限額管理加算（1550 円）など																									

- 開始以降、夕方支援の利用実績は伸び続け、令和5年度から令和6年度で**利用者が倍増**している。

夕方支援の利用実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数（延べ人数）	60	299	516	未定
利用量（延べ利用日数）	158	2,986	5,670	未定

生活介護等の利用後、同一敷地内で夕方時間帯の利用ができるよう、事業所要件を緩和

日中一時支援事業¹の概要

- 目的 在宅障害児（者）の**保護者又は家族の疾病、事故、就労等**の事由により、日中に監護する者がいない場合に、一時的に施設や病院で受入を行い、日中の支援を行う。
- 対象 市内に居住地を有し、短期入所の支給決定を受けたすべての**障害児・者**
（ただし、医療機関等への入所が適当である、または、専門医療機関での医療を受ける必要があると認められる者は対象者とししない）
- 登録事業所 58 施設（令和 8 年 3 月現在）

● 第 7 期障害福祉計画における見込み量と実績

月間延利用入日	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
見込み量（人日）	230	230	230	250	250	250
実績（人日）	271	243	253	249	-	-

1 個別給付サービスとの関係性

- 個別給付サービスとの**優先関係は明確に定めていないが**、日中一時支援の提供可能時間帯および利用可能時間帯について、生活介護を含む日中活動系サービス等の営業時間外と定めている。
 - 受入可能時間：「短期入所事業所の営業時間内」または「生活介護事業所の運営規程上の営業時間外（早朝・夕方以降）（宿泊は不可）」（『日中一時支援事業の概要』，1 頁）
 - 「日中活動系サービス等（※）の利用者が当該サービスの営業時間外に日中一時受入を利用する場合は、同一敷地内の日中一時支援事業所の利用可とする。※生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター」（『日中一時支援事業の概要』，1 頁）

2 設計・運用における工夫点

- 利用者からの要望を受け、**送迎加算（片道 506 円）**を設けた。
 - 送迎加算については生活介護をベースに単価・運用方式等を設定しており、自宅以外で駅などの決まった集合場所への送迎も加算対象として認めている。
 - 日中一時支援を利用する約 140 人（月平均）のうち、80 人程度が送迎加算を利用しており、送迎がないとサービスが利用できない利用者もいる。特に障害児の利用が多い。

¹ 名古屋市における日中一時支援事業の正式名称は、「日中一時受入事業」である。

3 タ方の時間帯の受け皿としての役割

- 障害福祉計画等にタ方の時間帯の受け皿として明確に位置付けられてはいないものの、個別給付サービス利用後の居場所として活用され、**事実上、タ方の時間帯の受け皿**として機能している。
 - 生活介護利用後、同じ事業所にて実施する日中一時支援でタ方の時間帯を過ごす。
 - 生活介護や放課後等デイサービス利用後、日中一時支援を実施する短期入所事業所に移動し、タ方の時間帯を過ごす。
- 住民等からタ方支援についての要望を受け、その対応策として、**生活介護事業所が営業時間外に日中一時支援を提供できるよう、事業所要件を緩和**した。
 - 事業所の登録要件を緩和し、「短期入所事業所」または「市内の生活介護事業所」であれば要件を満たすものとしている。
 - 生活介護事業所における日中一時支援事業の実施要件を、生活介護の基準より緩和されたものとしている。支援員の員数は、生活介護に係る指定上の人員の員数と別に算定するものとし、その配置は、利用者6人につき1人以上（6人を超えるごとにさらに1人を配置）とした。

	通常の日中一時支援	日中活動系サービス利用後の夕方支援					
事業所	・ 短期入所事業所の営業時間内	・ 短期入所事業所の営業時間内 ・ 生活介護事業所の営業規程上の営業時間外					
同一敷地内 利用	—	日中活動系サービス等※の利用者は当該サービスの営業時間外であれば同一敷地内の日中一時支援を利用可能。 ※生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター					
報酬単価	(1) 障害児の日額単価表は以下のとおり。						
	区分	区分1	区分2	区分3			
	4時間まで	1,334円	1,605円	2,050円			
	4時間超8時間まで	2,657円	3,220円	4,109円			
	8時間超	3,990円	4,825円	6,159円			
	(2) 障害者の日額単価表は以下のとおり。						
	区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	4時間まで	1,334円	1,334円	1,529円	1,692円	2,050円	2,418円
	4時間超8時間まで	2,657円	2,657円	3,047円	3,383円	4,109円	4,825円
	8時間超	3,990円	3,990円	4,576円	5,074円	6,159円	7,243円
(3) 重症心身障害児（者）（重症心身障害児者は、短期入所療養介護対象者のみ）							
4時間まで	6,506円						
4時間超8時間まで	13,012円						
8時間超	19,518円						
人員配置基準	・ 短期入所事業所：短期入所事業所に係る指定上の人員基準 ・ 生活介護事業所：利用者6人につき1人以上、6人を超えるごとにさらに1人を配置						
加算	送迎加算（片道 506 円）、入浴加算（日額 405 円）、医療的ケア加算（日額 2,529 円）、低所得者への食事提供加算（日額 451 円）						

- その結果、**現在4か所の生活介護事業所が営業時間外の日中一時支援を実施**しているが、タ方支援へのニーズが依然として多いため、さらなる事業所確保を目指している状況である。

日中一時支援事業を活用し、夕方の時間帯へのニーズを含む様々なニーズに柔軟に対応

事業所の概要

- 法人名 社会福祉法人ささの会
- 所在地 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保 333-1
- 提供サービス 日中一時支援事業、施設入所支援事業（定員 50 人）、生活介護事業（定員 60 人）、短期入所事業（定員 10 人）
- 従業員数 50 人（常勤 37 人・非常勤 13 人）
- 利用者数 【日中一時支援事業】 ・ 令和 6 年度の延べ利用者数：296 人日
・ 令和 7 年 4 月～12 月の延べ利用者数：371 人日

1 ニーズに応じた柔軟なサービス提供

- **利用対象者の要件は定めず、市区町村や年齢など関係なく、要望があれば受け入れている。**
 - 日中一時支援事業所として登録している市区町村の利用者を受け入れるというよりも、利用希望者が現れた際に、その受け入れのため、該当市区町村に対して日中一時支援事業所として新たに登録申請を行っている。
- **サービスの提供可能時間帯は定めず、利用要望のあった時間帯について、事業所として対応できる場合、サービスを提供している。**
 - 利用申請があった時点で、利用者の特性や利用予定を事前に把握できるため、これを基にシフトや提供体制を整えている。基本的には受け入れる方向で体制を組んでいるが、必要な支援体制を確保できない場合には、受け入れを見送ることもある。

2 利用者のニーズおよび利用状況

- **日中一時支援事業を始めたきっかけは、夕方の時間帯へのニーズに対応するためであった。**
 - 入所は希望しないが、夕方の時間帯へのニーズはあるという利用者が多く、そのニーズに応えるために平成 18 年頃から日中一時支援事業を始めた。
 - 現在（令和 8 年 1 月）も、ほとんどの利用者が夕方の時間帯までサービスを利用しており、15:30～17:00 の間の利用が全体の約 8 割を占めている。
- **当事業所における日中一時支援事業の主な利用目的は、①個別給付サービス利用後の夕方の時間帯の利用と、②入所に向けた予行練習、③緊急預かりである。**
 - ①同一法人で運営する別事業所で生活介護や就労継続支援 B 型を利用した後、日中一時支援事業を利用するパターン。保護者の就労が目的であることが多い。（当事業所でも生活介護は実施しているが、利用者のほとんどが入所しているため、個別給付サービス利用後の日中一時支援事業の利用は、別事業所からの利用者しかいない。）
 - ②当施設の短期入所・施設入所サービスの利用を希望し、それに向けた予行練習や、施設と利用者間の慣れを目的に利用するパターン。
 - ③冠婚葬祭等による保護者や家族の不在時に、一時的な預かり先として利用するパターン。

千代田区立障害者福祉センター えみふる

地域活動支援センター

特別支援学校等を卒業した利用者の夕方のニーズに対応するため、日中一時支援事業であるスマイルちよだ（千代田区独自事業）を開始

地域活動支援センターの概要

- 法人（指定管理者） 社会福祉法人武蔵野会
- 設置者 千代田区
- 所在地 東京都千代田区神田駿河台 2-5
- 提供サービス 日中一時支援（定員 1 日 10 人）、生活介護（定員 20 人）、短期入所（定員 1 日 4 人）、グループホーム（4 人）、基幹型相談支援、特定相談支援など
- 従業員数 36 人（常勤 20 人・有期雇用 6 人・派遣 10 人）
- 利用者数 【地域活動支援センター】 令和 6 年度の延べ利用者数：15,010 人
【日中一時支援】 令和 6 年度の延べ利用者数：2,072 人

1 日中一時支援事業（スマイルちよだ）を開始した経緯

- **学校卒業を控えた障害児の保護者からの要望を受け、スマイルちよだを開始した。**
 - 障害児の保護者から「学校卒業後は就労継続支援 B 型事業を利用するが、子どもの帰宅時間が早くなり、就労を継続できない。夕方の時間帯の居場所提供支援が必要」との声が千代田区に寄せられた。
 - 夕方の時間帯に対応するサービスについて千代田区からの相談を受け、大人の放課後等デイサービスをイメージした日中一時支援事業を立ち上げた。
- **スマイルちよだを本格開始するに先立ち、1 年間の試行期間を設け、実際のニーズを把握した。**
 - 平成 29 年度に日中一時支援事業を試行し、1 年間の試行期間を経て、平成 30 年 4 月 1 日より本格開始した。
 - 試行開始時に土曜実施への要望が寄せられたことから、上半期は平日の週 2 日で運営し、下半期は土曜と平日の週 2 日で運営することで、実際の利用ニーズを把握した。その結果、想定より土曜の利用希望者が少なかったため、本格開始では平日の週 5 日で提供することになった。

2 スマイルちよだの提供内容

- **スマイルちよだの定員は 1 日 10 名であり、利用者の属性（就労継続支援や生活介護等）によって 2 種類のプログラムを提供している。**
 - 「動的プログラム」
：他事業所で就労継続支援 B 型を終えた利用者が当事業所へ移動し、夕方の時間帯を過ごす場を提供する。講師プログラムや体を動かす活動を主に提供している。
 - 「静的プログラム」
：当事業所の生活介護の利用者が、日中から夕方時間帯まで過ごす場合に利用する。重度の障害を持つ利用者や車いすの利用者が多いため、リラックスできる活動を提供している。

3 利用者のニーズに対応するための工夫

- **基本 18 時までサービスを提供しており、要望によっては 20～21 時までも対応している。夕方の時間帯までサービスを提供できるようにするために、職員配置を工夫した。**
 - スマイルちよだの支援体制は、1 日の定員 10 名にあたり 4～5 名の支援員を配置している。日中一時支援事業については、地域活動支援センター、生活介護、短期入所、グループホームに関わる職員が日中一時支援にも関わっており、適宜連携して支援を行っている。
 - 通常は 18 時まで 4 階の生活介護のスペースでサービスを提供するが、保護者の就労などにより 20～21 時までの預かりニーズが発生した場合、18 時以降は 2 階の短期入所のスペースに移動し、見守りのサービスを提供する。
 - 既存職員で 18 時までサービス提供時間を伸ばすために、職員の勤務開始時間を調整した。具体的には、各職員の出勤・退勤時間を 30 分～1 時間ずつ前後させることで、プログラム開始時から 18 時までの間は必要な職員が揃うようにした。
- **利用前後の送迎サービスを求める声があり、生活介護の送迎を委託していた業者との調整を経て、生活介護の利用者だけでなく、スマイルちよだの利用者にも事業所間の移動や帰宅時の送迎サービスを提供できるようになった。**
 - 平成 30 年度の日中一時支援事業の本格開始に伴い、帰りの送迎の試行を行い、平成 31 年度から本格運行を開始している。
 - 生活介護の送迎を委託している業者と調整し、1 日の送迎提供時間を 19 時までに伸ばし、スマイルちよだ利用者の送迎も提供できるようになった。送迎車両の動線としては、生活介護の開始と終了時の送迎対応後、就労継続支援 B 型事業所に移動し日中一時支援利用者を当事業所まで送迎し、18 時には日中一時支援利用者の帰りの送迎を行う。

事例の参照先

事例ごとの参照先を以下に記載する。本事例は、以下の参照先からの情報に加え、アンケート調査およびヒアリング調査で把握した情報をもとに作成している。なお、以下の参照先はすべて令和8年3月時点で閲覧を確認できている。

自治体事例

●藤沢市

- 藤沢市（2024）, ふじさわ障がい者プラン 2026（中間見直し）, <https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/documents/20659/fujisawashogaikeikaku01keikaku.pdf>
- 藤沢市福祉部障がい者支援課（2024）, 定例記者会見資料 2024 年（令和 6 年）10 月 24 日, https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/documents/32697/20241024_01_01.pdf
- 藤沢市（2025）, 藤沢市日中一時支援事業ガイドブック 令和 7 年 12 月, <https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/documents/22594/20251209165654.pdf>
- 藤沢市ホームページ, 藤沢市の人口と世帯数, <https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/bunsho/hise/toke/jinko/jinko/index.html>

●白河市

- 白河市（2024）, 第 4 次白河市障がい者計画・第 7 期白河市障がい福祉計画・第 3 期白河市障がい児福祉計画, https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/data/doc/1714011583_doc_55_0.pdf
- 白河市（2025）, 白河市日中一時支援ガイドライン令和 7 年 4 月版
- 白河市ホームページ, 市政情報「白河市の統計：現住人口」, <https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page008687.html>

●さいたま市

- さいたま市（2024）, さいたま市障害者総合支援計画 2024～2026（令和 6～8 年度）, https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/004/001/005/pl13957_d/fil/keikaku-all-pdf.pdf
- さいたま市（2024）, 日中一時支援事業の概要, https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/004/003/006/p001638_d/fil/nicchu_gaiyou.pdf
- さいたま市, 日中一時支援（タ方支援）について, https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/004/003/006/p005129_d/fil/8.pdf
- さいたま市ホームページ, （令和 8 年 3 月 4 日発表）さいたま市の人口・世帯（令和 8 年 3 月 1 日現在）, <https://www.city.saitama.lg.jp/006/014/008/003/014/012/pl28339.html>

●名古屋市

- 名古屋市（2024）, なごや障害児者福祉プラン（名古屋市障害者基本計画（第 5 次）、第 7 期名古屋市障害福祉計画・第 3 期名古屋市障害児福祉計画）, <https://www.city.nagoya.jp/shisei/keikaku/1010462/1036407/1010474.html>
- 名古屋市（2024）, 名古屋市障害児（者）日中一時受入事業実施要綱, https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/docs_jigyosya/2024032200038/file_contents/nicchu_youkou060401.pdf
- ウェルネットなごや, 令和 6 年 4 月からの名古屋市障害児（者）日中一時受入事業について, https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/docs_jigyosya/2024032200038/
- 名古屋市ホームページ, 名古屋市の人口について, <https://www.city.nagoya.jp/shisei/toukei/1003703/1003706/1034251.html>

事業所事例

●障害者支援施設どうかん

- 社会福祉法人ささの会, 障害者支援施設どうかん, <https://sasanokai.or.jp/jigyousho/doukan/>

●千代田区立障害者福祉センターえみふる

- 社会福祉法人武蔵野会 千代田区立障害者福祉センターえみふる, 事業案内, <https://emifuru.com/service>
- 千代田区立障害者福祉センターえみふる ANNUAL REPORT 2024, <https://emifuru.com/data/202512/bin6943e51a3f308.pdf>

「地域生活支援事業における日中一時支援等の利用状況等に関する調査研究」

自治体アンケート調査票

この度弊社は厚生労働省「令和7年度障害者総合福祉推進事業」の採択を受け、「地域生活支援事業における日中一時支援等の利用状況等に関する調査研究」を実施することとなりました。

本事業は、日中一時支援事業や地域活動支援センター事業について、検討の基礎資料とするため、全国の市区町村を対象とした調査により、実態や課題等を把握するものです。
ご多忙の折大変恐縮ではございますが、貴自治体において、下記の通り調査にご協力いただけますようお願い申し上げます。

【本調査の目的】

日中一時支援事業や地域活動支援センター事業について、検討に必要な実態把握を行う

【対象】

全国の市区町村

【回答期日】

令和8年1月16日(金)

【ご回答方法】

調査票(本ファイル)にご入力の上、**令和8年1月16日(金)**までに以下のサイトにてアップロードをお願いいたします。

■ご提出先■

以下のアップロードページよりご確認ください。

アップロード ページ	https://survey-chiikiseikatsushien.researchworks.co.jp/jichitai/
---------------	---

【お問い合わせ先】

本調査の目的や内容、データの取り扱い、ご回答方法等についてご不明な点などございましたら、以下までお問い合わせください。

※ ご返信にはお時間を要する場合がございますが、順次ご返信いたしますのでご了承くださいませと幸いです

事務局	アンケート回収事務局（株式会社リサーチワークス）
メールアドレス	survey_chiikiseikatsushien@researchworks.co.jp

調査実施主体

PwCコンサルティング合同会社 公共事業部

「地域生活支援事業における日中一時支援等の利用状況等に関する調査研究」事務局

担当：東海林崇、青木佑夏、リヒゼ

1. 基本情報

問1. 貴自治体名をお答えください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

自治体名

問2. 貴自治体の人口規模をご記載ください。（最新の情報をご記載ください。）

※令和7年9月12日～9月26日に実施いたしました、
「令和7年度障害者総合福祉推進事業」の移動支援事業に係る自治体調査に
ご回答いただいている場合には、本設問へのご回答は不要です。

▼ 数値を入力してください

人口規模		人
------	--	---

問3. 貴自治体の以下手帳の保有者数をそれぞれご記載ください。

※令和7年9月12日～9月26日に実施いたしました、
「令和7年度障害者総合福祉推進事業」の移動支援事業に係る自治体調査に
ご回答いただいている場合には、本設問へのご回答は不要です。

▼ 数値を入力してください

保有者数		
身体障害者手帳		人
療育手帳		人
精神障害者保健福祉手帳		人

問4. 本事業の担当について以下ご記載ください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

事業担当部課

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

事業担当者名

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

電話番号

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

メールアドレス

問5. 貴自治体における日中一時支援事業の実施状況をお答えください。

<選択肢>

- ① 現在、実施している
- ② 現在実施していないが、過去に実施していた
- ③ これまで実施したことはない

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問6. 貴自治体における地域活動支援センター事業の実施状況をお答えください。

※基礎的事業のみの実施、機能強化事業も実施している場合のいずれも

「①現在、実施している（他市区町村との共同実施を含む）」とお答えください。

<選択肢>

- ① 現在、実施している（他市区町村との共同実施を含む）
- ② 現在実施していないが、過去に実施していた
- ③ これまで実施したことはない

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを一つ選択してください

回答
②

2. 日中一時支援の実施概要について（令和7年10月1日現在）

問7-1. 日中一時支援の実施事業所の事前登録を行っているかについてお答えください。

<選択肢>

- ① はい
- ② いいえ

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問7-2. 問7-1で「①はい」とお答えの場合、事業所の登録をするまでに実施する方法をすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 事業所からの申請受付
- ② 書類審査や基準適合の確認
- ③ 事前面談
- ④ 入札による決定
- ⑤ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答				

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑤その他」の具体的な内容

問8. 貴自治体内における、日中一時支援事業の実施事業所数（令和7年10月1日現在）をご記載ください。

※貴自治体の管内に所在する登録事業所数をご記載ください。

※半角数字入力、該当する事業所がない場合は必ず「0」をご記載ください。

※令和7年10月1日現在の数を把握されていない場合、

直近1年間以内の任意の時点で把握されている事業所数をご記載ください。

※複数の事業所を併設している場合は、それぞれに計上してください。

▼数値を入力してください

分類		事業所数	
① 貴自治体管内の登録事業所総数 ※管外に所在する事業所を除く管内登録事業所の合計			所
	② ①のうち生活介護と併設している登録事業所数		所
	③ ①のうち放課後等デイサービスと併設している登録事業所数		所
	④ ①のうち就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援）と併設している登録事業所数		所
	⑤ ①のうち日中一時支援のみの登録事業所数		所

問9. 貴自治体内における日中一時支援事業の利用者数

（利用決定を受けている障害児者数。令和7年10月1日現在）をご記載ください。

※障害種別等については、重複障害のある場合には主たる障害に計上してください。

※障害種別ごとに把握していない場合は、「障害種別不明」の表に記入をお願いいたします。

※一部の方のみ障害種別がわからない場合は、その人数を「障害種別不明」の表に記入してください。

単位：人

身体障害		障害支援区分								計 (自動算出)
		非該当/ 認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分を把握していない	
年齢	0～17歳									0
	18～39歳									0
	40～64歳									0
	65歳以上									0
	年齢を把握していない									0
計（自動算出）		0	0	0	0	0	0	0	0	

単位：人

知的障害		障害支援区分								計 (自動算出)
		非該当/ 認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分を把握していない	
年齢	0～17歳									0
	18～39歳									0
	40～64歳									0
	65歳以上									0
	年齢を把握していない									0
計（自動算出）		0	0	0	0	0	0	0	0	

単位：人

精神障害		障害支援区分								計 (自動算出)
		非該当/ 認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分を 把握して いない	
年齢	0～17歳									0
	18～39歳									0
	40～64歳									0
	65歳以上									0
	年齢を把握していない									0
計（自動算出）		0	0	0	0	0	0	0	0	

単位：人

難病等		障害支援区分								計 (自動算出)
		非該当/ 認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分を 把握して いない	
年齢	0～17歳									0
	18～39歳									0
	40～64歳									0
	65歳以上									0
	年齢を把握していない									0
計（自動算出）		0	0	0	0	0	0	0	0	

単位：人

障害種別不明		障害支援区分								計 (自動算出)
		非該当/ 認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分を 把握して いない	
年齢	0～17歳									0
	18～39歳									0
	40～64歳									0
	65歳以上									0
	年齢を把握していない									0
計（自動算出）		0	0	0	0	0	0	0	0	

- 問10. 日中一時支援事業の令和6年度における累積利用時間
 （利用決定を受けている障害児者の利用時間の総計）の内訳をご記載ください。
 ※把握していない場合は「把握していない」をお選びください
 ※自動算出結果が異なる場合（障害児または障害者の値で「把握していない」を選ばれた場合）には、正しい数値をご記載ください

▼数値を入力してください

分類	累積利用時間	
① 累積利用時間：障害児		時間
② 累積利用時間：障害者		時間
③ 累積利用時間：障害児者 ※自動算出結果が異なる場合（障害児または障害者の値で「把握していない」を選ばれた場合）には、正しい数値をご記載ください	(自動) 0	時間

↓ 「把握していない」を選択することも可能です

	時間
--	----

- 問11. 日中一時支援事業の総事業費（事業者へ委託費等として支出した金額の総計）をご記載ください。
 ※把握していない場合は「把握していない」をお選びください
 ※自動算出結果（A+B+C+D）が異なる場合（一部値が不明の場合）には、下の回答欄に正しい数値をご記載ください

▼数値を入力してください

分類	金額の総額	
① 国負担で事業者へ委託費等として支出した金額の総額（A）		円
② 都道府県負担で事業者へ委託費等として支出した金額の総額（B）		円
③ 貴自治体負担で事業者へ委託費等として支出した金額の総額（C）		円
④ 事業者が利用者から収集している金額の総額（D）		円
⑤ 事業費総額 ※自動算出結果（A+B+C+D）が異なる場合（一部値が不明の場合）には、下の回答欄に正しい数値をご記載ください	(自動) 0	円

↓ 「把握していない」を選択することも可能です

	円
--	---

問12-1. 日中一時支援について、自己負担の設定状況についてお答えください。

<選択肢>

- ① 自己負担はある
- ② 自己負担はない

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問12-2. 問12-1で「①自己負担はある」とお答えの場合、自己負担の規定について当てはまるものをお答えください。

<選択肢>

- ① 利用者によらず自己負担方法を一律に規定している
- ② 利用者によって自己負担方法が異なる
- ③ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「③その他」の具体的な内容

問12-3. 問12-1で「①自己負担はある」とお答えの場合、上限金額の設定についてお答えください。

<選択肢>

- ① 設定している（設定している金額を下記の表にお答えください）
- ② 設定していない
- ③ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ あてはまるものを全て選択してください

	1日の上限金額		円／日
	1か月の上限金額		円／月
	1年の上限金額		円／年

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「③その他」の具体的な内容

問12-4. 問12-2で「①利用者によらず自己負担方法を一律に規定している」とお答えの場合、自己負担の方法についてお答えください。

＜選択肢＞

- ① 一定割合（1割負担など）を負担
- ② 一定の利用回数を超える額について負担
- ③ 一定の利用金額を超える額について負担
- ④ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記＜選択肢＞からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「④その他」の具体的な内容

問12-5. 問12-2で「②利用者によって自己負担方法が異なる」とお答えの場合、自己負担の方法について当てはまるものすべてをお答えください。

＜選択肢＞

- ① 一定割合（1割負担など）を負担
- ② 一定の利用回数を超える額について負担
- ③ 一定の利用金額を超える額について負担
- ④ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記＜選択肢＞からあてはまるものを全て選択してください

回答				
<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「④その他」の具体的な内容

問12-6. 問12-2で「②利用者によって自己負担方法が異なる」とお答えの場合、どのような基準で利用者を分けているのかお答えください。

<選択肢>

- ① 世帯の年収による
- ② 給付対象者の状態による
- ③ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「③その他」の具体的な内容

問13. 日中一時支援事業の利用対象要件について概要をご記載ください。
（障害種別や程度、年齢、居住地など）

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「利用対象要件についての概要」の具体的な内容

問14. 貴自治体で、日中一時支援における医療的ケアを要する者及び強度行動障害を有する者の利用ニーズを把握しているかお答えください。

<選択肢>

- ① どちらについても把握している
- ② 医療的ケアを要する者についてのみ把握している
- ③ 強度行動障害を有する者についてのみ把握している
- ④ どちらについても把握していない

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問15. 貴自治体の利用要件や運用ルール等で日中一時支援事業の利用を可と定めている利用目的について、以下のうちサービスごとに該当するものすべてに○を入力し、それぞれ概要する利用者の人数（令和7年10月1日現在）が多い順に（1,2,3,・・・）と番号を振ってください。

※番号の入力は貴自治体で認識されている範囲で良く、必ずしも厳密に人数を数える必要はありません。

※いずれも該当する利用者がある項目にのみ入力すれば結構です。

日中一時支援事業の利用を可と定めている利用目的	該当箇所に○	該当する利用者が多い順に順位を選択
●個別給付サービス（生活介護, 放課後等デイサービス, 就労継続支援B型）について		
①個別給付サービス事業所が地域にない（少ない）ため、日中活動の機会確保や居場所づくりとして利用する		
②個別給付サービスの支給限度（日数）を超えて日中活動の機会や居場所を確保するために利用する		
●生活介護事業所について		
③利用希望時間が事業所の閉所時間後のとき、居場所として利用する		
④利用希望日が事業所の定休日にあたる時、居場所・活動の場として利用する		
⑤障害支援区分が生活介護の対象外または未判定であるため、日中活動の機会や居場所を確保するために利用する		
⑥障害種別等や身体状況・障害の特性をふまえて対応できる事業所が地域になく、柔軟に対応可能な日中一時支援事業を利用する		

●放課後等デイサービス事業所について		
⑦利用希望時間が事業所の閉所時間後のとき、居場所として利用する		
⑧利用希望日が事業所の定休日にあたる時、居場所・活動の場として利用する		
⑨障害種別等や身体状況・障害の特性をふまえて対応できる事業所が地域になく、柔軟に対応可能な日中一時支援事業を利用する		
●就労継続支援B型事業所について		
⑩利用希望時間が事業所の閉所時間後のとき、居場所として利用する		
⑪利用希望日が事業所の定休日にあたる時、居場所・活動の場として利用する		
⑫障害種別等や身体状況・障害の特性をふまえて対応できる事業所が地域になく、柔軟に対応可能な日中一時支援事業を利用する		
●その他		
⑬相談支援員等の助言により利用者が希望したため、利用する		
⑭その他（具体的な内容を下記にお答えください）		

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑭その他」の具体的な内容

3. 地域活動支援センター事業の実施概要について（令和7年10月1日現在）

問16. 地域活動支援センター事業について、他市区町村と共同実施している事業所があるか、また、事業所が自市区町村・他市区町村のいずれに所在しているか、下表を参照し、あてはまる番号（1～6）をお答えください。（あてはまるもの1つを選択）

※「単独実施」は1自治体のみで運用している場合、「共同実施」は他市区町村とともに運用している場合を指します。

	すべて自市区町村に 所在	自市区町村・他市区 町村の両方に所在	すべて他市区町村に 所在
単独実施している 事業所のみ	1		
単独実施・共同実施 いずれもある	2	3	
共同実施している 事業所のみ	4	5	6

<選択肢>

- ① 1
- ② 2
- ③ 3
- ④ 4
- ⑤ 5
- ⑥ 6

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問17. 貴自治体が単独実施している、または他市区町村と共同実施しておりかつ自市区町村内に所在する地域活動支援センターについて、①合計、②類型・運営主体別、③開所年数別に設置数をご記載ください。（それぞれ数値をご記載ください）

※他市区町村と共同実施しており、かつそれが他市区町村に所在している場合は「0」とカウントして、お答えください。（問16で「6」と回答している場合を含みます。）

① 合計

	施設
--	----

② 類型×運営主体別

	自治体	社会福祉法人	医療法人	NPO法人	株式会社	左記以外の 民間事業者等
1 基礎的事業のみ						
2 基礎的事業+機能強化事業Ⅰ型						
3 基礎的事業+機能強化事業Ⅱ型						
4 基礎的事業+機能強化事業Ⅲ型						
5 1～4以外の分類での実施						

(※)該当するセンターが所在していない場合は「0」をご記入ください。

(※)複数類型実施している事業所がある場合は、該当する組み合わせそれぞれにカウントしてください。

(※)Ⅰ～Ⅲ型にあてはまらない事業分類を設定し、事業を実施している場合は、「5. 1～4以外の分類での実施」にてお答えください。

③ 開所年数別

1 障害者自立支援法の施行以前(2005(平成17)年度以前)		施設
2 障害者自立支援法の施行期間(2006(平成18)年度～2012(平成24)年度)		施設
3 障害者自立支援法の施行以降(2013(平成25)年度以降)		施設
4 開所年を把握していない		施設

(※)共同作業所や小規模作業所、地域生活支援センターから、地域活動支援センター事業へ移行・転換した場合、前身となる事業所の開所年にてお答えください。

問18. 貴自治体内における、地域活動支援センターの実施事業所数（令和7年10月1日現在）をご記載ください。

※貴自治体の管内に所在する登録事業所数をご記載ください。

※半角数字入力、該当する事業所がない場合は必ず「0」をご記載ください。

※令和7年10月1日現在の数を把握されていない場合、

直近1年間以内の任意の時点で把握されている事業所数をご記載ください。

※複数の事業所を併設している場合は、それぞれに計上してください。

▼数値を入力してください

分類		事業所数	
① 貴自治体管内の登録事業所総数 ※管外に所在する事業所を除く管内登録事業所の合計			所
	② ①のうち指定一般相談支援事業所と併設している登録事業所数		所
	③ ①のうち生活介護と併設している登録事業所		所
	④ ①のうち日中一時支援事業と併設している登録事業所数		所
	⑤ ①のうち居宅介護と併設している登録事業所数		所
	⑥ ①のうち就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援）と併設している登録事業所数		所
	⑦ ①のうち医療機関（診療所等）と併設している登録事業所数		所
	⑧ ①のうち放課後等デイサービスと併設している登録事業所数		所

- 問19. 貴自治体に居住している方の地域活動支援センターの利用状況について、
貴自治体全体での令和6年度における①登録者数、②実利用者数をご記載ください。
なお、登録者や利用者がいなかった場合や令和7年度以降に開所した事業所のみ
所在している場合は「0」人とご記載ください。（それぞれ数値をご記載ください）
※他市区町村に所在する事業所を利用している自市区町村の利用者も含めてお答えください。
（他市区町村の利用者は除く）

▼数値を入力してください

居住している方の地域活動支援センターの利用状況		
①登録者数（年間／令和6年度）		人
②実利用者数（年間／令和6年度）		人

- 問20. 貴自治体において、地域活動支援センターはどのような方が利用することを
想定されているかについて、あてはまるものすべてをお答えください。

<選択肢>

- ① 障害者手帳を持っていることを必須としている
- ② 医師の診断等がある場合は、障害者手帳を持っていない障害のある方も
利用対象として想定している
- ③ 障害者手帳や医師による診断等がなくとも、利用を希望する障害のある方を
利用対象として想定している
- ④ ①～③のいずれかに加え、利用を希望する家族等関係者も含め利用対象として
想定している
- ⑤ ①～④によらず、利用を希望する方（障害のない地域住民等も含む）を
利用対象として想定している

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答				

- 問21. 貴自治体で、地域活動支援センターにおける医療的ケアを要する者及び強度行動障害を
有する者の利用ニーズを把握しているかお答えください。

<選択肢>

- ① どちらについても把握している
- ② 医療的ケアを要する者についてのみ把握している
- ③ 強度行動障害を有する者についてのみ把握している
- ④ どちらについても把握していない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問22. 地域活動支援センター事業の令和6年度における累積利用時間

（利用決定を受けている障害児者の利用時間の総計）の内訳をご記載ください。

※把握していない場合は「把握していない」をお選びください

※自動算出結果が異なる場合（障害児または障害者の値で「把握していない」を選ばれた場合）には、正しい数値をご記載ください

▼数値を入力してください

分類	累積利用時間	
① 累積利用時間：障害児		時間
② 累積利用時間：障害者		時間
③ 累積利用時間：障害児者 ※自動算出結果が異なる場合（障害児または障害者の値で「把握していない」を選ばれた場合）には、正しい数値をご記載ください	(自動) 0	時間

↓ 「把握していない」を選択することも可能です

	時間
--	----

問23. 地域活動支援センター事業の総事業費（事業者に委託費等として支出した金額の総計）をご記載ください。

※把握していない場合は「把握していない」をお選びください

※自動算出結果（A+B+C+D）が異なる場合（一部値が不明の場合）には、正しい数値をご記載ください

▼数値を入力してください

分類	金額の総額	
① 国負担で事業者に委託費等として支出した金額の総額（A）		円
② 都道府県負担で事業者に委託費等として支出した金額の総額（B）		円
③ 貴自治体負担で事業者に委託費等として支出した金額の総額（C）		円
④ 事業者が利用者から収集している金額の総額（D）		円
⑤ 事業費総額 ※自動算出結果（A+B+C+D）が異なる場合（一部値が不明の場合）には、下の回答欄に正しい数値を入れてください	(自動) 0	円

↓ 「把握していない」を選択することも可能です

	円
--	---

4. 日中一時支援と個別給付サービスとの優先関係について

問24. 個別給付サービス（生活介護, 放課後等デイサービス, 就労継続支援B型）について、優先関係もしくは供給の可否を定めたルールがあるかをお答えください。

優先関係についてお答えください。

<選択肢>

- ① 個別給付サービスを優先している
- ② 日中一時支援事業を優先している
- ③ 優先関係の定めはない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

供給の可否についてお答えください。

<選択肢>

- ① 供給が可能な場合を定めたルールがある
- ② 供給ができない場合を定めたルールがある
- ③ 供給の可否についてのルールはない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

上記のご回答について、具体的な理由や背景、ルールの内容や考え方について以下に記載ください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

具体的な理由や背景、ルールの内容や考え方

問25. 日中一時支援事業の利用者のうち、他のサービスと重複利用している者の数をご記載ください。

※把握していない場合は「把握していない」を選択ください

※複数のサービスを重複利用している場合は、それぞれに計上してください

▼数値を入力してください

分類		利用者数	
① 重複利用者の総数			人
	② ①のうち生活介護との重複利用者数		人
	③ ①のうち放課後等デイサービスとの重複利用者数		人
	④ ①のうち就労継続支援B型との重複利用者数		人

問26-1. 問24で「④個別給付サービスを優先している」とご回答いただいた方で、
 日中一時支援事業の利用者がいる場合にお伺いします。
 個別給付サービスを優先としている一方で、日中一時支援事業を利用することと
 なっている理由について、以下のうちサービスごとに該当するものすべてに○を入力し、
 それぞれ該当する利用者の人数（令和7年10月1日現在）が多い順に（1,2,3,・・・）
 と番号を振ってください。

※番号の入力は貴自治体で認識されている範囲で良く、必ずしも厳密に人数を数える
 必要はございません。

※いずれも該当する利用者がいる項目にのみ入力すれば結構です。

個別給付サービスを優先とする一方、 日中一時支援事業を利用する理由	該当箇所に○	該当する利用 者が多い順に 順位を選択
●個別給付サービス（生活介護、放課後等デイサービス、就労継続支援B型）について		
①個別給付サービス事業所が地域にないため		
②個別給付サービス事業所が人員体制等の事情により対応することができないため		
③個別給付サービスの支給限度（日数）を超えているため		
④障害支援区分が個別給付サービスの対象外または未判定であるため		
●生活介護事業所について		
⑤利用希望時間が事業所の開所時間外のため		
⑥利用希望日が事業所の定休日にあたるため		
⑦障害種別等や身体状況・障害の特性から地域で受入可能な事業所がないため		
⑧生活介護の利用目的の対象外（もしくは本来の目的とは異なる）ニーズに対応するため		

●放課後等デイサービス事業所について		
⑨利用希望時間が事業所の開所時間外のため		
⑩利用希望日が事業所の定休日にあたるため		
⑪障害種別等や身体状況・障害の特性から地域で受入可能な事業所がないため		
⑫生活介護の利用目的の対象外（もしくは本来の目的とは異なる）ニーズに対応するため		
●就労継続支援B型事業所について		
⑬利用希望時間が事業所の開所時間外のため		
⑭利用希望日が事業所の定休日にあたるため		
⑮障害種別等や身体状況・障害の特性から地域で受入可能な事業所がないため		
⑯生活介護の利用目的の対象外（もしくは本来の目的とは異なる）ニーズに対応するため		
●その他		
⑰相談支援員等の助言により利用者が希望したため		
⑱その他（具体的な内容を下記にお答えください）		

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑱その他」の具体的な内容

問26-2. 問26-1で⑦⑪⑮とお答えの場合、具体的な障害種別等をご記載ください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

具体的な障害種別等

問26-3. 問26-1で⑤⑨⑬とお答えの場合、
個別給付サービス（生活介護, 放課後等デイサービス, 就労継続支援B型）の
延長支援加算による時間外対応が困難な理由について、
以下のうちあてはまるものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 利用ニーズが少ない
- ② 事業所の職員の確保が困難
- ③ 障害福祉サービス報酬の加算単位が少ない
- ④ (放課後等デイサービスについて)延長してまで療育を行う必要性が感じられないため
- ⑤ (放課後等デイサービスについて)長時間にわたり療育を行うには
費用や人員を不足するため
- ⑥ 理由は把握していない
- ⑦ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答						

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑦その他」の具体的な内容

5. 事業所確保の取組について

問27-1. 貴自治体において、個別給付サービス事業所（生活介護, 放課後等デイサービス, 就労継続支援B型）を確保するための取組をこれまでに行ったことがある、もしくは現在行っているかについてお答えください。

<選択肢>

- ① 取組あり
- ② 取組なし

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問27-2. 問27-1で「①取組あり」と回答された場合は、取組の具体的な内容・効果・事業所の確保が進まない理由についてそれぞれご記載ください。

① 取組の具体的な内容

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

①取組の具体的な内容

② 取組の具体的な効果

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

②取組の具体的な効果

③ 事業所の確保が進まない理由

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

③事業所の確保が進まない理由

問28. 貴自治体内に個別給付サービス事業所（生活介護, 放課後等デイサービス, 就労継続支援B型）がない（少ない）と考える場合、その理由をご記載ください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

事業所がない（少ない）理由

6. 障害福祉サービス利用時間終了後の利用について

問29. 特別支援学校を卒業した後の日常生活において、日々利用する障害福祉サービス上の「生活介護」等が午後3時台などに終了する場合、余暇活動の機会や居場所が確保できず、夕方以降の時間を有意義に過ごすことが難しい（親御様にとっては、ご自身が勤務している間の預け先の確保が難しい）といった状況について、貴自治体においても同様の課題があると感じているかをお答えください。

<選択肢>

- ① 強くそう感じる
- ② ややそう感じる
- ③ どちらともいえない
- ④ あまりそうは感じない
- ⑤ 全くそう感じない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問30. 貴自治体において、日中一時支援事業所や地域生活支援センター以外に、夕方以降の時間帯に利用できる独自のサービスや自治体単独事業等があるかお答えください。

<選択肢>

- ① ある（具体的な内容を下記にお答えください）
- ② ない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「①ある」の具体的な内容

問31. 貴自治体では、問29のような状況に関して、障害児・障害者、またはその家族からのニーズは把握できていますか。当てはまるものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 年1回以上の定期的な実態調査・アンケートを障害児者、その家族、事業所等を実施し、把握できている
- ② 障害児者、その家族、事業所等へのヒアリングを継続的に実施し、把握できている
- ③ 相談支援事業所等からの情報を集約・分析し、把握できている
- ④ 学校・医療機関・就労支援機関等と定期的に会議を開催し、把握できている
- ⑤ 必要時のみ個別に情報収集し、ある程度把握できている
- ⑥ 問い合わせがあった場合にその内容を記録し、ある程度把握できている
- ⑦ その他（具体的な内容を下記にお答えください）
- ⑧ 特に把握できていない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答							

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑦その他」の具体的な内容

問32. 問29のような状況に関して、障害児・障害者、またはその家族から把握したニーズを踏まえ、貴自治体から日中一時支援事業所や地域活動支援センターに何か打診をしたことがありますか。
ある場合は、どんな内容を打診したかについてお答えください。

<選択肢>

- ① ある（具体的な内容を下記にお答えください）
- ② ない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「①ある」とお答えの場合、その具体的な内容についてご記載ください。

問33-1. 貴自治体において、問29のような状況に対して検討している対応策のうち、当てはまるものをすべてお答えください。
 なお、まだ実施していない対応策もお選びいただいて構いません。

＜選択肢＞

- ① 生活介護の延長時間の活用を推進
- ② 日中一時支援事業の活用と強化（例：夕方加算・時間延長加算の創設）
- ③ 地域活動支援センター事業の活用と強化
 （例：週に数回以上の開所や18時または19時までの開所を推奨）
- ④ 移動支援事業の活用推進
 （例：生活介護終了後、夕方の時間帯を過ごす先への移動支援の活用）
- ⑤ 医療型短期入所施設の受け入れ強化
- ⑥ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記＜選択肢＞から当てはまるものを全て選択してください

回答					

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑥その他」の具体的な内容

問33-2. 問33-1で回答したものについて、実際に実施している対応策があれば、具体的にご記載ください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「実施している対応策の詳細」

問34-1. 夕方の時間帯（例：15時～18時半）の受け皿として日中一時支援事業を位置づけているかお答えください。

<選択肢>

- ① 明確に位置付けている
- ② 事実上対応している
- ③ 対応していない
- ④ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「④その他」の具体的な内容

問34-2. 夕方の時間帯（例：15時～18時半）の受け皿として地域活動支援センターを位置づけているかお答えください。

<選択肢>

- ① 明確に位置付けている
- ② 事実上対応している
- ③ 対応していない
- ④ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「④その他」の具体的な内容

問34-3. 日中一時支援事業所における夕方の時間帯の利用に係る課題について、
当てはまるものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① その時間帯に営業している日中一時支援事業所がない／少ない
- ② 人材の確保が困難
- ③ 利用者が日中一時支援事業所へ移動してくる手段の確保が困難
- ④ 財源枠の制約がある
- ⑤ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答				

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑤その他」の具体的な内容

問34-4. 地域活動支援センターにおける夕方の時間帯の利用に係る課題について、
当てはまるものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① その時間帯に営業している地域活動支援センターがない／少ない
- ② 人材の確保が困難
- ③ 利用者が地域活動支援センターへ移動してくる手段の確保が困難
- ④ 財源枠の制約がある
- ⑤ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答				

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑤その他」の具体的な内容

問35-1. 貴自治体において、就労移行支援や就労継続支援（A型・B型）などの日中活動系サービスの利用者が、当該サービスの利用時間帯の前後に、日中一時支援を利用することを認めているかお答えください。

<選択肢>

- ① 積極的に認めている
- ② 条件付きで認めている
- ③ 認めていない
- ④ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「④その他」の具体的な内容

問35-2. 貴自治体において、就労移行支援や就労継続支援（A型・B型）などの日中活動系サービスの利用者が、当該サービスの利用時間帯の前後に、地域活動支援センターを利用することを認めているかお答えください。

<選択肢>

- ① 積極的に認めている
- ② 条件付きで認めている
- ③ 認めていない
- ④ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「④その他」の具体的な内容

問35-3. 問35-1または問35-2で「②条件付きで認めている」と回答した場合、その条件についてご記載ください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

具体的な障害種別等

問36. 貴自治体の日中一時支援事業または地域活動支援センター利用者のうち、学校卒業後の若者の割合は令和3年以降増えているかお答えください。

<選択肢>

- ① 増加している
- ② 横ばい
- ③ 減少している
- ④ 把握していない
- ⑤ 日中一時支援事業も地域活動支援センター事業も実施していない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問37-1. 問29のような状況に関して、日中一時支援事業または地域活動支援センター事業を活用した好事例がある場合、その内容を簡潔にご記載ください。

(制度、運用、事業所連携、交通支援等)

※日中一時支援事業も地域活動支援センター事業も実施していない場合は空欄で問題ございません。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

好事例

問37-2. 問34-3および問34-4で示されているような課題について、
工夫して対応しているような事例がある場合、その内容を簡潔にご記載ください。
(例：生活介護、移動支援、日中一時支援等のさまざまなサービスを掛け合わせることを
可能にすることにより対応した事例)
※日中一時支援事業も地域活動支援センター事業も実施していない場合は
空欄で問題ございません。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

工夫例

問37-3. 問37-1と問37-2でご記載いただいた内容について、
詳細をヒアリングさせていただくことは可能かお答えください。

<選択肢>

- ① はい
- ② いいえ

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

アンケートは以上です。ご回答ありがとうございました。

お手数ですが、**令和8年1月16日(金)**までに
次のアップロードページよりご提出していただくようお願いいたします。

事務局	アンケート回収事務局（株式会社リサーチワークス）
アップロードページ	https://survey-chiikiseikatsushien.researchworks.co.jp/jichitai/

「地域生活支援事業における日中一時支援等の利用状況等に関する調査研究」

日中一時支援事業所アンケート調査票

この度弊社は厚生労働省「令和7年度障害者総合福祉推進事業」の採択を受け、「地域生活支援事業における日中一時支援等の利用状況等に関する調査研究」を実施することとなりました。本事業は、日中一時支援事業について検討の基礎資料とするため、全国の日中一時支援事業所を対象とした調査により、実態や課題等を把握するものです。ご多忙の折大変恐縮ではございますが、貴事業所において、下記の通り調査にご協力いただけますようお願い申し上げます。

【本調査の目的】

日中一時支援事業について、検討に必要な実態把握を行う

【対象】

全国の日中一時支援事業所

【回答期日】

令和8年1月16日(金)

【ご回答方法】

調査票(本ファイル)にご入力の上、**令和8年1月16日(金)**までに以下のサイトにてアップロードをお願いいたします。

■ご提出先■

以下のアップロードページよりご確認ください。

アップロード ページ	https://survey-chiikiseikatsushien.researchworks.co.jp/jigyosho/
---------------	---

【お問い合わせ先】

本調査の目的や内容、データの取り扱い、ご回答方法等についてご不明な点などございましたら、以下までお問い合わせください。

※ ご返信にはお時間を要する場合がございますが、順次ご返信いたしますのでご了承ください。

事務局	アンケート回収事務局（株式会社リサーチワークス）
メールアドレス	survey_chiikiseikatsushien@researchworks.co.jp

調査実施主体

PwCコンサルティング合同会社 公共事業部

「地域生活支援事業における日中一時支援等の利用状況等に関する調査研究」事務局

担当：東海林崇、青木佑夏、リヒゼ

1. 基本情報

問0. 本調査の回答依頼をどの自治体から受けましたか。市区町村名をご記載ください。

※複数回答可

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

市区町村名

問1. 貴事業所の開設年度（西暦）をお答えください。

▼ 数値を入力してください

開設年度（西暦）	年度

問2-1. 貴事業所の所在地（都道府県）をお答えください。

プルダウンよりあてはまるものを一つ選択してください▼

所在地（都道府県）

問2-2. 貴事業所の所在地（市区町村）をお答えください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

所在地（市区町村）

問3. 該当する法人格についてお答えください。

<選択肢>

- ① 都道府県、市区町村、一部事務組合
- ② 社会福祉法人（社会福祉協議会以外）
- ③ 社会福祉法人（社会福祉協議会）
- ④ 医療法人
- ⑤ 営利法人（株式・合名・有限・合資・合同会社）
- ⑥ 特定非営利活動法人（NPO）
- ⑦ その他（社団・財団、農協、生協、学校等）

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問4. 貴事業所の日中一時支援以外の提供サービスについて、あてはまるものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 相談支援事業
- ② 生活介護
- ③ 居宅介護
- ④ 就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援）
- ⑤ 医療機関（診療所等）
- ⑥ 放課後等デイサービス
- ⑦ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答						

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑦その他」の具体的な内容

問5-1. 対象とする主たる障害種別を運営規定において定めているかについてお答えください。

<選択肢>

- ① 定めている
- ② 特に定めていない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問5-2. 問5-1で「①定めている」とお答えの場合、対象とする主たる障害種別（運営規定において定めている障害種別すべて）についてあてはまるものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 身体障害
- ② 知的障害
- ③ 精神障害（発達障害・高次脳機能障害を含む）
- ④ 難病

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答			

問6-1. 日中一時支援事業に従事する職員の配置状況について、常勤職員数と非常勤職員数をご記載ください。
 ※半角数字入力、該当する職員がない場合は必ず「0」をご記載ください。

▼数値を入力してください

配置状況		
①常勤		人
②非常勤		人

問6-2. 職員の配置状況について、職員配置数（実員数および常勤換算数）をご記載ください。
※半角数字入力、該当する職員がない場合は必ず「0」をご記載ください。

▼数値を入力してください

職員配置数	実員数		常勤換算数	
①施設長・管理者		人		人
②サービス管理責任者		人		人
③サービス提供責任者		人		人
④主任相談支援専門員		人		人
⑤相談支援専門員		人		人
⑥生活指導・支援員（生活指導員、生活相談員、生活支援員を含む）		人		人
⑦職業・作業指導員		人		人
⑧医師・歯科医師		人		人
⑨看護職員		人		人
⑩居宅介護員等		人		人
⑪管理栄養士・栄養士		人		人
⑫調理員		人		人
⑬事務員		人		人
⑭その他の職員		人		人

問6-3. 職員の資格保有状況について、保有人数をご記載ください。

※半角数字入力、該当する職員がない場合は必ず「0」をご記載ください。

▼数値を入力してください

職員の資格保有状況		
①社会福祉士		人
②精神保健福祉士		人
③介護福祉士		人
④介護支援専門員		人
⑤保育士		人
⑥理学療法士		人
⑦作業療法士		人
⑧公認心理師		人
⑨保健師		人
⑩看護師・准看護師		人
⑪学校教諭		人
⑫強度行動障害支援者養成研修		人

2. 事業概要について

貴事業所が受託または指定を受けている自治体すべての状況を加味しながらお答えください。

- 問7. 貴事業所の1日の平均利用者数（障害児・障害者）をご記載ください。
 ※令和7年10月の1か月間の利用者数を基準に、1日の平均利用者数を算定してください。
 ※半角数字入力、利用者がいない場合は必ず「0」をご記載ください。
 ※障害児・障害者を区別して人数を把握していない場合は「把握していない」をお選びください。

▼数値を入力してください

1日の平均利用者数		
① 障害児		人
② 障害者		人
③ 障害児者計 ※自動算出結果が異なる場合（障害児または障害者の値で「把握していない」を選ばれた場合）には、正しい数値をご記載ください	(自動) 0	人

↓ 「把握していない」を選択することも可能です

	人
--	---

また、18～25歳の割合は利用者全体のどの程度かお答えください。

<選択肢>

- ① 0～10%
- ② 11～30%
- ③ 31～50%
- ④ 51%以上

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問8. 医療的ケアを必要とする者、強度行動障害を有する者を受け入れている場合、それぞれの利用人数をご記載ください。

※令和7年10月現在登録されている利用人数をご記載してください。

※半角数字入力、受け入っていない場合は必ず「0」をご記載ください。

※利用人数を把握していない場合は「把握していない」をお選びください。

▼数値を入力してください

利用人数		
①医療的ケアを必要とする者		人
②強度行動障害を有する者		人

問9. 医療的ケアを必要とする者、強度行動障害を有する者を受け入れている場合、受け入れにあたり、工夫していることをご記載ください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

工夫していること

問10. 貴事業所で利用可能なサービス時間帯をご記載ください。

※利用可能な時間は1から24の半角数字で入力し、深夜の12時は0時ではなく、24時とご記載ください。

※利用可能でない場合は「0時から0時まで」とご記載ください。

記入例) 平日の8時30分～15時と18時30分～24時のみ利用可能な場合、以下の通りご記載ください。

【平日】

①利用可能な時間帯

8	時	30	分から	15	時	40	分まで
18	時	30	分から	24	時	0	分まで
0	時	0	分から	0	時	0	分まで

②利用可能な総時間（自動計算）

総	12	時間	40	分
---	----	----	----	---

【土日】と【祝日】の回答欄①②には、すべて「0」と記載

【平日】

①利用可能な時間帯

	時		分から		時		分まで
	時		分から		時		分まで
	時		分から		時		分まで

②利用可能な総時間（自動計算）

総	0	時間	0	分
---	---	----	---	---

【土日】

①利用可能な時間帯

	時		分から		時		分まで
	時		分から		時		分まで
	時		分から		時		分まで

②利用可能な総時間（自動計算）

総	0	時間	0	分
---	---	----	---	---

【祝日】

①利用可能な時間帯

	時		分から		時		分まで
	時		分から		時		分まで
	時		分から		時		分まで

②利用可能な総時間（自動計算）

総	0	時間	0	分
---	---	----	---	---

問11. 貴事業所で、利用者のニーズに対応して
開所日数を増やしたり、開所時間を延長したりしているかお答えください。

<選択肢>

- ① している
- ② していない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問12-1. 利用対象者やその家族から、開所してほしいとの要望があった時間帯を、
既に開所している時間帯も含めてすべてお答えください。

<選択肢>

【平日】

- ① 早朝（6時～8時）
- ② 日中（8時～15時）
- ③ 夕方1（15時～17時）
- ④ 夕方2（17時～18時）
- ⑤ 夜間（18時～22時）
- ⑥ 深夜（22時～6時）

【土日】

- ⑦ 早朝（6時～8時）
- ⑧ 日中（8時～15時）
- ⑨ 夕方1（15時～17時）
- ⑩ 夕方2（17時～18時）
- ⑪ 夜間（18時～22時）
- ⑫ 深夜（22時～6時）

【祝日】

- ⑬ 早朝（6時～8時）
- ⑭ 日中（8時～15時）
- ⑮ 夕方1（15時～17時）
- ⑯ 夕方2（17時～18時）
- ⑰ 夜間（18時～22時）
- ⑱ 深夜（22時～6時）

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答								

問12-2. 問12-1で選択した開所要望のあった時間帯のうち、貴事業所がサービス提供を行っていない時間帯がある場合、その時間帯における利用者の主たるニーズと考えられるものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 保護者（介護者）の就労のために開所を要望する
- ② 保護者（介護者）の休息・私用のために開所を要望する
- ③ 保護者（介護者）の通院・治療のために開所を要望する
- ④ 利用者本人の日中活動や社会交流の参加機会確保のために開所を要望する
- ⑤ 利用者本人の生活リズムの維持・日課づくりのために開所を要望する
- ⑥ 単身者の孤独や不安の軽減のために開所を要望する
- ⑦ 学校や作業所終了後の居場所づくりのために開所を要望する
- ⑧ 個別給付サービス（生活介護、放課後等デイサービス等）事業所の開所時間外の居場所づくりのために開所を要望する
- ⑨ 食事支援のために開所を要望する
- ⑩ 入浴支援のために開所を要望する
- ⑪ 緊急時の一時預かりのために開所を要望する
- ⑫ その他の理由により開所を要望する（具体的な内容を下記にお答えください）
- ⑬ 開所要望のあったすべての時間帯に対し、サービスを提供している

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答											

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑫その他の理由により開所を要望する」の具体的な内容

問13. 貴事業所での送迎サービスの提供状況についてお答えください。

<選択肢>

- ① 常に提供している
- ② 必要な場合のみ提供している
- ③ 提供していない
- ④ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答			

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「④その他」の具体的な内容

問14-1. 保護者（介護者）から当日または前日に緊急の利用申請がある頻度についてお答えください。

<選択肢>

- ① 週に複数回
- ② 週に1回程度
- ③ 月に数回程度
- ④ ほとんどない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問14-2. 問14-1の緊急利用申請に対し、利用定員超過などで受け入れを断らざるを得ない割合をご記載ください。（分母：緊急の利用申請数）

▼ 数値を入力してください

緊急利用申請を断らざるを得ない割合		
受け入れを断らざるを得ない割合		%

問15. 保護者（介護者）が日中一時支援を利用する目的で多いと考えられるもの上位3つについてお答えください。

<選択肢>

- ① 保護者（介護者）の就労
- ② 保護者（介護者）の休息・私用
- ③ 保護者（介護者）の通院・治療
- ④ 利用者本人の社会との交流・居場所の確保
- ⑤ 緊急時の一時預かり
- ⑥ きょうだい児への対応
- ⑦ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

1位	2位	3位

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑦その他」の具体的な内容

問16. 貴事業所が独自に、夕方以降のニーズに対応するために、日中一時支援以外に実施している独自のサービス等があるかについてお答えください。

＜選択肢＞

- ① 独自のサービス等がある（具体的な内容を下記にお答えください）
- ② 独自のサービス等がない

▼ 上記＜選択肢＞からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「①独自のサービス等がある」の具体的な内容

問17. 貴事業所が独自に、利用者一人に対する連続利用時間や回数の制限を設けているかどうかについてお答えください。

＜選択肢＞

- ① 設けている（具体的な内容を下記の表にお答えください）
- ② 設けていない

▼ 上記＜選択肢＞からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ あてはまるものを全て選択してください

	1か月ごとの上限金額		回／月
	1年ごとの上限回数		回／年
	連続利用時間		時間
	その他		

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「その他」の具体的な内容

3. 課題について

問18. 貴事業所を運営するなかで、課題だと感じる点をすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 人材の確保が難しい
- ② 人材の育成が難しい
- ③ 人材が定着しない
- ④ 人員の配置（勤務シフト等を含む）が難しい
- ⑤ 利用者を確保することが難しい
- ⑥ 多様化する利用者ニーズに対応できない
- ⑦ 収入の確保や資金繰りが難しい
- ⑧ 行政手続き・事務作業に負担を感じる
- ⑨ 他事業所や地域と連携できない・連携が不足している
- ⑩ 自治体報酬単価の改定や地域差への対応が難しい
- ⑪ 障害福祉サービスの提供先として認知されていない・認知度が低い
- ⑫ 特に課題はない
- ⑬ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答											

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑬その他」の具体的な内容

問19. 医療的ケアを要する者の受け入れについて、課題だと感じる点をすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 施設・設備面で受け入れが難しい
- ② 医療的ケアの提供が難しい
- ③ 看護職員や喀痰研修修了者など医療的ケアの実施できる職員が不足している
- ④ 現在の職員体制で受け入れた場合、限られた日数しかサービス提供できない
- ⑤ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答				

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑤その他」の具体的な内容

問20. 強度行動障害を有する者の受け入れについて、課題だと感じる点をすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 施設・設備面で受け入れが難しい
- ② 強度行動障害に対応できる職員（強度行動障害者支援者養成研修、行動援護従業者養成研修修了者等）が 不足している
- ③ 現在の職員体制で受け入れた場合、限られた日数しかサービス提供できない
- ④ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを全て選択してください

回答			

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「④その他」の具体的な内容

問21. 学校卒業後の18～25歳の若者の受け入れについて、課題だと感じる点をすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 支給決定（給付量）に関する自治体との調整が煩雑である
- ② 生活介護や就労系などへの移行に向けた、移行先サービスとの情報共有・連携が難しい
- ③ 児童系サービス（放課後等デイサービスなど）からの引き継ぎ情報が不足している
- ④ 生活介護や就労系などへの移行待ち状態の利用者による長期間利用に伴い、緊急レスパイト利用者の受け入れ枠が圧迫される
- ⑤ 当該利用者に特化した給付加算や補助制度がない
- ⑥ 平日夕方に利用できることについて保護者（介護者）への周知が不十分である
- ⑦ 当該利用者に合わせた個別支援計画の策定スキルが不足している
- ⑧ 児童から成人へのライフステージの変化に対応できる職員の専門性が不足している
- ⑨ 当該利用者に対応するための必要な職員数の確保が難しい
- ⑩ 当該期利用者に提供可能な活動プログラムのバリエーションが限られている
- ⑪ 送迎体制が、当該利用者の多様な利用時間や生活圏に合わせにくい
- ⑫ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを全て選択してください

回答											

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑫その他」の具体的な内容

問22-1. 特別支援学校を卒業した後の日常生活において、日々利用する障害福祉サービス上の「生活介護」等が午後３時台などに終了する場合、余暇活動の機会や居場所が確保できず、夕方以降の時間を有意義に過ごすことが難しい（親御様にとっては、ご自身が勤務している間の預け先の確保が難しい）といった状況に対して、貴事業所で実施された好事例がある場合、その内容を簡潔にご記載ください。（同一法人内で連携して対応した事例、他の法人や自治体と連携して対応した事例 等）

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

貴事業所で実施された好事例

問22-2. 問22-1のような状況に関して、課題が顕在化した事例（夕方帰宅、送迎の付き添い困難等）と改善に必要な支援は何だと考えるかについてご記載ください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

課題が顕在化した事例と改善に必要な支援

問22-3. 問22-1と問22-2でご記載いただいた内容について、詳細をヒアリング
させていただくことは可能かお答えください。

<選択肢>

- ① はい
- ② いいえ

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

アンケートは以上です。ご回答ありがとうございました。

お手数ですが、**令和8年1月16日(金)**までに
次のアップロードページよりご提出していただくようお願いいたします。

事務局	アンケート回収事務局（株式会社リサーチワークス）
アップロードページ	https://survey-chiikiseikatsushien.researchworks.co.jp/jigyosho/

「地域生活支援事業における日中一時支援等の利用状況等に関する調査研究」

地域活動支援センターアンケート調査票

この度弊社は厚生労働省「令和7年度障害者総合福祉推進事業」の採択を受け、「地域生活支援事業における日中一時支援等の利用状況等に関する調査研究」を実施することとなりました。本事業は、地域活動支援センター事業について検討の基礎資料とするため、全国の地域活動支援センターを対象とした調査により、実態や課題等を把握するものです。ご多忙の折大変恐縮ではございますが、貴センターにおいて、下記の通り調査にご協力いただけますようお願い申し上げます。

【本調査の目的】

地域活動支援センター事業について、検討に必要な実態把握を行う

【対象】

全国の地域活動支援センター

【回答期日】

令和8年1月16日(金)

【ご回答方法】

調査票(本ファイル)にご入力の上、**令和8年1月16日(金)**までに以下のサイトにてアップロードをお願いいたします。

■ご提出先■

以下のアップロードページよりご確認ください。

アップロード ページ	https://survey-chiikiseikatsushien.researchworks.co.jp/center/
---------------	---

【お問い合わせ先】

本調査の目的や内容、データの取り扱い、ご回答方法等についてご不明な点などございましたら、以下までお問い合わせください。

※ ご返信にはお時間を要する場合がございますが、順次ご返信いたしますのでご了承ください。

事務局	アンケート回収事務局（株式会社リサーチワークス）
メールアドレス	survey_chiikiseikatsushien@researchworks.co.jp

調査実施主体

PwCコンサルティング合同会社 公共事業部

「地域生活支援事業における日中一時支援等の利用状況等に関する調査研究」事務局

担当：東海林崇、青木佑夏、リヒゼ

1. 基本情報

問0. 本調査の回答依頼をどの自治体から受けましたか。市区町村名をご記載ください。

※複数回答可

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

市区町村名

問1. 貴事業所の開設年度（西暦）をお答えください。

▼数値を入力してください

開設年度（西暦）	年度

問2-1. 貴事業所の所在地（都道府県）をお答えください。

プルダウンよりあてはまるものを一つ選択してください▼

所在地（都道府県）

問2-2. 貴事業所の所在地（市区町村）をお答えください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

所在地（市区町村）

問3. 該当する法人格についてお答えください。

<選択肢>

- ① 都道府県、市区町村、一部事務組合
- ② 社会福祉法人（社会福祉協議会以外）
- ③ 社会福祉法人（社会福祉協議会）
- ④ 医療法人
- ⑤ 営利法人（株式・合名・有限・合資・合同会社）
- ⑥ 特定非営利活動法人（NPO）
- ⑦ その他（社団・財団、農協、生協、学校等）

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問4. 貴事業所の地域活動支援センター以外の
提供サービスについてあてはまるものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 相談支援事業
- ② 生活介護
- ③ 居宅介護
- ④ 就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援）
- ⑤ 医療機関（診療所等）
- ⑥ 放課後等デイサービス
- ⑦ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答						

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑦その他」の具体的な内容

問5-1. 対象とする主たる障害種別を運営規定において定めているかについてお答えください。

<選択肢>

- ① 定めている
- ② 特に定めていない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問5-2. 問5-1で「①定めている」とお答えの場合、対象とする主たる障害種別
（運営規定において定めている障害種別すべて）についてあてはまるものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 身体障害
- ② 知的障害
- ③ 精神障害（発達障害・高次脳機能障害を含む）
- ④ 難病

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答			

- 問6-1. 地域活動支援センター事業に従事する職員の配置状況について、
常勤職員数と非常勤職員数をご記載ください。
※半角数字入力、該当する職員がない場合は必ず「0」をご記載ください。

▼数値を入力してください

配置状況		
①常勤		人
②非常勤		人

問6-2. 職員の配置状況について、職員配置数（実員数および常勤換算数）をご記載ください。
※半角数字入力、該当する職員がない場合は必ず「0」をご記載ください。

▼数値を入力してください

職員配置数	実員数		常勤換算数	
①施設長・管理者		人		人
②サービス管理責任者		人		人
③サービス提供責任者		人		人
④主任相談支援専門員		人		人
⑤相談支援専門員		人		人
⑥生活指導・支援員（生活指導員、生活相談員、生活支援員を含む）		人		人
⑦職業・作業指導員		人		人
⑧医師・歯科医師		人		人
⑨看護職員		人		人
⑩居宅介護員等		人		人
⑪管理栄養士・栄養士		人		人
⑫調理員		人		人
⑬事務員		人		人
⑭その他の職員		人		人

問6-3. 職員の資格保有状況について、保有人数をご記載ください。

※半角数字入力、該当する職員がない場合は必ず「0」をご記載ください。

▼数値を入力してください

職員の資格保有状況		
①社会福祉士		人
②精神保健福祉士		人
③介護福祉士		人
④介護支援専門員		人
⑤保育士		人
⑥理学療法士		人
⑦作業療法士		人
⑧公認心理師		人
⑨保健師		人
⑩看護師・准看護師		人
⑪学校教諭		人
⑫強度行動障害支援者養成研修		人

2. 事業概要について

貴事業所が受託または指定を受けている自治体すべての状況を加味しながらお答えください。

問7. 貴事業所の実施類型をお答えください。

<選択肢>

- ① 基礎的事業のみ
- ② 基礎的事業＋機能強化事業Ⅰ型
- ③ 基礎的事業＋機能強化事業Ⅱ型
- ④ 基礎的事業＋機能強化事業Ⅲ型
- ⑤ ①～④以外の分類での実施

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

- 問8. 貴事業所の定員をご記載ください。（令和7年10月現在）
※半角数字入力、定員がない場合は必ず「0」をご記載ください。

▼数値を入力してください

定員数		人
-----	--	---

- 問9. 貴事業所の1日の平均利用者数（障害児・障害者）をご記載ください。
※令和7年10月の1か月間の利用者数を基準に、1日の平均利用者数を算定してください。
※半角数字入力、利用者がいない場合は必ず「0」をご記載ください。
※障害児・障害者を区別して人数を把握していない場合は「把握していない」をお選びください。

▼数値を入力してください

1日の平均利用者数		
①障害児		人
②障害者		人
③障害児者計 ※自動算出結果が異なる場合（障害児または障害者の値で「把握していない」を選ばれた場合）には、正しい数値をご記載ください	(自動) 0	人

↓ 「把握していない」を選択することも可能です

	人
--	---

また、18～25歳の割合は利用者全体のどの程度かお答えください。

<選択肢>

- ① 0～10%
- ② 11～30%
- ③ 31～50%
- ④ 51%以上

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

- 問10. 医療的ケアを必要とする者、強度行動障害を有する者を受け入れている場合、それぞれの利用人数をご記載ください。
- ※令和7年10月現在登録されている利用人数をご記載してください。
- ※半角数字入力、受け入っていない場合は必ず「0」をご記載ください。
- ※利用人数を把握していない場合は「把握していない」をお選びください。

▼数値を入力してください

利用人数		
①医療的ケアを必要とする者		人
②強度行動障害を有する者		人

- 問11. 医療的ケアを必要とする者、強度行動障害を有する者を受け入れている場合、受け入れにあたり、工夫していることをご記載ください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

工夫していること

問12-1. 貴事業所の週あたりの平均開所日数と1日あたりの平均開所時間をご記載ください。
※令和7年10月を基準に平均を算定してください。

▼数値を入力してください

①平均開所日数		日
②平均開所時間		時間

問12-2. 貴事業所の開所日に土日祝日が含まれているかについてお答えください。

<選択肢>

- ① 土日祝日が含まれている
- ② 土日祝日が含まれていない

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問13. 貴事業所で、利用者のニーズに対応して
開所日数を増やしたり、開所時間を延長したりしているかお答えください。

<選択肢>

- ① している
- ② していない

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問14-1. 利用対象者やその家族から、開所してほしいとの要望があった時間帯を、既に開所している時間帯も含めてすべてお答えください。

<選択肢>

【平日】

- ① 早朝（6時～8時）
- ② 日中（8時～15時）
- ③ 夕方1（15時～17時）
- ④ 夕方2（17時～18時）
- ⑤ 夜間（18時～22時）
- ⑥ 深夜（22時～6時）

【土日】

- ⑦ 早朝（6時～8時）
- ⑧ 日中（8時～15時）
- ⑨ 夕方1（15時～17時）
- ⑩ 夕方2（17時～18時）
- ⑪ 夜間（18時～22時）
- ⑫ 深夜（22時～6時）

【祝日】

- ⑬ 早朝（6時～8時）
- ⑭ 日中（8時～15時）
- ⑮ 夕方1（15時～17時）
- ⑯ 夕方2（17時～18時）
- ⑰ 夜間（18時～22時）
- ⑱ 深夜（22時～6時）

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答								

問14-2. 問14-1で選択した開所要望のあった時間帯のうち、貴事業所がサービス提供を行っていない時間帯がある場合、その時間帯における利用者の主たるニーズと考えられるものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 保護者（介護者）の就労のために開所を要望する
- ② 保護者（介護者）の休息・私用のために開所を要望する
- ③ 保護者（介護者）の通院・治療のために開所を要望する
- ④ 利用者本人の日中活動や社会交流の参加機会確保のために開所を要望する
- ⑤ 利用者本人の生活リズムの維持・日課づくりのために開所を要望する
- ⑥ 単身者の孤独や不安の軽減のために開所を要望する
- ⑦ 学校や作業所終了後の居場所づくりのために開所を要望する
- ⑧ 個別給付サービス（生活介護、放課後等デイサービス等）事業所の開所時間外の居場所づくりのために開所を要望する
- ⑨ 就労支援のために開所を要望する
- ⑩ 生活相談のために開所を要望する
- ⑪ その他の理由により開所を要望する（具体的な内容を下記にお答えください）
- ⑫ 開所要望のあったすべての時間帯に対し、サービスを提供している

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答											

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑪その他の理由により開所を要望する」の具体的な内容

問15. 利用者の週あたりの平均利用頻度として最も多いものは何か、お答えください。

<選択肢>

- ① 週5日以上
- ② 週3～4日
- ③ 週1～2日
- ④ 週1日未満
- ⑤ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑤その他」の具体的な内容

問16. 貴事業所で提供している活動サービスをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 創作・美術活動
- ② レクリエーション・スポーツ
- ③ ミーティング・ピアサポート
- ④ 軽作業・生産活動
- ⑤ 調理実習
- ⑥ 地域交流・ボランティア育成活動
- ⑦ 相談（日常的な相談支援含む）
- ⑧ リハビリ
- ⑨ フリースペース（オープンスペース）の提供
- ⑩ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答									

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑩その他」の具体的な内容

問17. 貴事業所が独自に、夕方以降のニーズに対応するために、地域活動支援センター以外に実施している独自のサービス等があるかについてお答えください。

<選択肢>

- ① 独自のサービス等がある（具体的な内容を下記にお答えください）
- ② 独自のサービス等がない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「①独自のサービス等がある」の具体的な内容

問18. 学校卒業後の18～25歳の利用者が地域生活へ円滑に移行できるよう、独自の支援プログラムや個別相談を実施しているかお答えください。

<選択肢>

- ① 実施している（具体的な内容を下記にお答えください）
- ② 実施していない

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「①実施している」の具体的な内容

3. 課題について

問19. 貴事業所を運営するなかで、課題だと感じる点をすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 人材の確保が難しい
- ② 人材の育成が難しい
- ③ 人材が定着しない
- ④ 人員の配置（勤務シフト等を含む）が難しい
- ⑤ 利用者を確保することが難しい
- ⑥ 多様化する利用者ニーズに対応できない
- ⑦ 収入の確保や資金繰りが難しい
- ⑧ 行政手続き・事務作業に負担を感じる
- ⑨ 他事業所や地域と連携できない・連携が不足している
- ⑩ 自治体報酬単価の改定や地域差への対応が難しい
- ⑪ 障害福祉サービスの提供先として認知されていない・認知度が低い
- ⑫ 特に課題はない
- ⑬ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答											

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑬その他」の具体的な内容

問20. 医療的ケアを要する者の受け入れについて、課題だと感じる点をすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 施設・設備面で受け入れが難しい
- ② 医療的ケアの提供が難しい
- ③ 看護職員や喀痰研修修了者など医療的ケアの実施できる職員が不足している
- ④ 現在の職員体制で受け入れた場合、限られた日数しかサービス提供できない
- ⑤ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答				

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑤その他」の具体的な内容

問21. 強度行動障害を有する者の受け入れについて、課題だと感じる点をすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 施設・設備面で受け入れが難しい
- ② 強度行動障害に対応できる職員（強度行動障害者支援者養成研修、行動援護従業者養成研修修了者等）が不足している
- ③ 現在の職員体制で受け入れた場合、限られた日数しかサービス提供できない
- ④ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答			

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「④その他」の具体的な内容

問22. 学校卒業後の18～25歳の若者の受け入れについて、課題だと感じる点をすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 相談支援事業所が、就労系サービスに移行するまでの期間をつなぐ選択肢として認識・推奨していない場合がある
- ② 成人期の就労系サービスとの連携方法が確立されていない
- ③ 児童系サービス（放課後等デイサービスなど）からの引き継ぎ情報が不足している
- ④ 就労系サービス等への移行を専門的に支援するための職員配置や財政的な加算・補助制度がない
- ⑤ 児童から成人へのライフステージの変化に対応できる職員の専門性が不足している
- ⑥ 当該利用者に対応するための必要な職員数の確保が難しい
- ⑦ 当該利用者に提供可能な活動プログラムのバリエーションが限られている
- ⑧ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答							

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑧その他」の具体的な内容

問23-1. 特別支援学校を卒業した後の日常生活において、日々利用する障害福祉サービス上の「生活介護」等が午後3時台などに終了する場合、余暇活動の機会や居場所が確保できず、夕方以降の時間を有意義に過ごすことが難しい（親御様にとっては、ご自身が勤務している間の預け先の確保が難しい）といった状況に対して、貴事業所で実施された好事例がある場合、その内容を簡潔にご記載ください。（同一法人内で連携して対応した事例、他の法人や自治体と連携して対応した事例 等）

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

貴事業所で実施された好事例

問23-2. 問23-1のような状況に関して、課題が顕在化した事例（夕方帰宅、送迎の付き添い困難等）と改善に必要な支援は何だと考えるかについてご記載ください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

課題が顕在化した事例と改善に必要な支援

問23-3. 問23-1と問23-2でご記載いただいた内容について、詳細をヒアリングさせていただくことは可能かお答えください。

<選択肢>

- ① はい
- ② いいえ

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

アンケートは以上です。ご回答ありがとうございました。

お手数ですが、**令和8年1月16日(金)**までに
次のアップロードページよりご提出していただくようお願いいたします。

事務局	アンケート回収事務局（株式会社リサーチワークス）
アップロードページ	https://survey-chiikiseikatsushien.researchworks.co.jp/center/

令和 7 年度障害者総合福祉推進事業 指定課題 29
地域生活支援事業における日中一時支援事業等の利用状況等に関する調査研究
事業報告書

発行日：令和 8 年 3 月
発行：PwC コンサルティング合同会社